

会 議 録 目 次

令和 2 年第 4 回曾於市議會臨時会

会期日程	1
○11月27日（金）	
議事日程第 1 号	3
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
承認案第 6 号	5
議案第82号、議案第83号	11
議案第84号	19
議案第85号～議案第90号	21
高校跡地利活用調査特別委員会委員の定数の変更について	27
高校跡地利活用調査特別委員会委員の選任について	27
閉 会	27

会 議 録 目 次

令和 2 年第 4 回曾於市議會定例会

会期日程	29
○12月 4 日（金）	
議事日程第 1 号	31
開 会	33
開 議	33
会議録署名議員の指名	33
会期の決定	33
議長諸般の報告	33
市長の一般行政報告	33
同意案第23号	34
議案第104号	37
議案第91号～議案第110号	37
散 会	43
○12月 8 日（火）	
議事日程第 2 号	45
開 議	47
一般質問	
宮迫 勝 議員	47
渡辺 利治 議員	64
迫 杉雄 議員	78
伊地知厚仁 議員	99
散 会	117
○12月 9 日（水）	
議事日程第 3 号	119
開 議	121
一般質問	
徳峰 一成 議員	121
松ノ下いずみ議員	140
今鶴 治信 議員	152
岩水 豊 議員	168
散 会	185

○12月11日（金）

議事日程第4号	187
開 議	190
議案第91号	190
議案第92号	190
議案第93号～議案第95号	197
議案第96号～議案第98号	204
議案第99号	205
議案第100号、議案第101号	206
議案第102号	206
議案第103号	207
議案第104号	214
議案第105号	216
議案第106号～議案第108号	225
議案第109号、議案第110号	226
散 会	226

○12月22日（火）

議事日程第5号	227
開 議	230
議案第91号	230
議案第92号	231
議案第93号～議案第95号	233
議案第96号～議案第98号	237
議案第99号	241
議案第100号、議案第101号	241
議案第102号	245
議案第103号	248
議案第104号	250
議案第105号	252
議案第106号～議案第108号	259
議案第109号、議案第110号	262
議案第111号	264
閉会中の継続調査申出について	270
議員派遣の件	270
議員辞職の件	271

文教厚生常任委員会委員長の互選	272
曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	273
高校跡地利活用調査特別委員会委員の補充選任について	274
閉　　会	274

令和2年第4回曾於市議會臨時会

会 期 日 程

令和 2 年第 4 回曾於市議會臨時會會期日程

會期 1 日間

月	日	曜	會 議	摘 要
1 1	2 7	金	本 會 議	○開會 ○會議錄署名議員の指名 ○會期の決定 ○議案の上程・審議・表決 ○特別委員會委員の定数の変更 ○特別委員會委員の選任 ○閉會

令和2年第4回曾於市議會臨時会

令和2年11月27日

(第1日目)

令和 2 年第 4 回曾於市議会臨時会会議録（第 1 号）

令和 2 年 11 月 27 日（金曜日）

午前 10 時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 承認案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度曾於市一般会計補正予算（第 7 号））

（以下 2 件一括議題）

第 4 議案第 82 号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

第 5 議案第 83 号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

第 6 議案第 84 号 令和 2 年度曾於市一般会計補正予算（第 8 号）について

（以下 6 件一括提案）

第 7 議案第 85 号 令和 2 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

第 8 議案第 86 号 令和 2 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

第 9 議案第 87 号 令和 2 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

第 10 議案第 88 号 令和 2 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）について

第 11 議案第 89 号 令和 2 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 3 号）について

第 12 議案第 90 号 令和 2 年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

第 13 高校跡地利活用調査特別委員会委員の定数の変更について

第 14 高校跡地利活用調査特別委員会委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1 番	重 久 昌 樹	2 番	松ノ下 いずみ	3 番	鈴 木 栄 一
4 番	岩 水 豊	5 番	渕 合 昌 昭	6 番	上 村 龍 生
7 番	宮 迫 勝	8 番	今 鶴 治 信	9 番	九 日 克 典
10 番	伊地知 厚 仁	11 番	原 田 賢一郎	12 番	山 田 義 盛
13 番	大川内 富 男	14 番	渡 辺 利 治	15 番	海 野 隆 平
16 番	久 長 登良男	17 番	谷 口 義 則	18 番	迫 杉 雄
19 番	徳 峰 一 成	20 番	土 屋 健 一		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 梅 木 康
主 任 富 田 洋 一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（29名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	内 山 和 浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳 留 弘	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	岩 元 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会計管理者・会計課長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
大隅支所産業振興課長	高 野 和 夫		
大隅支所建設水道課長	平 原 秀 人		
財部支所建設水道課長	上 集 基 志		

開会 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより、令和2年第4回曾於市議会臨時会を開会いたします。

○議長（土屋健一）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土屋健一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において宮迫勝議員及び今鶴治信議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日11月27日の1日限りといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 承認案第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度曾於市一般会計補正予算（第7号））

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、承認案第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度曾於市一般会計補正予算（第7号））を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第3、承認案第6号、専決処分の承認を求めることについて、説明をいたします。

本案は、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第7号）を地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年10月19日付けで専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の専決処分であります。歳入については、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業採択による国県支出金や市債等の増が主なものです。

歳出については、農道整備事業の防災対策事業に伴う農道のり面防護工事や砂防費における災害関連地域防災がけ崩れ対策工事の増が主なものです。

この結果、歳入歳出予算の補正額は1億7,032万7,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ348億256万8,000円となりました。

以上で、日程第3、承認案第6号を説明いたしましたので、よろしく御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

ただいま市長報告にありましたように1億7,032万7,000円の建設課、耕地課を中心とした専決処分ですが、この予算の内容に沿って4点質問いたします。

この1億7,032万7,000円の中で農道整備が4,056万3,000円、市道整備が2,350万円、砂防関係が6,800万円、土木災害が3,826万4,000円ですが、これの執行状況と最終的な執行見込みについて説明をしてください。結果として専決処分とならざるを得なかったようでありますけれども、その理由について冒頭に説明をしてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

なぜ専決処分したのかということですが、本来ならばこの12月議会に提案すべき一般的な考え方ですけど、今回の災害を1日も早く復旧するために、そのためのいろんな手順がありましたので、このような形での提案ということになりました。あと詳しいことについては各担当課長から答弁させます。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、お答えします。

まず、耕地課関係でございますけれども、委員会説明資料のほうは12ページになるかと思います。農道整備事業の防災対策事業でございます。今回3路線のり面の防護工事をお願いしているところでございまして、まず大隅の入角線、それから

大隅の新田場線、それと末吉の坂元線でございますけれども、のり面がそのまま放置しますと崩壊する恐れがございますので、今回モルタル吹付を行うものでございます。末吉の坂元線につきましては、もう既に入札を行いまして昨日契約、工期が本日から来年の3月22日までとなっているところでございます。

それから、大隅の入角線、新田場線につきましては、年内に発注を行いまして、来年の4月、5月の梅雨前までには完了予定でございます。

以上でございます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、建設課分について説明いたします。

予算説明資料の13ページの緊急自然災害防止対策事業でございますが、これにつきましては9月議会で質問のありました大隅の河原飛佐線ののり面の災害復旧でございます。これについても専決処分をお願いした原因につきましては、早期発注するのに伴います早期完成を目指すということでお願いをしたところでございます。可能な限り、来年の梅雨前までには完成できればと思っているところでございます。

それから、砂防費の中の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業でございますが、これにつきましては、3地区でございます。末吉の南之郷の中坂元地区、それから諏訪方の中原地区、それから大隅の内山地区、3件でございます。これにつきましては、まだ国からの内示はないところでございますが、打ち合わせをする中でこれにつきましても早期発注するのに伴う早期完成を目指すということで予定しているところでございます。12月中に測量委託等の発注をいたしまして、これにつきましても梅雨前、台風襲来前の工事を終えるということを目的に専決処分をお願いしたところであります。

それから、現年発生公共土木施設災害復旧費につきましても、今回台風10号によります財部の西村閉山田線が道路の決壊がありましたので、これに伴う公共土木災害施設の工事を1件、それからそのほか災害応急作業委託料につきましても、併せまして河川5件、道路109件をお願いするところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの課長から説明がありましたけれども、特にこの農道関係と市道関係は財源内訳が国県等の補助はなくて、一般財源等、特に財政調整基金の地方債で充てております。2回目の質問でありますけれども、市としてこうした農道、並びに市道についてどこまで個別の災害について対応はできるか、対応するかという見極めですね。というのは、こういった規準、考え方に基づいて、一応予算計上しているわけでしょうか。今回を含めて災害があったとあって、全てが災害復旧の対象とはな

っていないと思うんです。今回提案された点については、この地方債、一般財源を使ってどこまでこうした市の予算対応ができるのか、その考え方、見極めについての基本的な考え方を示していただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市道が災害によって崩れた場合は、当然ながら国の災害の対象となります。そうではなくて、市道の上の部分に住宅がなかったり、単なる崖の崩れによってそれが市道に崩土したというときには、今まではその崩土分は市のほうで除去しておりましたが、この間いろんなそういう現場もありまして国に対していろいろと要望をいたしてきました。その中で、今回もありますように、何件か補助になったところもあります。まだまだ補助にならないところについて、9月議会で市独自の農家支援の単独事業を出しましたが、全て住民の要望に沿えない部分もありますけど、なるべく補助事業になるような形での努力は引き続き、担当課としても進めていきたいと思います。

あと、建設課、耕地課長、答弁がありましたら答弁させたいと思います。

○建設課長（新澤津順郎）

それではお答えいたします。

この公共土木災害につきまして、議員も御承知のとおり、公共土木施設災害復旧国庫負担法に基づいて、復旧するということになります。また、今回の緊急自然災害防止対策事業につきましては、国県とこの間協議を進めてきたわけですが、防災減災国土強靱化のための3か年緊急対策というのがございまして、これ等の兼ね合いもあり、国県と協議を重ね採択にこぎ着けたところでございます。

また、災害関連地域防災がけ崩れ事業につきましては、今回の梅雨前線豪雨につきましては、激甚災害に指定されたところであります。この激甚災害に指定された上で、今回放置すると人家2戸以上の倒壊等の著しい被害を及ぼす危険性があるということで、これにつきましても国県と協議を重ねながら今回採択を受けたところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

すっきりせんですけど、3回目でありますので。もう1回繰り返し同じ質問でありますけれども、一応本年度建設課、あるいは耕地課でも関連する道路やあるいは対象地区が災害にあった。もちろんその中で国県の補助を受けられるそうした災害復旧もあります。基本的には私これを質問しているんじゃないですよ。ただ、いろんな諸条件でそれにこの要件に合わない事業については市単独で起債も含めて予算提案を今回もいたしております。このこと自体はもちろんいいことなんですね、住

民から見たら。その場合に、一方において、今回の予算措置を含めて、やはり災害復旧ができなかった点も2人の課長あるでしょう。ありますよね、いっぱいね。特に、この市道等に直接触れない部分については。あるいは河川等に触れない部分については。今回の予算提案を含めて、この市のほうで復旧ができる場合と今現在できない場合は、市としては建設課、耕地課、何を基本的に目安として判断しているんですかという単純な質問なんです。そのための要綱含めてしっかりと整理がされていますかということなんです。加えて言いますと、今回の予算提案で若干の要綱の手直し、見直しを行ったんですかということを含めて。やはり行政でありますから、一般市民から見て、あるいは議会から見て公平性がなければいけませんので、その辺りはしっかりと市のほうで必要な要項等を含めて。災害復旧の場合も、ここまではできます、ここまではできませんということも含めて。やはり整備する必要があるんじゃないかって。

私が見たところ、例えば3年前、あるいは5年、10年前に比べて、市の対応もだいぶ変わってきております。いい方向に変わってきていますけれども、過程にあると思うんですね、まだ。その過程にあると。その点で、今日現在の段階での耕地課、建設課のその目安、見極めについての基本的な考え方を一応聞きたいと思うんです。

以上ですが。

○市長（五位塚剛）

この間の台風・集中豪雨によって災害がいろいろと発生しておりますけど、全て100%その災害を市を含めて、県国の事業に乘せることはできません。当然ながら個人の財産所有ものは壊れたものについては、これは救済できない部分があります。それを含めて何らかの対策で市独自でできないかということで、本当に全体からすると少ないですけど、独自の提案もいたしました。

今後、私たちも引き続き市民のいろんな財産を守るという役目がありますけど、努力はしてまいりたいというふうに思います。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、耕地課関係についてお答えいたしたいと思います。耕地課関係の災害につきましては、国の法律でいいますと暫定法という法律がございまして、それにのっとって事業を実施しておりますけれども。その暫定法、国の災害に復旧事業に乗らない部分につきましては、農地では市の単独の農地災害復旧事業補助金というのがございます。これは市のほうが8割補助しまして、受益者の農家さんの負担が2割というような事業でございます。国の災害は工事費で40万円以上が対象になりまして、それ以下の部分、10万円以上40万円未満の農地災害につきましては、市のほうで8割支援をしているような事業がございます。これはもう要項があるところで

ございます。

以上でございます。

○建設課長（新澤津順郎）

建設課分につきましても耕地課と変わりませんが、公共土木施設の災害におきましては60万円以上となっております。その60万円未満につきましては、市の単独災害復旧事業で可能な限り救済する措置を取っているところでございます。これにつきましては、一般単独災害復旧事業ということで、財政課とも話をしまして起債対象として事業を実施しているところでございます。

また、先ほど市長も申しましたが、宅地につきましては今回宅地関連等災害復旧事業費補助金交付要綱というのを設置しまして、これにつきましても宅地災害の救済に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。

よって、承認案第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

これより、承認案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。

よって、承認案第6号は承認することに決しました。

日程第4 議案第82号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第83号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第4、議案第82号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について及び日程第5、議案第83号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第4、議案第82号から日程第5、議案第83号までを一括して説明をいたします。

まずは、日程第4、議案第82号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について説明をいたします。国家公務員については、令和2年10月7日の人事院勧告により、期末手当の改訂を行い、同月28日の人事院報告で月例給与の改訂を行わないことが示され、特別職の国家公務員についてもこれに準ずることとされました。

これにならい、本市においても曾於市特別職の職員及び議会議員の期末手当等の改訂を行うものであります。

第1条による曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正と第3条による曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正は12月に支給する特別職及び議会議員にかかわる期末手当の支給割合を100分の160から100分の155に、0.05か月分の引き下げを実施するもので、令和2年12月分から適用するものです。

第2条による曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、第4条による曾於市市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正は第1条及び第3条による改正で、引き下げられる期末手当の支給割合を均等に

割り振るもので、令和3年4月1日から施行するものです。

次に、日程第5、議案第83号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について説明をいたします。

国家公務員については、令和2年10月7日の人事院勧告により、期末手当の改訂を行い、同月28日の人事院報告で月例給与の改訂は行わないことが示されました。本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、勧告の基礎となる民間の給与の実態調査が例年より遅れて実施され、ボーナスについては国家公務員と民間事業所との支給水準の均衡を図るため、引き下げの勧告が行われ、月例給については格差が小さいため据え置きとする報告が行われました。

本市においても人事院勧告に準じて、期末手当等の改訂を行うものであります。

第1条による曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正は同条例第17条第2項に規定する一般職員に関わる12月期の期末手当に関わる支給割合を0.05月分引き下げ、令和2年12月分から適用するものです。

第2条に曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正は、第1条による改正で引き下げられる期末手当の支給割合を均衡に割り振るもので、令和3年4月1日から施行するものです。

以上で、日程第4、議案第82号から日程第5、議案第83号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

今回のこの臨時議会における提案は前もってお聞きしましたところ、今年の12月10日支給の期末手当がこの一応間に合わないための臨時議会での条例改正等の提案であるという説明でございます。これを踏まえて質問いたします。

審議はこの特別会計とは別個に審議はされるようでありますけれども、全て特別会計もこの職員等の期末手当の条例改正等に伴う内容でございますので、まとめて総括的に質問いたします。

まず、質問でありますけれども、ただいま市長の答弁にもありましたけれども、人事院勧告に基づくのが基本となっております。人事院勧告ではこの期末手当だけが削減の対象となっていたのでしょうか。給与関係は全く人事院勧告は触れていないのでしょうか。触れていなかったとしたらなぜ触れなかったのか。これが質問の第1点であります。

第2点目は、今回提案された条例改正等は本市の場合が市の職員とそれから市の4役、並びに私たち議会の大きくは3つの条例改正等とそれに伴う補正予算の提案

であります。間違いでなければ確認方々の答弁をお願いいたします。ですから、職員は356名であります、対象となるのは再任が8名、あるいは会計年度職員がパートが126名、フルタイム62名は今回のこの期末手当の削減の対象にはなっていないようであります。これも確認をいたします。

次に、今回の条例改正では、なかなか私だけでなく同僚議員に聞いても分かりづらいと皆さん言われておりますけれども、何回読んでも分からないために前もって本日総務課長等にお聞きしましたところ、条例改正のこの骨組みは2つあって、人事院勧告が期末手当を具体的には今年の12月の期末手当を0.5カ月分削減するよというを踏まえての今回の条例改正であります。これ第1点。間違いなければ確認してください。0.5か月ですね。

（「0.05月分」と言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

0.05か月分ですね。そして、さらに来年度、令和3年度については、この0.05か月分を6月と12月に当面分けた形で合わせて0.05か月の条例改正となっています。これはもうある面では便宜的ですね。来年度どうなるか分かりませんので便宜的な手法でありますけれども。質問であります、このやり方は全国共通のやり方なのでしょうか。個人的にはいろいろ見方があるかと思います。来年度について、予測的な分け方ありますので、来年度は来年度、当然人事院勧告が出されますので、やはり修正をせざるを得ないと思うんですが、全国共通のこうした来年度を含めた2本立ての条例改正という受け止め方でいいのかどうか確認方々の質問であります。

次に、数値的な質問でございます。まず、市の4役については、0.05か月削減することで、市長、副市長、教育長、現行では幾らであったのがどれだけ0.05か月削減されたのか。次に、市の職員については356名分ですね。平均額でどれだけであったのが、0.05か月削減されることで平均で1人当たりどれだけ減額されて幾らになったのかであります。関連いたしまして、特別職と職員については、当然短期と長期の共済保険にも関わりがあるようでありますけれども、具体的にはこういった内容で共済関係も影響が出るのかどうか。これも質問であります。

最後に私たち議員についても、0.05か月一応削減の提案でありますけれども、それぞれ議長から我々一般議員までどれだけの減額になるのか現在のこの現行に比べて、報告をいただきたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回の人事院の勧告の中で、月にもらう給料についての引き下げの話はなかったのかということではありますが、それについてはないところであります。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

理由は何もありません。期末手当だけの勧告でありました。それで、12月の期末手当の支給について時期的に今臨時議会で提案をしないともらった給料からまた本人から後で徴収することが非常にできないことでもないんですけど、複雑な状況ありますので、このような形で事前に議会での議決を得た上で支給という形にならざるを得ないという状況であります。

あと、細かいことについては担当課長から答弁をさせます。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

1 点目が期末手当だけが削減、給与には触れていないのはなぜかということであったかと思います。今回の人事院勧告につきましては、コロナの影響がありましたけど、市長も申し上げておりましたが、若干遅れて民間の調査がされております。その調査につきましては、期末手当の部分、それから給料についても調査があったところでございますが、調査の結果、給料につきましてはほぼ変わらないということで削減、あるいは増やすのもしないということで据え置きということでございます。ただし、特別給といいますけれども、ボーナス分、期末手当分については0.04月分国家公務員のほうが高かったということでございましたので、通常0.05月を単位として増減をいたしますので、今回は期末手当分につきまして0.05月分減額となったということでございます。ですので、人事院勧告に給料の部分が言及がなかったということではありません。ありましたけれども、据え置きという勧告内容でございます。

あと、2つ目が3つの条例改正で間違いないかということでございますが、先ほどありました市の特別職、それから市議会議員、それから職員の部分、この3つで間違いないところでございます。

あと、削減につきましては、おっしゃられたとおり、再任用職員、今現在8人おりますが、ここと会計年度任用職員につきましては削減はないところでございます。それ以外の職員について削減があるところでございます。

それから、0.05月につきましては、そのとおりでございます。

それから、令和3年度の関係であるかと思いますが、今年度6月の賞与につきましては、そのまま通常どおり支払いしております。今回、0.05月分下げた形で12月に支給します。来年度につきましては、これを均等に6月と12月を支給をするということになっておりますので、6月分を0.025月分減らして、12月分を0.025月分減らすということになりますので、これを今の段階で条例で制定しておきませんと、

来年6月の支給が前年度、今年度のままの支給になってしまいますので、そういう関係上。それから、人事院勧告につきましては、この期末手当につきまして、必ず変動があるというものでもございませんので、今の段階で来年度の、6月の部分、12月部分まで条例で定めるというものが基本でございまして、全国共通のやり方でございます。

それから、市の4役についての金額の差異でございます。現行と条例改正前でいきますと、合計額で申し上げますが、市長が307万2,800円、年間を通してでございます。期末手当が302万4,787円になりますので、差額が4万8,013円の減となります。副市長お2人につきましては、現行が242万8,800円、これが239万850円となりまして、差額がマイナスの3万7,950円となります。教育長につきましては、現行が225万5,840円が222万592円となりまして、3万5,248円の減となるところでございます。議員の皆様方につきましては、議長が現行が年間で146万960円が143万8,132円、2万2,828円の減となります。副議長が現行が117万240円が115万1,955円、1万8,285円となります。あと、委員長職の4名につきましては、現行の111万1,360円が109万3,972円となりまして、1人当たり1万7,365円の減となります。ほかの議員の皆様方につきましては、現行が108万5,600円から、106万8,637円となりまして、1人当たり1万6,963円の減となります。市の職員の平均についてのお尋ねであったかと思います。一般職員につきましては、1人当たりの平均で申し上げますが、150万3,969円から148万7,165円ということでございますので、1人当たりの平均でございますが1万6,804円の減額ということになるところでございます。

共済保険の内容で影響ということでございますが、予算書にも出てまいりますけれども、今回期末手当の減額とともに、共済費のほうも減額をいたしております。項目はたくさんございますが、短期負担金からいろんな介護負担金等を含めまして、負担金が減額となってくるところでございますので、その分は影響が出てくると。これは特別職と一般職については影響が出てくるというものでございます。

漏れがあったかもしれませんが、以上で終わりたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

予算出ていますけど、2回目の質問であります、このことでトータルが特別会計を含めての質問にならざるを得ないんですが、全体総額で何千万の一応減収となるのか。補正減となるのか。

それから、職員については356名、いろいろ等級が違いますので単純な質問ができないために1人当たりでいたしましたけど、最もこの等級の高い方で一応どれだけでしょうか。その点については市のこの3役、副市長、教育長等は何て表現だったですかね。やはり3役のほうが高いんでしょうか。そのことを含めて1番高い方

でどれだけの減額があるか。単純ではありますが、以上の質問であります。

それと、私もこの最後に3点目の質問ですが、この期末手当が減額になったというのがあったかもしれんけど、ちょっと記憶にないんですけど、こういったのは過去事例あったんでしょうか。質問であります。

それから、給与等に手を触れなかったというのは調査をしたのは当然のことですね、課長、人事院勧告として。一般の会社の場合はニュース報道にありますように、期末手当はもちろんですけど、給与を含めて議論がされておりますけれども、コロナによる生活が厳しくて、その点であえて人事院勧告としては今回は給与については一応見送ったというか、解釈、見方でいいのかどうか。確認であります。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

全体の特別会計を含めましての減額でございますが、774万7,000円となるところでございます。

それから、職員の中で高いものというところでございますが、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので後ほど回答させていただければと思っております。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

はい。逆転はございません。

それから、人事院勧告につきまして、昭和の時代からのものを持っておりますが、ここ数年は引き上げでございます。下がったのが平成22年。22年に4.15から3.95へということで0.2下がっているところがあるところでございます。後は、その後は若干ずつ上がってきたところでございます。しかし、今、平成元年度辺りにつきましてはバブル時期というところもあったと思いますが、だいぶ上がりましたので、その後、平成10年ぐらいからまた下がってきているというところで、何回か減額はあるところでございます。

給料の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、今回はコロナの影響というところもあるかなというふうに我々も予測はしておりましたけれども、今回の人事院の調査におきましてはそんなに差がないということでございましたが、これはまた来年度の調査において大きな影響があるのではないかと今の時点では我々は思っておりますが、その結果がどう出るか。今後コロナが収束するのか、あるいは、またこういう経済状況が続くのかというところでまた変わってくるかと思っております。現時点では勧告に従いまして据え置きというところでしたところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

先ほど聞き忘れましたので、申しわけないんですけど、職員組合とはこの点では協議はなされて一応基本的には了解ということでもいいんですかね。一応この確認であります。

それから、2点目でありますけれども、これは難しいかもしれんけれども、このFM放送で再三一応議会からだと思っただけ、流していますけれども、誰1人としてあの内容だと何のための本日の臨時議会か分からないわけですよ。行政用語を使っただけの条例改正の内容であるから。だから、これはもう今後もこの種の関係は市民に広報する場合はもう致し方ないんですかね。それはもう何の臨時議会であるのか誰1人として分かる人はいないわけですよ。これはもうちょっと工夫はしようがないのかどうか。

単純な質問ですが、以上2点です。

○市長（五位塚剛）

FM放送の臨時議会の案内については、議会のほうからお願いをしておりますけれども、言われるように聞いている方については1日限りの臨時議会ということで給与関係ということを書いておりますけれども、そういう意味では分からない部分がありますけど、今後また議会のほうでもその辺りは十分内容について検討してもらえればありがたいなというふうに思います。

その他については総務課長から答弁させます。

○総務課長（今村浩次）

職員組合との協議についてでございますが、11月13日に実施いたしまして、了解を得ているところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑がありませんか。

（何ごとか言う者あり）

○議長（土屋健一）

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（今村浩次）

先ほど答弁漏れのありました件につきまして、お答えをいたします。

職員の中で1番高い期末手当でございますが、54万5,721円ということで、今回52万915円に下がりますので……

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

はい。現在54万5,721円、改定後、0.05月下がりすると52万915円ということで2万4,806円の減額となるところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。

よって、議案2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第82号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

これより、議案第82号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

これより、議案第83号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第84号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第6、議案第84号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第6、議案第84号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。第1条は歳入歳出の予算の総額から747万2,000円を減額し、総額を347億9,509万6,000円とするものです。それでは予算の概要を配付いたしました補正予算提案理由書により説明しますので、

2 ページをお開きください。

今回の補正予算は特別職等及び一般職員の期末手当の改正であり、歳入から説明しますと、繰入金には財政調整基金繰入金を747万2,000円減額しております。歳出については、職員手当等、共済費、繰出金を747万2,000円それぞれ減額しております。

以上で日程第6、議案第84号を説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

間接的に関連があります。先ほど総務課長の職員の中で期末手当がどれだけ現行があって下がるのかということについて54万円っていうことは1か月の給料でしょう。期末手当という質問だったんですよ。54万円の期末手当じゃないでしょう。もう1回答弁してください。

○議長（土屋健一）

暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時54分
再開 午前10時58分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（今村浩次）

大変失礼をいたしました。

先ほど申し上げた数字につきましては、1番高い職員の12月分の期末手当の数字でございましたので、54万5,000円、その数字でございました。合計で職員の場合は期末手当とあと勤勉手当とあるところでございます。1番高い職員につきましては、期末手当が2.15月分、勤勉手当が2.3月分ということで、合わせて4.45月分となるところでございます。合計いたしまして、212万8,338円というのが1番高い職員の期末、勤勉合わせた数字でございます。期末だけ申し上げますと、106万6,636円でございます。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

すみません。何回も申しわけございません。改訂前が合計215万3,144円、今回改定0.05月マイナスになりますと212万8,338円、その差額が2万4,806円となるとこ

ろでございます。大変失礼いたしました。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第84号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。

よって、議案第84号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

これより、議案第84号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第7 議案第85号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

日程第8 議案第86号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

日程第 9 議案第87号 令和 2 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第10 議案第88号 令和 2 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第11 議案第89号 令和 2 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 3 号）について

日程第12 議案第90号 令和 2 年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第 7、議案第85号、令和 2 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてから日程第12、議案第90号、令和 2 年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてまでの以上 6 件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第 7、議案第85号から日程第12、議案第90号までを一括して説明をいたします。

日程第 7、議案第85号、令和 2 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、説明をいたしますので、特別会計補正予算書の 3 ページをお開きください。

第 1 条は歳入歳出予算の総額から11万9,000円を減額し、総額を55億130万5,000円とするものです。それでは予算の概要について補正予算提案理由書により説明をしますので4 ページをお開きください。今回の補正予算は一般職員の期末手当の改正による減額であり、歳入については繰入金を11万9,000円、歳出については総務費を11万9,000円それぞれ減額しております。

次に、日程第 8、議案第86号、令和 2 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について説明をいたします。特別会計補正予算書の 7 ページをお開きください。

第 1 条は歳入歳出予算の総額から 5 万6,000円を減額し、総額を 6 億1,775万3,000円とするものです。それでは予算の概要について補正予算提案理由書により説明をしますので5 ページをお開きください。今回の補正予算は一般職員の期末手当の改正による減額であり、歳入については繰入金を 5 万6,000円、歳出については総務費を 5 万6,000円それぞれ減額しております。

次に、日程第 9、議案第87号、令和 2 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明をいたしますので、特別会計補正予算書の11ページをお開きください。第 1 条は歳入歳出予算の総額から20万4,000円を減額し、総額を56億8,275

万6,000円とするものです。それでは予算の概要について補正予算提案理由書により説明をしますので6ページをお開きください。今回の補正予算は一般職員の期末手当の改正による減額であり、歳入については繰入金を20万4,000円、歳出については総務費を20万4,000円それぞれ減額しております。

次に、日程第10、議案第88号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたしますので、特別会計補正予算書の15ページをお開きください。第1条は歳入歳出予算の総額から2万4,000円を減額し、総額を1億1,797万5,000円とするものです。それでは予算の概要について補正予算提案理由書により説明をしますので7ページをお開きください。今回の補正予算は一般職員の期末手当の改正による減額であり、歳入については繰入金を2万4,000円、歳出については総務費を2万4,000円それぞれ減額しております。

次に、日程第11、議案第89号、令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について説明をいたしますので、特別会計補正予算書の19ページをお開きください。第2条は予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額から23万1,000円を減額し、予定額を5億9,419万2,000円とするものです。それでは予算の概要について補正予算提案理由書により説明をしますので8ページをお開きください。今回の補正予算の収益的支出は一般職員の期末手当の改正による減額であり、水道事業費用を23万1,000円減額しております。

次に、日程第12、議案第90号、令和2年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について説明をいたしますので、特別会計補正予算書の21ページをお開きください。第2条は予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、下水道事業費用既決予定額から4万4,000円を減額し、予定額を1億8,407万7,000円とするものです。それでは予算の概要について補正予算提案理由書により説明をしますので9ページをお開きください。今回の補正予算の収益的支出は一般職員の期末手当の改正による減額であり、下水道事業費用を4万4,000円減額しています。

以上で日程第7、議案第85号から日程第12、議案第90号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案6件については、会議規

則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。

よって、議案6件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第85号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

これより、議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号、令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

これより、議案第86号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号、令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

これより、議案第87号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

これより、議案第88号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号、令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について
討論を行います。

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

これより、議案第89号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号、令和2年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）に
ついて討論を行います。

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

これより、議案第90号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第13 高校跡地利活用調査特別委員会委員の定数の変更について

○議長（土屋健一）

次に、日程第13、高校跡地利活用調査特別委員会委員の定数の変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております高校跡地利活用調査特別委員会委員の定数の変更については、委員会条例第6条第2項の規定により、委員の定数を現行の10人から12人に変更いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。

よって、本件については特別委員会委員の定数を12人に変更することに決しました。

日程第14 高校跡地利活用調査特別委員会委員の選任について

○議長（土屋健一）

次に、日程第14、高校跡地利活用調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま委員の定数の変更がありました高校跡地利活用調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、原田賢一郎議員、山田義盛議員の2人を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。

よって、本件についてはただいま指名いたしましたとおり、特別委員会委員に選任することに決しました。

以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて、令和2年第4回曾於市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時15分

令和2年第4回曾於市議會定例会

会 期 日 程

令和2年第4回曾於市議會定例会会期日程

会期19日間

月	日	曜	会 議	摘 要
1 2	4	金	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○教育委員会委員の任命 ○議案等の上程・提案理由の説明
	5	土	休 日	
	6	日	休 日	
	7	月	休 会	
	8	火	本 会 議	○一般質問
	9	水	本 会 議	○一般質問
	1 0	木	休 会	
	1 1	金	本 会 議	○議案等の審議・委員会付託
	1 2	土	休 日	
	1 3	日	休 日	
	1 4	月	委 員 会	
	1 5	火	委 員 会	
	1 6	水	休 会	
	1 7	木	休 会	
	1 8	金	休 会	
	1 9	土	休 日	
	2 0	日	休 日	
	2 1	月	休 会	

月	日	曜	会 議	摘 要
1 2	2 2	火	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

令和2年第4回曾於市議會定例会

令和2年12月4日

(第1日目)

令和 2 年第 4 回曾於市議會定例会會議錄（第 1 号）

令和 2 年 12 月 4 日（金曜日）

午前 10 時開議

場所：曾於市議會議場

1. 議事日程

（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長諸般の報告

第 4 市長の一般行政報告

第 5 同意案第 23 号 教育委員会委員の任命について

第 6 議案第 104 号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

（以下 19 件一括提案）

第 7 議案第 91 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について

第 8 議案第 92 号 曾於市自転車等の放置防止に関する条例の制定について

第 9 議案第 93 号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

第 10 議案第 94 号 曾於市債権管理条例の一部改正について

第 11 議案第 95 号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

第 12 議案第 96 号 曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

第 13 議案第 97 号 曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について

第 14 議案第 98 号 曾於市介護保険条例の一部改正について

第 15 議案第 99 号 曾於市営住宅条例の一部改正について

第 16 議案第 100 号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について

第 17 議案第 101 号 曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第 18 議案第 102 号 指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）

第 19 議案第 103 号 指定管理者の指定について（花房峡憩いの森）

第 20 議案第 105 号 令和 2 年度曾於市一般会計補正予算（第 9 号）について

第 21 議案第 106 号 令和 2 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

第 22 議案第 107 号 令和 2 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）に

- について
- 第23 議案第108号 令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第24 議案第109号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第25 議案第110号 令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 重久昌樹	2番 松ノ下いずみ	3番 鈴木栄一
4番 岩水豊	5番 渕合昌昭	6番 上村龍生
7番 宮迫勝	8番 今鶴治信	9番 九日克典
10番 伊地知厚仁	11番 原田賢一郎	12番 山田義盛
13番 大川内富男	14番 渡辺利治	15番 海野隆平
16番 久長登良男	17番 谷口義則	18番 迫杉雄
19番 徳峰一成	20番 土屋健一	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 五位塚剛	教育長 瀬下浩
副市長 大休寺拓夫	教育委員会総務課長 橋口真人
総務課長 今村浩次	学校教育課長 川路道文
大隅支所長兼地域振興課長 徳留弘	社会教育課長 内山和浩
財部支所長兼地域振興課長 荒武圭一	農林振興課長 富吉浩幸
企画課長 外山直英	商工観光課長 竹田正博
財政課長 上鶴明人	畜産課長 野村伸一
税務課長 山中竜也	耕地課長 小松勇二
市民課長 岩元浩	建設課長 新澤津順郎
保健課長 櫻木孝一	水道課長 徳元一浩
介護福祉課長 福重弥	会計管理者・会計課長 桐野重仁
福祉事務所長兼福祉課長 竹下伸一	監査委員事務局長 吉元剛
	農業委員会事務局長 中山純一

開会 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより、令和2年第4回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（土屋健一）

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土屋健一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、九日克典議員及び伊地知厚仁議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月22日までの19日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（土屋健一）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第 5 同意案第23号 教育委員会委員の任命について

○議長（土屋健一）

次に、日程第 5、同意案第23号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第 5、同意案第23号、教育委員会委員の任命について説明をいたします。

教育委員馬場雅子氏の任期が、令和 2 年12月26日をもって満了することに伴い、その後任として米澤敬昭氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき提案するものです。なお、同法第 5 条第 1 項の規定に基づき、任期は 4 年となります。

同氏の経歴の主なものは、大崎町立立小野小学校校長、阿久根市立田代小学校校長、志布志市立有明小学校校長として勤務後、平成27年 3 月に退職し、同年 4 月から曾於市内の小学校で特別支援教育支援員として勤務され、令和 2 年 4 月より学校活動支援員として勤務されています。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19 番（徳峰一成議員）

2 点質問いたします。教育委員会の教育長をはじめとした委員の選定については、数年前から法律条例改正に伴いまして、特に教育長については市長の指名といえますか、任命となっておりますが、ただ一般のこの教育委員については、今回のように引き続き議会の同意案件であります。

2 点質問いたします。

今回の、米澤氏の提案については、市長は教育長などとの協議を含めて執り行われていると思いますが、この間の人選の選定と、そして提案するに至った経過を含めて報告をしてください。

2 点目、米澤氏の健康状態は良好であるのか。これまで、合併後の各委員を見ますと、おおむね大体 3 期ほどは、例外もありますけれども、委員を務めておられます。今回、勇退されます馬場教育委員も、たしか 4 期、16 年ほどされたんじゃないかと理解いたしております。今、66 歳でありますので、あと 70 代の中盤まで、選定されたら頑張っていただければいけないですけれども、健康状態はどうであるのか、以上 2 点の質問であります。

○市長（五位塚剛）

今回、馬場雅子氏のほうから、教育委員として長いこと頑張っていたいただきましたけど、やはり後継者を育てたほうがいいという思いの下、辞任をしたいという相談がありました。当然ながら、馬場さんの意向を受けて、後継を決めるわけですけど、当然ながら、教育委員会の教育長含めて人選について相談をいたしました。八木副市長のほうに中に入っていただきまして、米澤さんといろいろ話合いをしていただきまして、また同じ大隅のほうから選出をしたほうがいいだろうということと、やはり学校現場の状況が詳しい人がいいということをお願いをいたしましたら、了承をいただきました。年齢的にもまだまだできる方でありますので、今の段階では健康的にも問題はないというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第23号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、同意案第23号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第23号を採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（土屋健一）

ただいまの出席議員数は19人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、原田賢一郎議員及び山田義盛議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（土屋健一）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（土屋健一）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（持留光一）

それでは議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番。

（投票）

○議長（土屋健一）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。原田賢一郎議員及び山田義盛議員の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（土屋健一）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成19票、反対0票。以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意案第23号は、同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

日程第6 議案第104号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

○議長（土屋健一）

次に、日程第6、議案第104号、指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松ノ下いずみ議員の退席を求めます。

(松ノ下いずみ議員 退場)

○議長（土屋健一）

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第6、議案第104号、指定管理者の指定について説明をいたします。

本案は、地方自治法第244条の2第3項及び曾於市森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項により、清流の森大川原峡の管理運営を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、指定管理者を指定したいので、同法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提案するものであります。

なお、指定の相手方は、曾於市財部町下財部6650番地財部北校区公民館であります。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

松ノ下いずみ議員の入場を許可します。

(松ノ下いずみ議員 入場)

日程第7 議案第91号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

日程第8 議案第92号 曾於市自転車等の放置防止に関する条例の制定について

日程第9 議案第93号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第94号 曾於市債権管理条例の一部改正について

- 日程第11 議案第95号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第96号 曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第97号 曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について
- 日程第14 議案第98号 曾於市介護保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第99号 曾於市営住宅条例の一部改正について
- 日程第16 議案第100号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について
- 日程第17 議案第101号 曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第102号 指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）
- 日程第19 議案第103号 指定管理者の指定について（花房峡憩いの森）
- 日程第20 議案第105号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第21 議案第106号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第107号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第108号 令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 議案第109号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第110号 令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第7、議案第91号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてから、日程第25、議案第110号、令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの以上19件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第7、議案第91号から日程第25、議案第110号まで一括して説明をいたします。

日程第7、議案第91号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について説明をいたします。

大島農業共済事務組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地

方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部改正について協議するため、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、日程第8、議案第92号、曾於市自転車等の放置防止に関する条例の制定について説明をいたします。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の規定に基づき、公共の場所及び自転車等駐車場における自転車等の放置の防止等に関し必要な事項を定めることにより、交通事故防止と交通の円滑化及び公共の場所等の良好な環境の確保のため、地方自治法第96条第1第1号項の規定に基づき、提案するものです。

次に、日程第9、議案第93号、曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について説明をいたします。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正により、関連する総務省令の題名が変更されたことに伴い、条例中で引用する当該省令の題名を改正するため、提案するものです。

次に、日程第10、議案第94号、曾於市債権管理条例の一部改正について説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、特例基準割合が延滞金特例基準割合と名称が改正され、また、還付加算金及び延滞金の割合が0%となることのないよう、各割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とすることとされたため、提案するものです。これらの改正の施行日は令和3年1月1日です。

次に、日程第11、議案第95号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について説明をいたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関連する規定を改正するため提案するものです。改正の内容は、平成30年度税制改正において働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられることとなったため、給与所得者や年金所得者がいる世帯が軽減判定において不利益を被らないよう、所得判定基準を見直すものです。

次に、日程第12、議案第96号、曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、特例基準割合が延滞金特例基準割合と名称が改正され、また還付加算金及び延滞金の割合が0%となることのないよう、各割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とすることとされたため、提案するものです。これらの改正の施行日は令和3年1月1日

です。

次に、日程第13、議案第97号、曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について説明をいたします。

鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱が改正されることに伴い、令和3年4月1日以降の診療分から、県内の医療機関等における現物給付方式の対象を住民税非課税世帯の未就学児から住民税非課税世帯の高校生まで拡充されることに伴い、関連する規定を改正するため、提案するものです。

次に、日程第14、議案第98号、曾於市介護保険条例の一部改正について説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、特例基準割合が延滞金特例基準割合と名称が改正され、また還付加算金及び延滞金の割合が0%となることのないよう、各割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とすることとされたため、提案するものです。これらの改正の施行日は令和3年1月1日です。

次に、日程第15、議案第99号、曾於市営住宅条例の一部改正について説明をいたします。

昭和46年度に建設された市営住宅の桜ヶ丘団地4戸を、老朽化に伴う用途廃止により、曾於市営住宅条例別表を改正するため提案するものです。

次に、日程第16、議案第100号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について説明をいたします。

曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の改正附則に基づき支援対策事業を検証した結果、大学等進学祝金贈呈事業等の支援策を見直し、新たに大学受験等に有効な通信講座の受講や全生徒対象の学習支援システムの導入に必要な経費への補助事業を開始するため、本改正案を提案するものです。

次に、日程第17、議案第101号、曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

末吉中央公民館の建替事業により、新たに建設される末吉中央公民館の設置及び管理に関する規定を追加するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、本案を提案するものです。

今回の改正内容は、第2条の名称を末吉中央公民館とし、位置を曾於市末吉町諏訪方8598番地とするものです。そのほか、別表のとおり各会議室の使用料についても定めるものです。

次に、日程第18、議案第102号、指定管理者の指定について説明をいたします。

本案は、地方自治法第244条の2第3項及び曾於市そお生きいき健康センターの

設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、そお生きいき健康センターの管理運営を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、指定管理者を指定したいので、同法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提案するものがあります。

なお、指定の相手方は、鹿児島市武2丁目4番1号の株式会社メルヘンスポーツであります。

次に、日程第19、議案第103号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市花房峽憩いの森の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、花房峽憩いの森の管理運営を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、指定管理者を指定したいので、同法第244条の2第6項の規定に基づき本案を提案するものであります。

なお、指定の相手方は、曾於市末吉町南之郷77番地の3の曾於市森林組合であります。

次に、日程第20、議案第105号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2億622万3,000円を追加し、総額を350億131万9,000円とするものです。

第2条は、債務負担行為の補正であり、6ページの第2表のとおり、宅地分譲地整備管理事業財部地域宅地分譲整備工事外6件について、期間及び限度額を定めています。

第3条は、地方債の補正であり、7ページの第3表のとおり、排水路整備事業について限度額を変更しています。

それでは、予算の概要を配付しました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明をいたしますと、国庫支出金は民生費国庫負担金の自立支援給付費負担金を2,270万円、民生費国庫補助金の地域介護・福祉空間整備推進交付金を422万4,000円それぞれ追加するものが主なものです。

県支出金は、民生費県負担金の自立支援給付費負担金を1,135万円、農林水産業費県補助金の農業・農村活性化推進施設等整備事業費補助金を339万8,000円それぞれ追加するものが主なものです。

繰入金、財政調整基金繰入金を1億6,170万2,000円、市債は土木債の排水路整備事業を250万円それぞれ追加し、諸収入は新型コロナウイルス感染症に伴う事業中止による自主文化事業収入を600万円減額するものが主なものです。

歳出については、就労継続支援サービスの増加による訓練等給付費の追加により障害福祉サービス費を4,540万円、発熱外来診療体制整備支援事業補助金の追加により新型インフルエンザ等対策事業を800万円、インターネット広告料の追加により思いやりふるさと寄附金推進事業を2,399万円、集中豪雨等による災害発生により現年発生農地・農業用施設災害復旧費を4,148万9,000円それぞれ追加し、そのほか新型コロナウイルス感染症による各種事業の中止等により事業費を減額するものが主なものです。

次に、日程第21、議案第106号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に6,818万8,000円を追加し、総額を55億6,949万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正は、一般被保険者高額療養費の追加等によるもので、歳入については、県支出金の保険給付費等交付金を5,800万円、繰越金を1,307万1,000円それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、保険給付費の一般被保険者高額療養費を5,800万円、予備費を1,378万2,000円それぞれ追加するものが主なものです。

次に、日程第22、議案第107号、令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に65万5,000円を追加し、総額を6億1,840万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料の追加等によるもので、歳入については、一般会計繰入金で21万2,000円、繰越金を39万1,000円それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、総務管理費を26万4,000円、後期高齢者医療広域連合納付金を39万1,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第23、議案第108号、令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に3,314万1,000円を追加し、総額を57億1,589万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正は、介護保険システム改修委託料の追加によるもので、歳入については、介護保険事業費補助金を118万8,000円、繰越金を3,106万8,000円追加するものが主なものです。

歳出については、一般管理事務費を204万6,000円、予備費を3,039万6,000円追加するものが主なものです。

次に、日程第24、議案第109号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、総額を1億1,797万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、10ページをお開きください。

今回の補正は、繰越金の確定によるもので、歳入で繰入金に111万1,000円減額し、繰越金を111万1,000円追加しています。

次に、日程第25、議案第110号、令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の18ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額に500万円を追加し、予定額を5億9,919万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、11ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、修繕費を500万円追加しております。

以上で、日程第7、議案第91号から日程第25、議案第110号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月8日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時42分

令和2年第4回曾於市議會定例会

令和2年12月8日

(第2日目)

令和2年第4回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和2年12月8日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

通告第1 宮迫 勝 議員
通告第2 渡辺 利治 議員
通告第3 迫 杉雄 議員
通告第4 伊地知厚仁 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 重 久 昌 樹	2番 松ノ下 いずみ	3番 鈴 木 栄 一
4番 岩 水 豊	5番 湊 合 昌 昭	6番 上 村 龍 生
7番 宮 迫 勝	8番 今 鶴 治 信	9番 九 日 克 典
10番 伊地知 厚 仁	11番 原 田 賢一郎	12番 山 田 義 盛
13番 大川内 富 男	14番 渡 辺 利 治	15番 海 野 隆 平
16番 久 長 登良男	17番 谷 口 義 則	18番 迫 杉 雄
19番 徳 峰 一 成	20番 土 屋 健 一	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 梅 木 康
主任 富 田 洋 一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副 市 長	大休寺 拓 夫	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
総 務 課 長	今 村 浩 次	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文
大隅支所長兼地域振興課長	徳 留 弘	社 会 教 育 課 長	内 山 和 浩
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸
企 画 課 長	外 山 直 英	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博

財 政 課 長	上 鶴 明 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
税 務 課 長	山 中 竜 也	耕 地 課 長	小 松 勇 二
市 民 課 長	岩 元 浩	建 設 課 長	新澤津 順 郎
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	水 道 課 長	徳 元 一 浩
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	会計管理者・会計課長	桐 野 重 仁
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（土屋健一）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（土屋健一）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第1、宮迫勝議員の発言を許可します。

○7番（宮迫 勝議員）

おはようございます。日本共産党の宮迫勝でございます。今回私は、大きく6つの点について質問をいたします。

最初に市長選についてお尋ねいたします。

早いもので来年7月には市長選挙が行われます。市民の間でも関心が高くなっています。五位塚市長は、来年7月の市長選挙においてどう考えているのか伺います。

2番目に、令和3年度の当初予算についてお尋ねいたします。

まず、令和3年度の当初予算編成について基本的な考え方を伺います。

次に、市長選挙の年なので骨格予算となるわけですが、五位塚市長の骨格予算と肉づけ予算とはどのようなものを考えているのか伺います。

大きな3番目に、支所建て替え・本庁舎増改築についてお尋ねいたします。

まず、①として、12月2日、12月16日開催の本庁舎増改築基本設計市民ワークショップの参加募集がありました。ワークショップへ至った経緯、応募者数、そして12月2日のワークショップでは、どのような意見が出たのか伺います。

②で大隅支所、財部支所とも耐震性がなく、ここで働く職員はもとより、市民の安全・安心を守るために、両支所の建て替えは一刻の猶予も許されないと思いますが市長の見解を伺います。

③として、大隅支所の教育委員会、財部支所の福祉事務所と農業委員会の本庁に集約により、両支所がなくなるというようなことを耳にします。なくなるのではなく両支所は新しく建て替えるということを、広く市民に伝えるべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

④として、コロナ禍で支所再編や本庁舎増改築について見直しや延期をという声の一部が聞かれます。これまで議会や市民への説明は十分であったと思われるのか、

市長の見解を伺います。

⑤として、財源を合併特例債や緊急防災事業債に依拠している状況で、支所建て替え、本庁舎増改築を令和3年度以降中止した場合、新たな借入債が確保できるか伺います。

⑥として、大隅支所に教育委員会、財部支所に福祉事務所と農業委員会を置き続けるのは、いわゆる二重行政とも言えるのではないかと私は思います。市長の見解を伺います。

4番目に、イノシシ等の鳥獣被害対策についてお尋ねいたします。

①今年のイノシシ等の鳥獣被害の相談件数はどれほどだったか伺います。

②それに対してどのような対策を取られたか伺います。

5番目に、サツマイモ基腐病についてお尋ねいたします。

①感染状況を報告してください。

②国、県、市の対策を伺います。

③として11月26日、27日に行われた農家説明会での意見、反応はどうであったのか伺います。

最後に、今どきの墓事情についてお尋ねいたします。

今全国的にお墓を持たない方が、宅急便で遺骨をお寺に送り吊っている方が大勢います。市長はこの現実を御存じか伺います。

②として、お寺さんの納骨堂が満杯というところもあります。お寺さんと法律の関係もあると思いますが、曾於市でこのような方々の受入れ先として曾於市民の利用はもとより、ふるさと納税等を利用した施設の設置について市長の考えを伺いまして、1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、宮迫議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、市長選についての①来年の市長選挙についてお答えをいたします。

2期目の市長としての任期が残り少なくなってきました。政策・公約については、おおむね実現できていると考えております。

現在、着手しております岩川小学校の移転改築、桜ヶ丘住宅の建て替え、末吉中央公民館の移転新築、そして、本庁・支所再編に伴う本庁の増改築、両支所の建て替え、改築など確実に進めていく必要があります。

これらについて引き続き市民に丁寧の説明する義務があると思っておりますので、来年7月の市長選挙に新たな気持ちで臨みたいと考えております。

2、令和3年度当初予算についての①令和3年度の当初予算編成についての基本的な考え方について、お答えいたします。

令和3年度予算編成の基本方針については、令和2年度予算に引き続き、小さな声も大切に、市民に開かれた市政を目指すとともに、農畜産物の付加価値を高め、商工業の発展をさらに推進し、子供からお年寄りまで笑顔が輝き元気なまちづくりを目指すため、1、市民に優しい市政運営、2、人と自然を生かした活気ある地域づくり、3、教育・文化を促進し心豊かなまちづくり、4、人口増を目指し、地域活性化の推進、5、農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくりの5項目に基づく予算要求を行うように通知しております。

2の②骨格予算と肉付け予算はどんなものを考えているかについて、お答えいたします。

当初予算は、年度の収入及び支出の一切を見積もって計上した歳入歳出予算による年間予算として編成することとしております。しかし、令和3年度は市長選挙の年であることから、計上した予算の中から政策的な新規事業等を除いた継続事業及び経常的経費を計上する骨格予算の編成となります。

市長選挙後に改めて肉づけ予算として補正予算の計上となります。

3、支所建て替え、本庁舎増改築についての①ワークショップへ至った経緯、応募者数、12月2日のワークショップでの意見等について、お答えをいたします。

ワークショップは、これから庁舎の増改築基本設計を進めて行くに当たり、新しくできる増築庁舎が、日頃から庁舎を利用される市民の皆様にとって利用しやすく、親しみやすい庁舎となるように様々なアイデアを出していただくために開催しているものです。

市民ワークショップでは、市がお願いをいたしました各種団体の20人に加え、公募者を3人程度募集したところ8人の応募があり、応募者の地域性を考慮して4人の参加を決定いたしました。

12月2日のワークショップでは、バリアフリーに配慮した庁舎にしてほしい、担当部署が分かりやすい庁舎にしてほしい、駐車台数の確保をしてほしい、作品の展示ができる場所がほしい、曾於市の人や団体の紹介コーナーを設置してほしい、軽食やカフェの施設がほしい、学生が勉強できるスペースがほしい、災害発生時に迅速に対応できる庁舎にしてほしい、市民が気軽に使える場所にしてほしいといったような様々な意見が出たところです。

3の②両支所とも耐震性がなく、職員、市民を守るために建て替えは一刻の猶予も許されないと思うに対する見解について、お答えいたします。

本市に最も大きな被害をもたらすと想定されている南海トラフ地震は、近いうちに高い確率で発生すると言われております。よって、市民、職員の安全を図る上でも、可能な限り早く建て替えるべきだと考えております。

3の③本庁集約により、両支所がなくなるのではなく新しく建て替えるということをも市民に広く伝えるべきだと思ふに対する見解について、お答えいたします。

本庁・支所機能再編計画における本庁舎増築、両支所庁舎改築事業の市民への周知について、令和元年度は、市民説明会、市民アンケートの実施や市報、市ホームページによる周知を行い、令和2年度は、本庁・支所機能再編計画及び庁舎整備計画概要のチラシを作成し、8月に自治会使送便における全戸配布と、市説明会において事業の説明を行いました。

今後も、あらゆる機会を捉えて、市民の皆様に対して、丁寧に周知してまいります。

3の④コロナ禍で支所再編・本庁舎増改築についての見直し、延期をという声の一部で聞かれるが、これまで議会や市民への説明は十分であったと思ふに対する見解について、お答えをいたします。

本庁・支所機能再編計画の策定に当たっては、市民の皆様等で構成する市行政改革推進委員会等の4つの委員会を設置し、各委員会における意見交換や提言、そして答申を頂いた後に、さらに計画案に対する市民全体への周知と理解を求めるため、2回の市民説明会、市民アンケート調査、パブリックコメントによる意見募集及び市報等による周知を図ってまいりました。

また、令和2年度は、本庁・支所機能再編計画及び庁舎整備計画概要のチラシを作成し、8月に自治会使送便における全戸配布と、多くの自治会長さんに出席していただく市政説明会において事業の説明を行いました。

議会の皆様への説明については、これまで、様々な段階において、議会全員協議会等により説明を行ってまいりました。これらのことから、3年以上にわたり、当初の計画に基づいて進めてまいりましたので、説明の方法や回数に問題はなかったと考えております。

3の⑤支所再編・本庁舎増改築を令和3年度以降中止した場合、新たな借入債が確保できるのかについて、お答えをいたします。

本庁舎の増築事業につきましては、緊急防災・減災事業債と合併特例債の併用を、また、大隅支所及び財部支所庁舎改築事業については、合併特例債の活用を計画しています。

緊急防災・減災事業債は、元々国が示した事業期間は令和2年度までですが、現在のところ国の令和3年度地方債計画案では、令和2年度と同額が計上されており、今後国の予算編成過程において検討されることとなっています。

合併特例債は、定められた借入限度額の範囲内において、今後当該事業への活用を計画しておりますが、合併特例債の活用できる期間が令和7年度までとなっております。

ります。今のところ、令和8年度以降において合併特例債に代わる有利な借入債はないところです。

3の⑥支所に教育委員会等を置くことは二重行政とも言えるのではないかに対する見解について、お答えをいたします。

合併当時に本庁機能を分散させることについては、3町の均衡を図る上ではやむを得ない手法であったと考えております。現時点では、二重行政とまでは考えておりませんが、現在の組織体制は、人口減少が進んでいるにもかかわらず職員数を削減できない現状や特別職である教育長や本庁機能を有する課長等が支所にいるため、迅速な意思決定を妨げている現状にあると考えております。

よって、今後の健全な財政運営や迅速な市民サービスの提供にも影響が出てくるものと考えており、今回の両支所改築を合併協議会で示された合併時に全てを一括統合することは困難であるが、順次段階を追って整備していくという文言のよい機会と捉え、現在の体制を変更すべきであると考えております。

4、イノシシ等の鳥獣被害対策についての①今年のイノシシ等の鳥獣被害相談件数はどれほどかについて、お答えいたします。

令和2年4月1日から11月末現在で74件の相談があり、そのうちイノシシ62件、アナグマ5件、サル4件、カラス1件、タヌキ1件、シカ1件となっております。

4の②それに対してどのような対策をとったかについて、お答えいたします。

相談があった場合は現地に出向き状況を把握し、同時に曽於市有害鳥獣捕獲隊へ捕獲の依頼を行います。

また、農作物被害で電気柵の相談があった場合、補助の条件が合致した場合は、申請を受け付け補助金を交付しております。

5のサツマイモ基腐病対策についての①感染状況について、お答えいたします。

感染状況につきましては、地域によって被害規模の差はありますが、県内のほとんどの地域で発生しており、特に南薩・鹿屋方面の被害が大きいようであります。また、市内においては被害規模の差はありますが、ほとんどの圃場に出ているようであります。

5の②国・県・市の対応について、お答えいたします。

国におきましては、甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業で、農家への取組を支援しております。

県におきましては、早期防除体制を確立するためにサツマイモ基腐病対策プロジェクトチーム会議を設置しております。

市におきましては、国の甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業の手續の支援、またサツマイモ基腐病対策プロジェクトチーム会議と連携を図りながら、防除に向

けた取組を行っております。

5の③11月26日、27日の農家説明会での意見、反応について、お答えいたします。

11月26日、27日に旧町ごとに甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業説明会を開催し、166人の農家の方々が説明会に来られましたが、書類の提出期間が12月8日までに国に必着となっていることから、提出期間が短いと言う意見があったようです。

6、今どきの墓事情についての①宅急便で遺骨をお寺に送り吊っている方が大勢いる。市長はこの現実を御存じかについて、お答えいたします。

送骨納骨は大切に遺骨を希望するお寺に郵送することにより、不便なく永代にわたりお寺等にご供養していただくことであり、お墓を持たない方や身寄りがいない方、後継者がいない方でも安心して利用ができ、近年は増えていると伺っております。

6の②曾於市民の利用はもとより、ふるさと納税等を利用した施設の設置について、お答えいたします。

現在、全国的に公営・民営・寺院の霊園や納骨堂があり、曾於市におきましても12か所のお寺に納骨堂があり、それぞれ御利用いただいております。

納骨堂の設置につきましては、法律、市の条例により市が設置して管理運営することは可能であります。設置する場所や運営、管理等の課題もあると考えております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

では、2回目以降の質問に入ります。

今市長から大変力強い出馬表明出ました。力強い出馬表明と受け止めたいと思います。多くの市民の方が安心されるのではないかと思います。

それでは、この出馬に関して、多分住みよい曾於市をつくる市民の会の要請があったと思うんですけども、この住みよい曾於市をつくる市民の会とはどのようなものか、簡単でいいから説明をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

住みよい曾於市をつくる市民の会というのは、私が市長選挙に臨む前に前池田市長が13億5,000万円のフラワーパーク事業を推進するに当たり中止をしていただきたいという多くの市民の願いがあり、それを母体とした市民の皆さんたちが安心して暮らせるまちづくりを進める組織で自主的な組織であります。

○7番（宮迫 勝議員）

この住みよい曾於市をつくる市民の会というのは、一部の特定の団体だけでなく、党派を超えた幅広い市民の方が集まり、この会をつくっていると理解していいのか

確認を求めます。

○市長（五位塚剛）

市民の会は、市民の皆さんたちが中心となつてつくった組織であり、政党とか各種団体とかそういう方々が中心となっているものではないです。

○7番（宮迫 勝議員）

市長はこれまで2期、7年5か月曾於市長を務めてこられました。この間、どのような心がけで市政運営を行ってきたのか、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

私は市長になったときに、市民の声を大切にしたいという思いがありました。

また、職員の皆様にも、市民のいろんな要望がありますので、基本的にはすぐできるものはすぐ対応しなさいという指示を出し、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めたいという思いで進めてきました。

○7番（宮迫 勝議員）

それでは、来年7月の市長選挙で3選になった場合に、市民の声を聞きながら、そして安心・安全暮らしを守ること、これが大事だと思いますが、五位塚市長の3期目、これについてどのような曾於市を目指すのか、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

基本的には、曾於市に3町が合併をしていろんな取組をしてまいりましたが、よいものは継続していきたいというふうに思っております。

同時に一番課題であるのが人口減少の問題でありますので、何と言っても将来を見据えたときに、若者が曾於市にたくさん帰っていただき、また移住・定住をしてもらえるような、そういう施策をしながら元気な曾於市、元気な市民づくりを進めていきたいというふうに思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

確かに今、五位塚市長が答弁があったように人口増、これ以上、人口減らさない対策、これが大事だと思います。来年度から始まる財部地域の宅地分譲の事業ですね。これについても地元は活性化になるということで非常に期待をしております。ぜひこういう事業を進めていただきたいと思います。

次に、大きな2番の令和3年度の当初予算について、お尋ねいたします。

本庁舎の増改築、岩川小学校、そして桜ヶ丘住宅等の事業は、これは継続事業として当初予算にのせられるのかどうか。まず、ここを確認したいと思います。

○市長（五位塚剛）

今年度から具体的に工事を進めているものについては、当然ながら継続事業でありますので、当初予算のほうには入れ込んであります、入れる予定であります。

○7番（宮迫 勝議員）

それでは、大きな3番目の支所建て替え・本庁舎増改築について、お尋ねをいたします。

ワークショップについては先ほど答弁がありました。この議会答弁がある前に12月6日付の南日本新聞で、「曾於市役所増改築計画理想の庁舎市民討議」の見出しで紹介がされました。この中で曾於高校生の地元のことを見つめ直すきっかけになった、いろんな年代の人たちが集える場所になればいいと話した、こういう意見が載っていました。市長は、この高校生の意見について、どのような感想をお持ちか伺います。

○市長（五位塚剛）

この頃、南日本新聞の投書の欄に、曾於市民の方がたくさん投書をされているようでございます。その中で高校生が、そのような記事も投稿されておりましたが、私は高校生を含めて小さい小学生、中学生も含めて、将来の曾於市に関心を持つということは非常に私はいいいことだというふうに思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

昨年の市民アンケートで市役所に年何回ぐらい訪れますかという質問に対して、年に一、二回もしくは1回も行ったことがないという方が大勢いらっしゃいました。やっぱり若いこういう高校生の方が、こういう計画に関心を持つということは非常に大事なことでないかなと思います。

だから、これからも高校生に限らず小学生、中学生含めて若い人たちが市役所に対して関心を持てるような政策が大事だと思います。これについてどう思われるか見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

今後曾於市の仕事の在り方や予算の在り方についても、高校生をはじめとする人たちに分かりやすい資料提供するのは大事だと思っております。

今回のワークショップでも、曾於高校の子供さん、学生さんに4名入っていただきました。活発な御意見を出していただきました。非常に大事だと思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

ぜひこういう若い人たちの意見を取り上げていただきたいと思います。この市民ワークショップで本当はどういう庁舎にしていくかというアイデアを出してもらう場なんだけど、これに対して否定的な意見というのはなかったのか確認を求めます。

○市長（五位塚剛）

私は挨拶だけして退席しましたので、そういう否定的な声があったのかどうかというのは担当課長から答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、お答えいたします。

ワークショップでは、先ほど答弁が、市長からありましたとおり、建設的な意見が占めておりました。その中では否定的な意見というのはなかったようでございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

安心しました。こういうところで、そういう否定的な意見が出ればどうしようかなと思っておりました。私も先ほどの高校生の意見と同じで、市民の意見、アイデアを取り入れたいろんな人たちが使える施設になればいいなと考えております。

次に、地震に対して。私熊本地震のときの被害状況をテレビで見たときに、地震の怖さを痛感し、耐震化の重要性を再認識をいたしました。同僚議員から議会がこの建て替えに反対して、建て替えが遅れ地震発生で被害が発生したという事態だけは起こしたくないという意見もあります。私も大隅支所、財部支所とも耐震性がないのであれば、建て替えを急ぐべきだという立場です。再度市長の考えをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

平成28年の4月16日前後に熊本の大地震が発生をいたしました。約8,600戸の建物が倒壊し、たくさんの方も亡くなられました。そして宇城市、宇土市、益城町を含めた5つの市町の建物が倒壊して、役所の機能を失うという状況がありまして、その状況をテレビ等で見たときに、やはり今大事なのは地震が来て役所が倒壊をして市民サービスが中止をせざるを得ないという、これだけは避けなければならないと思っております。

それで、この本庁については、耐震工事をいたしました。しかし財部、大隅については、耐震化がありませんので、また非常に老朽化しておりますので、新しく建て替えをしたいというのが市民のためにも必要であるというふうに思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

ぜひそういう市民の安心、安全、職員の安心、安全を守るためにも両支所の建て替えは急ぐようにお願いしたいと思います。

次に、支所がなくなるという意見についてですが、私は市民の方がなぜ支所がなくなってしまうのか、この点について考えてみました。支所再編という言葉、文字からは、支所がなくなり吸収されてしまうといったイメージになるんじゃないかと思います。

私たち議会や行政はあらかじめ説明や情報がありますが、大隅地域、財部地域の

方は、支所再編、教育委員会、福祉事務所と農業委員会は、本庁へ移行という言葉だけを聞けば支所がなくなるという考えにいたっても、いたし方ないかなと思います。ここはやっぱり支所は建て替えるというメッセージを広く強く伝えるべきではないかと思えますけども、市長の考えを伺います。

○市長（五位塚剛）

この間の市からのこの支所再編についての説明をしまいましたが、やはり一部の方で住民票含めたそういうことの手続きを取ることができなくなるのではないかなというように思っている方もあったようでございます。そういう意味では支所がなくなるのではなくて、新しく耐震化されたものを、住民がサービスが低下しないものを造っていくということを今後も説明をしていきたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

あと続いて、コロナ禍において支所再編や本庁舎の増改築、これは見直すべきではないか、そしてこの見直した財源でコロナ対策に回してはどうかという意見もあります。私はコロナ禍で経済が回らずに生活が困難であるために、国や自治体がいろんな支援策を打ち出している。特に飲食業店については、全国的にこの傾向が見られます。支所再編、本庁舎、増改築といった事業を中止、延期すれば、コロナの影響が建設業まで及んでしまうのではないかと私は思います。市長の見解をお聞きいたします。

○市長（五位塚剛）

コロナの影響で、国が今回、今年になって赤字国債を110兆円増やすということを決定しておりました。もう国は1,100兆円の膨大な赤字になって、今後、国は事業についてはかなりの抑制、縮減をするだろうというふうに思っております。

現段階においては、私たちのこの支所再編の建築については、先ほども答弁いたしました。緊急防災・減災事業債と合併特例債がまだ曾於市は使えるということ。これを県、国からも承諾いただきましたので、この有利な事業ができるときに、しないともう二度とこのような事業をすることができないという思いを持って、これについては内部検討も相当いたしました。それで財政上のことも検討した上で決定いたしますかいたしましたので、今の状況で進めていきたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

コロナの支援と、それからこういった支所再編や本庁舎増改築の事業、これとは切り離して考えるべきではないかと私は思います。

そして、コロナの支援は支援として、ちゃんと対策を取る、これが大事だと思うんですけども、市長の考えをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

コロナの問題については、今日本全国第3波がやってきております。もう本当にこの状況の中で、商売ができないという方も相当出てきております。やはりこのコロナの問題については、まず基本は国が積極的な対策を打つべきだというふうに思っております。

市としては、今市内の業者を含めた、市内の農家を含めた市民がどういう状況にあるかということを含めて、もう一回現時点で実態調査をやっぱりやるべきだと思っております。そして必要ならば、私たちもまた対策を強化したいというふうに思っています。

○7番（宮迫 勝議員）

コロナの支援は支援として別に考える。そして支所再編、本庁舎増改築等については、合併特例債、緊防債が使える、この時期になし遂げたい、こう理解してよろしいですね。

二重行政について伺います。この問題が端的にあらわれているのが福祉事務所ではないかと私は思います。

福祉事務所長にお尋ねいたします。現在会議を行うときに、財部支所で行っているのか、それとも末吉本庁に来て会議をしているのか、お尋ねいたします。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

現在、福祉事務所の会議については、担当者会についてはテレビ会議等を利用しておりますが、やはり外部の方々、重要な打合せ等については、本庁の会議室を利用して会議を実施しているところでございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

やっぱり実態とかけ離れているんじゃないかなと思うんですね。だから、現実に沿った対応をするべきだと思います。これはもう本庁に福祉事務所なり農業委員会事務局、そして教育委員会等を集約する、これしかないと思います。

次に、4番目のイノシシ等の鳥獣被害についてお尋ねいたします。

今年、甘藷畑に、電気柵を設置したがイノシシに入られてしまった。電気柵だけではなくワイヤーメッシュの柵などの設置補助を求める声がありました。曾於市には、このワイヤーメッシュの柵を設置する補助制度の要綱があるかどうかお尋ねいたします。これ多分農林振興課長ですかね。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

今のところワイヤーメッシュにつきましては、補助はないところでございます。

○7 番（宮迫 勝議員）

11月20日付の全国農業新聞で紹介されました佐賀県唐津市では、ワイヤーメッシュ柵の設置にも県と国の補助事業を活用。これまでに柵を総延長1,200kmに設置して侵入防止にも力を入れていると紹介がありました。こういう例を受けて、曾於市でも要綱を設ければ、こういうワイヤーメッシュの柵の設置補助は可能かどうか、お尋ねいたします。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

ワイヤーメッシュの設置は可能ですが、ただ、そこには個人、個人でするんじゃないくて、やっぱり全体的にくくらないと意味がないということで、その地権者の方、耕作者の方の協力を頂かないと、そういう補助事業は無理かなと思っております。

以上です。

○7 番（宮迫 勝議員）

それは非常に大事な考えですよ。だから電気柵についても、前の竹田課長のときにも議論しましたけども、団地化、広い範囲で設置したほうが効率がいいんだということでした。だから、こういう電気柵の設置についても、ぜひ幅広い農家の方に声をかけて、個人、個人で設置するのではなくて広く設置するように、ある程度やっぱり行政が情報の発信、啓発をするべきではないかと思いますけども、どうでしょうか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

今年度は、広域的なところはありませんでした。令和3年度におきましては、3地区ほどが広域でやりたいと、電気柵をやりたいというような要望が来ておりますので、それに組み込んでいきたいと思っております。

以上です。

○7 番（宮迫 勝議員）

それと、この同じ日付の新聞に、「農水省が鳥獣被害防止総合対策交付金を60億円増額で概算要求をしたと。同交付金は侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入経費などを支援する」とあるんですね。まだこれ概算要求だから国の本予算になっていませんけども、こういう流れもありますんで、ぜひ情報を早くつかんで対処してほしい。

そして可能であれば、予算もかかりますけども、広域的にこういうメッシュの柵を設置する。これももう調査研究する段階じゃないでしょうか。私なんか議員研

修で近畿地方を回ったときに、畑、田んぼの山際にずっと同じような柵がしてありました。これはもう先を行ったんですね。だから曾於市も農家の方の声を聞きながら、こういう対策も取ってほしい。答弁を求めます。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

先ほども答弁いたしました、あくまでも地域ぐるみでということで、個人、個人ではできませんので、そういう地域が要望があれば取り組んでいきたいと思えます。

ただし、補助事業なものですから、やはりそこには個人負担というようなのが発生しますので、やはりその地域が自分たちが手出しをしてでもやりますよというような意気込みがあれば、そういう要望を聞きながら補助事業にも取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

昨夜、自分ちの住んでいる裏手の畑がイノシシやアナグマに荒らされて困っているという方がいらっしやいまして、以前、猟友会の方に来てみてもらったんですね。この方が今後、自分でもわなを仕掛けてみたい、これに挑戦したいんだけど、資格が要るよねという質問でした。

明日、一般質問があるんで、ちょっとどういう手続が必要なのか聞いてみましょうという答えてきましたけども、このわなの免許を取るどういう手続が必要なのか教えてください。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

基本的には免許は必要ですが、ただし自宅の自分の家のところにかける分については、届出ということで農林振興課のほうに届出書を出していただければ、こちらのほうが許可しますので、それで対応できると思います。

○7番（宮迫 勝議員）

自分の周り含めて畑、作物を作っているところ、隣接している畑ですね。そういうところについても資格は要りませんか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

その範囲というのが、自分の家の近く、あくまでも近くで、これが自分の畑であっても遠く離れていたりすると、そこはやっぱり許可が、免許が必要かと思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

じゃ、その免許を取る手続はどうすればいいんですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。

これにつきましては、県のほうで年に4回ほど、そういう講習会というか講習会を受けて試験があるんですが、それを受講すればほとんどの方が免許取れると思っております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

やっぱりこういう方がいらっしゃるということは、やっぱり被害に対して、もう切羽詰まっていると思うんですね。だから、曾於市としても行政もこのところ一歩踏み込んで、情報発信をすべきじゃないかと思っております。答弁を求めます。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

代々試験につきましては、毎年8月ぐらいにはありますので、4月の市報、5月の市報、早めにそういう市報あたりでも掲載しまして、啓発をしていきたいと思っております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

次に、サツマイモ基腐病についてお伺いいたします。この前の26、27の説明会、これの中で提出期間が短いという意見があったと聞きました。私のところに寄せられた意見としては、書類の書き方が煩雑で大変だということもありました。この書類の簡素化というのは、これはできないものなんですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。

その書類につきましては、国が定めた様式でございますので、それを勝手に変えるということではできませんが、農協、それから農林振興課のほうで受付をする時点で、できないのはこちらのほうでそういう手伝いをしております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

この基腐病の原因というのは土壌伝染と汚染苗、これが原因だと一般的に言われております。そこで発症株を農場外へ持ち出す必要性というのが、この前の南日本新聞にあったんですけども、この汚染された芋とかそういうのを持ち出す場合の注意点、どう注意すればいいんですか。もうそこに置けば広がるわけですから、そこから何かしら袋に入れて持ち出すとか焼却するのか、いろんな方法があると思うん

ですけども、注意点を教えてください。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

この芋の残滓、それから茎、完全に持ち出すのは不可能かなと思っております。芋の場合だったら、落ちているものを拾えばいいわけですが、今の甘藷の収穫につきましては、もうつるを切って鹿児島弁で言えばこだくるというようなふうになっていますので、その残滓を全部拾うというのはちょっと不可能かなと思っております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

農家の方で、もう被害が出て、それに対する支援も大事だよと。だけど被害が出る前に予防、農地の畑の消毒、これを私は令和2年度徹底してやった、だから出なかったんだけど、これからもこういう予防の消毒が大事じゃないかなと意見でした。

そこで言いたいのは、やっぱりこういう普段よりも丁寧に土壌を消毒する、二重、三重に出ないようにするために、こっちのほうにも支援が欲しいという意見でした。これについてはどう考えますか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

土壌消毒も有効な、そういう一つの方法かと思われませんが、ただ、その土壌消毒で例えばピクリンとかテロンとかそういう錠剤を打つと、やはりいい菌も悪い菌も死んで、そこにまた、かえって基腐が広がるんじゃないかという、そういう話も出ております。それが土壌消毒が完全に有効かと言うと、私も農家の人といろいろ話をしたんですが、やはり土壌消毒をしているところも出ているよと。それから圃場については、例えば10年ぐらい芋を作っていなかった、飼料畑を借りた、そこでも出ていますよというような話を聞きますので、それが完全に土壌消毒が有効だというようなことがあれば、そういう支援とかそういうようなのを思いますが、今のところはまだ県も今回プロジェクトチームを立ち上げて、そういう実施をしていく段階ですので、そこを推移を見守っていきたいと思っております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

農水省のこの支援策の中で、予防治療、薬剤への支援というのがありまして、この中で対象薬剤、これは塩基性硫酸銅水和剤というんですかね、あと炭酸水素ナトリウム、銅水和剤。ちょっと読みづらいんですけどもアゾキシストロビン水和剤という名前が出ていますけども、こういうのが今度の基腐病には有効ではないんですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。

これにつきましても、令和2年度、今言われました商品名はZボルドーというんですか、それからベンレート、ジーファインというような登録が取れた薬があるんですが、それをかけても出ているというようなのが実際の現状ですので、これが有効というのがまだちょっとはつきりしませんので、そこはちょっと見極めていきたいなと思っております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

ぜひプロジェクトチームの中で分かった情報を農家の方に常に発信していただきたい。そして農家の方が安心して農作業ができる、作物が作れる環境をしていただきたいと思います。

次に、お墓事情についてお伺いします。

今回のお墓事情については、市民の方からの相談と提案があり質問をいたしました。私の実家のお墓は柳迫校区の共同墓地にあります。毎年8月5日と12月25日には、合同で墓掃除を行っております。十五、六名程度が参加し、ほとんどが私よりも高齢の方々です。あと何年お墓掃除ができるのか、そして維持管理ができるのか分かりません。事実、私には娘が1人いますが、親が死んだ後の管理を押しつける気はありません。娘には管理ができなくなったら、お寺さんと相談してお寺さんに納骨して墓じまいをしてもいいよという話をしております。跡継ぎがない、都会に住んでいてお墓の管理ができないこのような現実をどう感じるか、市長の見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今言われたように、本当にお墓の管理の在り方についても、非常に情勢が変わっていきました。当然ながらふるさとを思う、また祖先を思う人たちの声に対して何らかの支援は必要だと思っておりますが、1回目答弁しましたように、曾於市内にはお寺さんやいろいろありますので、そういう方々ともちょっと相談しながら、何らかの形での支援ができないかというのを検討したいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

ここで新聞の切り抜きですけども、紹介したいと思います。これは毎日新聞の昨年度の載った記事でありますけども、

無縁墓を——無縁のお墓ですね、どうする、タブー視せずに考えたい。お墓を引き継ぐ人が途絶えることに伴う無縁墓が社会的な問題になっている。こう始めまして、最近は墓じまいをすることに後ろめたさを感じる人も多いはずであ

る。自分の代で墓をなくすことは避けたいという気持ちも理解できる。しかし、もはやタブー視する時代ではない。墓地の永代使用ではなく20年、30年などの使用期限をつけて区画を貸し出す自治体や寺も出てきた。使用を更新できるところもあれば、期限が過ぎると一律に合葬埋蔵施設へ移すところもある、抵抗感のある人もいるだろうが、無縁墓対策の有効な手立てはないかと。

こう結んであります。

やっぱりここは現実を直視して、今回のこれは初めてでありますから、ここですぐに答弁できるのは承知です。今回は提案のための一般質問をしました。そういう中で市民の方から自然葬、樹木葬について問合せがありました。この樹木葬についても、それからいろんな市の施設についても調査研究をしていただきたい。市長の考えを伺います。

○市長（五位塚剛）

人それぞれお墓の管理についてはあるようでございます。海好きな方については、お骨を灰にしたものを海に返すとか、いろんな方法があるようでございますけど、今言われましたように、今回初めてそういうお墓の在り方について問題提起がありましたので、市内のお寺さんいっぱいありますので、そういう方々と今後またいろいろと協議をしていきたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

最後に市長選挙について若干触れて終わりたいと思います。最後に市長選挙は、向こう4年間の曾於市のかじ取りを託す選挙であります。お互いに正面から政策を訴えていただきたいと思いますけれども、市長の考えをお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

市長選挙については、今から具体的に政策公約を検討していきますけど、やはり今後4年間の曾於市の発展のために、やはり政策論争を中心とした活動を展開したいというふうに思っております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

最後に候補者も新聞報道によりますと出ております。多分この2候補による選挙戦かなと思います。両候補の健闘をお祈りしまして、私の質問を終わります。

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2、渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○14番（渡辺利治議員）

14番、創政会所属、渡辺です。今、全世界を震撼させている新型コロナウイルス感染症が発症してから1年経過いたしました。一向に衰えを見せず、最近、特に増加の一途をたどる中に、本市においてはコロナ対策が功を奏してか、それ以上の感染者は見ません。しかし、いつ感染者が増えてもおかしくない状態であり、年末年始に向けて気の緩むことのないよう細心の注意が必要だと思います。発症者数に関係なく、コロナ禍による市民の生活は厳しさを増しておる中において、今回の一般質問で市長に伺います。

1の本庁舎増設については、本年3月定例会で一、二階、延べ2,296㎡で、季節に並行して議場を移しての計画であり、議会閉会中は市民憩いの広場として230㎡が提案され、修正案も出しましたが賛成少数で否決され、その後、委員会で議場は除く案で修正されています。

私たち議会は、このままで行くものと思っておりましたが、さきの全協の席上、新しい案が出され、しかも設計業者までも11月20日をもって契約がされています。そこで、今回の設計変更は何に基づいて説明であったのかを伺います。

次に、執務室や売店、多目的スペース等、床面積はあびせていますが、幾らイメージとはいえ、縦横等の長さは明記されていないし、随分違う部分が多く、どれくらいの予算規模となるのか伺います。

同じく財源についても説明を求めます。

冒頭述べましたように、商店街を含め零細企業、また、従業員は、三、四月の冷え込みより今からもっと苦しいと聞いております。これは本当の現状の状態でございます。3月も私個人で聞き取りをいたしましたが、今回もたくさんの人々に直接この問題については聞いております。皆さん、最後の言葉は何と言いますか、「公務員はよかいな」と捨てぜりふみたいに言われます。市長も市民の暮らしがわかるなら、庁舎増設は急がず、先延ばしをしてでも市民のための生活を守るべきだともいますが、市民のトップとしての見解を伺います。

2番目です。台風銀座の鹿児島、シラス台地の痩せた土地でも育ってくれる本当に助かるサツマイモでございます。青木昆陽はイモの神様といわれ、江戸の大飢饉も乗り越えていました。その芋、最近では、たばこ廃作に変わり甘藷作りが大幅な伸びを見せ、曾於市でも大切な作物であります。その栽培にサツマイモ基腐病が

発生し、大きな問題となっております。生産者だけでなく、焼酎業界、でんぷん業界、さらには製菓用にも及ぼして、関西方面へ定時、定量で、市場への占有率も高く人気もありましたが、このサツマイモ基腐病において供給が難しくなる、商談にも影響があると、先行き不安だらけなこの現状であります。

そこで、県・市・南九州の状況を伺います。

同じく、生産意欲を低下させないための対策説明も求めます。

また、生産者への救済対策はどのようにするのか、どのようになっているのか市長の考えを伺いまして、1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、渡辺議員の質問にお答えしたいと思います。

1、本庁舎増設についての①設計変更は何に基づいてのものかについてお答えいたします。

増築庁舎の設計につきまして、以前、議会の皆様にお示した図面は、市が増築庁舎で業務を行う課の規模や必要となる災害対策室、倉庫等を考慮して作成した素案であり、11月27日の議会全員協議会でお示した図面は、プロポーザル審査会で最優秀者となった業者が審査会に提案した際の図面であります。

今後は、この図面を基本にワークショップや各検討委員会等で出された意見を取り入れながら、市民や職員がより使いやすい庁舎となるように、基本設計、実施設計を行っていきます。

1の②予算規模についてお答えいたします。

増築庁舎の総事業費につきましては、現在のところ14億9,067万9,000円を見込んでおります。

1の③財源の内訳についてお答えいたします。

財源の内訳につきましては、現在のところ、特定財源としまして、緊急防災・減災事業債を3億40万円、合併特例債を10億3,700万円、一般財源を1億5,327万9,000円見込んでおります。

1の④コロナ禍の中で先延ばしをすべきについてお答えいたします。

庁舎整備につきましては、本庁舎増築をはじめ、今後、大隅支所、財部支所の建て替えも行っていかなければなりません。庁舎整備に係る財源を考慮する中で、緊急防災・減災事業債と合併特例債の期限が迫っていることから、計画どおり事業を進めていきたいと考えております。

2、サツマイモ基腐病対策についての①県・市・南九州の状況についてお答えいたします。

本県の状況については、県下全域で発生が確認されており、本市におきましても、

被害規模の差にかかわらず、ほとんどの圃場で発生しているようであります。

また、南九州の発生状況であります。鹿児島県では特に南薩・鹿屋方面、宮崎県では特に串間方面が被害が大きいうであります。

なお、熊本県では本年度初めて発生が確認されているようであります。

2の②生産者への対策説明はどうなっているのかについてお答えいたします。

生産者への説明会を、末吉地区を11月26日、大隅地区・財部地区を11月27日に開催しております。

2の③生産者への救済対策についてお答えいたします。

生産者への救済対策であります。この基腐病は糸状菌でカビの一種が感染し広がっていくことがわかっていますが、現在のところ、効果的な対処方法がないところが現状であります。

今回、国が甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業のメニューの中で、苗、苗消毒、土壌消毒等の支援がありますので、これらを活用していただきたいと考えております。

また、今後、効果的な対処方法等が見つかった場合は、関係機関を含めて対応を協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

最初の方の質問がほとんどダブっておりますので、簡潔にまたお願いいたしますが、この本庁舎の設計変更は何に基づいているかということでもありますけど、やはり私たちはさきの段階で報告されたように、私を含めてほかの議員も、当然、並行していくものだと思っておりました。その中で途中の経過報告もなく、降って湧いたようにこのような形でなれたわけですけど、確かに、今、市長が申されるように、プロポーザルの審査会でやったのはこうしていきますよということなんですけど、議会としては、そっちのほうで審議をしておりますので、いきなり、どんないいものを持ってきても、どんな悪いものを持ってきても、まずは最初から説明しなおすべきじゃなかろうかと思っておりますが、これはどう思いますか。

○市長（五位塚剛）

議場のあり方については、当初、2階の多目的広場の中で議会の皆さんたちが了承していただければそういう活用もやりますというお話をいたしました。最終的には議会の皆さんたちが議会の本会議はここでいいということを決断していただきましたので、それを前提として進めてまいりました。

また、コロナの状況も含めて、随時議会のほうにも、全協でも説明をしているというふうに思っております。

○14番（渡辺利治議員）

これから先の全協は当然大事なんですけど、なぜ今まで全協でそういう報告をなさらなかったのか、我々は議場がここにしているということを結論出しました。その後のことは全然知る由はなかったんです。なぜ早めにもっと。時間はあったんです。別に臨時議会を開いてまでもせよということではないですから。なぜそういうふうな手法を取らなかったんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

議場につきましては、もう御承知のとおり、皆さんたちが理解しているとおり、議会はこのままでいいということを決定していただきました。当然ながら、そのことをあえてまた会議をしておりますませんけど、そのことについてはちゃんと説明をいたしました。

○14番（渡辺利治議員）

そういう問題じゃないんでしょう。議場のことは特別委員会まで作ってちゃんと精査して答えを出したわけです。その後のことについて、全然知らなかったわけです。だから、そのことを何らかの形で報告すべきなんです。なぜそれができなかったんですか。本当にこの絵を見たら、図面を見たら、確かに明るくて市民の親しみやすい、そのような格好になっています。特に高校生を含めた中でのワークショップにおいては、本当に斬新な形でいいなと思います。我々もあちこち見ていますけど、本当にこんなのをしたらいいんです。ただし、それが初期の段階で何で説明しなかったんですかと私は言うんです。

市長が答えるべきです。トップでしょう。

○市長（五位塚剛）

基本的には、特別委員会も開いていただいて、議会が決定をしていただきましたので、それを尊重いたしました。このことについては、8月3日の全協の中で説明をしているということでございます。

○14番（渡辺利治議員）

確かにそれはありました。けど、こんな図面は見せていないですよ。議員の皆さん方も知っておるでしょう。見せていないんですよ。

ただし、最終的にこの図面ができたのは最近だと思っております。締結したのは10月二十何日ですか。だから、8月ではちょっと無理だったかもしれませんが、やはりそこは早急な議員の方に周知をさせるための、それをしなきゃならないと思います。これ以上言っても多分無理でしょうからいいです。

では、1階、2階の面積が今までと違って、まだ縦横を出していませんから。あちこのスペースは平方メートルが書いてあるからわかるんですけど、そこで、名

前が防災センター、旧だったら災害対策室、多目的スペースが、面積がちょっと少なくなっているけど、今までなかった市民協働推進スペースとか、ここにありますけど、このような、今までとの違いはどこにあるのでしょうか。

○財政課長（上鶴明人）

今回、全協でお示しした図面ですけども、この図面につきましては、さきのプロポーサルの審査委員会の中で最優秀賞となった1者の図面でございます。その業者を選定いたしまして、今回、11月20日契約をして行ったところでございますが、この図面につきましては、我々もそれまで、この図面で決定するということはプロポーサル審査会の中で出てきただけで、最終的に決定したところでございますので、面積等につきましては、今、私の手元にある面積では、1階のほうが1,323㎡、2階のほうが962㎡ということで、合計では2,285㎡となっております。

ただし、あくまでもこれは最優秀者の図面でございます。先ほどもありましたとおり、ワークショップで出たいろいろな意見、それから、これまで各種委員会等で出された意見、こういったものを踏まえて、随時、今後検討をしていながら変更していくと思います。そうなったときには、その段階でその都度全員協議会等で報告させていただきたいと思っております。

あくまでも、この図面につきましては、契約をしましたので早急に議会のほうにも報告をするということで出した図面でございます。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

確かに7月15日に第1回目の審査委員会をしています。そこで審査委員会というのが15名、15名のうち八木副市長以下農業委員会事務局長まで含めて、その中に第三者といいましょうか、各地区、元末吉町、大隅町、財部町、この方が公民館の代表ということで3人おりますけど、もっと市民の声を聴くためと思うんだったら、これはもっと市民代表が入るべきなんです。ありまでやっているわけですから。その点、どのような考えで人選を行ったわけでしょうか。

○財政課長（上鶴明人）

今回のこのプロポーザルの審査委員を15名選定したところでございますけども、これにつきましては、庁舎増改築検討委員会というのがございました。このメンバーに再度新しい外部の声を聞こうということで3名の方を入れたところでございます。そうしたときには、公募にするべきか、どうするべきかということであったのですが、期間的な部分もありまして、それと、やはり地元を代表する方となりますと、各地区公民館の代表者が一番適材ではないかということで、この3人を選んだところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

各地区の代表3名。では、この3名の方々は常に地域の意見を全て、内容を把握していると思いますか。

○市長（五位塚剛）

各地区の公民館長さんは、基本的にはいろんな問題が発生したときには、当然ながら行政からの報告も致しますし、また、必要ならば会議もしていただきます。全て、各地区の公民館長さんが全部わかっているということはないだろうというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

それは、一人間として全てを把握することはできないと思います。だから、もうちょっと入れたほうがいいんじゃないかという意見を言っているところでございます。ただ、これはもうこの中で進めておりますので。

もう一つ、この中に市民課長は入っていませんよね。そうすると、一番ここで直接市民と触れ合える、まず、曾於市内に入ってきたら、移動したら市民課が対応、いろんな形で市民課と触れ合う機会が多いと思います。こういう中には、そこを踏まえた中での市民課長も当然含むべきだったんですよね。15人いるわけですから。その点は、なぜ市民課長は除外じゃないんだけど、入っていないんでしょうか。

○財政課長（上鶴明人）

今回、今、申されましたとおり、一番の窓口業務としては市民課長という形になると思います。議員の仰せのとおりだと思います。

この15名のうちの12名というのが庁舎増改築の検討委員会のメンバーという形にしたところでしたので、その関係で市民課長が入っていなかったところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

これも同じく進んでおります。契約まで進んでおります。ただし、今後、いろんな形でこういう状況等が置かれた場合は、本当に人選というのは大事に進めていてもらいたいと思います。それが市民の本当に気持ちがわかる審査員の中身だと思っております。

あと、今回出された図面を見ましても、このプロポーザルのこれを読んでみましても、やはり一時避難所、これは1回目の説明からでもありますけど、やはり一時避難所としての役目を大いに機能を果たすということで、全面的に、そしてまた、緊防債も使うということで出されておりますけど、実際、この一時避難所としての役割、どこまでなされるんでしょうか。お答えください。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

一時避難所につきましては、今、おっしゃられた通りでございますけれども、平常時には使うことはないものでございます。ただし、今、どのような災害が起こるかわからない、そういう時期でございますので、想定外ということ自体がおかしいという批判も受ける時代でございますので、それを含めた上で一時避難所を設置するというところでございます。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

一時避難所、曾於市内にいっぱいあります。そしてまた、今度新たにこれを作るわけです。そのときに、市民が平等に、そういう避難所に行きたいけどいけないような状況も必ず出てきます。さっき市長が言われましたように、熊本震災、そしてまた、いろんな災害が起きていますが、当然、たどり着くのは道路事情の多い、交通の便利のいい、その人、市民の方だけに限られるわけです。

例えば大隅町、大隅支所のある近辺、菱田川沿いです。あれが一番危険なんです。その中に支所もあるから、あれは耐震の関係上、早めの増築をするわけですけど、あそこに大隅文化会館、隣の、あれは改善センターかな、あそこもなっているんですけど、行くに行けない事情があるんです。何年か前に大洪水が起きまして、支所も水浸しだったでしょう。通れません。そして、岩南の川の向こう側からも来れません。まして、岩川のこっち側も、上のほうからも下のほうからも来れないんです。避難所として機能を果たさないわけです。だから、ここにいくら立派な避難所と、一時避難所と位置づけても、来る人間は限られているんです。だから、避難所としてするんだったら、もうちょっと地方と言ったら失礼ですけど、周りのところの避難所を真剣に考えるべきなんですけど、どうですか。

○市長（五位塚剛）

今、言われますように大隅では支所の1階が水浸しになるという歴史があります。そういう意味も含めて、早く支所の建て替えも必要であります。

今回の岩川小学校の改築に伴って、市民の緊急的な避難場所としての作成もしておりますので、今後、そういうことも含めて総合的に対応を進めていきたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

支所を新しく幾ら作り変えても、今度、岩川高校の跡地とか、岩川小のあそこにするわけですけど、安全に行けるように道路をかさ上げしてくれるんですか。どうなんですか。

○市長（五位塚剛）

道路をかさ上げるんですかと言われましたけど、そういう現状としては非常に危険な場所についてはやりますけど、全部が全部そういうことができるわけではありませんけど、やはり災害が起きたときは、市民の皆さんたちが避難ができる避難ルートについては行政として十分これは検討すべきだというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

南海トラフが間近に迫ってということもありますけど、その中で、今度庁舎のほうもそういうふうに目的を書いてありますけど、やはり地域によって、幾らそこを改造しても、大隅市庁舎を改造してもいけないんです。道路かさ上げは無理な問題なんですけど、やはり根本的には市民の気持ちになった考えをしっかりとそこに作っていかねば安全な場所にいけないわけです。おのずと危ない場所におびえながら過ごさなければならぬわけでしょう。それが平等とは言えません。

だから、今回これを全面的に出しているけど、そうじゃなくて、もうちょっと避難所の分散も考えられないものか。お願いします。

○市長（五位塚剛）

避難所の分散ということでありましたが、基本的には全ての校区、全ての町を含めて避難所はちゃんとしておりますけど、ただ、非常に集中豪雨、大型台風で道路決壊というのは、この間、いっぱいありました。そういう意味では避難所にいけないという方も出てきておりました。そういうことについては、少なくとも被害が起きたときに住民の方が避難できるような体制づくりというのは私も基本だというふうに思っております。今後、それについて、引き続き努力をはしていきたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

当然、市民の生活を守るのはトップである市長でございますので、早い段階での対策を打ってもらわなきゃ困ると思います。

今回、防災センターも89.91㎡で出しておりますけど、前回より広めなんですけど、この図面を見ると、完全に部屋が固定されています。ましてや隣は壁で、オープンじゃなくて壁で仕切られておる部屋となる、書庫とかそういう形になっていきますけど、今まではオープンスペースで開放的なやつでいつでも広く使えるんだったんですけど、今回はなぜそのような形になったんでしょうか。とにかく会議室も含めると面積が広がるんですけど、それは廊下を挟んで斜め向かいのほうになります。ちょっと機能的にはどのような感じなのかなと思いますけど、どう説明されるんでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

我々の最初にお示しいたしました案でございますが、できればそのような方法がいいかと思っております。今、ここにあるのは、あくまでも先ほど申し上げましたとおり、1つの業者を決定した際のその業者が示しましたこの配置でございます。この配置だけを見て決定したわけではございませんので、今後はいろんなワークショップなり、あるいは職員等のワークショップ等を通じて、またこれが変更されていくものというふうに考えております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

十分市民の声を聞きながら進めていってもらいたいと思います。

次に、図面において予算を、1回目と2回目で、2回目のほうは予算も全然わからなかったわけですけど、先ほどの答えでありますように、ほとんど変わらないというものでございますが、今後、いろんな形で変更されることが予想されると思いますが、どのような点で、許容範囲はどれぐらいになるものかお伺いします。

○財政課長（上鶴明人）

予算の関係につきましては、今ありますとおり、お示したそれを限度額という形で考えております。ただし、急激な単価等の改正とかがあった場合は定かではございませんが、今はこれを上限という形で考えているところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

続いて、財源の内訳ですけど、一応、示されておりますけど、1回目のときは、やはり緊防債が今回限りで終わりだということでありましたけど、しかし、今年の3月議会で私は申しましたように、あれはこういう公共性のところは年2回の受付です。そして、一般企業におきましては、通年で受付て、総務省の答えがちゃんと来ているんですけど、そしてまた、今回、答弁にありますように、また今回延びたと示しておりますけど、しかし、これは災害国日本においては、必ずしもこれは期限立法どころじゃないんです。あまりにも、単年度でおわりじゃなくて2年度、この前出したあのときで終わりだということで議会委員会にもまた説明されましたので、皆さんはそれを納得して結局認めざるを得なかったということになるんですけど、やはり今のコロナ禍の中では延ばしても別におかしくないんです。緊防債と過疎債、これをうまくつかってやるんですけど、やはりそこは説明の方法がまずかったと思っておりますけど、どうでしょうか。特例債も。

○市長（五位塚剛）

こういう事業を計画する場合は、当然ながら、緊防債も含めて合併特例債を含めて県と国と相談をしていきますので、その時点ではそういう説明を受けておりましたので、先にちゃんと申し込みをしたところから優先していただきますので、当然

な方法としてお示したところでありますので、今後、実際にどうなっていくかというのは非常にわからないと私たちも思っておりますので、現段階ではこの状況で進めていきたいというふうに思っております。

○14番（渡辺利治議員）

南九州市か、あれは前倒しをしましたよね。もうこれ以上できない。ただ、今、出したら受けられると。特例債を受けられるから、そういう状況と全く同じと思って多分出したと思っているんですけど、逆に垂水市、あれは結局住民投票によって元に戻ったんですよね。それと、伊佐市は今度、新市長が出ましたけど、あそこも陳情が出されまして、それを採択されて真摯に受け止めて、もう一遍市民の声を聞くという市長の考えがありましたけど、市長はやはりこれをずっと押し通すつもりですか。

○市長（五位塚剛）

この支所再編の問題については、何度も説明をいたしましたように、行革委員会やら、各町の地域の検討委員会を交えて、また、市民にも何度も説明をしてきました。財政的なこともありまして、今でないといこの状況の中では有利な財源はないというふうに思っておりますので、引き続き、また市民には説明しながら予算についても議会がちゃんと認めてもらえば進めていきたいというふうに思っております。

○14番（渡辺利治議員）

この市民への説明かれこれもコロナの発症が確認される前のこと、そしてまた、確認されてからもありますけど、やはりそこは市民の生活を考えながら、本当はもうちょっと慎重にすべきだったと思うんですけど、それはコロナはコロナ、建設は建設、その割り切った気持でいるわけですね。

○市長（五位塚剛）

コロナが発生する前から、このことについてはずっと事業計画を進めてきてまして、今年度もいろんな形で市民には広報紙を含めてやっております。コロナと分けるという意味じゃなくて、コロナは今の現状の中での市民生活でありますので、これらは一体となって行政としては進めていきますけど、この建物を、支所再編を進めていくというのは、やっぱり別な考え方でありますので、そういう形での状況の中で進めていきたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

再度質問いたしますけど、市長は議会が決めたことと言わずに、市民に選ばれた代表者という形で気持ちをしっかりと持っているわけですよね。ですから、今回もするということでやっているわけですけど、やはりここは市長の決断が必要であるんです。今は先延ばしをちょっとしてくれと。その気持ちは全然ないわけですね。

○市長（五位塚剛）

議会の皆さんたちも市民に選ばれた代表でありますので、議会にもちゃんと説明しながら進めてきましたので、私は今の状況の中で確実に、今、進めるべきだというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

これ以上言っても、もう平行線でございますし、これは市民の方が選ぶ次の市長選、次の議会議員選挙、それに委ねるしかないと思っております。ただし、今後も市民の方々には理解を求めていきたいと思っております。

次の質問に入ります。

今朝の新聞にも大きく報道されておりました。相当な額で被害が出ております。

1回目の答弁では面積は出ておりませんが、生産の状況での被害発生状況が地区ごとには出しておりますが、面積が全然数字として表れていないんですけど、その数字は持ち合わせておりませんか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

その面積につきましては、市としましては県に報告するのは市内の補助が、大、中、小、甚大とか、そういうあれで報告しますので面積は出ておりませんが、ただ、12月3日、4日のこの申請におきましては、説明会では166名の方が説明に来ましたが、申請では86名の方が申請をされました。その中の面積でいきますと560haぐらいということはわかっております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

大体、面積というのは、基腐病は、全体的には鹿児島県で5割超となっておりますよね。地域的には違うんですけど、大隅南から大崎、あっちの南のほうへ行きますと鹿屋、皆無というところもあるんです。ただ、それ以外のところは1株、2株、10株とか、ポツン、ポツンの1割以内なんです。それでも、今後それが元となって広がる可能性があるんです。そこらあたりをどのようなふうにとどめていけるんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

甘藷につきましては、私たちのこの地域はやっぱり台風が毎年来ますので、普通のハウスを含めた園芸については非常に台風対策が必要になってまいります。そういう意味で、甘藷作りが台風対策の農作なんですけど、地域的には霧島酒造をはじめ、いろんな焼酎会社に甘藷を納めておりましたので、非常に増えてきました。

しかし、今回の基腐病というのは今までにない形での拡大、広がっております。

この問題について、先ほど担当課長が答弁しましたように、県のほうもプロジェクトを作って、今、調査研究をしております。また、地元の農家の方々が土壌作り、堆肥作りが基本じゃないかという声もあります。土壌の大事な菌まで殺してしまうようなやり方ですと、土、土壌がやっぱり弱くなっている原因があるんじゃないかと言われておりますので、できたらそういう有機農業の方法も今後検討すべきじゃないかということを考えております。

○14番（渡辺利治議員）

有機農業を進めるということは、当然、ギャップ関係でいえば当たり前のことなんですけど、それが急にとれるわけではないんです。暇がいるんです。今、目先にほしいのは、農家は、来年作る、それに対して国の施策もありますように補助金が出るわけなんですけど、もう農家の方々は育苗床にビニールを張っております。年内に張って、ちゃんと明けたら仕込みができるように準備をしております。その段階で、圃場でなくて苗床でも移る可能性は十分あるんです。だから、今後、言われたように有機農業と言われますけど、一番切羽詰まっている農家は、その問題よりはもっと早い手立てが欲しいんです。そのために、いろんな施策を示しながら会合も行っておりますけど、これは11月の、国から来たのは19日でしょうか、お伺いします。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

農水省のホームページに11月6日に掲載されまして、そのあと、11月13日に県のほうが市町村向けの説明会をしております。そのあとに11月19日に農協、それから、市役所、JA、でんぷん、焼酎会社等の会議がありまして、11月20日に農協を含めて説明会をしております。11月20日にJAの出荷者の方には、約250名、文書を出して、それ以外の農協外の方には、11月22日からFMで放送しております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

あらゆる手立てを使いながら農家には示しておるわけなんですけど、あまりにも対策に対する書類の作り方が短すぎました。園芸振興会の中でも2回ほど会合を持っております中で、「こげん短くてどげんすつとや、おまんたつがどげんかしつくいやい」と、私に来ます。これは国から来たからと言っておりますけど、でも、そこに、強くこっちからもうちょっと伸ばしてくれよと、中にはまだ全部カライモをとり終えていない方もいるわけですから、それは見込みで出るんでしょうけど、やはり、市の対策としてそこが手遅れかなと。もうちょっと国のほうへの強力なお願いはできなかったもんでしょうか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

そのような声は農家の方からも期間が非常に短いというようなことで、我々もそういう抗議といいますか、電話をしましたが、なかなか受け入れられなくて、今回、申請したというのは、国の予算がありまして、志布志市を聞いてみますと、日にちがないから今回は見送るというようなことで、今回、見送った場合はどうするかと言いますと、結局今度は県が基金を持っていますのでその基金で対応をするというようなことですが、基金につきましても限られた財源でありますので、どっちかと言いますと、今回、手を挙げて、もしそれに乗らなかった方は、また、二次募集とか、そういうので対応をしていきたいと思っております。

○14番（渡辺利治議員）

それは、ぜひお願いします。でないと、今回しなかった、もしくはもう煩雑で分からないちゅう方がいっぱいおりましたので、その方にも救援策としての施策をよろしく願いいたします。

あと、先ほど答えがありました甘味資源のやつ、国が出す、あれは正確にはでんぷんように対する甘味資源対策でございますので、これは焼酎用とか、製菓用とか、それにも補助対象となるんでしょうか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

でんぷんも、それから、焼酎用も加工用も対象でございます。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

新聞の発表では、確か甘味資源だからそれしか出ていないということでありましたので、これは確認のために伺いましたので。

では、トン当たり770円の補助ですよ。甘味資源で来るのは、770円上乗せです、これは。甘味資源のやつは。トン当たりですから、キロ当たり7円70銭です。幾らか足しにはなると思うんですけど、これが焼酎、製菓用にも対応できるということになれば、これは農家はそれにこしたことはないんですけど、志布志市は、今、話が合ったように、提出を遅らせたのは、また別途すると。しかし、曾於市としてできる限りの支援策が欲しいんです。目の先に迫っているわけですから。志布志市は3,500万円ぐらいの支援策を出しておりますけど、曾於市は別に手助けというのはないんでしょうか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。

今のところは、先ほどありましたようにプロジェクトチーム会議ができておりますので、それによってどういう対策が必要かということを見ながら、今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

このプロジェクトチームは曾於市だけでなく、ほかの地区も入っております。だから、当然、今年の農家の収入を知っています。甘藷に限らず、今の白菜暴落は大変なものです。お茶も平成以来の大暴落、牛は何とかいいけど、今はいいけど、これも目先は当然見えてこない。こういういろんな作物が減る中で、一番考えるのが税込減です。これらを含めて、やはり来年作ろう、再生産可能な施策というのが農家にとっては一番安全何施策なんです。再生産可能な支援策を市としては何も考えていないわけです。このプロジェクトにおんぶに抱っこです。

そうじゃなくして、市独自のはっきりした支援策を出すべきなんです。今。今でないとだめなんです。臨時議会でも開いて、仮にキロ10円とか、いろんな形でできるわけです。そういう考えはないんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

先ほど課長が答弁いたしましたように、このサツマイモの基腐病に対しては、県の対応を早く求めたいというふうに思います。

また、私たちも農家の声を聞きながら、必要であるならば何らかの対策をしなきゃならないと思いますけど、今のところは臨時議会を開いてということは考えていないところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

農家は本当に切羽詰まっているんです。国が示しているやつは3割以上で2万円、そして、3割以下が1万円。それは全面積じゃなくして被害におうた面積ですから、仮に5割刈った農家がおればそれに対しての金額なんですけど、ただし、来年植える畑の保証は全然ないんです。菌が入ってるか入っていないかは。たとえ入ってなくても、苗から来る、どこからか飛んでくる、こういう状況なんです。それを農家が安心して農作業を、農業をして続けていく上での施策が本当の生産者の気持ちのわかる血の通った政策なんです。県の施策を見ながらじゃなくして、市独自を早めに立ち上げてください。再度伺います。

○市長（五位塚剛）

このことについては、農協さんやら、また、いろんな団体がありますので、市のほうも本当に農家の声を聞きながら、何か対策ができないかということについても含めて、話し合いをしたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

白菜は安くて、今、12月4日対策を出しまして、結局は生産対策という形で、廃棄じゃなかったかな、出しても安いんだけど、一応、生産者に対しては保証をする。でも、そのお金よりは廃棄したほうが実入りが多いわけなんですけど、やはりカライモもしかり、今で早く手を打っていただくことを私は市のほうに頼みながら、私の一般質問を終わります。

最後に、やはり農家が潤わなければ市は発展しない、それは昔からの原則で鉄則です。

以上で終わります。

○議長（土屋健一）

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、おおむね1時10分、再開いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時09分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○農林振興課長（富吉浩幸）

先ほど渡辺議員の質問の中で、甘味資源の交付金、トン当たり770円が加工用、でんぶん用、焼酎用全てかという質問でありましたが、私のほうが今回の事業のほうも甘味資源作物産地生産性緊急支援事業ということで間違っておりましたので、今回の渡辺議員の質問に対しては、でんぶんのみが対象でございます。

大変失礼いたしました。

○議長（土屋健一）

次に、通告第3、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

議長の許可を得ましたので、私は12月定例議会一般質問におきまして、4項目、14点の要旨で市長と教育長に質問いたします。

まず、今年1月から全国に感染拡大した新型コロナウイルスは、いよいよ冬場に向けて感染者数拡大が広がりはじめ、収束は年越し様相であります。全国各地にはいろんな影響を及ぼし、拡大に伴い、3密、自粛、経済低迷、大規模イベント等の中止、人々の地域コミュニケーションの希薄が新しい生活様式となっていくます。全ての国民が命を守り、春の来ない冬はない、夜が明けない闇はないことで、1日

でも早い収束を願うところであります。

まず、通告の農業生産について。

①であります、令和2年産の農畜産実績額についての現在の状況を伺います。

次に、②の本市におけるサツマイモ基腐病の実態はどうであったか。大隅半島の近隣市町では被害が大きい状況であるようです。令和3年度に向けて生産者の動向をどのように把握されているか、代替作物等の変更はどうであるか、また、今後の生産に対しての特別の方向は示さないのか伺います。

次に、③であります、今日まで市内からの農業参入についてはいろいろと議論がなされてきましたが、今後、農家の高齢化は進みます。市長の見解を伺います。また、市外からの農業法人の進出の状況について、どのように把握されているか現状を伺います。コロナ禍での都市部と地方との兼ね合い、曾於市の独自の農業生産活動を生かす考えはないか見解を伺います。

次に、④であります、コロナ禍も年越しで1年が過ぎようとしていますが、現在は収束の見通しがありません。経済低迷により、農業生産者並び小規模事業者に対しての国・県の施策以外の市独自の助成支援を行い、農家に元気を持たせるべきであると思いますが、元気の出る施策について伺います。

次に、⑤であります、基幹産業が農業であり、曾於市の知名度アップ、市民の郷土愛、地域の活力の向上を目指して児童生徒に農業生産学習になお一層取り組むことに本市の農業振興を図る半農半Xなる見方を考えてみる必要があると思いますが、市長並び教育長の見解を伺います。

次に、通告2、農家支援についてであります、農業生産が向上すればするほど農業用廃プラスチックは増える、例えであります。今後の対応を考え議論すべきであり、まずは農家の処理量の減額は、キロ単価の金額は微々たる額であります、農家が元気が出ることに、また、環境にやさしい生分解性マルチの推進を行うこと等が不法投棄の防止を図ることにつながります。市長の見解を伺います。

次に、3項目のスポーツ振興について。

①であります。国は1911年、明治44年に設立した日本体育協会を2018年に日本スポーツ協会に名称を変更しており、鹿児島県も令和3年4月からスポーツ協会に名称を変更するようであります。本市においてはどのように対応されるのか、議論されているのか伺います。

次に、②であります、第2期スポーツ基本計画により、今日までの本市のスポーツ振興について、今後の地域スポーツ体制のあり方について伺います。

③学校並び地域でのスポーツ離れについての現状と議論はなされているのかどうか見解を伺います。

④であります。地域におけるスポーツ環境整備については、今後、コロナ禍での対応はどうであるのか伺います。

⑤コロナ禍でスポーツ・文化イベントが中止されているが、どのように把握されているのか。今後の方向性について伺います。

次に、4項目めの現在、各学校の不登校、ひきこもり状況並びに教育委員会の対応について伺います。

あとは2回目からの自席から質問をいたします。

以上です。

○市長（五位塚剛）

それでは、迫議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1と2については私が最初に答弁いたしますが、質問事項の1の⑤の教育長見解と3と4については教育長にあとから答弁させます。

2、農業生産についての①令和2年産の農畜産物実績額についてであります。特に水稲、甘藷、ゴボウ、ショウガ、ユズ、畜産等についてお答えをいたします。

令和2年産の農畜産物実績であります。1月1日から12月31日までの実績となっておりまだ実績は出ておりませんが、耕種・畜産を含めて全体的に令和元年度より生産額は減少すると思われます。

水稲については等級は悪いものの、生産量につきましては昨年より増えると思われます。

次に、甘藷については、基腐病、長雨・曇雨天で昨年より減少すると思われます。

次に、ゴボウについては、平年並みと思われます。

次に、ショウガについては、長雨・曇雨天で減少すると思われます。

次に、ユズについては、当初は1,400トン前後を想定しておりましたが、玉が小玉傾向ということで1,200トン前後を見込んでおります。

畜産関係は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた肉用牛は、生産・肥育とともに生産額は減少すると思われます。また、肉用牛以外の養豚、酪農、養鶏につきましては、昨年とほぼ同額であると思われます。

1の②サツマイモ基腐病の状況と令和3年度の植付けの見通し並びに代替作物等が考えられるかについてお答えいたします。

サツマイモの基腐病の状況であります。県内全域で確認されておりまして、特に南薩・鹿屋方面の被害が大きいようであります。

それから、令和3年度の植付け見通しであります。これから農協が作付のとりまとめをしていきますので、今の段階ではわかっておりません。

次に、代替作物は考えられないかという質問ですが、販売先との関係もあります。

ので、今後、農協と協議してまいりたいと考えます。

1の③農業参入について新たなる施策の拡充は考えられないか、市長の見解についてお答えいたします。

農業参入については、新規に就農する人に対しては新規就農者補助金の制度や新規就農者の個別巡回指導等を行っておりますが、今後はさらにどのような施策が必要か、関係機関との連携を図りながら検討してまいります。

1の④コロナ禍での経済低迷が続く中、農業生産者並びに小規模事業者に対して独自の施策で助成支援に拡充する考えについてお答えいたします。

コロナ禍の当初におきましては、果樹、茶、花き等が厳しい状況でありましたが、果樹・花きにつきましては回復してきておりますが、お茶につきましては、3番茶、秋冬番茶まで厳しいということでしたので、国の地方創生の臨時交付金を活用して、茶品質向上対策補助金を支給いたしました。

今後、ほかの作物におきましても、コロナ禍の影響で価格低迷が続くようであれば検討してまいりたいと考えます。

1の⑤農業と地域を支えるために取り組み、半農半Xについて、また、曾於市の知名度アップや地域の活力の向上、児童生徒に農業生産学習に取り組む考えについて、お答えいたします。

半農半Xについては、農業と多様な仕事を組み合わせた形態の業種で、島根県では半農半X支援事業の制度を設けて119人が定住してきている実績があり、知名度アップにもつながっているようです。また、このような半農半Xで移住してきた方と協同することで地域の活性化にもつながると思われまます。

今後は、先進地等の事例を参考委して検討してまいりたいと考えます。

2、農家支援についての①農業用廃プラスチックの今年度集荷量及び金額についてお答えいたします。

令和2年4月から12月までの回収実績であります。末吉地区分が207.9トンで686万2,350円、大隅地区分が102.2トン、327万8,413円、財部地区分が78.6トン、252万2,888円、合計で回収量が388.7トンで、金額が1,266万3,651円となっております。

2の②農家の処理料金を減らす考えはないかについてお答えいたします。

農業用廃プラスチック処理料に対する助成であります。令和元年度の処理料1kg当たり32円で14円の助成をしておりましたが、令和2年度は1円値上がり、1kg33円で15円の助成をしております。

今後の動向を見ながら、値上がりするようであれば検討してまいりたいと考えます。

2の③現在、不法投棄、焼却はどうであるかについてお答えいたします。

現在、不法投棄、焼却等の話は聞いていないところであります。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（瀬下 浩）

1の⑤児童生徒の農業生産学習に一層取り組む考えについてお答えします。

現在、市内小中学校のほとんどの学校で、総合的な学習の時間や生活科等を活用して、野菜、さつまいも、米、そば作りや花の栽培などの体験的な活動を行っています。また、体験的な活動のほかにも、社会科の郷土学習や地産地消の給食など、地元の農業に触れる機会もあります。

活動の具体的な内容や時間等については、全教育活動の中で他教科等とのバランスや児童生徒の発達段階等にも配慮しながら、各学校で適切な時間を設定し、実施されるものと考えております。

3、スポーツ振興についての①体育協会から曾於市スポーツ協会への名称変更についてお答えします。

国におきましては、平成30年4月より公益財団法人日本体育協会の名称を、公益財団法人日本スポーツ協会と新名称に変更されたところであります。

この趣旨によりますと、2011年にスポーツ基本法が施行され、2015年にはスポーツ行政の一元化を図るスポーツ庁が発足し、合わせて2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、スポーツに対する関心が一層高まりを見せている現状と国際社会の動向に鑑み、スポーツという文化を公正に継承していくため、日本スポーツ協会という言葉をもって改称したとされています。

現在、県内19市でも協議はなされたと思いますが、県も含めて体育協会の名称もそのままとなっております。

県体育協会の動向も注視しつつ、今後、市体育協会とも協議をしながら検討していきたいと思っております。

3の②第2期スポーツ基本計画についてお答えします。

スポーツ基本法に基づく第2期スポーツ基本計画は、平成29年度から令和3年度までの5年間においてスポーツ立国を目指し、一億総スポーツ社会の実現に向けた重要な指針が示されているところであります。

指針の中で、市町村が取り組むべき内容は、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進やスポーツを通じた地域の活性化への取り組みなどが考えられます。本市におきましても、これらの内容を考慮し、各関係団体との連携のもと、現在もスポーツの振興に取り組んでいるところでございます。

3の③学校、地域でのスポーツ離れについてお答えします。

本市の小学生におけるスポーツ少年団への加入割合を見ますと、少子化とともに年々減少してきています。また、中学生における近年の入部状況を見ますと、入部率が60%程度で推移していますが、以前より減少しています。

しかしながら、学校を中心としたスポーツ少年団、部活動以外のスポーツクラブ等での活動する子供たちが増えてきており、全体としてスポーツをする子供たちが減少しているとは一概には言えないというふうに考えております。

また、地域におきましては、高齢者を中心としたグラウンドゴルフの競技人口が増加し、健康志向重視のスポーツ活動へのすそ野が広がりつつあると思っております。

3の④地域スポーツにおける環境整備を進めることについてお答えします。

市の体育館、各学校の体育館、陸上競技場等のグラウンド、市民プールなど多くの体育施設等があり、利用者が安全に快適に利用できるように努めているところでございますが、いずれも施設の老朽化が進み、今後の維持管理が課題となっているところでございます。

スポーツ環境整備につきましては、現在ある体育施設へのニーズを把握するとともに、効果的な活用ができるよう施設の整備計画等を進めていかなければならないと考えているところでございます。

3の⑤スポーツ活動についてお答えします。

本年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、各種イベントが中止となっております。

スポーツ関係で中止となったイベントは、カヌー大会、悠久の森ランニング大会、曾於市民体育祭、曾於市民グラウンドゴルフ大会、北別府学野球フェスタ、豊祭武道大会等です。

また、本年度開催予定でありました燃ゆる感動かごしま国体は2023年の開催となりました。

スポーツ少年団の活動、体育協会加盟団体が実施する各種大会につきましては、国の緊急事態宣言等を受けまして、発生時の活動は自粛をお願いした時期もありましたが、おおむね再開をされているところでございます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対策に留意し、各団体の活動が適切に実施できるよう指導してまいります。

4、不登校・ひきこもりについての①各学校の状況並び教育委員会の対応についてお答えします。

今年度の小中学校の不登校の状況は、小学校1校に2人、中学校3校に22人、計24人といった状況です。

教育委員会では、毎月、生徒指導に係る月例報告により、各学校の不登校の状況を把握し、早期解決に向けた取り組みについて学校と連携を図っています。

また、管理職研修会で不登校の未然防止をテーマに研究協議を設け、対策等への意識を高めたり、心の教育相談員やスクールソーシャルワーカーを学校に配置し、各学校での未然防止や早期発見・早期対応を支援しています。

さらに、不登校の児童生徒への学校復帰を促すため、適応指導教室を設置し、学習支援や教育相談等を行っております。

○18番（迫 杉雄議員）

順を追って1回目の答弁について再質問をいたします。

まず、本年度の農業生産額については、内容的には答弁書で出ましたが、現段階でもう農閑期である程度金額と面積と生産等は出ているのではないかと。前回までは12月中に出しておったようですが、それを含めて通告したものであります。

それでは、まず甘藷についてですが、甘藷についての金額等が出ておりませんが、午前中の同僚議員の質問とも重複するような形ですけど、甘藷の生産等についてはどのように把握されるのか。説明会には、確か560haの農家が見えたというけど、市長、全般的に見て甘藷についてはどういうふうに見解を持っているか。特に曾於市においては、他の、肝付方面と南薩方面とすれば被害が少し少なかったという状況かと思っております。全面的に南薩のほうとは違うんじゃないかと思っておりますが、つかんでいる内容を答弁を求めたいと思います。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

この農産物の生産実績でございますが、1月1日から12月31日までということで、品目ごとではなくて全ての品目に対しまして、農協さん、それから、関係機関が集まって技連会のほうでその数字をまとめているので、今のところ、甘藷だけの面積とかは出していないところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

ほかのところ等も基腐の状況は把握していないんですか。他の地域と曾於市とは。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。

基腐につきましては、先ほどありましたように県内全域でほとんど出ております。特にひどいのが南薩、それから鹿屋方面でございますが、本市におきましては、大隅の恒吉、南、それから、末吉の一部、それから、財部はそう多くないと思っておりますが、先ほどの560haというのは、被害のあった方々が、申請した方々の560ha

ということでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

それと、確認になりますが、ユズについても1,400トンを見ていたけど、こまだだったということえ1,200トンほどということですけど、1,200トンであっても昨年に近い数字でできているんじゃないかというふうに、最終的な1,200トンで止まらんのじゃないかという気がします。1,400トン相当を見ておったら1,300トンということはそれなりの収量が出たということ等と、内容については、今後の問題と思いますが、やはり農家がどのようにユズ生産をしたのか。前回の9月の段階でも5円の値引きが大分響いたんじゃないかと思います。5円の値引きをして1,200トンをはけたら600万円相当の金額であれ、その分だけが農家におてなかったというふうな単純な考えもあります。

そういう意味から、市長、このユズに対しての5円引きと農家の今回の収量、小玉だったといえ一言ですが、それなりに収入額が減ったことについて市長はどう考えますか。

○市長（五位塚剛）

ユズ農家の今回の収量は、表年だったんですけど、やはり小玉が多かったという状況もありまして、1,200トンを超えた状況になりました。

価格については、出荷者協議会と会社のほうと協議して決めた金額でありますけど、全体的には農家の手取りが600万円ぐらい少なくなったというのは、もう事実であります。

○18番（迫 杉雄議員）

いろいろな形で本市の基幹産業の農業生産については、なお一層議論と、いつものことで農業生産額を目指すという言葉ですが、やはり、今後は前年度と違って、今までと違って、流れがコロナ禍という方向づけ等がありますので、いろいろ生産額について、そしてまた、農業生産について協議したり、技連会等での内容を高めていかないかと思っていますけど、今、課長が言われた、技連会等での話し合い、協議はどうなっているのか、答弁を求めたいと思います。

○農林振興課長（富吉浩幸）

大体、毎年12月の中旬くらいからそういう関係者を集めて話し合いをしている状況でございます。

○18番（迫 杉雄議員）

ここでの一般質問のやりとり等々をぜひ生かすということの質問、返事、答弁をいただきたいと思います。でなければ、また一過性みたいに令和3年度が過ぎてし

まうということになれば、今までと違った対応が必要だということの言葉が生きないんじゃないかと思います。

あと、農業生産については、省力化、省人化、これについて、今後の農業生産について、曾於市の農業振興についてですが、どのような見解を持たれておるか。当然、農業生産といえば生産額を上げるための言葉ですので、それに対する高齢化、もしくはいろんな形での問題がありますが、最終的には、機械化等が進めば省力化、省人化の方向づけを見出さなきゃいけないと思いますが、市長、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

曾於市における農業は、畜産を中心とした複合経営的な農業の方と園芸を中心とした農家があります。特に、大きな団地を抱えているのが大隅町の南校区の方々でありまして、白菜から甘藷、大根、スイカ等をされておりますけど、年によっては豊作貧乏という、そういう状況も実際にあります。今年も非常に厳しい状況もありました。

やはり大型農業を目指す場合には、やっぱり機械化作業でありますので、それに合った経営をしなければなりませんけど、非常にこれは難しい問題を抱えております。

今後は農協さんも入っていただいて、技連会で各農作物の目標値を決めて議論はしておりますけど、やはりいろんな価格の保障の問題がありまして、なかなか増えていかないのが状況であります。そして、今、水を使った農業ということで短冊ゴボウについては規模拡大は進んでおりますけど、また、志布志方面も含めて、向こうの方々も相当ゴボウに入ってきておりますので、また価格の下落を心配をするんじゃないかということがあって、いつもこの問題については担当課を含めて心配をしているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

次の②の基腐病との兼ね合いで、②について質問いたしますが、午前中から再三出ました甘味資源作物産地生産性向上緊急対策事業ということで、今、対応をされていると。午前中は県のプロジェクトチームに委ねるというような答弁に聞こえました。また、一方、そのところを市の独自の施策で対応すべきだというふうなやりとりでしたが、私も同様に、この事業は事業として、やはり曾於市独自のサツマイモ基腐病に対する努力というか、調査、研修、研究をするべきだというふうに思いますが、今後これについてどのような調査から対応が考えられるか、まず、その1点をお聞きしたいと思います。

そして、いろいろ近隣と地元の曾於市内の今年度の甘藷作付等についてもある程度情報をつかんでいられると思いますが、肝付方面ということでも、肝付方面は去年が大いに広がっていたわけです。それに対応している情報、実績もありますが、

つかんでいらっしゃるのでしょうか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

基腐病の対策というか、土壌消毒とか、そういう苗消毒とか、そういうので2年度もやってきたんですが、なかなか止まらないというか発生が防げない間うことで、今回、令和2年度にそのプロジェクトチームを立ち上げて、再度、また7つか8つぐらいに分類しまして、どの方法がいいかちゅうのは、今後また検討していくような状況でございます。

○18番（迫 杉雄議員）

今後ということですが、この場合は、今年度に方向づけを示すべきだと思います。私の言いたいことは、午前中から出ていた土壌消毒とか、苗消毒とか、ここまでは緊急支援事業で対応できるということですが、そのほかに曾於市として、やはり原因ははっきりつかめないのに有機肥料等を使ったり、ほかの肥料等を使って土作りをするべきではないかと。それが入口の1番目だと。それで完全な対応ができるという確証ありません。けど、その確証として事例が、市内の南之郷方面も出たんですが、南之郷方面の情報で、市長も御存じの高崎の大和フロンティアの笹サイレージ、これを使ったということで、ちょっと気が引けたから1ロール使ったと。その分だけが収穫が多かったと。そして、同じ農家に基腐病が少し出たということ等が、この曾於市の情報だし、皆さん御存じの山元商店等は何年も前からその推進を図っておって、農家は言えませんがそれなりの対応をしたと。

そういう話はそこまでと、肝付のほうは、昨年に大変な被害が出て、その農家等が今回使って最小限に抑えた半面、収量が多かったと。被害が出た分は収量でカバーできたというような農家の話等と、それから、1点、情動的に、南大隅も恐らくサツマイモが大半というけど、サツマイモに関して確認を取っておりませんが、その笹サイレージと契約済みだと。それから、都城市も8月でしたか、提携を結んだ南日本の記事が出ておりました。

そういうこと等を考えますと、私自身もだけど、ショウガの段階で、今回、ロール、1ロール300kg、反当100kgずつ対応したということで、それなりの生産量が出たということ等と、今、話をしました南之郷の農家は、去年1ロール使ったけど、今年はさっそく30ロールほど注文をしたという情報を得ているところです。これがてきめんとは言いませんけど、市長が十分理解されておりますので市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今回の甘藷の基腐病については、いろいろな見方があるようでございます。農林

振興課長も自らも甘藷作って、有機堆肥の部分と分けて作っていて、やはり有機堆肥を使ったほうが病気が少なかったというの也被われておりますので、今後、また実証ほ場を含めて増やしていきたいと思ひますけど。

また、今、言われますように、都城市の会社の高崎で生産された孟宗竹の笹サイレーヅについては非常に効果があるというふうにも聞いておりますので、その末吉の南之郷の農家の、その農家と直接話したりはしておりませんが、効果があるならば、やっぱり推進するのも大事だと思ひておりますので、担当課長から今後の考え方について答弁をさせます。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

市長も申しました、迫議員もおっしゃいましたように、有機堆肥が有効じゃないかということで、私も何人かの農家の方とお会いしてお話をしたところ、化学肥料なり、それから、土壤消毒をしていないところに有機センターの堆肥、それから、バチルス菌を使ったペレットを入れて病気が出なかったよというような話も聞いています。

それで、岩川のヤゴローフズですか、澁谷食品があるんですが、そこの方も有機センターの堆肥を使って病気が出なかったと、ありがとうございましたということで畜産課長のほうに、そういう報告もあったということです、これが最良というわけではございませんけど、試験的に何人かの方が、そういう方がいらっしゃると思いますので、また今年、そういう検証をしながら進めていきたいと思ひております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

情報的にも、そこまでの情報です。

そして、さっそく質問というような形ですが、今年度の結果、これを踏まえて早速曾於市独自の、堆肥購入等の名目で助成金というような形を打ち出してみたらどうかと思ひます。大したことはなかったというような結論は、また1年過ぎたときのことであって、やはり、今、曾於市の農業振興、もしくは農業生産を考えると、市長の考えでやってみようと、ある程度の結果はわかっているけど、それを出してしまえば県も、もしくは国もというような感じだけど、やっぱり注目をすることになると思ひます。そうすることによって、曾於市の農業振興、農業生産が広がる。農家だけで一生懸命やって、やっと収益があったと終わらすよりも、世間に広げることだと思ひますが、市長のほうからやってみようという、今からいろいろ、調査もだけど予算的にも助成に対する対応らせんないかんけど、やるかやらんかというのを聞かせてもらえば、その都度またやるべきだというような議論になって来るん

じゃないかと思いますが、どうですか、答弁は。

○市長（五位塚剛）

今言われますように、曾於市には立派な堆肥センターがあります。これはもう基本的には全国的にも私はすばらしい施設だという風に思っております。この堆肥センターの運営についても協議会がありまして話し合いをしておりますので、ここの堆肥を曾於市を含めたこの大隅半島、または全国に堆肥を供給ということの議論もしてきました。今言われるように価格の問題がありますけど、沖縄のほうにも、今、ちょっと送る計画もあるようでございますので、いろんな形で安く提供できるような体制作りが非常に大事だと思いますので、前向きにこのことについては進めていきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

前向きということで、一言付け足したいと思いますが、やっぱり何事も足を踏み始めんことには議論倒れというのは、どこに行っても、どの時代でもあるわけです。いろいろあって情動的に、議論的に進めるもんやったら、やっぱりここはひとつトップダウン的に進めるべき。悪いということはないんやけど、進めておったら次の道が開けるといふふうに私は考えております。

そういうことで、農林振興課長もぜひ、自分のこともあるかもしれないけど、全般的に曾於市の農業振興という立場で情報やら、議論をして進めていくということで、一応、理解します。

金額等は何分の1という額であろうが、やっぱり進めるべきだと。

次に、③で農業参入に対して、内容的にはいろいろ、1回目の答弁でも言いましたが、いろんな要素を含んでします。少子高齢化の中に、農地が荒れる中に、市外から、もう以前から法人が作付で進出してきておりますが、随時把握して内容を調べとかないかんということですが、私は1点、単純な勉強不足で質問するんですけど、都城市からの、市外からの法人が曾於市で農業生産額を出したらそのまま曾於市の生産額につながっているんですか。私がちょっと勘違いでどうなのかと、確認だけです。

○農林振興課長（富吉浩幸）

含まれております。

○18番（迫 杉雄議員）

そういうことで、農産物の実績額に含まれているわけですので、そこあたりは上がる。収益はもってかえるわけやけど、そうしながら、やはり今の状況を農業委員会会長が答弁できるかわかりませんが、市外からの参入の面積等は答弁できませんか。前回、答弁されたような気がするんですけど、その後増えているのか、減るこ

とはないんじゃないかと思いますが、そこらあたりが1回質問をして進めたいと思います。

○農業委員会事務局長（中山純一）

お答えいたします。

今回、ちょっと資料等を持ってきておりませんので面積ははっきりと申し上げられませんけれども、現在、やはり増えつつあるということだけは申し上げたいと思います。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

増える面積等々もいろんな形で、市外の法人が進出してきているということと等に見うけますが、こっから考えますと、やはりそれも否定するわけではないんだけど、農業参入について努力をするべきだと。1回目の質問で出しましたが、いろんな都市部からの参入をぜひ考えて、それなりの施策、もしくは受け入れを、市長も述べられましたけど、直近やら、今後の問題で受け皿については十分万端ですよというような状況なのか。特にコロナ、全国的にコロナ禍ですので、そういう情報とか、努力はされていないのか再度確認をしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

曾於市に移住しませんかというチラシ等も作っておりまして、曾於市で農業をされる方については、こういうふうな支援、工法がありますというのをやっております。

また、うちの曾於市には財部の森の学校で農業の体験、農業の研修をされておまして、その中から毎年数名ずつ曾於市に移住されてきて農業をされる方が出ております。今、末吉の川内のいただいた建物についても、今、農業の研修生が来て住んでおられまして、将来は曾於市で農業をされるというふうに期待しておりますけど、今後、またいろんな形での努力をしていきたいと思っておりますけど、非常に今、何人かこういうふうに来てもらっているのは確かです。

○18番（迫 杉雄議員）

森の学校については、重々一生懸命やってもらっていると。そこがあるから、なおさらそれに後押しする形、それに対していろんな施策、議論をすべきだというふうに考えて、それは努力すればするほどちょうどいい時期じゃないかと。都市部との連携やら、コロナ禍やら、いろんな条件的なものがあると思いますので、再度、担当課も当然のことだけど努力をすべきだと思います。

それと、農業参入について今しているんですが、⑤の半農半Xですが、これについては言葉自体が、市長が答弁の中でいろいろされましたけど、農に親しむ、もし

くは土に親しむ、わざわざ農家を開くという意味合いじゃないという気がしますが、やっぱり基幹産業は農業ですので、子供の時代から土に親しむ、農業に親しむという感じを、ほかの地域やほかの市外の学校と比べて特段にやっていくべきじゃないかと思います。

何でかという、やはり先々は、曾於市の生き残りは農業基幹産業ということにつながっているわけです。当然、畜産はこのままどうかということになりますが、農業が、耕種農家等々の元気を、基盤を植え付けるためには、半農半Xにひっかけて農業学習を独自の指導をすべきではないかと。学校側は学校側のいろんな教科時間等はあるわけですが、それに議論、協議で進めていくべきだというふうに通告しているんですが、再度、教育長の見解を求めたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

議員のおっしゃるとおり、私も本市の基幹産業は農業ですので、農業について子供たちが学んでいく、非常に大切なことだというふうに考えるわけです。

実際、今言われたようにほかのところに比べてどうか、多分、恐らく都会部に比べるとかなりそういった体験学習は多いと思います。例えば、今、一番大きな小学校、末吉小で見ても、2年生が9時間かけてトマトやナスやオクラ、枝豆等の植付けから収穫、調理までやっております。それから、サツマイモについては、4年生が10時間かけてやっております。それから、米作りにつきましては、5年生が25時間かけてやっているわけです。

しかしながら、学校の授業というのは、教育課程は国の学習指導要領できめられているわけです。使える時間というのは本当に限られるわけです。その中でやりくりしながら、農業体験について取り組んでいる学校が非常に私は多いと思います。

ただ、よくよく見ると、多少、少ないかなというふうな学校もございますので、そういった学校につきましては、ほかの学校でこういう取り組みをしているとか、そういったことを伝えていきたいなど。あくまでも教育課程の編成権は学校にありますので、そういったことを管理職に伝えていきながら、もうちょっと広げていければいいのかなというふうに考えているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

今、未来の時代を担う児童生徒の話ですが、肝心な、今度は我々は今を、農家の高齢化の内容にしたら、農家に元気が出る、農家が喜ぶというような雰囲気を作ることも、やっぱり今度は子供たちの学習にもつながると思いますが、一転、角度が変わるみたいですが、先ほど続けて質問すればよかったんですが、ユズの127円、今年の122円、これについては、どうかしてユズ農家を元気を出させなければいけないという考えなんです。ということは、やっぱり5円はまた元に戻すことはしな

いのか。市長がどうやって答えるかわかりませんが、5円を元に戻す、せめて127円、できれば1円でも高いほうがいいんですが、そのところを、今度はどこで議論をするのか。そうしながら、やっぱりユズ農家で、ユズはちょっとやっているけど楽しいんだよというような空気も作れると、雰囲気も作れるという感があります。

ですから、今後の、前回の9月の定例で議論された分の5円について、ぜひ答弁をもらいたいと思います。それに合わせて、先ほどから答弁にあります廃プラスチックの33円のうちの18円手出しも、今後、何円でも農家負担を減らすと。答弁には今後の検討ということで書いてありますが、この場で市長が答弁すべきだというふうに、市長の答えをもらうべきだと思います。農家を喜ばす、小規模事業者を喜ばすということで、答弁を求めたいと思います。

○議長（土屋健一）

迫議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時12分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○市長（五位塚剛）

迫議員が質問がありましたユズの価格の問題ですが、これについては、ユズの食彩センターとユズの出荷の同好会と、それに行政も中に入って価格を決めました。これについては、ユズの食彩センターがコロナの関係で相当な落ち込みと決算の赤字になるという見通しの中で、取り組みとかお願いをしましたけど、来年は基本的にはまた元に戻すということが前提になっておりますので、来年はまた金額は元に戻ります。そういうことでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

来年は元に戻して、今回の収量を元に農家に元気を出させてもらいたいと思います。

通告の2とダブったように質問をしておりますが、1点だけ、⑤で聞かせてもらいたいと思います。

この北部公民館では、そ菜品評会など、農業に親しむことの、これは昭和30年代、40年代からずっと続けて、地域住民が農家でなくてもやっぱり地元の隣近所がというようなふうでそ菜品評会を行っていますが、以前は市内の公民館でも聞きよった

けど、今、どっかでやっているところは把握していますか。教育委員会のほうで把握しているのかなと確認です。北部公民館だけでなく以前は他の公民館でもやっておりましたけど、そ菜品評会なるものをやっているのか。ただ、ずっと継続的に北部公民館なのか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

ただいまの野菜品評会ででしょうか、柳迫校区がやっているようでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

そういうところも事前に上げて、学習等につなげて、半農半X等につなげてもらいたいと思います。

あと、先ほどの質問で出しておりましたユズの5円元に返すこと等を、これもぜひ早い時期に、再度ユズ農家に連絡をしてもらいたいと思います。

あと、通告の2の②、③とありますが、②は処理料を減らしてみる考えはないか、今回の集荷は年間を通じてどの時期が集まっているのか。今回は12月1日、2日を有機センターではやっていたようですが、それ以外の年間を通じて、夏場とか、量的に多いのはどの時期か答弁を求めたいと思います。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

いつの時期が多いかということですが、一番多いのは10月、11月、12月が多いようでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

あと、不法投棄を全然聞いていないということでしたけど、不法投棄については、当然、サツマイモの基腐病等を産廃的に放置されているところがあります。それで、よう考えたら、イノシシが食べられるようなのがゴロゴロしとって、そのままどこかほかの地域に持っていくとどうなのかというような話も出ておりましたが、答弁では不法投棄を見ていないということですが、どうですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

廃ビニール、廃プラの不法投棄……。

○18番（迫 杉雄議員）

いや、廃プラともう一つ、廃プラはあまり、併せて甘藷の残さ。

○農林振興課長（富吉浩幸）

甘藷の残さにつまましてのそういう話は、農林振興課のほうには来ていないところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

あとで内容をお話したいと思います。この場は控えます。

次に、3のスポーツ振興についてですが、いろいろ教育長の答弁の中で出ましたが、現段階では、全然スポーツ協会にするという話は進んでいないわけですね。そして、県はたしか私の聞き違いでなければ、来年4月からスポーツ協会にすると。当然、追随するような話はないと思いますけど、やっぱりそれなりの曾於地区の対応をどう考えているか。今、曾於地区の会長はどこになっているんでしょうか。曾於市、五位塚市長じゃないかもしれませんが。

（「志布志市」と言う者あり）

○18番（迫 杉雄議員）

志布志市ですね。そういうことで、やっぱり曾於市からということではないけど、やっぱり国、県に追随しながらスポーツ振興を図るべきだと思いますけど、教育長の見解を求めます。

○教育長（瀬下 浩）

先ほど議員が言われましたように、県が来年度からスポーツ協会に変わるんじゃないかという非公式の話は聞いているんですけど、正式のものは下りてきておりません。

今現在は、19市の中で体育協会をスポーツ協会に変えた、スポーツ振興協会に変えたのが鹿児島市だけです。しかしながら、それぞれの市町村で、さあどうしようかということで、今、検討をしておりますので、本市も教育委員会が決めるということではなくて、あくまでも曾於市の体育協会が決めることですので、そこに情報を補完しながら、その方向になっていくかというふうには思うんですけども、そこで協議をしていきたいというふうに考えております。

○18番（迫 杉雄議員）

答弁で、それ以上はまた次の機会がありますので話ができると思いますが、議論はできると思いますが、現段階で次のスポーツ離れについて、答弁では横ばいだということですが、以前とすれば、かなりの生徒児童が部活もやっていない、スポーツ少年団にも入っていないというのを見かけますが、再度答弁を求めたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

部活とスポーツ少年団に限っては、間違いなくかなり減っております。データを取っております。ただ、その他のスポーツクラブ等で、今、いろいろ、スイミングだとか、今、クラブチームのサッカーだ、野球だとか、いろいろあります。そういったものについてはデータを持っておりませんので今のところ何ともいえない状況ではございます。

ただ、今度のスポーツ振興基本計画、この中でも、国が出しているものの中で、子供たちの層のスポーツ参加人員の拡大ということで、子供たちについてどういうことであるかということで、学校体育の中でそれをやっていくんだということが明記されて、今、そういう取り組みをしています。子供たちのスポーツへの関心を高めていくとか、あるいは習慣化を図るとか、日常化を図るとか、そういった取り組みに向けて、今、学校体育の中で取り組んでいる状況でございます。

○18番（迫 杉雄議員）

あと1点、教育長、端的にスポーツ離れがする児童生徒、やっぱり心身ともにと
いう言葉が薄れてくるかと思いますが、そこらあたり、学校体育、学校スポーツば
っかりだと、町を挙げて、学校を挙げて、体育、スポーツ振興をするのとはどうい
う答えが、方向性が見えてくるか、見解を伺いたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

国の振興基本計画の中でも、やはりそういったスポーツについての課題等が見え
ています。市全体でいいますと、やはり一番薄いところが働き盛りの人たちのス
ポーツの層が一番課題であるということで、国もこの辺をどうするかというのの施
策をいろいろと考えているようでございます。

議員の質問にもありましたように、スポーツ基本計画につきまして、現在、19市
のうち7市が、今、それを立てているところです。大概は大きなスポーツ施設を持
っているところとか、あるいは観光に結びつけようというようなところが大体作っ
ているようですが、当然、本市でも作っていかなければならないというふうに考え
ておりますので、そういう中で、ちょっと検討をしながら大きな意味での計画を立
てていきたいというふうに考えております。

○18番（迫 杉雄議員）

今の答弁のそのままを受けて、やっぱり本市ももう努力するべきだと。スポーツ
離れやら、いろんな青少年、児童生徒の心身の何とかやらは計画を立てて、一丸と
なって進めるべきだと。あとは教育委員会のほうでいろいろ、最大限の努力をして
もらいたいと思います。

次の4項目めの不登校・ひきこもりについてに入りますが、ひきこもりって言っ
たら児童生徒にあまりいないのじゃないかと思っています。大体、ひきこもりとい
えば成人、18歳以降とか、高校生もおるのかもしれないけど、そういうたぐいで、不
登校を中心に市内各学校の24名ということですが、端的に、教育長は不登校の実態
を学校でどういうふうな状況で生徒がおるのか、視察、調査、こそっと見に行かれ
たことがありますか。

○教育長（瀬下 浩）

不登校の児童の家まで行ってみたということはないんですけど、学校には、先ほど言いましたように、常に毎月月例報告が上がっていますので、その数字等を確認しながら、やはり課題のある学校についてはちょこちょこ学校に行きますので、その中でそういうのを話題にしながら、あるいは適応指導教室がございます。そこには不登校の子たちがそこで勉強したいということで来ておりますので、そういうのをたまに見に行きながら、状況を把握しているような状況でございます。

○18番（迫 杉雄議員）

月、たまにという言葉ですが、私は末吉中学校が近くで、いろんな話も聞けるわけですが、現在、末吉中学校は22名の中に何人おるかわかりませんが、普段、学校までは来るわけですね。そして、そのまま自分の教室に入らず、資料室に入っているわけですね。中には保健室に直行する子、このあたりで、今、答弁にありました適応指導教室ということ等は我々にはあまり理解できない。予算化はされているわけです。ソーシャルワーカー事業ということで287万円という金額を出せるけど、この1名の方の動き等々が以前からあったわけやけど、逆に中学校の場合は3年たてば出ていくわけでしょう。1年からそういうような不登校的な、授業を受けずというような子がおったけど、そこら辺についてはどのように把握されておるんですか。やはり、学校まで来とって教室に入らない。授業はということですが。あと、指導員はどこでタッチしているのか。

○教育長（瀬下 浩）

今、いわゆる別室登校の話をされましたけれども、多くはやっぱり別室登校までいきません。自宅から来ない、要するに学校に来ない子供たちがほとんどでございます。別室登校ができるようになった子供はかなりいいほうで、その子供たちについては教育委員会のほうでも、できればただ来てそこに置いておくのではなくて、学習を教える、そして、あるいは先ほど言いましたような心の教室指導員等がおりますので、そういうような教育相談を受ける、そういった形で、学校にせっかく来ているんですから、学校が有意義にいきるよという指導をしています。多くは、先ほど言いましたように学校に来られていないということです。

それから、スクールソーシャルワーカー等は不登校の原因の中でもいろいろ、家庭の事情とか、そういうのも結構います。ですので、そういったものについて、学校でケース会議とかいう会議を開きまして、今後どう対応をしようか、誰がどこに言おうか、親と誰が相談するのかとか、そういう具体的な話し合いをして、ポイントになるのがスクールソーシャルワーカーでございます。

先ほどの適応指導教室もですけど、ここには2人の指導員がいて、ここに来た子供たちに対しては教育相談もですけども、できれば学習を教えてくださいと、

勉強を教えてくださいというような話もしているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

指導員は1名ですか。2名ですか。

○学校教育課長（川路道文）

適応指導教室の指導員は2名です。

○18番（迫 杉雄議員）

2名おればなおさら力強いというふうにとりますが、今、教育長が答弁されるように、学校まで来ていないと、この子もおるはずです。学校に来て自分の教室に入らないと。私が知る限り、先週の金曜日の話を聞きましたが、末吉中においては1年生が2名、2年生が3名か4名か、そして、3年生が2名、資料室に寄ると。そういう状況がずっと続いているちゅうわけです。子供たちは見ているわけやから。そこらあたりを指導員の人たちはどうやって対応するのか。今後、せっかく指導教室なるものをもっているわけですので、今後はこれは曾於市ばかりの問題ではないと。全国的に、各学校、市町村の問題だと捉えて強化をすべき。強化という言葉が当てはまるか、再度努力をすべきだというふうに思いますが、この適応指導教室、指導員なるものに、今後どうやって仕事をしてもらうかというふうに問いただすところですが、教育長、どうですか。

○教育長（瀬下 浩）

不登校で一番重いのは家から出ない子供たちです。次に、家から出られるけども学校にいけない子供たちがこの適応指導教室に来ます。さらによくなって、学校に来れるようになった子供たちで普通学級に入れなかった子供たちが、いわゆる別室登校という子供たちです。また、この別室登校の子供たちの中には、不登校でなくて、たまたまそこにいる子供もいますから、いわゆる我々のカウントしている不登校の中に数が入っていないかもしれないです。

ただし、この子供たちは非常に大切にしなければ、わざわざ、学校まで来ているわけですので、ぜひ時間割を作って授業を、そして、学校に来ることの価値をわからせてもらいたい。これは相談員ではなくて、学校がしなきゃならないことです。学校の先生方がしなきゃならないことだというふうに、そういうふうに指導しております。

○18番（迫 杉雄議員）

学校が指導しなきゃならないと。そこも理解できるわけですが、やっぱり問題は、端的に学校の教室に入れないということは担任が強制できる問題じゃないと、ここまでは十分理解しております。だから、親に言う問題でもない。ただ、本人の適応障害という立場やからどうしようもできないわけです。適応障害という自分の精神

的なもんだからどうしようもできないと。ここをどうやっていくかは指導員の腕、能力、正面から立ち向かう。下手すれば大変な言葉使いやら対応になる問題だと思います。

全国的には、この適応教室の再拡充化、そういう内容で対応している市町村もあるわけです。ですから、ぜひ本市の不登校、適応障害生徒・児童、これに対する取り組みを今まで以上に進めてもらいたいというのがあります。現段階でも、もう中学校に入る時点で小学校から引きずったのでもないみたいだけど、適応障害で、そのまま中学校に入っているという事例が私の目の前にありますので、ぜひ対応してもらいたいと思いますが、対応の仕方にいい方法があれば答弁を求めたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

基本的には、やはりその子に寄り添う先生がいなきゃいけないわけです。そこで自習しときなさいじゃ、なかなか入れません。いつの間にか来なくなります。

ですの、やはりそこに対応する先生がいて、場合によっては、校長室でそういう事を面倒を見た校長先生もいらっしゃいます。あるいは学年で時間割を決めて、誰かが対応しようということでやっている学校もあります。そのような工夫をしながら、基本的には学校で組織的に誰かが対応していくと。そして、家にいるよりは学校にしたほうがそれなりに意味があるということをお子たちにわからせるようにするのが、やっぱり努めだと思います。

それに加えて、こちらでも心の相談員がいますけれども、さらに専門的な相談員が県におりますので、スクールカウンセラー、専門家です。その方々も要請をすれば必ず来ていただけますので、そういうシステムもできておりますので、そういった方々の指導も受けながら取り組んでいきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

そういういろんな要素を抱えていますが、端的に、憲法第26条の学校教育に関する教育基本法第3条という文言を読みますと、全ての国民に等しくという言葉から始まりますが、やっぱり先ほどあった学校に任せているということは、学校の先生がどういうふうに執るかによってまた適応障害が動かなくなるという恐れもあるから、できれば1回でも、近いうちでも、県の専門の人に来てもらうぐらいの努力はすべきと。その努力をすることが家庭の保護者に通じるんじゃないか。家庭もあまりきつく言わないはずなんだけど、昔やったら、こうがんとやって、学校へ行かんかって、こうやったんだけど、今の時代はそうじゃないということを我々は十分考えにやいかんと思います。

どうですか。県の専門官を呼ぶと。

○教育長（瀬下 浩）

県のスクールカウンセラーは学校から要望があれば大概来てくださいます。対応できると思います。

○18番（迫 杉雄議員）

ぜひ呼んでもらって、今現在、市における2名の方にもうちちょっと努力してもらって、つながるんじゃないかと思いますがどんなものでしょうか。

○教育長（瀬下 浩）

おっしゃるとおり、いろんな方向から、不登校については本当に難しいです。以前は申請不登校、学校に行きたいけれども足が動かない、あるいは教室で授業を受けたいけれども教室に入れない、そういった子供さんから、いわゆる非行型、遊び型で来ない子供さんまで、さまざまです。ですので、それぞれの状況に応じて対応は違うと思いますが、その子供に応じた、寄り添った形で最善のやり方やっていきたいというふうに考えております。

○18番（迫 杉雄議員）

今、教育長が答弁された、いろいろ議論した分を、ぜひ曾於市の教育のアップというか、やっぱり次代を担う児童生徒を育てるんだという意気込みを見せてもらって、学習のレベルもあるけど、人間として成長する教育をしてもらいたいと思います。

終わります。

○議長（土屋健一）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時39分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4、伊地知厚仁議員の発言を許可いたします。

○10番（伊地知厚仁議員）

今年は2月のダイヤモンドプリンセス号の乗組員、乗客によりコロナ発症が出て1年間、コロナ対策で、国、県、地方自治体とコロナ蔓延を防ぐため、三蜜の対策などを国民にお願いしてきましたが、いまだに増加傾向にあり、第3波の波が発生してきているといわれております。世界全体では、7日現在、6,713万2,062人、死者数153万7,070人、国内では16万5,068人、死者2,411人のコロナ感染者が公表されています。これは、人類対コロナ菌との戦であるといわれております。人類がコロ

ナ菌を制するには、もう少しの時間が必要であると思われます。年が明けてもコロナ対策に万全を期し、国民の命を守る施策を講じてもらいたい。

本市においても、これまでのコロナ対策に対し、まだまだ対策を講じていかねばならない分野もあると思う。高齢者施設、病院で働いている看護師や一人世帯、母子家庭など、弱い立場にある人々に目を向けた対策を講じてほしい。

今回は4つの質問を通告いたしましたが、どれも市民にとり切実な願いであり、また、本市の人口減少を少しでも緩和する質問であります。前向きな答弁を期待して質問をします。

まず、大きな1、有害鳥獣捕獲について。

有害鳥獣捕獲、駆除と狩猟との違いは、報酬のありなし。狩猟は基本的に趣味の範囲であるのに対し、有害鳥獣駆除は、国、県、自治体からの依頼を受けて報酬がもらえる。

狩猟会とは狩猟者のための公益財団法人で、有害駆除を行うには基本的に狩猟会に入る必要がある。狩猟会に唯一のデメリットはお金がかかる。支部の狩猟会費、県の狩猟会費、大日本狩猟会費などの会費で年間1万円から1万5,000円かかる。

そこで、本市の狩猟会について伺います。

まず、①高齢化による狩猟者の減少に伴って捕獲の担い手の育成はどうなっているのか伺います。

②年間を通じての有害捕獲許可を申請した場合、これに市は許可するのか伺います。

③狩猟期間中に捕獲した場合に報奨金の支払いはできないか伺います。

④夜間銃猟を実施する場合の根拠はどうか伺います。

大きな2、水道事業と小規模集落水道との統合について。

過疎化の進展に伴い、集落の小規模化、高齢化が進み、小規模な集落では飲料水など生活用水に課題が生じています。更新するには、事業費に大きな負担となることから、解決されていない状況が見受けられる。今後も水道水を安定供給することが求められております。小規模集落においては、困難であるとする。市として何か対応できないかを伺います。

①飲料水の衛生基準について、公衆衛生の観点から水道による場合は水道法の基準、水道によらない場合は食品衛生法（清涼飲料水）の基準を満たしていることが前提となっているが、集落水道の現状はどうか伺います。

②上水道や簡易水道等との統合が考えられるが、地理的に不利地の場合には統合に莫大なコストがかかるなど、立地・地域性などを加味した対策を検討する必要があるのではないかと、伺います。

③上下水道から集落水道へ水道管を接続した場合の法的な規制はあるのか伺います。

④小規模水道の利用者に対しての最善の方策はないのか伺います。

大きな3、住宅用地分譲について。

これまで本市は人口増対策として地域振興住宅に重点を置き、市街地からの転入を進め、人口減少が著しい小学校区に児童数が増え、地域振興住宅の役割を果たしてきている。ここ二、三年の申し込みは以前とは異なり、減少し、予算的にも多くは望めない状況であると認識している。これに代わり、宅地分譲に舵を切り直し、柳迫宅地分譲地では7区画が完売し、人口増対策としては、今後、大いに期待をさせる施策であります。

しかしながら、末吉上町地区分譲地、大隅坂元地区分譲地、大隅南地区分譲地は、依然として購入者が少ない状況にある。これを解決するには、執行部三役の英断が必要である。英断によっては、今後の売れゆきに変化が出てくると思われるので伺います。

①地域に応じた区画面積にすべきではないか伺います。

②1世帯につき1区画とするとあるが、2区画の希望があれば認めることはできないか伺います。

③価格については地域性を考え、売れる価格にできないか伺います。

④桜ヶ丘住宅（建て替え中）の残りの土地は分譲地として考えられないか伺います。

大きな4番目、森林伐採跡地管理について。

南日本新聞でひずみゆく山々、霧島、大隅の現場が掲載され、県内の自治体関係者、伐採業者のほとんどの方が読まれていたことと思います。新聞に書かれたとおり、伐採跡の管理に不備がある、これは業者による広範囲による皆伐が土石流や市道、林道、排水溝など一部を破損するなど、被害を出している状況であると思われる。このような状況下で今後も伐採面積が増え、再造林されない山が増えると、県単防災工事、農村地域防災事業などで災害復旧を行わなければならない。多額の予算を必要とし、曾於市だけでも想像すらできない金額になると思われる。

市は、伐採届の事務取扱要領を令和元年10月1日から施行したが、その効果について伺います。

①現在の伐採状況はどうか伺います。

②伐採届を新たに設けた以降の状況はどうか伺います。

③伐採による災害苦情は出ていないか伺います。

④伐採ルールを条例で定められないか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、伊地知議員の質問にお答えしたいと思います。

1、有害鳥獣捕獲についての①高齢化による狩猟者の減少に伴う捕獲の担い手の育成についてお答えいたします。

令和2年度の曾於市有害鳥獣捕獲隊の会員数ですが、152人で、平均年齢が64歳となっております。

捕獲の担い手育成であります。本年度まではわな免許取得講習会の一部助成ということで1人5,000円の助成を出しておりましたが、来年度は1人1万円の助成を考えております。令和3年度は新たに初心者の免許取得者を対象に、たからべ森の学校で捕獲講習会や捕獲従事者の負担軽減を図るため、狩猟者登録手数料の半額助成も計画しております。

また、先般、有害鳥獣の意見交換会があり、農協の常務が出席されておりましたので、捕獲の担い手育成のために農協の若い職員にも積極的にわな免許を取得していただくように協力依頼をお願いしたところであります。

1の②年間を通じての有害捕獲許可を申請した場合は、市はこれを許可するののかについてお答えいたします。

基本的には、有害捕獲許可の指示書は4月1日から猟期開始前の10月31日までとなっております。その期間以外の申請があれば許可を出しますが、捕獲した有害鳥獣には補助金が出さないこととなっております。

1の③狩猟期間中に捕獲した場合に報奨金の支払いはできないかについてお答えいたします。

この件につきましては、平成30年度において、国の補助金の関係で、旧駆除隊との合意の上で令和元年度より狩猟期の奨励金が出さないことになっております。ただし、今後やむを得ない状況が出てくれば検討したいと思っております。

1の④夜間銃猟を実施する場合の概要についてお答えいたします。

夜間銃猟については、実施区域は有害鳥獣捕獲事業以外の鳥獣保護区または国有林等となっております。実施区域については、あらかじめ県の指定を受ける必要があります。

また、実施するためには、認定鳥獣捕獲事業者の認定を受ける必要があります。法人としての捕獲実績、安全管理規程の整備、事業管理者責任者の要件、捕獲従事者の要件、研修計画の作成、夜間銃猟安全管理規程の整備等の要件が義務づけられており、現段階では夜間銃猟を実施することは困難だと思われれます。

また、現在のところ、県内で夜間銃猟の実績については聞いておりません。

2、水道事業と小規模集落水道との統合についての①集落水道の現状はどうかについてお答えいたします。

集落水道における水質検査につきましては、水道法の適用はありませんが、安全で良質な飲料水の使用を促すために、水道法に基づく水質検査を小規模水道事業の各組合等をお願いしております。

また、集落水道の飲料水については、食品衛生法の適用は受けないところであります。

2の②上水道や簡易水道等との統合を考えた場合、立地・地域性など加味した対策の検討についてお答えいたします。

水道事業と集落水道を統合する場合は、事業認可、費用、立地条件、地元体制等の問題が考えられますので、組織として判断できる仕組みが必要であると思います。現在、その状況に応じた適正な審議を図るための組織づくりを準備中であります。

2の③上下水道から集落水道へ水道管を接続した場合の法的な規制についてお答えいたします。

水道事業は、厚生労働省が認可された区域以外には接続できません。区域内には水道法が適用されますので、水を供給すると蛇口まで規制されます。

2の④小規模水道の利用者に市としての最善の方策はないかについてお答えいたします。

現在、小規模水道事業につきましては、施設等の工事経費や水質検査につきまして補助金を交付しております。

今後も水道施設運営の負担軽減を図ることを目的に、この制度による小規模水道事業を支援していきたいと考えております。

3、住宅用地分譲についての①地域に応じた区画面積にすべきではないかについてお答えいたします。

まず、区画面積を決める際の基本的な考え方ですが、候補地全体の面積から最大限有効活用できる面積を設定します。次に、道路や水道などの公共用地の部分を除き、売却価格を検討した上で1区画当たりの面積を決定しています。

このことから、分譲に有効な面積を設定していると考えております。

3の②1世帯につき1区画とするとあるが、2区画の希望があれば認めることはできないかについてお答えいたします。

分譲地購入を検討されている方々などから2区画購入できないか問い合わせがありましたが、曾於市定住促進住宅用地分譲条例第3条に、1世帯につき1区画とすると規定されているところです。

3の③価格については地域性を考えて売れる価格にできないかについてお答えい

たします。

現在、販売中の大隅南と大隅坂元分譲地は、いずれも坪当たり8,000円となっています。

価格については、議会からも御意見をいただき検討いたしましたが、周辺地の取引価格に影響を及ぼす恐れがあるため改定していないところであります。

3の④桜ヶ丘住宅の残りの土地は分譲地として考えられないかについてお答えいたします。

桜ヶ丘住宅建替用地に桜ヶ丘児童公園を挟んで3か所用地があります。現時点で分譲計画はありませんが、有効活用できるかどうか時期を見て判断したいと考えております。

4、森林伐採跡地管理についての①現在の伐採状況についてお答えいたします。

伐採届の件数であります。平成29年度が1,182件で492ha、平成30年度が1,599件で712ha、令和元年度が640件の439ha、令和2年度が11月末現在で482件で286haとなっております。

4の②伐採届を新たに設けた以後の状況についてお答えいたします。

平成31年4月1日より曾於市伐採及び伐採後の造林の届出書に関する取扱要領の改正を行った結果、届出件数、面積も減少し、以前のような地域住民とのトラブルもあまり聞かなくなったところであります。

4の③伐採による災害苦情についてお答えいたします。

平成30年度が20件、令和元年度が4件、令和2年度は11月末現在で7件の苦情が寄せられております。苦情の内容につきましては、道路施設の破損、河川への立木流出、水路への土砂流出等となっております。

なお、災害苦情のありました件につきましては、伐採業者に原形復旧をしていただいております。

4の④伐採ルールを条例で定められないかについてお答えいたします。

市の条例制定においては、森林法で定められた条件以上の制約は定めることはできないことになっており、現状では難しい状況であります。今後、九州・全国市長会等で法改正を要望をしてまいりたいと思います。

以上です。

○10番（伊地知厚仁議員）

ここに令和元年度の県の捕獲銃猟事業に対しての評価で、野生の鹿、イノシシの被害額が、鹿が約1億5,000万円でイノシシが1億8,000万円、両方を合わせて全体の8割を占めるような被害が出ている、3億3,000万円ですけど、これはあくまでも行政が把握した数字でありまして、この数字以外にもまだまだ被害届が出ていない

ような数というのが膨大にあるち思うんです。この金額をしてみても、いかにイノシシ、鹿が増えてきているか。最近の状況を見ますと、イノシシについて、農林振興課長、最近の状況、ここ二、三年の状況としては相当数増えていると思うんですけど、その頭数なんかが分かっておったら答弁をしてください。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

平成29年度でイノシシが355頭、平成30年度が517頭、元年度が651頭。

それから、鹿でございますが、平成29年度が35頭、30年度が37頭、元年度が50頭。

タヌキですが、平成29年度が546頭、30年度が629頭、元年度が487頭。

アナグマです。29年度まではタヌキに換算しておりましたので、アナグマについては30年度から出ておりますが、30年度が135頭、元年度が121頭。

カラスにつきましては、平成29年度が63羽、30年度が55羽、元年度も55羽。

野ウサギが、平成29年度が55羽、30年度が42羽、元年度が43羽となっております。

以上です。

○10番（伊地知厚仁議員）

今、農林振興課長からあったとおり、イノシシの頭数がここ3年ぐらいで捕獲頭数にして倍になっているんです。350から六百幾らに。いかに増えているかちゅう情報がすぐ数字でわかると思うんです。

私なんかも、これまで農作物被害を防ぐにはということで電気柵なんかの補助を一般質問してきました。しかし、電気柵や、あるいは今日出ました防御策に対してメッシュのあれ、これなんかをしたとしても、要は個体数を減らすことには全然つながらないわけです。要は年間、イノシシなんかも、二産ぐらいするといいますから、二産するということはネズミ方式で増えていくような問題です。

そうした中で、実数を減らすには、被害を防ぐには、要は捕って殺処分しないと元は減らない。そのために、一番根本になるのがやっぱり狩猟者に捕ってもらうことなんです。

今日の一番最初の質問で、一応、わなに対して5,000円の助成を出すと、来年度からまた1万円の助成をだすということで、わな免許狩猟者には大変いいことなんですけど、そのわなでとれるかちゅうのは、わなも相当厳しいですもんね。捕獲するには。箱わなにしても。

だから、やっぱり銃で捕るのが私は一番根本の解決策になるち思います。だから、銃で捕るためには、今の猟友会の状況は平均年齢が64歳、会員数が152人となっておりますけど、この人たちが今からも有害駆除隊として活躍ができるかと、そんなに長くはないですもんね。だから、どうしたら、今後の後継者を作っていくか、あ

るいはイノシシ、鹿に対する国あるいは市の補助金を上げていくかちゅうことなんです。

冒頭に私が申しましたとおり、狩猟期間が11月15日から3月15日までありますけど、この期間に捕ったイノシシ、鹿に対しては何もないんでしょう。私はここがちょっと引っかかるんです。何で1年間を通じて報奨金を支払わないかと。一番農繁期の5月から10月ぐらいは、みんな、農家にしても忙しい時期なんです。今からがちょっと時間的に余裕が出るから、なら、有害駆除にイノシシやシカを捕獲しようというような期間が、私は今からち思うんです。この期間中に何で報奨金を支払わないか不思議でたまらない。市長、どうですか。

○市長（五位塚剛）

伊地知議員が言われるように、私も不思議でたまりませんでした。基本的には、鳥獣被害対策については、県の、国の補助もあるわけですから、これがそういう仕分けをしているんです。要するに、11月から3月までの間というのは、どちらかというとも猟をされる方の趣味的な状況で、今までの歴史があるみたいなんです。この問題を解決しないと、補助金が今の状況では出せないということになっているんですけど、言われるように、非常に議論の話題にいつも出てきます。

ですから、今後、この期間についても国に認めてもらえるような、そうすれば県のほうも、私たち市のほうも一定の支援はできると思うんですけど、引き続き相談をしていきたいというふうに思います。

○10番（伊地知厚仁議員）

全く市長、そのとおりなんです。おかしいち私思うんです。

全国を見ますと、自治体だけで補助金を出しているところも結構あるんです。1万5,000円とはいいいませんが、最低2,000円から8,000円程度ぐらいまで出しているところもあります。それは、市長の判断で私はできると思うんです。国、県の補助じゃなくて、市独自の補助を出すというような考えをぜひ検討していただきたい。そうでないと、頭数は減りません。まず、この頭数を減らすことに極力努力してみてください。

次に、今、狩猟家に対していろんな支援策があるち思うんですけど、わなに対しても。銃に対してとか、会費に対してちゅうのは、今、どんな状況なんですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

現在のところは、出動補助の補助金ということで保険料とかの3分の1の助成等を行っております。

○10番（伊地知厚仁議員）

1万5,000円の3分の1は、1万円ぐらいの補助を出したいということですね。

そういうとり方でいいんですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

保険料の3分の1ということで、全体の金額ではございません。

○10番（伊地知厚仁議員）

私が最初したのは、狩猟をする会費、地元の会費、あるいは県の会費、国の会費というようなふうで、猟友会というのは結構大きなお金を毎年支払いをしているんです。そこら辺も個人の負担なのかもしれませんが、そこら辺は何で市は一部負担できないのかと私は思うんです。こんだけ有害駆除で頑張っている皆さんに対して、頭数だけのものじゃなくて、もう少し中身の濃い支援策はできないかと、そういった検討はされていませんか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

ただいまの保険料につきましては令和2年度まででしたが、来年度におきましては、登録料、議員がおっしゃいました大体1万8,000円から2万円程度かかりますが、その半額の2分の1の助成を考えているところでございます。

○10番（伊地知厚仁議員）

そういうふうに前向きに考えてすれば、今現在の会員数なんかももう少し増えていって、若い年齢の方も出てくるんじゃないかと思うんです。一番、我々曾於市の第1次産業である農業が、有害駆除で相当皆さん心配をされているんですから、そこらあたりは対策を取ってってください。

それと、先ほど言いました狩猟期間中についても、市独自の支援策ができるかということも、それも大きな検討課題であるかと思います。

あとは、駆除隊については、今現在、何駆除隊いらっしゃるんですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。

以前は、令和元年度までは、駆除隊につきましては大隅が2、末吉1、財部1の4駆除隊でありましたが、今年の令和2年度から駆除隊という言い方を改めまして、曾於市有害駆除捕獲隊となりましたが、組織は一本化になりまして、あとは4つの支部という形で活動をしていただいております。

○10番（伊地知厚仁議員）

要はこの人たちが一番活躍されると思うんです。駆除の申請が上がってくればそくさま行って駆除をしてくれるわけですから。だから、そこら辺あたりも、今後、わなにしても毎日見回っていくちゅうのは大変です。だから、そこら辺も今のいい科学の力を使えば、箱わなにイノシシが入ればセンサーが稼働してつかまったとい

うような、そういった報告も今はあるんですよね。そういうことも検討をしないと
いけないと思うんです。そこら辺はどうですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

今おっしゃいましたように、わなの見回りというのは毎日見回らなければならない
ということで大変な作業になるわけですが、今、NTTドコモの方とちょっとお
話をしまして、来年の1月にわなに見回りのシステムをつけて試験的に1か月間や
ってみましょうということで一応計画をしています。そういう成果が出るというか、
よかったら予算化をしていきたいと思っております。

以上です。

○10番（伊地知厚仁議員）

今日もお昼御飯を同僚議員と食べておりましたら、かつてはイノシシ肉は高く
手が出なかったけど、今はイノシシ肉はもらう人もいない時代になってきていると。
ましてや、捕っても我が家まで持ってこんでも、山で、そこで処分というか、そう
いったふうに、かなりの量が増えております。ですから、農林振興課長も大変です
けど、やっぱり有害駆除については全県下ですけど、我が曾於市も力を入れていか
なければいけない一つの政策だと思います。市長、前向きにここら辺は検討して、
狩猟期間中にも独自報奨金を支払うと、活動をしてもらう人たちに一所懸命してい
ただくためにも、やっぱりそういった見返りがないと。

こういった状況下にあるということですので、今後も報奨金、あるいは猟友会の
人の会費とかちゅうのは、市のほうで見ていってください。

一応、有害駆除についてはこれで終わります。

次は、水道です。

市民課長、今、曾於市には集落水道ちゅうのは、大隅、末吉、財部、幾らぐらい
あるんですか。

○市民課長（岩元 浩）

それではお答えいたします。

いわゆる組合数でございますけれども、末吉が9組合、大隅が44組合、財部が35
組合、合計で88の組合がございます。

以上です。

○10番（伊地知厚仁議員）

大隅と財部が多いんですよね。結局、上水道、あるいは簡易水道から水を供給し
てもらえないところ、世帯まではちょっと無理だと思いますけど、そういうところが
かなりある。

その中で、今、一番困っていらっしゃるのは高齢化で、管理が難しいとおっしゃ

るんです。私の相談したところも平均年齢が75歳ぐらいです。集落の会員数が11戸数、山からの湧水を一旦高台までポンプアップして、そして11戸数に水を供給している状況であると。しかし、この状況をあと何年続けていくっどかいとおっしゃるんです。将来は水を飲めなくならせんどかいと心配されていらっしゃいます。この水は、人が生きるためには命の水ですから、水を飲まないということはどうにもなりません。

これは、ひとつは私は行政の責任でもあるんじゃないかと思うんですけど、これについて市長はどう思われますか。

○市長（五位塚剛）

基本的なことについては答弁いたしました。今言われたように、末吉、財部、大隅にまだ自治会でやっている組合の水道が88あるということで、この方々が市の水道に加入をできなかった条件があるんです。これは簡単にはいかなかったんです。この間、簡易水道事業が始まって、簡易水道事業という形で新たな事業を展開しましたが、簡易水道事業もう終わってしまいました。これももうできない状況であります。

そうすると、やはり市独自での各地域の水道組合に補助をやるしかないんです。それぞれ、今、言われるような限界がきておりますので再編成をする時期に来ているんだろうと私も思います。

今後、水道課、市民課を含めて、将来の市民に対する水道供給のあり方について、ちょっと勉強をさせていただきたいと思います。

○10番（伊地知厚仁議員）

そのとおりです。簡易水道も笠木で終わりましたよね。今後、簡易水道事業はないです。そうした場合に、小規模水道、集落水をどうするかちゅうことで質問をしているんですけど、これまで市から3分の1の補助があったのが、今は2分の1にしております。市民課長、この2分の1になってどのくらい申し込みがありました。

○市民課長（岩元 浩）

工事の申し込みですね。それでは、2分の1になりましてから、29年度からでございますので29年度から御説明を申し上げます。

29年度におきましてが8件、大隅が5件、財部が3件、合計の8件。30年度が大隅が1件、財部が1件、合計で2件。31年度、元年度が大隅が4件、末吉が1件、合計の5件。今年度でございますが、11月末現在で大隅が5件、財部が2件、末吉が1件の8件でございます。

内容につきましては、水中ポンプとか、そういう工事が主でございます。

以上です。

○10番（伊地知厚仁議員）

今、課長から説明があったように、多分、水中ポンプが主だと思います。水中ポンプの補助、あるいは配管なんかについては、工事については、相当お金がかかりますから、多分、集落水を飲んでいる方なんかも今さらしないでしょう。

だから、私が言いたいのは、今、2分の1になった補助を、極端に言いますよ、全額してもいいんじゃないかと思うんです。今の件数なんかからしてみても。水中ポンプは市で面倒を見ますと。それぐらいをしてもらわないと、これから小さな集落じゃ維持管理はできません。

ですから、私が一番言いたかったのは、本当は上水からつなげれば一番楽じゃないかと思ったんです。そしたら、立地条件やいろいろなありまして、何キロも水道管を引っ張るわけにいきませんから、また、予算も大きくかかります。そうであれば、今言った水中ポンプなんかの費用ぐらいは市が面倒を見ますと。生活をする水ですから。私はそのぐらいあっていいと思うんです。予算については年間幾らぐらい使っていますか。

○市民課長（岩元 浩）

補助金額でよろしいでしょうか。それではお答えいたします。

先ほど申しました29年度からでございます。29年度におきましてが、補助金が868万8,000円、これは全体です。30年度が59万6,000円、31年度248万9,000円、本年でございますけれども、11月末で328万7,000円の補助金でございます。

以上です。

○10番（伊地知厚仁議員）

今、市民課長から金額が幾らちゅうのが出ましたけど、そんなに大きな金額じゃないですよ。800万円ちゅうのはありましたけど。そう大きくない。件数もそう大きくない。であれば、もういいかと、市で見ますがと、そういった答弁はできないですか。せっかく2分の1したのに、また、これできばってと言われれば別ですけど、要は現状は厳しいちゅうことなんです。

その現状が厳しい中で手を差し伸べれるのは行政しかないんです。行政が手を差し伸べなければ水を飲めないちゅうような時代があと5年後、10年後には出てくるかもしれません。

今で解決していかないと、つけていかないと、将来は検討しますじゃ、私はちょっと、市長、今度三選出馬するであれば、ちょっとやっぱりそこら辺も市民向けにやってください。

○市長（五位塚剛）

私も末吉地区の、特に光神校区は私の出身地でありまして、五位塚、椿、口弁木

も全部集落水道であります。畛ヶ山も集落水道であります。

集落水道の良さは、使用料が非常に安いということなんです。ですから、これが今の市の上水道に入った場合には、金額的には非常に高くなります。ですから、今のままでいいという声も相当ありました。そのために、各組合の方々は、毎年の使用料を積み立てて1つの財産として、ほとんどのところがされているようでございます。

だから、そういう意味で各組合がポンプの故障したところについても、そういう3分の1から要望がありましたので2分の1のほうにいたしました。今後、今言われる全額というのは、まだ検討はしていないですけど、当然ながらそういう時期が来るだろうと思います。ですから、3分の1にできないかということも含めて、検討はしておりますけど、また、いろんな実際の各88組合の実態調査をして、高齢化の状況やら、要するに管理費を幾らぐらい持ってもだめになってくるのか、そのあたりを含めて調査をした上で前向きに考えてみたいと思います。

○10番（伊地知厚仁議員）

市長全くそのとおりで、大きな集落水、人数があるところはある程度の積み立てがあるち思います。しかし、十何戸数のところでそんなお金もないんです。水中ポンプが壊れてしまえば、それで全部、積み立てを全部持っていかれるような感じなんです。そういうところをちゃんと調査して、この集落水のところはもう無理だというようなところは行政から手厚くしてもらわなでkindです。そこら辺は、今後検討してください。もちろん水道課も。私は思うんです。水道課でできるのであれば、ちょっとそこら辺と、水道課と市民課でちょっと考えていただきたいんです。法律上でいえば上水道はつなげませんち言いますが、水道で何か手助けするようなことはないか、ちょっとそういうところも見つけてください。

同じ市民が安心して水が飲めるようなちゅうことです。上水を飲んでいる市民は安心して飲めます。しかし、集落水を飲んでいるところなんかは、停電になれば1日にでタンクの水がなくなったというようなところや、大雨が降れば、私が知っているところなんか、今度は雨水が湧水のところに入ってきて、その水は飲めないと一時は。そんな状況であるところもありますから、よく実態調査をしてください。調査をして、市が手助けができるところは手助けするというような方向で検討してください。市長、よろしくお願いします。

では、水道は前向きに検討をしていただくということで、これは終わります。

次に、宅地分譲についてです。

面積については候補地の全体の面積が最大限有効活用できる面積を策定しておりますち言いますが、なら、私は言いますが、極端に言えばわたしの大隅南の10

区画、あれがそういうふうには有効活用できる面積だと、私は理解しないんです。あの地域は、ほとんどが農家で後継者です。100坪ちょっとぐらいでは住宅を作って、倉庫を作るような面積じゃないです。あの面積は、サラリーマンが住宅を作る面積、住宅とちょっとした車庫ぐらい。そこら辺を私は行政のいらっしゃる方がなぜ加味できなかったかと思うんですけど。だから、この区画についても1区画じゃなくて欲しければ2区画を購入するようにできないかという条例改正をすればできるんです。条例を変えれば。その条例を変えるちゅう気持ちはないですか。

確かに、財部の分譲地については、あれはほとんどの方が、サラリーマンの方が購入されると思います。だから、100坪ちょっとあれば、私は本当に理想的な面積だと思います。

柳迫についても、ほとんどの方が、完売しましたが、あそこも多分、あそこに住宅を作った方はサラリーマンじゃないですか。

だから、分譲地の地域性を考えれば、私はまだ考慮する必要があると思うんです。条例改正。

○市長（五位塚剛）

大隅の南校区については、まず、相談があったのは、南校区の農業後継者が農家住宅を作りたいくても作る場所がないということから相談があって、地元の方々と相談して土地を分けてもらうことにしました。それでも、ほかからすると少し大きめにいたしました。ただ、いま言われるように、そこに大型の農機具を入れるからということの、そういうことは基本的には相談はなかったんです。

ですから、この1区画を1人の方という条例になっておりますけど、このことが、やはり2区画どうしても欲しいという要望が具体的にまだ私のほうには南校区からも届いておりませんでした。ですから、必要であれば私たちも、これは市独自の条例ですので改正はできると思います。そのことが地域のために、農業後継者のために生かされるんだったら、それは十分検討に値するというふうに思っております。

○10番（伊地知厚仁議員）

市長から前向きな答弁をいただきました。そのとおりなんです。あそこに分譲したのは農業後継者が、あの地域はほとんどが優良農地で農振地域ですから、宅地を作りがならんということで、市にお願いして分譲をしてもらいました。当初、大型トラクターやら、トラックは入るようなちゅうのは、毛頭考えておりません。せめて、トラクターじゃなくて、農家ですから2トントラックとか、軽トラとか、結構車も二、三台もっています。せめて、そのぐらいが入るぐらいの住宅用地は私は確保してもらいたかったと思うんです。

10区画についても、私はあそこを10区画も購入者がいるかとなると、私はその半

分の5区画でもいいち思うんです。5区画くらいだったらまだ購入者が出てくると
思います。ですから、そこら辺も条例改正も市長は前向きにおっしゃいましたから、
ぜひ条例改正をして、2区画欲しいところは2区画売するというふうにしてください。

それと、もう一つは価格です。価格が、私はどう思ってもあそこが坪8,000円と
いうのは、どう思っても思われません。しいてその半分の4,000円ぐらいかと私は
思います。どういった価格を設定されたのか、そこら辺もよくわかりませんが、
要は売れる価格でないと、高い価格をずっと維持したって買う人はいません。我々
が委員会でも、坂元の分譲地にしても、何で安くならないのと。無償でもらったと
ころです。そこを考えれば、ずっと価格を下げて安くできるちゅうと思うんです。

魅力ある価格ちゅうのは安い価格なんです。安い価格で売らないと購入者はいま
せん。ここに書いてあるように、地域のとか言いますけど。地域は、そこら辺は実
体価格があります。あるけど、そんな、坪8,000円もするような、私は違うち思い
ます。

地域はその地域の価格があります。市は、要は分譲をして、売って、住宅を作っ
て、そこら辺の人口を増やしたいというのがまず第一です。それには、まず、そこ
に家を作るといような人たちが出てくるような価格設定、これが私は第一と思い
ます。今までずっと委員会ごとに言ってきました。橋口課長でしたよね。私なんか
が委員会のときに言ってきたでしょう。価格についても。企画課長時代に。それを
全然聞く耳を取らなかったんです。

だから、今の企画課長、事務引継の中に入ってなかったかもしれんですけど、価
格についても考えなだめです。財部についても同じで、五十市周辺の価格と同じ価
格を持っていったって、なんで曽於市まで同じ価格で買うのちなりますから、相当
価格を落としてくれば飛びついてきます。

行政は儲ける必要はない。あとで交付金にしても、住民税でも入ってくればいい
んです。要は、今は人口をどういうふうに減少をするのをば止めるかということだ
から、そこに重点を置けばいいんです。価格なんか、メンツなんか、私はいらんと
おもいます。安くしても。どうですか、市長。

○市長（五位塚剛）

南校区につきましては、南校区の人たちから要望が強かったから宅地分譲をした
らすぐ飛びついていただけるんだろうと思っていました。だから、坪8,000円が高
いと言われましたけど、相当な造成工事が入っておりまして、そういうことで、た
だというわけにはいきませんが、当然ながら、売れなければ見直しはしなくちゃ
いかんと思います。

また、大隅北校区についても、地元の方が無償で提供をしていただきました。そ

いう意味では安くしたつもりでしたけど、まだ売れませんので、これについても見直しをしようということで検討も始めております。

財部の分譲地については、当然ながら都城地域との格差を大分下げて販売する予定で計画しますので、議員の方々の力をお借りしたいと思います。よろしくお願いします。

○10番（伊地知厚仁議員）

今、市長がおっしゃったとおり、前向きに検討をしてください。大体、末吉町の上町地区は、前、全協で報告をして、下げましたかね。下げたということは、だから、市長が決めればできることですよね。

市の広報で、宅地分譲で大隅と売れました桜ヶ丘と坂元の支援策にちょっとあれは違ったと思ったんですけど、私は。30万円と50万円の違い。

大隅南地区は支援が最大50万円でしたっけ。北とあそこは最大30万円の支援策とあるんですよね。住宅取得祝金。坂元が30万円。大隅南は住宅取得祝金、最大50万円。この分の差は何ですか。

○企画課長（外山直英）

現在、大隅坂元地区と大隅南地区の住宅取得祝金は最大で50万円、同じでございます。

○10番（伊地知厚仁議員）

ということは、ホームページが違っているということですね。こういうのは早く書き換えてください。何で30万円と50万円か、不思議だったんです。南だけが何で50万円、いいのかなと。違いますね。早くしないと、30万円しかもらえないと思っている方もいらっしゃるから。いいですか。ホームページの書き換えを早くしてください。

次に入ります。

森林伐採について。

市長、この南日本新聞のこれ、読まれたでしょう。これは輝北の百引、百引のが最初の一面に出ました。それから、毎日、南日本新聞社が今の山林の状況について書かれまして、本当に現状をよく把握されているなど、本当に自治体関係者がこんなに苦労しているなどということがつくづく思われたと思います。これを見ましての感想をひとつ。

○市長（五位塚剛）

木の伐採、要するに適期にきている杉、ヒノキを伐採するのは当然のことです。ただ、ここ数年の間に山の価格が、木の価格が安くなった、それは非常に木を住宅という形の利用が弱くなってきておりました。一方では、バイオ関係やら、

中国、東南アジアに向けての輸出が広がって、それ向けの間伐、伐採が始まったわけですね。

そういう中で、私たちの曾於地域でも全伐があつて、そのためにいろいろ苦情がありました。ですから、これを規制するためには、届出制でありましたので、これを強化しようということで、県下で最初に5つの項目に沿った厳しさを出しました。これについて、新聞でもかなり詳しく報道されておりますけど、全県的に曾於市のこの状況を参考にしながら、どこも、今、広がってきております。そういう意味では大きな役目を果たしたのではないかと感じておりますけど、引き続き、これはあくまでも届出制ですので、国にもうちょっと厳しい、何かの縛りが必要だろうと思っておりますので、引き続き国に対しても要請をしたいと思っております。

○10番（伊地知厚仁議員）

確かに曾於市が伐採届を厳しくしまして、準じて各自治体も曾於市にならって曾於市の効果が出ているんじゃないかと思っております。該当にありましたとおり、伐採面積が少しずつでありますけど、我が曾於市でも減ってきております。ですけど、私のところに相談があったところの面積ちゅうのは、10町歩ぐらいの面積を一遍にばつと切っております。そうすると、大雨のときには必ず、またいろんな災害が出てくるんじゃないかと思っております。そうした場合に、行政がずっと尻ぬぐいをしとったってどげんもならんです。

市の伐採届に対する取扱要領ということで書いてあります。読んでみると、確かに誓約書を見ますと、厳しいというか、内容が書いてあります。原形復旧しなさいと。確かに原形復旧をしなさいと書いてあります。なら、農林振興課長、今までそんな事例がありましたか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。

去年の4月から要領を厳格化しておりますが、それで、破損道、公共の施設の破損については原形復旧をさせておりますので、やっぱり要領のほうで効果が出ているのかと思っております。

○10番（伊地知厚仁議員）

私は新聞を見たときに、森林環境譲与税でパトロールをされている方がたった1人なんです。それも、跡地を見回っていらっしゃるだけで、私はそうじゃなくて、伐採をするところにいって、そこを見て、それで伐採業者にここを切ってしまうば次に災害が出ますとなれば、ここを残してくださいというような、そういった指導を私はできないかと思うんです。だから、1人じゃなくて2人も3人も、そういった森林環境譲与税を使って人員を増やす、増やして見て回る。跡を見たって。まず

切るところを見ないと。

○市長（五位塚剛）

山の持ち主さんと、中に仲介をされる方がいらっしゃって伐採業者がいますけど、個人の山を、これを切っちゃだめだということが、これが規制ができないという今の森林法の問題があるわけです。だから、今言われるように災害が起きそうなところについては、やっぱり何らかの対策をしてもらいたいと思っておりますので、当然ながら、市のほうも伐採後に災害が起きない対策をしてください、そのためにはすぐに植林を、再造林をしてくださいというお願いもするし、その伐採地域に入った途中の林道にしても、土地にしても、水路にしても、壊したときにはちゃんと復旧してもらおうんですという確約の元にして、今もそういうふうに、今言ったように、ちゃんと強い指導を行っております。

今、言われるように、気持ちはわかるんですけど、なかなか行政でもできない部分はありますが、森林環境税のそのお金で、いろんな形での取組をしたいということで計画はしております。

○10番（伊地知厚仁議員）

業者に切るなというのは言えないです。しかし、そこを切ったらあとあと被害が出てきますという、ですから残してくださいというお願いはできるんじゃないですか。そうじゃないと、もし災害が起きた場合は原形復旧をしないといけません。そしたら、業者さんもまたあとあとお金が要ります。ですから、ここがちょっとばかり切るのはどうですかねというような指導はできるち私は思うんです。だから、切ったあとじゃなくて、切るときにそれをしていただきたいという事なんです。それだけの事なんです。あと、人をまだまだ増やしてもらいたいんです。

前向きな検討をしてもらわんと、我がえの曾於市内に山はなくなります。災害もどんどん増えます。お金もどんどん使います。どうですか、市長。

○市長（五位塚剛）

来年4月からの体制作りということで、林務を担当する職員を今年募集をかけまして1人採用する方向で進めております。

また、一番怖いのが、山の崖近辺に植林されている杉が残ったときに、台風等が来たときに倒されて崩壊してやっていくというのが心配であります。これは市道沿いの山もそうです。ここは、だからいろんなことで心配されますので、やっぱり対策は何らかの形でなくちゃいけませんけど、引き続き担当課を中心にして努力をさせていきたいと思っております。

○10番（伊地知厚仁議員）

市長もよくわかりですがな。ですから、要はそれを行政でどういうふうに手助

けをしていくかということち私は思います。

今日は4つの質問をしましたけど、どれも曾於市にとっては必要なことばかりだと思います。市民が切実に思っていることだけです。ですから、市長、前向きに、市民のために今度まだ頑張るち言われるんだから、それを考えて前向きな検討をして、早い時期に結論を出してください。

以上です。終わります。

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日9日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時49分

令和2年第4回曾於市議會定例会

令和2年12月9日

(第3日目)

令和2年第4回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和2年12月9日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第5 徳峰 一成 議員

通告第6 松ノ下いずみ 議員

通告第7 今鶴 治信 議員

通告第8 岩水 豊 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 重 久 昌 樹	2番 松ノ下 いずみ	3番 鈴 木 栄 一
4番 岩 水 豊	5番 湊 合 昌 昭	6番 上 村 龍 生
7番 宮 迫 勝	8番 今 鶴 治 信	9番 九 日 克 典
10番 伊地知 厚 仁	11番 原 田 賢一郎	12番 山 田 義 盛
13番 大川内 富 男	14番 渡 辺 利 治	15番 海 野 隆 平
16番 久 長 登良男	17番 谷 口 義 則	18番 迫 杉 雄
19番 徳 峰 一 成	20番 土 屋 健 一	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 梅 木 康
主 任 富 田 洋 一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副 市 長	大休寺 拓 夫	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
総 務 課 長	今 村 浩 次	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文
大隅支所長兼地域振興課長	徳 留 弘	社 会 教 育 課 長	内 山 和 浩
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸
企 画 課 長	外 山 直 英	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博

財 政 課 長	上 鶴 明 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
税 務 課 長	山 中 竜 也	耕 地 課 長	小 松 勇 二
市 民 課 長	岩 元 浩	建 設 課 長	新澤津 順 郎
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	水 道 課 長	徳 元 一 浩
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	会計管理者・会計課長	桐 野 重 仁
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（土屋健一）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ここで昨日の一般質問の答弁に対して、農林振興課長より発言を求められておりますので許可いたします。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、昨日の宮迫議員の一般質問の中で、有害鳥獣対策でわな免許取得に対しての質問がございました。取得者に対しての対策で来年度は免許取得5,000円の助成を1万円に、初心者の方の免許取得者を対象に狩猟講習会、また捕獲従事者の負担軽減を図るために狩猟者登録手数料の半額助成を計画しておりますとの答弁が漏れておりました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（土屋健一）

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（土屋健一）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第5、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

私は共産党議員団を代表して、市長に大きくは3項目にわたり質問いたします。

初めに、前回の市長選挙の五位塚市長の公約にはなかった28億円規模の市役所再編事業、この中の特に来年度から建設を計画している15億円規模の末吉本庁舎の増築は、来年夏の市長選挙まで事業を凍結すべきとの立場で質問いたします。

質問の①市役所再編事業は、前回の市長選挙で五位塚市長の公約には全くなかった事業であり、さらに選挙直後の8月25日の市議会本会議での市長の所信表明でも全く触れていなかった事業であります。

合併後、最大規模のこうした大型箱物事業をずるずると進めるべきではなく、少なくとも来年度夏の市長選挙まで、基本並びに実施計画を含めて、予算を含めて凍結すべきではないか。そして市長選挙で、市役所再編についての自らの考え方を市民に公約として真正面から示すべきではないか。その立場での市長の見解をお聞きいたします。

質問の2、行政のトップの立場にある市長は、市役所再編という合併後最大規模

の大型事業は、現在と今後の私たち市民の暮らしの実態あるいは曾於市政全体の様々な施策の状況、特に今後確実に厳しくなると見られる曾於市の財政状況などを全体として直視する中で検討していくべきではないか。ここで、このことに関連して既に厳しい財政状況が心配される以下の3つの分野の来年度の当初予算の財政状況についてお聞きしたい。

イ、一つは、令和3年度一般会計当初予算の市民税と固定資産税の収入見込み額は、前年度当初予算に比べて1億4,000万円の減収、さらにこれらを含む税収入は約1億5,000万円の大きな税収入の減となるのではないかと、これが一点。

ロ、次に、令和3年度の国民健康保険会計の当初予算は3億円以上の財源不足となるのではないかと。既に積立基金はゼロであります。

ハ、さらに3つ目は、令和3年度介護保険会計は約1億3,000万円、これは質問の直前に担当課長と確認した数字であります。約1億3,000万円前後の財源不足が介護保険でも心配がされているのではないかとという点であります。

来年は市長選挙であり、一般会計の歳出は骨格予算となりますが、しかし歳入の中の税収入は特別会計の国民健康保険、介護保険会計を含めて例年どおりの当初予算での予算を計上することになります。4年前も事前にこのことも確認いたしております。それぞれ教えてください。

次に、質問の2点目、①市が来年度から15億円かけて建設予定の末吉本庁舎の増築について。

このことでの私の基本的な立場は、来年の市長選挙まであらゆる関連する事業を凍結したらいかなものかという先ほどの立場であります。わずか半年間余の凍結でありますから、昨日の市議会で議論があった合併特例債の運用云々についても、今後の事業に支障が出るわけではありません。しかし、ここでは議会質疑の関連上、建設費の15億円を数億円規模に思い切って抜本的に減額すべきではないかとの立場で質問いたします。

その理由の一つは、私は、大隅、財部の市民アンケートを尊重すべきとの一貫した立場であり、教育委員会と福祉事務所はこれまでどおり2つの支所に残すべきであるとの立場からの事業の減額であります。市民アンケートを尊重する、いわゆる市民の民意を尊重することは、私のこれまでも、そして将来にわたる人生哲学であるからであります。

2点目は、今後の曾於市は人口減少が続き、7、8年後には2万人台に入り、その後も人口減少が続き、しかも中高年層中心の2万人台の人口となります。

このため、税収入や国の交付金の減収も少なくなることも考えていかざるを得なくなります。財政が確実に厳しくなります。

一方、歳出については、市民の行政に対する様々な要望、いわゆる行政需要は、例えば合併後のこの15年間の本市の経過から見ても歳出は今後も増えることはあっても少なくなることはありません。

ちなみに、この15年間、人口は約1万人以上減少いたしましたが、一方歳出、一般会計の歳出は1.5倍に増えております。今後の曾於市の財政は、財政の節約並びに施策の見直しを行わなければ、私は確実に厳しくなるのではないかと見ております。

1項目の質問で指摘したように、既に来年度の予算編成の中でその兆しが明確に出ております。私の予想以上にスピードが早いようであります。ところが、市の末吉本庁舎の15億円規模の増築計画の中身を見ますと、財政節約の工夫が見えないあるいは感じられません。具体例は2回目以降、絞って質問いたします。

私は末吉本庁舎増築の抜本的な見直しと事業費の大幅な減額を求めるものであります。市長の見解を伺いたい。

次に、質問の②について、市がこのほどプロポーザル審査委員会で審査、決定した本庁舎増築について、以下の5点をお聞きしたい。

イ、事業費の総額と1、2階の床面積について。

ロ、事業費の中で借入債の一つである緊急防災・減災事業債の金額について、さらにこの借入債を使った2階部分の増築面積と部屋割等について。

ハ、さきの9月議会で同僚議員から質疑があった、この借入債を使った防災センターと市民の広場の併用の利用は難しいとの認識として受け止めてよいのかの確認。

ニ、関連して2階の防災センター、89.91㎡の平常時の利用のあり方、また利用計画。ハ、2階の多目的スペースの99.90㎡、市民協働推進スペース、聞き慣れない言葉であります、このスペースの115.98㎡の使用目的と利用計画について。

ヘ、現庁舎の2階にある建設課は、図面では執務室となっております。4月の特別委員会での資料では具体例が書いてありました。私は9月議会の一般質問で従前の市の図面では、2階のこの建設課については、コワーキングスペース、聞き慣れない言葉であります、コワーキングスペースとかあるいは監査事務室等が計画にあり、私は疑問を持たざるを得なく、この点でも一般質問を9月議会でもした経過がありますので、改めて説明してください。今後の検討課題では、あってはいけないからでございます。実施計画では迫っているからであります。

最後の質問の3項目、市民生活優先の立場で市民にとって本来最も大事なコロナ支援の追加予算と措置を求める立場で質問いたします。この12月議会でも、市独自のコロナ支援策が予算計上されていないからであります。

質問の①、これまで市のコロナ支援策を見ますと、数字に間違いのないよう私はあ

らかじめ企画課長に確認した上での金額であります。これまで国から2回にわたり8億2,015万3,000円の臨時交付金が出ています。この中の4億7,000万円は光ファイバーに回しているために市民に直接届く給付金は3億5,014万5,000円、加えてこの間、市は市の一般財源を2億800万円使っており、合わせて総額5億5,814万5,000円、5億5,814万5,000円が市独自のコロナ対策の予算であります。先ほども企画課長と数字の確認をいたしました。

率直に言って光ファイバーに4億7,000万円回したために、特に市のコロナ支援は近隣の自治体に比べて支援策の中身が弱い。あるいは薄い点が指摘できます。別に光ファイバーが悪いわけではなく、私を含めて議会は全会一致で承認いたしました。しかし、私を含めて恐らく同僚議員も皆さん全てそうだと思いますが、だからといって、これでよしという立場ではないと思います。一般財源を加えて、市独自の補填策を行う、このことを当然当時の光ファイバーの補正予算の審議の中でも頭の中に私だけでなく同僚議員もそうだと思いますが、あったと思います。

このため市は、国の3次補正予算を待つのではなく、緊急に補正予算を組み独自の支援策を行うべきではないか。来る12月22日の本会議で提案される予定のひとり親世帯への支援は、全額が政府による追加支援策であります。

ですから、繰り返しますが、この12月議会でも市独自のコロナ予算は計上されておりません。私は市民の厳しい現実を直視して、臨時議会を開いてまで緊急にコロナ支援策を行うべきではないか、強くそのことを所見をお聞きいたします。

質問の②、これまで市が取り組んだ支援策の中で、例えば新生児1人10万円は、今年4月28日から来年の4月1日までが対象期間であります。一方、例えばサービス業に対する家賃補助5万円の3か月分は、この8月末で申請が締切られており、期間が短い、しかも1回切りでは弱いあるいはひとり親家庭の市独自の1人当たり2万円も1回切りでは弱いのではないのでしょうか。

先ほども申し上げましたが菅政権も、国民の菅政権に対するコロナ対策については厳しい目を向けておりますが、しかし一方で政府は、今述べたように緊急にひとり親世帯については2回目の追加支援を打ち出しているのです。

さらにサービス業に対する30万円支援であります。この支援は今年の収入見込みが昨年に比べて30%以上少ないことが補助の条件であります、曾於市の場合。一方、志布志市の場合が10%以上、霧島市の場合が20%以上に比べて、条件枠が厳しい、そういった点が指摘できます。加えてコロナの収束が見えない中、私はこれも1回だけの支援では弱いのではないかと、ここでは3つの例を上げましたが、そのほかにもあるはずでございます。市独自の追加支援が緊急に必要なのではないか、市長の所見をお聞きいたします。

これで私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の質問にお答えしたいと思います。

市役所再編事業についての①公約として問うべきではないかについて、お答えいたします。

市役所再編については、合併後の市の方向性を示した新市まちづくり計画において公共施設の統合整備の在り方について言及されており、また、平成28年4月に策定した第2次曾於市行政改革大綱においては、住民サービスの維持や危機管理体制の連携強化のための適正な人員配置を行った上で、支所に置かれている本庁機能の移管を進めることが示されております。

また、平成28年4月の熊本地震や近年の大規模災害の被害状況、対応状況を教訓として、市役所庁舎倒壊による行政機能の停止はなんとしても避けなければなりません。

それらを踏まえて、平成29年度から曾於市行政改革推進本部会議において内部での検討を進めるとともに、大隅・財部地域振興検討委員会、岩川市街地活性化検討委員会、曾於市行政改革推進委員会、市民説明会などを開催し住民の皆様へ丁寧に説明を行ってまいりました。

その結果を議員の皆様にも報告させていただき、予算も認めていただいておりますので、今後も引き続き進めてまいりたいと思います。

1の②市役所再編に関連して、財政状況を聞きたいのイ、令和3年度一般会計当初予算の市民税と固定資産税の収入見込額の見通しについて、お答えいたします。

市民税については、新型コロナウイルス感染症及び法人住民税の税率改正の影響により前年度当初予算に比べ約8,300万円、7.1%の減額を想定しております。

固定資産税については、新型コロナウイルス感染症の影響による軽減措置などから、前年度当初予算に比べ、約5,800万円、3.3%の減額を想定しております。

市税全体では、1億4,700万円、4.4%の減額を想定しているところです。

1の②のロ、令和3年度国民健康保険特別会計の当初予算は、一般会計からの繰入れを3億円以上せざるを得ない厳しい財政状況であるのかについて、お答えいたします。

令和3年度の国民健康保険特別会計の当初予算は、県から示される国民健康保険事業費給付金の額が令和3年1月に示されることになっており、給付金額が示されてから当初予算の要求額が確定しますので、現時点での一般会計からの法定繰入金額については、はっきりしておりませんが、基金繰入金を本年度5,000万円繰入れますと残額がゼロ円となり、基金繰入れができないことや令和2年度からの繰越

金があまり見込めないこと、新型コロナウイルス感染症の影響等により国保税も減少することが見込まれることから、厳しい財政状況であると言えます。

1の②のハ、令和3年度介護保険特別会計の当初予算は、1億円前後の財政不足を生じかねない財政状況とはならないかについて、お答えいたします。

介護保険特別会計については、現在平成30年度から今年度までの第7期介護保険事業計画により事業を推進しているところです。御指摘のとおり、現在の計画では来年度以降は財源不足を生じると思われます。しかし、令和3年度から令和5年度までが第8期計画による事業となりますので、現在第8期3年間の給付費等の歳出の推移を見ながら、歳入となります国、県、支払基金、市の負担分を考慮しながら、介護保険料の見直しを計画しているところです。令和3年度の予算については、財政不足を生じないように考えております。

2、15億円規模の末吉本庁舎の増築は、大幅見直しと減額をの①の1点目、教育委員会と福祉事務所は、市民アンケートを尊重してそれぞれの2つの支所に残すべきについて、お答えいたします。

市民アンケートについて、基本的立場としては市民の意向は重視すべきと考えておりますが、行政を進めていく上では市全体のことを熟慮して決定すべき事案もあると考えております。

福祉事務所や教育委員会、農業委員会の本庁の集約については、策定した本庁・支所機能再編計画に基づき進めていきたいと考えております。

次に、2点目、人口減少により財政が厳しくなる予測から、増築庁舎2階の部屋割りなどを見直すべきについて、お答えいたします。

本庁舎増築により2階に配置予定の防災センター、多目的ホールなどは、平常時は施設の有効活用の意味も含めて市民の皆様や市としての活用を考えておりますが、相当数の人的被害が発生するような大規模災害時には、多くの各機関の職員等が長い期間とどまり、救助活動や支援活動をしていただくことになります。

また、市の災害対策本部の5つの対策部、16の対策班が断続的に会議等を行い、市民を守る対策を練り、本部長に進言し、方針決定などの参考にしていただくことになります。

これらのことから、どのような災害が、いつ発生するか分からない時代でありますので、防災センターの機能を有する会議室や多目的に活用できるスペースは必要であると考えております。

2の②市がプロポーザル審査委員会で審査、決定した本庁舎増築のイ、事業費の総額と床面積について、お答えいたします。

現時点における本庁舎増築事業費は総額14億9,067万9,000円を見込んでおります。

また、プロポーザル審査会で決定された庁舎の床面積は、1階が1,323㎡、2階が962㎡の計2,285㎡です。

2の②のロ、この中で緊急防災・減災事業債の金額、この起債を使った増築面積とその内容について、お答えいたします。

今回のプロポーザル審査会で示された資料はあくまでも設計業者を選定するために用いられた資料であります。

今後、市民及び職員のワークショップや各種検討委員会等で出された意見を取り入れながら、基本設計、実施設計を実施して最終的な配置や面積等が確定されることから、今回は現在の計画ベースにおける金額でお答えいたします。

まず、緊急防災・減災事業債については、総額で3億40万円、当該起債に係る面積は約590㎡、その内容は災害対策本部や会議室、災害時に一時避難所として使用する市民広場、災害時の応援職員用の休憩室などに対応できる職員厚生室であります。

2の②のハ、防災センターと市民広場の併用は緊急防災・減災事業債では難しいと認識してよいのかについて、お答えいたします。

現在、本庁増改築事業のうち防災センターに係る部分について、緊急防災・減災事業債の起債申請をしております。

質問の件については、県市町村課へ問い合わせところ、「防災拠点施設については、自主防災組織等の訓練や研修等が行える公共施設となっており、災害時の防災拠点としての機能に併せて訓練や研修等が行える施設であることが要件となっております。それ以外の用途について特に規制はないが、災害時に防災拠点施設としての機能を妨げるなどの問題が起これなければ支障はない」との回答を得ております。

2の②のニ、防災センターの平常の利用の在り方について、お答えいたします。

本庁舎増築により2階に配置予定の防災センターは、平常時に市が活用する場合は、防災会議や防災研修、各種会議等を行う場所として考えております。

また、平常時に市民が活用する場合は、公民館等で組織する自主防災組織による防災研修や防災訓練等を行う場所として考えております。

2の②のホ、多目的スペース、市民協働推進スペースの使用目的について、お答えをいたします。

設計業者が提案している2階に配置予定の多目的スペースや市民協働推進スペースについて、平常時に市民が活用する場合は、各種団体の総会等や園児などの作品展示、講演会、講習会、発表会や市民の打合せ場所として考えております。

また、市として活用する場合は、市民説明会や相談窓口、申請窓口や市のPR大使の活躍状況の展示などを考えております。

一方、大規模災害時は、発災直後の一時避難所としての活用や数多くの災害支援関係者や市災害対策本部等の職員などが活動するスペースとしての活用を考えております。

2の②のへ、現庁舎の2階に当たる建設課の部分は執務室となっているが、具体的なその内容について、お答えいたします。

本庁舎の増築庁舎の1階については、市民の皆様方が利用しやすい窓口を設置する予定であることから、市民、税務、保健・福祉部門を全て集約する予定にしております。

よって、支所から本庁に移転し、既設庁舎に配置する予定の教育委員会、農業委員会の配置や、現在検討している統廃合後の課等について、市民の皆様の利便性を考慮した配置としたいことから、現時点ではまだ具体的に決まっていないところであります。

3、市民生活優先でコロナ支援追加予算をの①緊急に独自の支援策を打ち出すべきではないか所見を聞きたいについて、お答えいたします。

地方創生臨時交付金事業について、光ファイバー網整備推進事業を除いた関係課の事業については、おおむね計画どおりに進捗している状況ですが、コロナ感染の再拡大を考慮しながら、具体的な支援策を検討していきます。

3の②市独自の追加支援が緊急に必要なか、所見を聞きたいについて、お答えいたします。

急速に新型コロナウイルス感染症が拡大している状況から、市独自の支援については、追加や再拡大などの検討をするよう関係課へ指示しているところです。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に入ります。

私は、この市役所再編については、昨年3月一般質問以降、今回連続8回でございます。今後も来年以降も、市長選挙後もどなたが市長になっても続くものと思っております。それほど大事な事業であります。

一方、昨日も市長選挙の話ありましたが、私は過去2回も一応五位塚市長を支援しており、来年も基本的には総体として五位塚市長の取組をもちろん見ますので、その立場は変わらないと思っております。

ただ、この市役所再編については、どうしても納得がいけないということで大きな不一致点が見られますが、本日の質問でも少しでも幾らかでも一致点が見られたらと思つての質問もいたします。

まず、最初の市役所再編は凍結後でございますが、るる1回目説明答弁がありま

した。これもう当たり前のことでございます。公約の問題を聞いております。角度変えてお聞きしますが、ではなぜ3年半前の市長選挙で、こうした大事な、最も大事な問題を選挙の公約として掲げなかったのかでございまして。なぜ掲げなかったのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

3年前のときの市長選挙の私の公約、政策の中には、この政策は掲げておりません。その後、28年4月の熊本の大地震災害のあの状況を見たときに、やはり今のままでは本当に耐震化されていない市役所、そして財部、大隅の支所の在り方はこのままでいいのかということを強く感じました。そのことを市のトップの方々、市の担当課を含めて、これは早急に検討すべきだということでありましたけど、3年前の私の公約には入っていなかったのは事実であります。

○19番（徳峰一成議員）

今の答弁は、後ほどまちづくり関係をいたしますけれども、いずれにしてもそうであるならば、少なくとも新年度の当初予算で市民を代表している議会には活用を書いた所信表明として出すべきであった、結果論でありますけど。これは当然ではないでしょうか、議会に対しての真意から見ても。

いずにいたしましても、この来年の夏の市長選挙、この問題は重要問題の一つであり、私は逃げないで真正面からカモフラージュしないで、正々堂々と自分の考え方を公約として出すべきであります、一応確認をいたします。

○市長（五位塚剛）

昨日も答弁いたしましたが、この支所再編の在り方と、今進めている建設について、この間ずっと市民の皆さんたちにも説明してまいりましたが、大きな私の柱として見届ける必要がありますので、公約の重要な部分として進めていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

時間の制約上、角度を変えて別な問題でございまして。こうした中で先ほど質問しましたが、一方で厳しい財政状況があります。一般会計における市民税の1億4,700万円の減収、これはもちろんコロナ問題もありますけれども、それだけではなくてコロナが収束しても厳しいと私は見ております。この点は答弁よろしいです。

2つ目の国民健康保険会計ですね。3億円以上の来年は財源不足であり、これは合併後、規模から見ても初めてのことであります。これも元に戻ることは、まずこの間の経過見て、あり得ないと思っております、3億円以上。

まず質問であります、一応新年度予算では、この財源の不足分について一応全額一般会計で補填する考えですか、値上げじゃなくて。

○市長（五位塚剛）

来年度予算について、今、副市長を中心として査定を行っております。保健課のほうから、今の状況では基金も枯渇するということで不足分をどうするかということで議論しておりますが、今の状況で大幅な値上げというのは考えておりませんから、当然ながら一般財源からの繰入れになるのではないかなというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

旧町時代を含めて国民健康保険の町長選挙、市長選挙で値上げやったことは1回も、当然ありません。一応全額一般会計の繰入れということで確認いたします。

では、お聞きしますが、再来年度以降はどうなんでしょうか。今申し上げたように、これをもとにということは、まずあり得ません、これは。再来年度以降は毎年繰入れするのか、再来年以降は値上げを考えていかざるを得ないのか。

○市長（五位塚剛）

再来年度以降については、まだ具体的に決定しておりませんので、まだ何も考えておりません。

○19番（徳峰一成議員）

答弁ができないと思うんですよ、考えていないというより。

次に、介護保険会計、事前にくどく担当課長と打合せをしておいたんですが、数字が出ておりません。一言担当課長、来年度は当初予算において1億3,000万円前後の財源不足が、これ初めてでありますけれども予想されますが、この数字の確認答弁してください。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

今の議員のおっしゃられましたとおり、今精査中でございますが、1億3,000万円ほどの保険料の不足になる予定でございます。

○19番（徳峰一成議員）

市長に聞きますが、この1億3,000万円の不足は、来年度はどうしますか。選択は2つであります。一つは、第8期の介護保健計画に入れ込んで、実質値上げを一応提案するかですね。それとも全国的に数は少ないですけども、一般会計から一応繰入れで来年は値上げを一応当面の措置として見送るか、この2つに1つしかありません、どちらでしょうか、本市の場合。

○市長（五位塚剛）

一般介護保険に対して、一般会計からの繰入れというのは、あまり全国的にはないようでございます。それをした場合に国からのペナルティーというのもあまり聞

かないところでありますけど、極力それはしないでほしいというのが国からの指導でありまして、またどうするかという最終的な決定はしていないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

もう既に新年度の予算編成に入っておりますから、ここで答弁してもらわなきゃ困るんですよ。検討しているということで、曖昧な答弁じゃ困るんですよ。もう選択は知っていた3つです。1つは全面的値上げあるいは一部を値上げして一般会計から繰入れ、3点目は全額国保と同じように一般会計から繰入れ、いずれなんですか。

○市長（五位塚剛）

現在のところ、担当副市長交えて担当課が今どうすべきかということを議論しておりまして、まだ市長査定のところまで来ておりませんので、今後我々曾於市がどうすべきかということを私をまた交えて、副市長交えて徹底をしたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

いずれにしても申し上げたいのは、こうした厳しい財政状況なんですよ。私はこれは元に戻ることはあり得ないと思いますよ、様々な諸条件から見て、再来年度以降ですね。若干の数値の入れ込みはありまして、これを私たちは議会もそういった視野に入れながら市役所再編、特に来年度の15億円は考えていかなければいけないと。せっかく造るからには立派なものというのは、これは時代遅れであります。考えを変えなければいけない。そうした意味で2つ目の15億円規模の末吉本庁舎の抜本見直しと、私個人的には事業費の数億円程度でいいので削減を求めたい気持ちであります。

そこで一つは、答弁がありましたように、この5月の段階で議会の特別委員会に出した数字と、今回現在進行系の市の考え方、建設費も床面積も全く変わっておりません。幾らかは2つとも減らしての考え方になって期待感も持っていたんですが、全く変わっておりません。

そこで聞きますが、昨年夏に市が行った市民アンケートでは、この末吉の本庁舎の増築に対してどうであるかというアンケート項目ありましたが、分からないを除いて賛成が52%、反対が48%ほぼ同じなんですよ。恐らく賛成された52%の中でも、造ってもいいけども極力節約したのを造ってくださいという方も恐らく入っていると思うんですよ。そうした市民全体のこれは大隅、財部ではなくて、末吉を含めた市民全体のやはりアンケートに寄せられた気持ちも市長には考えていただきたいんですよ。この15億円についても。

私は、だから末吉本庁舎の増築は賛成なんですよ、誤解ないように。賛成なんですよ。規模と内容なんですよ、規模と内容。順序もやはり農業委員会が入ってきますから、末吉本庁舎を先にするというのも分からないわけではないんですよ。ですから、その点でこのアンケートの結果、52対48、どう市長は受け止めていますか。

○市長（五位塚剛）

アンケートの数字というのは、あくまでも数字でありまして、内容については細かい資料として出しておりませんので、それはあくまで市民の結果の数字だというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

市が自らお金を出して予算を充てて行ったアンケートであります、アンケートを軽視すべきじゃないですよ。極論言いますと自己否定になりますから、アンケートは大事にしたいものであります。

次に質問であります、企画と財政課長に関連して質問いたします。今後の曾於市の人口の推移、財政課長には今後計画どおりに増築したとして、例えば今は本庁舎に相談室も含めて10あります、部屋が、会議室が。改築後は相談室も含めて18に増えます。これまでの10部屋の中では特別委員会に出された市の資料では、平日の利用率が84%であります。では10部屋に広げた場合に、末吉に集中して、平常の利用率は何%とし試みの計算、試算していますか。当然それをベースにして、基本にして部屋割り等も増築した、考えていったと思うんですね。これが本来のいわゆるオーソドックスな在り方ではないかと思っております。両課長に答弁してください。

○企画課長（外山直英）

人口の推移という御質問でございましたので、国の国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計ですが、こちらは5年刻みとなっておりますが、令和7年、5年後ですが、こちらが3万703人、10年後の令和12年が2万7,895人となっているところでございます。

○財政課長（上鶴明人）

今、議員のほうから御質問のあった件でございます。会議室の利用状況についてでございますが、特別委員会が出した数字では今現在84%の利用率となっております。その中で、会議室の利用の中で、支所で本庁機能を有する課の会議室というのも同時に出しております。

これを積算しまして、それと今後これらの課、局、そういうものが集まってきたときの打合せ、それから今現在本庁が、本庁機能を有しながら会議室の利用がちょうど合致してといいますか、日程等が調整できずに総合センター及び図書館等を利用しております。そういったものも含めて、利用率を計算しますと、現段階ではお

おむね80%の利用率になると思います。

ただし、この中で1点申し添えますのは、先ほど議員が言われました相談室、相談室については入っておりませんので、その辺は御了承ください。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの財政課長の数字は、全く信用いたしません。いたしません、これはもう。話にならん数字です。

いずれにしても人口減少ですね、人口減少については10年後は2万7,000人、これは多少のずれがあっても想定できます。私言いたいのは、こうした人口減少が続く中、言わば身の丈に合った財政哲学を考えながら、この末吉本庁舎も増築は考えていくべきじゃないか、この一点なんです、この一点。

今申し上げましたように、この5月と今の段階では、床面積が変わっておりませんが、2階部分を少なくして、1階のほうに174㎡回しております、1階に。174㎡のまずほとんどが1階のロビー部分を広げております。1階のロビー部分は、前回は135㎡だったです。それが今回は2.4倍の327㎡に増えております。売店は除いております。327㎡ですね、これだけ広げております。

ちなみに2階についてお聞きしますが、2階の市民協働推進スペース、1回目答弁がありましたけども、私は第2の市民の広場じゃないかと思っておりますよ、1回が第1の市民の広場、2階の聞き慣れない市民協働推進スペース115㎡、結構広いですよ、これは第2の市民の広場。

市長にお聞きしますが、第1と第2の市民の広場を造る必要があるのかどうかです。人口は2万人台になるんですよ。今の市民の感情、気持ちも考えた場合に、特に末吉町でもそうですけども、大隅町、財部町の人たちが、末吉に来て、立派なの造ってありがたいと思う人は何人に1人いるのでしょうか。大抵は恐らく腹立てますよ。

なぜかと言いますと、財部支所の場合は4億6,000万円、今造られている末吉の中央公民館より金額が少ないんですよ、ロビーも普通のそこそこのロビー。大隅の場合が中央公民館セットで8億2,000万円、実質庁舎、財部と変わらないと。財部や大隅から来て、末吉の立派な建物で1階が広い、2階も第2の市民の広場ある。現実でそれやっていいのでしょうか、ここ2万人台になるのでしょうか、人口が。少なくとも2階の市民の広場は、私はやめるべき。1階は目をつむります、1階は。目をつむります。2階はやめるべきじゃないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

もうこの間、もう何回も答弁をしております。やはり熊本のあの地震の状況が、また私たちも、いついかなるときがあるか分かりません。そういうことがあったと

きに、やっぱり市民の生活を守るためには、役所としては立派な耐震化された施設を造って、同時に防災センターの役割を果たすということが大事であります。

そういう意味で2階の部分は、通常は市民に開放する部分も出てきますけど、提案しております計画について、この間もいろいろと説明会も開いております、大方市民も理解していただいておりますので、前に進めさせていただきたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

私は今日あえて絞って合意点をつくりたいために絞っているんですよ。2階部分でも言いたい点はいっぱいほかにもあるんですよ。多目的スペースを含めてあるんだと。あるんだけど、総枠とも2階の入り口の協働推進スペース、これはやめるべきであると、やめるべきである。やはり造りますか。恐らく来年の3月議会は議会分かりますよ、これは。市会議員選挙を直前に控えていますから。

○市長（五位塚剛）

もう基本的には、このことについて議会の皆さんたちにもお願いして認めていただいておりますので、市会議員選挙をどうのこうのじゃなくて、市民の皆さんたちがちゃんと判断されるというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

今年3月の当初予算での予算は、この分ははっきりいたしておりません。議場2階か3階かもはっきりいたしておりません。ですから、私は、こういった市長答弁が曖昧な形で答弁されるんやないかということ进行予想して、あえて当初予算の今年3月の賛成討論の中で、もし末吉本庁舎の増築において、教育委員会、福祉事務所が末吉に集約されるならば、あえて言いますけども断固として反対したいと「断固」という言葉を使いました。断固として次の予算には反対しますということ、私は3月の当初予算の中で賛成討論いたしておりますよ。私だけじゃなくて同僚議員の中にも賛成されて、この市民の協働の部分をつくってまで、これ典型な一例でありますけども、言わば、この金をかけた面積も縮小しないやり方が本当に認められるかでございます。これは市長選挙、市会議員選挙で市民が判断するしかないと思っております。

これは、けどももう時間の関係上、3月議会以降取り上げますが、もう一つは売店です。売店も前回もありましたけど、今回も100㎡の売店が1階にあります。人口が3万人から2万人台になる類似団体においても、売店をこれは33坪ですよ、結構広い。設置する必要があるんでしょうか、売店。これは取り消したらいいと思うんですね、売店は。どう考えても利用者はほとんどいないんじゃないでしょうか。人を配置してまでの売店ですか、それとも。33坪、これはやめたほうがいい。いか

がですか。

○市長（五位塚剛）

この売店についても、これはプロポーザルのほうで出された内容でありまして、これについてはまだ確定はしておりません。ただ、ワークショップの中では、やはり市民の皆さんたちが集える中で、役所に来てコーヒーでも飲める、そういうカフェもあってもいいんじゃないかという声も現実にあります。どうするかというのについては、また今後役所、またワークショップの中で検討されると思いますけど、今決定をしているわけではありません。

○19番（徳峰一成議員）

ここでまたワークショップ言われたので、あえて言いますけども、ワークショップというのは市が立てた、この基本的な考え方を基にして、基にして議論しているんですよ。五位塚市政の市役所の末吉本庁についての考え方を、いわば基本にして意見を聞いている。これが悪いというわけじゃないわけですよ。しかし、私言っているのはもっともっとその前の土台の部分なんですよ。15億円かけて、こうしたのが必要なかということが必要最小限時間の関係で絞っていつているんですよ。これを今後の検討課題にしちゃ困るんですよ。もう基本設計、実施設計が計画では2月迫っていますから、答弁はしてください、これは。これ以上は私は譲れんです。売店はやめるべき。

○市長（五位塚剛）

今回の事業計画は合併特例債、あと緊急防災を含めたこの事業を頂いてやるわけでございます。今しなかったら、現実にはもう多分不可能だと思います。そういう意味で、市のこの一般財源の持ち出しは1億5,300万円ほどということで、かなり抑えているというふうに思っております。

その中で今、提案されたプロポーザルの内容について今議論されておりますけど、今売り場を中止せよということを、今ここで本会議で私がはっきりと言う、中止することは言えないことでありまして、今議論の途中であります。

○19番（徳峰一成議員）

昨日の渡辺議員との質疑も関連いたしますが、このままでは結果として私たちは3月の当初予算も待たざるを得ないんですよ。議会にも説明があるのは3月議会にありますから。そうした議会との関係でいいんでしょうか。同僚議員も考えていただきたいんですよ、議会軽視となりますよ。せつかく年に4回しかない一般質問の機会、私は何とかして合意点も見いだしたいということ。1つ、2つでもいいからということで考えているんですよ。その点はかつてのことを言いたくないけども、共産党議員団として五位塚議員一緒にやんやん言ってきた、ここまで変わるん

かと、残念ですね、もう。（笑声）

じゃ、次に、時間の関係で、もう議長、時間の関係であとコロナ関係を質問いたします。

新型コロナの追加支援について質問いたします。

今市民が市に望んでいるのが、コロナ対策の取組の強化であります。これは同じ気持ちだと思います。今のこの市長、市役所関係は頭から捨ててくださいね。もう今度はがらっと変えて（笑声）新型コロナ問題だから。

市民が市に望んでいるのは、コロナ対策の取組の強化だと思います。これは同じ気持ちだと思います、確認をいたします。

○市長（五位塚剛）

基本的には一緒でございます。

○19番（徳峰一成議員）

基本的にと言うと何が基本的なのか、ちょっと質問したくなるんですけど、もう時間の関係上。

しかし、この間の取組は1回目言いましたように、特に曾於市の場合は光ファイバーに回したということで、結果的に金額が5億5,814万5,000円と非常にこれは類似団体に比べても予算が少ない。現状認識から新たな展開を図るとというのが物事の基本であるでしょうし、私もその立場で質問したいので、この現状では曾於市の独自のコロナ対策は予算的にも少ないという点は一応現状認識として確認していいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私たちも担当課を中心として、かなりコロナに関してはいろいろ議論をいたしました。その中で今までやってきましたが、このことについて市民の皆さんたちから、コロナ対策が不足しているという批判は受けてないところでありますけど、ただ現状としては、今の段階で市民の生活はどうなっているかと、もう一回実態調査をした上で何が大事かということを検討しておりますので、また場合によっては独自の支援策を進めていきたいというふうに考えております。

○19番（徳峰一成議員）

私は数字の確認をしているんです。数字上、類似団体に比べて曾於市独自の予算が5億5,800万円というのは少ないという現状認識は数字としてはっきり出ていますので、これはそのように受け止めて共通認識してよいのかどうかの数字用の確認ですが、数字は、うそは言いませんので。

○市長（五位塚剛）

光ケーブルの予算も、これはコロナ対策での予算なんですね。ですから、もしこ

れがなかったら、光ケーブルの事業は多分できなかったと思います、できないと思います。そういう意味では広く今、光が届いていない市民のところに光が届くわけですので、これを総体的に見るべきだというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

私もそういった答弁だろうと、1回目、本会議で言ったんですよ。光ファイバーが悪いということじゃなくて、もちろん私は賛成いたしました、当面措置として。

しかし、だからと言って、一般財源があるんでわずか2億円ですよ、つぎ込んでいない。これを私たちはよしとして認めたわけじゃ、私もそうですけども、同僚議員もそうだと思うんですよ。必要だったらやはり財調崩して回すという。4億7,000万円崩しなさいということ、乱暴なこと言っているんじゃないんですよ。やはり不足していることは事実だから、そのことを私はやはり出発点として現状認識から出発したんですよ。

立場上、議論の蒸し返しになりますんで繰り返しませんけども、いずれにいたしましても、現段階では曾於市の独自のコロナ予算は少ないんですよ、ほかの市町村に比べても。もう中身は幾つかありますけども、時間の関係で言いませんけども、予算項目いっぱいあります。しかし中身は予算が少ない、薄いという点が言えるんですよ。

次に、質問いたします。こうした現状認識から出発すべきじゃないでしょうか。しかし私は、ではなぜ、この12月議会に市独自に追加支援策の予算措置を行わなかったのか、ここに尽きるんですよ。6月議会でも、9月議会でも、政府の給付金もありましたけれども、予算措置を行っていますよ。コロナは今第3波で、むしろ拡大広がっておりますよ。そのあたり、なぜ独自の予算措置あるいは追加措置を行わなかったのか、ここに尽きるんですよ。金額はともかくとして、その点で市長の姿勢が問われているんじゃないかということを言いたいんですよ。

コロナは大事ということは共通の認識と言われましたけど、それだったらなぜ陣頭指揮で課長にも指示しながら何が不足しているかて、1億円、2億円出しなさいということ、べらぼうなこと言っているんじゃないですよ。1,000万円単位なんですよ、それをなぜ本議会で提案しなかったか、これを言いたいんですよ、私は。今後のことがありますので、来年以降のこの問題を誠実に答えていただきたい。

○市長（五位塚剛）

今回の予算で感染症対策に一応出しておりますけど、ちょっと担当課長から答弁させます。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、今回12月補正でお願いしてありますのが、曾於市発熱外来診療体制整

備支援事業補助金という形で、11月から皆さん御存じのとおり発熱等あった場合は、かかりつけの病院にまず相談をして診察を受けるという形になっております。今までは発熱等ある場合は保健所に設置がしてありました帰国者・接触者相談センターのほうに電話でという形でありましたけれども、それが11月からそういう形にかかりつけ医の病院でという形になっております。

そういう関係上、病院のほうがどうしても、その発熱外来を受けるのに、院内の感染拡大が心配であるというようなことで、2市1町のほうで何か支援策はないかということで御相談を受けたところでございます。その中で2市1町のほうで今回補正で上げさせていただいたのが発熱外来を受ける医療機関ですね。医療機関のほうに50万円を限度に補助金を交付したらということで、今回重要医療機関の50万円の800万円を計上しているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

それは私の所属する文厚委員会で審議されますんで、目を通していないわけじゃないんですよ、曾於市独自と。先ほどの、若干訂正いたしますが、いずれにしても市独自の補填策が新たに見られないということです。

昨日の答弁を含めて、今後市としては全体のまた調査を行いたいと、これはこれで大事ですよ。しかし私は、これも結果論にしてほしくはないんですけども、今現在曾於市民がどれだけコロナ対策で困っていたり、あるいは要望があるかを支障なくスムーズに市のほうで各課で把握できるようなシステムというか、体制づくりがほとんど弱いんじゃないかと。市長や副市長がそれをかねがね口を酸っぱくして言っていないんじゃないかと思うんですよ。言っていないんじゃないかって。これは考えていただけると。そうであつたら、やはり独自の補填策がどんどん次から次に予算の制約がありますけど、出てきていると思うんですよ、それが見えないと。

例えば、そのために市長自身が自ら市民に足を運ばなきゃいけないと。勤務時間だけでなくいい。例えば朝、始まる前、夕方が終わってから回ったらいいと思うんですよ。どれだけ回っておりますか。例えば飲食業でも、もう本当ひどい状況で、ある方なんかは一例だけじゃないんだけど奥さんがパートで働いていると、生計を維持しているというのもおられるんですよ。おられるんですよ。それは現実なんですよ。

私は議会の仕事上、とにかく市民の声を聞くというのを毎日やっておりますよ。痛切に感じますよ。そこに市の予算の立て方は大きくギャップがあるんですよ。これは本当に考えなければいけない。もう時間の関係で、もう1回目出しましたけども、例えばこのサービス業の30万円補助を、もともと弱いんですけども、これを2回目の追加措置を私は行うべきだと思うんですよ、もう、30万円の。もともと

は高いから、この率も今回思い切って下げて、そして例えば家賃補助も1回切りだけじゃ3か月分、弱いですよ、コロナ収束しない中。

ダブりますけど、独り親世帯の2万円、ある意味じゃわずか2万円、これも1回じゃ弱いですよ。政府でさえと言いますけど、さえ、2回目を緊急に菅政権は予算措置を全国に号令かけて対応するように一応今後行う予定であるんですから、一つ一つこれまでの曾於市の取組を見ても、追加措置が必要な今時期に来ております。これを第3次補正待ちじゃなくて、来年の3月じゃなくて臨時議会を開いてまで行ふべきと、やり方はもう専門でありますから、いろいろあると思うんですよ。

当面一般財源を積んで、そして臨時給付金で補う。足らない分は一般財源で行う、いろいろ研究したらいいと思うんですよ。大事なのは市民の立場でコロナ対策を行っていく、迅速に、政府の支援待ちじゃなくて。そこが求められているんじゃないでしょうか。

本当にコロナを実施するんだったら、市長の決意を含めた見解をお伺いしたいと思っております。臨時議会を開いても必要だったら、やはり新たな追加支援策、これまでに形を変えて、いろいろ修正点があるでしょうから1回目の場合は。今に即した形でやっていきたいと。どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

徳峰議員も市内をよく回っていらっしゃるということでございました。ありがたいことだと思います。私も徳峰議員に負けないように、昼の昼食はほとんど外食で市内の大隅から財部ほとんど回っております。大隅のそば屋さんの奥さんが、末吉に来てパートで働いております。それもよく知っております。そういう意味で、今市内のお店の飲食業の状態というのはよくつかんでいると思っております。

一番厳しいのは夜の居酒屋さんを中心と、夜をメインとしたところは本当に切実な思いがあるようでございます。私たちもそのことを含めて、市民の生活の中でコロナで一番被害を受けている人の実態調査を今の段階でやはり経過措置を含めてやっぱり調査をして、この本当に救世しなきゃならないなということは出てきたときは、やはり臨時議会を含めて対応を検討したいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

やっと最後の中で共通点が出ました。いや、私本言葉尻じゃなくて、そういった気持ちは大事だと思うんですよ。そういったときが。それを大事にしていきたい。

くどいようで五位塚市長に頭が痛いでしょうけども、市民の関心や要望は15億円規模の末吉本庁舎の増築じゃないんですよ、はっきり言って。全体として、全体としてですね。

暮らしの問題なんですよ。これはいつの時代もそうでしょうけども、特にこれも言葉が痛いでしょうか、高すぎる国保税や介護保険料の問題なんです。再来年度は政府の考え方が75歳以上の後期高齢の医療費まで窓口負担まで、所得制限はあったにしても1割から2割、今でも3割がありますけども、2割引き上げる方向ですよ。もう値上げ、値上げですよ。恐らく国保税や介護保険料も、流れとしてはそうした流れとして先ほどの答弁等では受け止めていかざるを得ないと。

一方でコロナ問題があります。コロナを最優先すべきであります。引き続き市民の声を大事にした市政をつくっていただきたい。私もその立場で議員活動というのを取り組んでいきたいと思います。

以上ですが。

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時11分

再開 午前11時22分
—————・—————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6、松ノ下いずみ議員の発言を許可いたします。

○2番（松ノ下いずみ議員）

2番、松ノ下いずみです。

コロナに影響を受け、人も町も活気を失い、夏祭りも秋のイベントも県下3大祭りの弥五郎どん祭りさえ開催できない。収束は見通せず、拡大の一途をたどり、不運だった令和2年も終わろうとしております。今回は大きく3つの質問をさせていただきます。

まず大きな質問1の認知症徘徊対策について。

認知症の方の行方不明問題があります。私の自治会においても、数年前と昨年2の方が行方不明になられ、曾於市や警察、消防団の協力をもらいました。お2方とも山中で一晩が過ぎ、温かい夜だったため、翌朝と翌日午後無事に発見されましたが、その後体調を崩され、入院となりました。曾於市内においては、発見が遅れ、亡くなられた方もおられます。家族や地域の方の不安、曾於市など関係機関に負担をかけるなど、家族にとっては大変なものです。超高齢化時代を迎え、認知症による徘徊する人は増える傾向にあると思われます。

そこで、①曾於市の過去3年間の徘徊による行方不明者の数を伺います。

②過去3年間の消防団の行方不明搜索の出動回数と延べ人数と総経費を伺います。

③市として行方不明者防止対策を考えているか伺います。

大きな質問2、高齢者の介護予防事業について。

コロナ禍で、施設入所や入院されている高齢者の方々、寂しい思いされています。一くくりに高齢者と言っても、グラウンド・ゴルフに励まれたり、地域で開催されているいきいきサロンや校区の催しにどんどん参加されて、元気で動き回っている方も多くおられます。一方、病院通いだけで、外に出ようとしない、地域の行事にも参加されない方も多くおられます。外出しないことにより、運動機能の低下、思考力低下、やがては認知症、寝たきりと悪化の道をたどっていくのみです。1人でも多くの高齢者の方がピンピンコロリで行けるように、元気な生活が送れるような施策も必要なのではないのでしょうか。

そこで、①総合事業の訪問型サービスを現在利用されている人数を伺います。

②通所型サービスを現在利用されている人数を伺います。

③各地区の通所型サービスを行っている事業所の数を伺います。

大きな質問3、市営住宅廃止と政策空き家について。

①現在市内で廃止または政策空き家になっている住宅の数を伺います。

用途廃止後の土地の利活用は考えているか伺います。

この3つの質問を壇上からの1回目の質問とさせていただきます。

○市長（五位塚剛）

それでは、松ノ下議員の一般質問に対して、お答えしたいと思います。

1、認知症の徘徊対策についての①過去3年間の行方不明者の数についてお答えいたします。

行方不明者のうち、認知症に限定した集計はできませんので、年度ごとに行方不明者の合計人数を申し上げます。

平成29年度が7人、平成30年度が9人、令和元年度が7人であります。

1の②過去3年間の消防団の出動回数、延べ人数及び経費についてお答えいたします。

平成29年度は、消防団員の出動回数12回、延べ366人が出動している186万6,600円の費用弁償と1万8,000円の食料費を支出しております。平成30年度は、出動回数12回、延べ450人の出動で、229万5,000円の費用弁償と3万2,949円の食料費を支出しております。令和元年度は、出動回数13回、延べ558人の出動で、284万5,800円の費用弁償を支出しております。3年間の合計で、出動回数37回、延べ1,374人の出動で、705万8,349円を支出しております。

1の③行方不明者防止対策についてお答えいたします。

既に実施している対策としては、直接的な防止対策ではありませんが、高齢者見守り訪問専門員の配置、身体的理由で見守りが必要な方を対象とした24時間緊急通報システムの設置及び介護認定者のうち、徘徊などの可能性がある方に対しての介護施設利用や、徘徊感知機器の福祉用具貸与サービスを案内しております。

また、市社会福祉協議会においては、在宅福祉アドバイザーによる見守りを実施しております。

その他の防止対策としては、GPS機器やドライブレコーダーの購入補助、防犯カメラの設置、地域等での見守りの在り方など、様々な検討をしておりますが、決定的な対策を見出せない状況にあるところです。

2の高齢者の介護予防事業についての①総合事業の訪問型サービスを現在利用されている人数についてお答えいたします。

訪問型サービスを利用されている方は、140人となっております。

2の②通所型サービスを現在利用されている人数についてお答えいたします。

通所型サービスを現在利用されている方は、252人となっております。

2の③各地区の通所型サービスを行っている事業所の数についてお答えいたします。

末吉地区は9事業所、財部地区は6事業所、大隅地区は5事業所で合計20事業所となっております。

3、市営住宅廃止と政策空き家についての①現在市内で廃止または政策空き家になっている住宅の数についてお答えいたします。

市が管理する市営住宅のうち、令和2年12月1日現在で、2団地4棟12戸を用途廃止し、政策空き家として23団地56棟130戸を指定しております。

市有住宅については、5団地8棟8戸を用途廃止し、政策空き家はないところです。

3の②廃止後の利活用は考えているかについてお答えいたします。

用途廃止と政策空き家については、建設後、一定期間経過しているため、住宅の状況や耐用年数、危険回避等を考慮し、住民が退去した後、解体すべきものと考えております。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

認知症の方だけではなくて、行方不明者の方が合計ここ3年間で20人余り、23人ほどおられましたけれども、出動回数としてはやっぱり37回とか、費用のほうは、消防団の方々も1,374人の出動があったり、費用も700万円余りとかかっておりまして、大変なことになっていると思います。最近の消防団は、火災や災害出動に加え

てこういう行方不明者捜索もあるんですけれども、サラリーマンの方が多くなっている消防団にとっても行方不明者捜索は大変な重責になっていると思います。そこで、対策として、いろいろ市としても取り組んでおられるようでありますけれども、私なりにインターネットなどで検索してみましたら、同じようなことなんですけど、監視カメラとか、ドアにつけたら音が知らせるとか、いろいろありますけれども、田舎で考えられることは、GPS機能のついた腕時計型とか、靴底内蔵型とか、衣服装着型などがあるようで、それぞれいろんな環境の中で生活しておられますので、一概に何がいいとは言えませんが、家族のある方ならこういうグッズとか、1人暮らしの方はこういうグッズとか、いろいろ探して、市としても貸出しなりして、検討はされているということですので、少しでも早くそのいいグッズを見つけて、貸出しされるといいと思います。国内では既に数年も前からGPS機能のついたグッズを貸し出している自治体もあり、行方不明者捜索にも成果を上げている自治体もたくさんあるようです。市としても、ここに書いてありますけれども決定的な対策とありますけれども、大体どういうふうにしていこうかという具体策はまだ考えてられないのでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

行方不明者が出るたびにその結果を交えて、基本的には協議をしております。何か共通点があるのではないかなという思いもしております。家族の中で、いつも1人で散歩をされて、ちゃんと散歩して帰ってこられる方であれば問題ないんですけど、突然いなくなっちゃうというのが今回のようないろんな行方不明の大きな問題になっているんですよ。松ノ下議員も言われたように、夏場だったらまだ暖かい状況でありますから、見つけることも可能なんですけど、しかし、夏場でも見つけることができなかった例もたくさんあります。そういう意味で、対策について、特効薬みたいなものはないかということでいろいろ議論するんですけど、なかなかいいところが実態であります。要するに、腕にGPSのそれをつけても、必ずそれをつけて出ていってくればいいんですけど、なかなかそうじゃないという人もありまして、非常に難しいなと思っております。今後については、今一生懸命対策を含めて検討しているところでございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

本当、ずっとGPS機能とかつけたやつを持っておきたくてありがたいんですけど、本当にどういことをされるかわからないというところもあって、本当、これはお守りだからずっとつけていてねというふうに、子供じゃないですけど、これだけはつけといてというふうに持っていけるように、家族もだし、周りのアドバイザーさんとか、民生委員の方とかも協力して、本当少しでも行方不明者が、

ちょっとしたことでいなくなられてしまうので、探すようなことがないように、ぜひいい効果の出るような対策を考えていただければありがたいなと思っております。

少しでも本当に1人でも犠牲者が出ないようにしていくことが、皆さん家族もそうだし、周りの方なんかもですし、市長としまして、1人の市民がいなくなれたということは本当に大変なことだと思われると思いますので、何とかいいグッツを探し出して、一人一人おんなじじゃなくて、その人に合ったグッツがあるようなのを探し出していただければありがたいと思っております。市長、いろんなのがあると思うんですけども、精いっぱいのことをしていただけますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

消防団の今答弁いたしました、この経費を見るならば、貸与型のいつも履く靴に取り付けるタイプなんかもあるようでございますので、具体的に今後、そういう対応を含めて社会福祉協議会とも相談しながら、予算化できるものは予算化を前向きに進めていきたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

ぜひ、1人でも捜索者が少なくなることを願って、いいグッツを探し出していたきたいと思います。

介護事業予防についてですけれども、訪問型サービスを利用されている方140人となっておられまして、うちで家事とかいろんなことをしていただいて、大変入浴の介助とかしていただいて大変助かっていらっしゃると思います。通所型も252人となっておりまして、本当にこの人数というのは、予防型を対象にされているのか、それとも要支援とか、そういうのを対象にされている方が入っていらっしゃるのでしょうか。お伺いいたします。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。今の御質問につきましては、総合事業の訪問型ということで、通所型と訪問の部分の数字を示したところでございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

それで、私のちょっと勘違いかもわかりませんが、総合型事業というのは、財部地区は6事業所となっているんですけども、たしか、予防型の受入れをされていることというのは1か所しかないと思っているんですけど、これ勘違いでしょうか、お伺いいたします。

○介護福祉課長（福重 弥）

先ほどお示しをしております数字につきましては、総合事業によります事業の施設ということで、したところでございますので、財部地区については、この総合事業取り組んでいるところがその数だけあるということでございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

こんだけ、6か所もあれば、行きたいと思えば行けるような状態なんですよ。若いときにまじめに一生懸命生きてこられた方とかが年老いて、弱っていく姿を見られたくない思いもあったりで、外に出たくなくなるようなんですけれども、それでも実際デイサービスとかに行くと、昔の知り合いに会ったりして、皆同じだと思って、すごく何かいい方向に行かれるような方がいらっしゃるんですけれども、高齢になってグラウンド・ゴルフとかミニデイとか、健康体操などに行ったりして、元気で暮らしていらっしゃればいいんですけれども、市内で開催されているいきいきサロンというのは何か所ぐらいありますか、お伺いいたします。それと健康体操もされているようなんですけれども、健康体操とかに参加されている方の年齢層とかわかればお伺いしたいんですけれども、すいません。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

体操教室につきましては、現在32か所開設をしております553名の方がこの体操教室に参加をされているところでございます。

ちょっとサロンにつきましては実数を持っていなかったところでございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

すいません、突然言っていないことを質問いたしまして。あちこちで体操教室やら、ミニデイやらいきいきサロンとかされていますけれども、グラウンド・ゴルフやミニデイ、健康体操などに行ったり、元気で暮らせるときはいいのですけれども、ささいなきっかけで外に出たがらなくなり、人に会いたくないと引きこもりがちになってきていらっしゃるお年寄りがおられます。そうすると、やがて身体機能は衰え、思考力も弱り、気力もやる気もなくなり、あっという間に介護状態になってきます。こんな方を1人でも取りこぼすことなく、全ての高齢者が少しでも長く元気に暮らせるように考えるべきではないでしょうか。実際、私の知り合いが民生委員アドバイザーの方、近所の方々などのいろいろお世話してくださっているのですが、高齢になり、引きこもり状態になってきたので、家族は困り果てて、ケアマネジャーに相談して、介護予防事業サービスを利用したところ、最初に行くのさえ嫌がっていたのですが、数年は若返ったようになり、見違えるように元気になりました。通所サービスでプロの介護を受けたり、再び社会に接することでいつまでも元気で暮らせることを実感しました。それで、この介護予防型の事業所がたくさんあって、行っていただけるとありがたいんですけれども、こういう事業所に行きたがらないという方って、どういう方がいらっしゃるか、どういうふうに思われますか、お伺いいたします。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

通常このサービスを受けるには、まず要支援、介護の認定を受けまして、その状態に応じまして、ケアマネジャーという方がいらっしゃいますので、その方と本人とまた家族の方、この方たちでケアプランというのをつくっていきますので、通常はそういった流れで利用される場所ですが、どうしても要支援等を持っていらっしゃればサービスを受けられると思うんですが、ちょっとそのどうしても受けられないという部分については、ちょっと把握をしていないところがございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

要支援の前に総合事業として、介護状態になる前のサービスというのが1週間に一遍だけあると思うんですけれども、それありますよね。支援とか介護状態じゃなくて。

○介護福祉課長（福重 弥）

要支援になる以前に、その方の状態の調査票みたいなのがありますので、それに該当すれば、この総合事業の通所訪問も受けられるということになっております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

その事業を週に1回利用して、本当に元気になっていっている人を見たものから、本当に元気なうちから、即介護状態になるというのを防ぐためにも、絶対こういう支援というのは必要に思ってくるんですけれども、最初から喜んで行く人はいらっしゃらないので、そう一生懸命グラウンド・ゴルフとか体操とか行っていた方が急に来なくなった方たちというのは、情報は入っていないのでしょうか、お伺いいたします。

○介護福祉課長（福重 弥）

ちょっとその情報はつかんでいないところがございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

やっぱりそういう方の情報というのは入ってこないわけですね。だから、私なんか思うんですけれども、アドバイザーさんとか民生委員の方も、その家庭まで深く入り込めないというところもあるのかなと思って、やっぱり田舎で1人暮らしとか、家族と一緒にいてもどうしても出たくないという方はいらっしゃるの、ぜひそういう方が1年でも2年でも介護状態が遅くなるように、市としてもそういう方を掘り起こして、そういう事業にサービスを受けるように、引っ張っていくということはできないでしょうか。本当、今でも民生委員さんとか、一生懸命頑張っている、仕事が増える一方なんですけれども、どうしてもこういう介護保険なんかの事業も逼迫しておりますし、介護従事者の方も少なくなっているの

で、少しでも元気なうちにそうやって介護になる前に、元気なうちにそういう事業を取り入れて、リハビリなどして、その人を元気にしていくという、そういう支援というのは市長、できないものでしょうか。お伺いします。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

まず、先ほど申しました体操教室等においては、やはり社会参加というのもありますので、こういった活動をしながら、介護の予防を努めるところでもあります。また、認定サポーターの今要請というのもしておりますので、認定サポーターになった方が、また同じ高齢者でも、そういった介護の必要な方のサポートをするというような仕組みもつくっておりますので、そういった形で今後も推進をしていきたいと考えているところでございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

ボランティアで薬を飲ませたり、ちょっとしたお手伝いをしたりという方もいらっしゃるみたいですが、やっぱりそこは家庭内であって、家庭内から出ていくというのも1つの社会参加となって、全然違うと思うんですけども、そういう社会参加をさせるという事業というか、ちょっと何か難しい、自分でもあれなんですけども、市長なんかどう考えられますか、出たら元気になるのに、出られないという方たちを応援するという、そういう考え方というのはないものでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

末吉に新地にグラウンド・ゴルフ場を開設いたしました。今までずっと家に閉じこもっていたという方が、グラウンド・ゴルフ場をつくってもらって、非常に楽しくなったということで、病院通いをしていたけども、病院に行かなくなったよという声を直接お伺いしました。だから、地域の方々とお2人でもいいんですよ、地元のグラウンド・ゴルフでもいいし、やっぱり人と一緒に楽しく過ごすということがやっぱり元気な市民づくりになるんじゃないかなと思っております。そのためにいろんな生涯学習事業を含めて、いっぱい公民館単位でもやっておりますので、なるべくそういう場に来てもらうように、そこがやっぱり大事な役目じゃないかと思っておりますけど、本当に地域のリーダーの方々には、本当に御苦労いただいているなと思っております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

本当にそうやって地域でいろんなことに活動的にされる方は本当にいいんですけども、どうしてもそういうのは嫌だという方がいらっしゃるの、そういう方を引っ張り出す方法というのは何もないのでしょうか。ゴルフは嫌だ、体操は嫌だという

方も本当におられるんですよ、地域によっては、足が行くことができないとか、そういう方を本当に引っ張り出していくということは大事なことだと思うんですけども、何か考えありませんか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

非常に難しい質問でありまして、グラウンド・ゴルフは嫌だとか、友達とも会いたくないとか、そう言われると当然家に閉じこもってしまいますので、そういう方々を民生委員の方々とか、地域のボランティアの方々がやっぱり諦めないで声をかけて、1つずつ輪を広げていくような取組をやるしかないんじゃないかなと思っています。同時に家族の方々が一緒に連れていくとか、そういうことをやっていくしかないんじゃないかなと思っています。

○2番（松ノ下いずみ議員）

本当に、高齢者の見守りというのは、家族、周りの方たちの協力がないとできないことですが、本当に元気になる方法というのは、みんなで探して行って、少しでも介護しなくていいような生き方というのを探していけたらいいと思っています。それについては、市もぜひバックアップしていただいて、少しでも介護費が浮くようにしていくことはとても大事なことだと思いますので、本当、民生委員さん、アドバイザーさん、周りの方々大変なんですけれども、またそこいらも、楽しい方向で、このコロナ禍で人に会うということがあまりできないので、どうにかしていい方向に持っていけるように、市としても、いろいろ考えていただけたらありがたいと思っています。市長、ぜひよろしくお願いいたします。

質問の3つ目なんですけれども、市営住宅も結構、廃止も12戸、政策空き家として23団地の130戸というのは、少なくなって、住む人もいらっしゃらなくなったんでしょうけれども、住む人がいなくなったから廃止、それだけで置いておくというわけにもいかないと思いますけれども、国は地方創生と言っておりますけれども、国の言う地方とは、県庁所在地や人口の多い市が対象のように見受けられ、私たちが暮らす曾於市に当てはまらないような感じがありますが、市長はどう思われますか。

○市長（五位塚剛）

地方創生事業につきましては、市、各市町村がいろんな知恵を出しながらやって、国の補助金もあってやっておりますので、それはもっと積極的に活用すべきだと思っています。ただ、公営住宅については、法律がありまして、ある程度年数を超えるものについては、特に私たちの今の曾於市のやつは耐震化されていないやつです。危険を伴いますので、市民が退去されたら、その後はもう政策空き家にして、最終的には解体して、別な形での利用するというのが基本的な考えで、そのこ

とを含めて議会にも政策空き家の計画書をずっと出しているというのが実態でございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

国の政策というのはわかっていますけれども、近年、周辺部の市営住宅は廃止となってきましたけれども、町なかにある、町に近い市営住宅は再建されたりとか、ここもちょっと何年かたっているんですけども、財部にも新規に建設されていたりしています。これも中心部に集約する政策なのでしょうけれども、市営住宅のない田舎に移住希望者がいても住めないのが実情になっています。民間もすぐに住めるような条件の整った空き家、そんなに多くありません。生徒数が増えている校区というのは、振興住宅も多いような気がします。曾於市の人口を1人でも多くするために、たくさんは必要ないんですけども、市庁舎近辺の中心部だけに偏らず、周辺部にも市営住宅を残したり、振興住宅を建設、その跡地に建設したりする考えはないのでしょうか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

農村部の小学校の周りに、生徒を増やすために地域振興住宅、活性化住宅をずっと造ってまいりました。今、その農村部の住宅が空き家になってきているところがありますので、そこに市民の皆さんがまた住めるような条例改正もしましたし、なるべく空き家をなくすということを前提に、仮にそういう振興住宅が空いたら、住める環境の方がいらっしゃれば、それは募集をかけますので、そういう努力はしていきたいというふうに思います。新たにその地域に公営住宅、そういうのを何戸も造るということは今のところは考えておりません。

○2番（松ノ下いずみ議員）

考えていないということでとても残念なんですけれども、私の北校区も水ノ久保住宅が取り壊しになりますけれども、地元の人が言われます、「住宅がなくなると寂しくなるね」って、「跡はどうなるのか」と聞かれます。そのまま解体して更地に置いとくという考えでよろしいのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

解体後の後に具体的によそから入ってくるとか、そういう方々があれば、また何かの対策も必要だと思うんですけど、今その後にすぐ何かするということは、考えていないところでございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

解体後に何かするということは考えていないという、したら、住みたいからぜひ何とかしてくれとなれば、考えてもらえるということなんですよね。それはもういいです。以前議会でも触れていますけれども、西米良村では、村に来て林業従事者

となったり、観光関係に勤務する単身者向けに中心部から20kmも離れたところに単身者向けの住宅を用意しまして、単身者はやがて世帯を持ち子供もできて人口増加に貢献できるようになっています。子供はどうするのかと言ったら、20kmの山道を通学バスが送り迎えして、中央部の学校に行っているという事例もあります。曾於市は、そういうふうにしていくという気持ちはないですか、今森の学校では農業とか林業のほうにも力を入れていらっしゃいます。林業もどんどん山を切られていっているし、その仕事というのはたくさんあると思うんで、そういうのを引き金にして、若者を呼び込むという、そういう考えはないですか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

新しい対策として、特に森の学校にはたくさんの方々が来て勉強されておりますので、その方々が地域に残りたいという要望があったときは、まず地域に空き家がありますので、空き家の整備対策に力を入れてまいります。その後、公共的な施設が本当に必要であれば、検討の材料になると思うんですけど、具体的にはそういう相談は来ておりませんので、また今後の課題とさせていただきたいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

とてもうれしい言葉を聞きました。空き家の状況を何とかするって、やっとその言葉が聞けたと思っております。ぜひ空き家対策、私たちも何軒か探して、目新しいところがないので、どうしようかと思っているんですけど、やっぱり学校に通った人たちというのは、曾於市内いっぱいありますけれども、やっぱりそこで半年間生活してって、その地域でやっぱり暮らしたいという人が結構いらっしゃるんで、その空き家対策のほうは万全となればいいんですけども、空き家対策をしっかりと検討していただいて、住めるような住宅を探していただきたいと思います。

昨日も先輩議員で触れられていましたけれども、分譲価格が8,000円というのはやはりこの田舎では高すぎるような気がします。以前テレビ見ていましたら、東京都の奥多摩は土地建物、建物は古いんですけども、山林までついてゼロ円の物件があるって、これは民間の家だと思えるんですけども、それですごく話題性になって、人が飛びついてくるんじゃないかなというのも思うんですけども、住んでもらうことによって税金とか交付金が入ってきますので、財部に言いますれば南校区の南方神社住宅も廃止になったり、北校区の水ノ久保住宅も廃止になっています。この両方とも道路のアクセスはいいので、南校区でしたら、高速道路のインターが近いし、絶対ゼロ円とかってなったら人が飛びついてくるんじゃないかなと思ったりするんですけど、そういう話題性もあっていいのではないかなと思いますけれども、市長、どう考えられますか。

○市長（五位塚剛）

基本は、曾於市というところを知ってもらうためには、そういう話題性は必要だと思います。昨日も、伊地知議員からいろいろと提案がありました。私たちが投資したお金を基本的には、将来的には回収できるようなものと思っていましたけど、やはり新しい発想のもと、思い切った施策も必要だと思っております。そのことを含めて、いろいろと検討させていただきたいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

このコロナ禍の中で、人が田舎に来るって具体的に言われていますけれども、実際そういう動きはまだ曾於市にはあまりないような気がしますけれども、まだ収束する見込みもないし、光ファイバーも全部通るようになって、そういう住宅関連も具体化してくれば、必ず人は増えてくるような気がします。財部にとっては、町なかに近い大丸住宅とか、水の手住宅とかも結構空き家になっていますけれども、あそこは場所的にもいい場所ですので、そのまま壊して置いとく、置いとってやっぱり維持管理とかが必要ですので、何らかの形で宅地にしていけるように、宅地化していただくように考えていただければありがたいと思いますけれども、市長、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

財部だけじゃなくて、末吉にも古い住宅がありますので、そこに入っていच्छる方々が、やはりそこに住みたいというのがまとまってあれば、その古くなったものについては、建て替えというのは当然計画しなきゃなりません。それは市の住宅の計画の中に入っておりますので、なるべく住みたいという方がいच्छれば、そういう方向はできると思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

この財政難の中に、いろいろ大変かと思いますが、やっぱり現状維持かこれ以上人口減らさないためにも取っていく政策というのは必要なことだと思いますので、市としても、いろいろ考えて空き家対策、公営住宅、いろいろあると思いますけれども、それをどうにかして人口増につなげていっていただけるようにしてもらうのを希望しまして、これで私の質問を終わります。

○議長（土屋健一）

ここで、昼食のため、休憩いたします。午後は、おおむね1時10分に再開いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時09分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○8番（今鶴治信議員）

議長の許可を得ましたので、私は、今回、大きく4つの項目について、市長、教育長に質問いたします。

まず、第1に、国民健康保険療養費等負担金実績報告の誤りについて。

①誤った原因は何であるか伺います。

②曾於市の影響はなかったのか伺います。

③再発防止対策について伺います。

続きまして、2番目の項目としまして、農業公社について。

①農業公社の実績、3年分について伺います。

②運営費について伺います。3年分。

③牧草収穫の作業受委託事業はどうなっているのか伺います。

3番目に、曾於高等学校総合支援対策事業について。

①大学入学祝い金の見直しはどうなったのか、教育長に伺います。

最後に、移住、定住対策について。

①移住、定住者に対する市の助成対策を伺います。

以上、壇上より4つの項目について質問いたします。明確な答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の3以外を私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の3については、教育長に後から答弁させます。

1、国民健康保険療養給付費等負担金実績報告の誤りについての①誤った原因は何であるかについてお答えいたします。

本市が提出した平成30年度の国民健康保険療養給付費等負担金の実績報告に誤りがあり、県に交付された国の負担金8,068万1,798円が過大に交付されていました。

概要としましては、令和元年6月に県へ報告した療養給付費等負担金の実績報告に当たり、国庫負担費用額の全額が国の負担割合が100分の32となる平成24年度から平成30年度分でありましたが、誤って一部を国の負担割合が100分の40である平成16年度以前分として報告し、この結果、県が交付を受けた曾於市分の負担金が過大に交付されていました。原因といたしましては、担当職員が電算システムに入力する際に誤って入力し、出力された帳票等の点検作業が不十分で誤入力に気づかず、また、課内の決裁の段階での点検も十分でなかったために発生したものです。

1の②曾於市の影響はなかったのかについてお答えいたします。

誤った実績報告による国への返還金につきましては、県の国民健康保険特別会計から支出し、令和3年3月末までに返還をいたしますが、返還金につきましては、県全体分の令和元年度分の療養給付費等負担金の超過交付額と合わせて国へ返還することになります。

鹿児島県国民健康保険課に確認したところ、今回の誤りによる曾於市からの返還金は発生せず、また、曾於市を含めた県内各自治体が県へ納付する国民健康保険事業給付金への影響はないことを確認いたしております。

1の③再発防止対策についてお答えいたします。

各申請書や実績報告書等の作成の際は、基礎資料を含めて入力値の確認・点検作業等を複数で行うなど徹底し、今後このような事態が発生しないように再発防止に努めてまいります。

2、農業公社についての①農業公社の実績についてお答えいたします。

農業公社以前の農業管理センターの実績であります。平成29年度は、水田作業3,074万4,000円、飼料作業29万5,000円、ゴボウ作業331万9,000円、甘藷作業34万8,000円、一般作業530万7,000円の合計4,001万3,000円となっております。

平成30年度は、水田作業3,005万4,000円、飼料作業21万7,000円、ゴボウ作業379万1,000円、甘藷作業23万6,000円、一般作業681万8,000円の合計4,111万6,000円となっております。

農業公社になりましてからの令和元年度の実績であります。水田作業が3,311万1,000円、飼料作業69万5,000円、ゴボウ作業404万4,000円、甘藷作業18万9,000円、一般作業541万7,000円で、合計で4,345万6,000円となっております。

2の②運営費についてお答えいたします。

運営費につきましては、農業公社以前の農業管理センターの実績であります。平成29年度は利用料4,001万3,000円、受取小作料625万1,000円、市補助金500万円、雑収入93万3,000円、農協の一般会計からの繰入金598万4,000円、合計5,818万1,000円となっております。平成30年度は、利用料4,111万6,000円、受取小作料583万8,000円、市補助金500万円、雑収入90万9,000円、農協の一般会計からの繰入金274万4,000円、合計5,560万7,000円となっております。

農業公社になってからの令和元年度は、利用料4,345万6,000円、負担金収入2,026万円、雑収入84万4,000円、国庫補助金27万円、合計6,483万円となっております。

2の③牧草収穫の作業受委託事業についてお答えいたします。

畜産のコントラクター事業につきましては、令和3年度に飼料作物収穫調整用機

械等を導入いたしまして、本格的稼働は令和4年度からになる予定であります。

4、移住定住対策についての①移住定住者に対する市の助成対策を伺いますについてお答えいたします。

直接的には田舎暮らし体験事業、移住就業支援金、宅地分譲事業、住宅取得祝い金、婚活、新規就農者支援対策事業、商工業新規就業者支援対策事業などとなります。間接的には、出産祝い金、子供医療費助成金があります。

あとは教育長が答弁いたします。

○教育長（瀬下 浩）

3、曾於高等学校総合支援対策事業についての①大学入学祝い金の見直しについてお答えします。

大学等進学祝い金を含めた曾於高等学校総合支援対策事業につきましては、平成29年度から令和元年度までの3年間の事業効果の検証や保護者等へのアンケート調査の結果、曾於高校生が将来自分のやりたい仕事や進路を実現するためには、卒業後の支援より在学時の教育活動を支援したほうがより効果的であると考えられることから、今回の議会に条例改正を提案したところです。見直しの主な内容は大学等進学祝い金を廃止し、曾於高校生が希望する大学等へ進学するための学力向上支援や将来の仕事に必要な資格取得への支援、課外活動などの学校の重点施策への支援などについて条例の改正を提案したところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

ただいま1回目の答弁をしていただきました。質問事項に従って順次、引き続き質問をしていきます。

まず、国民健康保険療養費負担金実績報告の誤りについてであります。この点につきましては、全協でも説明があったところでございます。事務ミスというか、数値の入力ミスで相当な金額が発生したということで、新聞等でも大きくこのことが、実際上は県のほうに国庫のお金が入ったということで、曾於市に直接入ったわけではございませんので、曾於市に対しての返還金とかは発生しなかったということですが、今回、職員のうっかりミスとしまして、こういうことが新聞等で大きく報道されたということにつきまして、市長としての責任の感じ方はどうであるか伺います。

○市長（五位塚剛）

どの分野の仕事でも、やはり事務的なミス、誤りはいけないというふうに思っております。ただ、職員を育てる上で、やはりどうしても人間ですので、誤りがあるかもしれませんけど、それを二重にチェックする上司、含めて、我々も戒めることが大事だというふうに思っております。本当に市民の方々も含めて、県の方に御迷

惑をおかけしたなということで反省をしているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

既に起こってしまったことで、やむを得ないことでありますが、一番大事な今後こういうことが再発しないという手立てが大事であると思っております。そういう意味で質問をさせていただいております。ということで、この前全協でいただいた資料の中でもございますが、その中の説明では、令和元年の11月に会計検査院の实地検査によってそういうことが気づいたということで、実際は平成30年分の医療費負担金の実績報告に誤りがあったということであります。その中で、100分の32で計算すべきが100分の40で、そして数値が8,068万1,798万円の多めに要求したという結果であります。確認でありますが、この職員の事務ミスというのは、この療養費を出すに当たって負担金を、この負担割合の入力をミスしたことによって今回こういう間違いが起きたのかどうか確認いたします。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

先ほど議員のほうで申されたとおり、100分の32のところを100分の40と、シートが40から50ぐらいあるんですけども、その中の1つのシートのところにその100分の40のところに間違えて入力してしまったということであります。

○8番（今鶴治信議員）

私もその提出書類を見たことがないので、よく具体的にイメージがわからないんですが、いろんな項目がある中で、この100分の40のところにその数値を計算して、今回こういうのが起きてしまったのか、私が思うには、今電算システム等もいろいろソフトも改良されていて、私も税金の消費税等の8%から10%になっては会計ソフトをまた新しく買い求めて、それで、消費税も自動的にそこの数字が入るように会計ソフトがなっていますけど、確認でありますが、市のシステムとして、こういう県に報告書を出す場合には、このもう100分の32に変わっているわけですが、そこは固定されて、そこに前年度の実績というのを入れれば、自動的に計算ができるようなシステムにはなっていないのか伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

システムについては、鹿児島県が統一したシステムになっていますので、そのシステムのところに入力をして、反映はされていきます。ただ、入力を本当はしてはいけないところに入力を今回はしてしまったと。ほとんど該当することはないんですけども、間違えてそこに入力をしてしまったということでございます。

○8番（今鶴治信議員）

説明資料の中では、国庫負担費用額の全額が平成24年度から30年度分の割合が

100分の32であって、その中で誤って一部を平成16年度以前分の100分の40のところ
にちゅうことは、その100分の40というところの項目のところに間違って数値を
入れてしまったのが誤りであるということによろしいでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

はい、そのとおりです。

○8番（今鶴治信議員）

その中で、職員が電算システムに誤って入力して、出力された帳票等の確認作業
が不十分でまた気づかなかった、その中で、発生原因としまして、課内の決裁の段
階でまた点検が十分でなかったため発生したものであるという説明でございました
が、課内の決裁というのはその担当職員、そのほかにその直属の上司か誰かがもう
1回ここを確認するようなシステムになっているのかどうか伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

決裁については、担当者がまず入力をしまして、それを確認をします。確認をし
た後に、担当係長、課長というふうに決裁のほうは回っていきます。その中で、決
裁のところで確認が不足していたということでございます。

○8番（今鶴治信議員）

昨日の全協でもありましたけど、以前担当した職員が久しぶりにまた同じ課内で
やったけど、課内異動で今度この担当になって、いろいろ忙しい時期でもあり、間
違ってはいけない間違いをしてしまったということで、それについて、やむを得な
いことだとは理解するんですが、やはり問題はその決裁を、その職員を信用
して、そのシステムの機能していなかったというのが今回の一番重要な問題では
ないかと思っております。その中で、やはりその100分の40のところに平成16年
ありますので、該当することは絶対ない欄に入っているわけですけど、そのシステ
ムというか、その書類上のもんを確認が信用したちゅうか、書類を多忙期のとこ
ろでまさかということで確認作業はされていなかったということによろしいでしょ
うか。

○保健課長（櫻木孝一）

結果的にはそういうことになろうかと思えます。

○8番（今鶴治信議員）

その中で、事後処理としまして、今度新聞等に報道されたように、10月に厚生労
働大臣宛てに実績報告の修正申請書を出して、実際では、曾於市が実際交付金を受
けているわけではございませんので、県の連合の保険組合のほうに入ったというこ
とであります。しかしながら、実際上は曾於市にペナルティーは課されなかったわ
けでございますが、負担金の返還は、令和3年3月までに返還するということにな

っておりますが、この返還につきまして、税金等でもありますけど、遅れた分は課徴金というか、金利等、そういうのが発生するものでありますが、八千何百万円のこの報告を受けたことに対しまして、ただそのまま返せばいいというもんでもないと思うんですけど、その辺のことは、県の組合でありますので、曾於市としては、把握していないところであるかどうか伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

その件につきましては、副市長と11月12日に県庁に出向いたときに、担当課長から話を聞きました。その中で、課徴金等は発生しないということで言葉をいただいているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

それは、曾於市に対してのことだと思います。県の組合が全てを受けて連合でやっているんですけど、国に対して、故意でなかったとしても、そういうミスで8,000万円の過大に受けたわけでありましたが、その点に対して県自体は何も国に対して、そのままその金額を返済すれば、それで令和3年3月までに返還すれば何も問題ないということであるのでしょうか、そこまでは確認しないのでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

先ほど答弁したとおり、何も特に課徴金等は発生しないということで県の担当課長から聞いているところです。

○8番（今鶴治信議員）

今回国の指導のもと、後期高齢健康保険も連合でやっておりますけど、国民健康保険も県の全体の連合組合になったということで、平成30年からちょうどなったときでございまして、もしこのまま曾於市で国民健康保険税を各市町村で持っていたみたいに、8,068万円というのが曾於市に多く振り込まれた、その場合は入ったと思います。その場合に、やはり市民の保険税に対する数字が変わってきますので、先ほど同僚の徳峰議員がほかの立場で質問しましたが、やはり曾於市も法定外繰入金を1億5,000万円いただいて国保会計の赤字を埋めているわけでありまして、仮の話でありますけど、たまたまこの連合組合になっているときにこういうことが発生しましたが、実際曾於市が単独でやっている場合に、この8,068万円が過大にされた場合、もし返還した場合、その場合は曾於市に対して、連合だからそういう想像をする必要もないんでしょうけど、たまたま連合になってからでございまして、そういう場合はどういう影響があったと考えられますか。

○保健課長（櫻木孝一）

仮の話ですのでなかなか難しいんですけど、そこまで考えてはいなかったんですが、特に今交付金等、負担金等につきましては、毎年精算をするというような形に

なっていますので、その分が多く8,000万円ちょっと入ってきたと。その分については精算をするという形になりますので、翌年度か、今年、鹿児島県でいえば2年度になりますので、2年度で返還するっちゅう形にはなるかと思います。影響額については、その課徴金がつくつかつかないかということはちょっと聞いていないところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

全体としまして、国保会計に八千幾ら国から来たということで、その分は市民に課税する必要は、減るわけです。それが実際上は、仮定の話であります。やはり影響は出てきて、またそのアルファでの、実際は国からももらえないお金ですけど、一旦入ってしまえば、その分に穴が開くわけでありまして、その場合は市民に対する保険税の課税についても、何らかの影響はあったわけじゃないんでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

トータルで考えたときに、全協の中でも話しましたが、8,000万円入ってきた分をまた8,000万円返すという形ですので、全体的に考えればそんなに影響はないのかなと感じているところです。

○8番（今鶴治信議員）

全体的なものは、仮定の話で申し訳ないんですが、実際その市民の健康保険税の課税に対するこの8,068万円がもし入っていて、それを計算の土台にした場合に影響があったわけじゃないんですか。

○保健課長（櫻木孝一）

仮の話ですので、課税としては、税率としては変わっていませんので、あとは法定外の繰入金が多くなるか、少なくなるかのことになるのかなとは思っております。

○8番（今鶴治信議員）

仮定の話でという話がちょっとここ出てきましたけど、大事な問題ですよ。法定外繰入金が少ないか大きいかの問題、やはりそれも健康保険税に入っていない市民の方々の税収をいただくわけでありまして、やはり今回はたまたま県の連合になっていたときにこういうのが発覚したわけですよ。しかし、これからはほかの分野であり得ることなんです。だから今再発防止のためにあえて仮定の話だけど厳しく言っているところであります。やはり実際これから起こりうる話だと思って、ほかのことにしても想定して答えていただきたいと思います。そういう中で、再発防止ということで、ほとんどないんでしょうけど、税務課等でこういうふうになにかのことでちょっと入力ミス、ちょっと評価ミスで、過大に課税したという例等はこれまでなかったもんかどうかわかります。

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えします。

税務課については、この課税誤りにつきましては、過去3年間で全体で53件あったところでございます。主な理由としましては、市民税につきましては、住民税申告受付時の入力ミス、確定申告書の転記ミス、国保税につきましては、住民税申告が更正された場合に更正されますので、その分になります。あと固定資産税につきましては、土地については、課税地目の更正、課税後に本人申請や航空写真や現地調査によって見つかったものでございます。家屋につきましては、滅失の漏れです。課税後の本人申請によるものでございます。軽自動車税につきましては、登録区分の誤り、営業車、事業用というような区分を誤って登録したもの等がございます。それに対して、対応策としまして、担当者による担当を正副つけておりますので、その担当者による二重チェック等を行い、再発防止に努めているものでございます。また、課税後もほかの課との連携やほか市町村への照会などを行いながら、台帳確認を行っているところでございます。今回の課税誤りにつきましても、そのほとんどが再度確認を行って見つかったものでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

53件、軽微なものを含めてあるという税務課長の報告でありました。やはりお金に関することで、私どももちろんそうであります。故意じゃなくても、人為的、うっかりミスということで、これからも、ほかの課でもあり得ることです。だから今回その職員を責めているわけではありません。再発防止のために、これを教訓にして、ぜひこういうことが二度と起こらないように、ほかの課も含めてです。でも、しかしこういうお金を取り扱う課は、税務課とか保健課は保健のほうなんですけど、やはり実際国のこういう療養給付金という場合にお金が発生するわけがありますので、そういうことを含めて、税務課のほうで二重チェックをして、その中で、内部で見つかったことで修正をしたということでありました。やはり保健課としまして、今回は数値の入力ミスでございますが、ほかにも後期高齢を含めて、介護保険、あると思います。そういう中でやはり今税務課で執られている二重チェック制、そういうのをほかの課もですけど、ぜひそれをシステム化して、こういうことが二度と起きないようにはするんですけど、起きることありますので、そういうチェック体制が大事だと思いますが、市長はどういう見解であるか伺います。

○市長（五位塚剛）

今回のことも含めて、今までもかなりお金の取り扱いを含めて、上司がチェックするようにずっと指導はしておりました。しかし、今回のような誤りもありましたので、引き続き、再度決裁についても上司のチェックを含めて、確認するようにち

ちゃんと指導はいたしました。そのようにまた引き続きしたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

やはり、今支所再編の話もいろんな議員が質問しておられますけど、今後やっぱり新しい職員、曾於市も課もたくさんありますので、異動でたまたまその担当になった人、いろんなことが想定されます。その中で、うっかりそういうミスもあり得ると思いますので、二重、三重の今市長が答えられたように、チェック体制が非常に大事だと思いますので、これを教訓にぜひこういうことが起きないようにチェック体制をしっかりといただきたく、また次の質問に入ります。

続きまして、2番目の農業公社について質問いたします。

過去3年間ということで、実際上は、今年度、今1年目に農業公社として令和元年度から実績が出たということで、その中で今3年間の報告をいただきました。その中で市長が公約で農業公社を設立するというので、鳴り物入りでできたんですが、今後のことであるとは思いますが、農業管理センター、これまで旧末吉町時代も機械銀行があって、ほかの町もあったんでしょうけど、それが農業管理センターとして後を引き受けていただいた、今度農業公社を設立に当たって、またそれを曾於市が引き受けるっちゃう感じで、実際上は売上げ等も若干等は増えているようですが、しかしながら、経費のほうも農協に任せているときより増えております。ただ、このままでは農業公社という農業管理センターが名前が変わっただけの農業公社であると思いますが、この件について市長はどう感じておられるかを質問いたします。

○市長（五位塚剛）

農業公社を立ち上げるまでに、JAさんを中心として、当初はもうナンチクさんも一緒に検討いたしました。最終的には、農家のために、曾於市の農業発展のために、農業公社が必要であるという前提のもとにスタートいたしました。当然今はまだ始まったばかりでありますので、経費はかかります。今後、新しい研修生も取り入れたり、また畜産の分野のほうに牧草を含めた委託作業とかいろんなことを展開していきたいと思いますので、引き続き御支援をお願いしたいなと思います。

○8番（今鶴治信議員）

その中で、市民の畜産農家等にもアンケート等も取られて、牧草の収穫等のそういう受委託作業をそれに耕種部門に引き続き事業を拡大したいという当初の説明でしたが、しかしながらも、当初の説明では、今年度令和2年度ぐらいには、そういう機械等も入って今ぐらいにはちょっと稼働を始めるのかなという期待がありましたけど、令和3年度にこういう機械を導入して、令和4年からということですが、実際この令和3年度に国等の事業等も利用するというのでありまし

たが、機械は入るんですか。

○市長（五位塚剛）

計画について、副市長が責任者でありますので、副市長から答弁させます。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えします。

コントラクター事業につきましては、農業公社のほうで作業部会を幹事会持っていますけども、その中で、耕種部会とあと畜産部会、畜産部会のほうでJ Aと市の技術者を交えて今進めているところです。いろいろまた補助事業との絡みもありまして、タイミングもありまして、来年度はコントラクター事業で導入できるということでございましたので、来年度機械等を購入をし、本格的に稼働できるのが令和4年の予定をしているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

この中で、私も委員会が違うもんですから、わからないことがありますんで、二、三質問いたしますが、このコントラクター事業ということで、トウモロコシ等の収穫作業等の機械、この中で機械の助成を受けてやるということですが、そろえたとしたらどういうこの事業に対して機械を要望してそろえていく整備していく予定でありますか、伺います。

○副市長（大休寺拓夫）

まだ予算編成中でございますので、詳しいことはまだ詰めていないところですが、それについては、畜産課長のほうでトップというか部会の取りまとめをして、J Aとのやり取りもしていますから、畜産課長のほうから説明をさせます。

○畜産課長（野村伸一）

それではお答えいたします。

以前、畜産農家等につきましては、アンケート調査を取りまして、どのような作業にコントラ等が必要かというような要望等もありました。その中で、一番多いのがやはり牧草の収穫調整の作業でございましたけれども、どうしてもアンケートの中では、播種から中の管理作業、また収穫、一連した作業体系のそういう作業を委託したいというような希望等もございました。そういうことで、今回につきましては、耕うんから播種、また収穫まで、一連した作業機を導入する計画でございます。以上です。

○8番（今鶴治信議員）

今コロナ禍の中、11月は子牛の値段も大分上がってきたんですが、畜産農家もかなり高齢化されてこれもしそういう牧草等の委託を頼まれるのは高齢の方々だと思います。早くこういうことを事業進めていかないと、いざ体制ができたときは、高

齢化で畜産農家が大分減っていくという現実は起こりそうな気配があります。大きな畜産農家は自分たちで機械を持っていらっしゃるのでできると思いますが、小規模な高齢者の限らずに、自分で機械をそろえてまで大変ながらそういうのをされると思いますので、そういう事業的なこともありますので、補助事業の時間がかかるんですけど、早めに取り組んでいただきたいと思います。

それと、実績の中で、水田作業はわかります。その中で、飼料作業というのがそれに当たると思うんですが、今の体制では、まだ21万円とか、少額な実績でしかありません。農業公社になってから69万円ということではありますが、この飼料作業というのは現在の機械体制でどういうことをされているのか伺います。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

主なものとしては、ロール、それからラップ作業でございます。

○8番（今鶴治信議員）

昨日、3期目について、市長が出馬表明も新聞等に掲載載っております。その中で、いつも研修生とか、そういうことも公社で将来はやっていきたいんだという私どもの質問に市長は応えられています。しかしながら、畜産のコントラクターが、このままいって、早くいって令和4年度から、その研修制度等は、同時に工程表とか、計画をつくって、どういうふうに取り組みたいという青写真がないとなかなかまた万が一、対立候補もいらっしゃるのでどちらがなれるかわかりませんが、もう1回3期目があった場合でも、あつという間に来て、またそういう制度も実際できるかどうか、時間的にも大分時間がかかっているような気がするんですけど、市長、その辺に研修制度等に取り組むとしたら、青写真としてどう今描いていらっしゃるのか伺います。

○市長（五位塚剛）

農業公社の役員会の中でも、曾於市に来て農業をしたいという人がいらっしゃれば、受け入れをできる体制づくりをしたいなというふうに思っております。そのために今森の学校でもたくさんの農業をやりたいという方が来て、今研修しておりますので、その方々から具体的に何の作物をやりたいという希望があれば、農業公社を通して、土地の確保から、場合によっては、宿舍を含めて、体制を取ろうということで話し合いはしております。また、今末吉の中村さんの建物についても、その農業をやりたいという方がいらっしゃいましたので、今住んでもらっておりますけど、今後、具体的にそういう人たちが出てくれば、やはり確実に成功している農家のところに研修に行きながら、それからやっぱり独立してもらおうというのが、やはり大事だろうと思っております。そういう形づくりにまず呼びかけをしていきたい

なと思います。

○8番（今鶴治信議員）

今市長からそういう答弁がございましたので、4番目の移住定住対策についても含めて質問させていただきます。今市長からございましたが、やはりそういう財部の森の学校等を通じて、曾於市で農業をやりたいという方が實際上移住されている人も私もお話をしたことがあります。その中で、移住対策に対する市の助成ということで、田舎暮らし、移住就業支援金、宅地分譲、住宅祝い金、婚活、新規就農者支援対策事業、商工業新規就業者対策事業、また出産祝い金、子供医療助成金等があるという答弁でございました。その中で、実際の例としまして、私も指導農業士をしていまして、今年もコロナの中でありましたが、新規就農者と意見を交換する会というのがありまして、マスク着用で行ったところであります。その中で、意見を聞いたときに、ある青年がそれこそ森の学校で研修を受けて、実際今農業に今年から取り組んでいるということでありました。その中で、私はいつも聞くんですけど、あなたは、国の、昔の新規就農支援で、次世代支援事業、そういうのと市のほうも新規だったら新規就農者支援事業ありますけど、そういうのを申し込まれましたかといったとき、そういうのがあるのは知らなかったということでありました。その中で、森の学校で卒業されたということで、本人がそういうのが気づかなかったのかどうかわかりませんが、企画課長にも伺いますけど、こういう国のやつは別として、曾於市の新規就農支援事業はあるんですけど、森の学校等にそういうパンフレットは現在置いていないのかどうか伺います。

○企画課長（外山直英）

ちょっとその点につきましては確認が取れておりません。

○8番（今鶴治信議員）

以前も何回も私もこれに対して、市長も昨日の出馬表明で、移住人口増を訴えられました。非常に議員間でも人口減少に歯止めをかけるために非常に大事な政策で、市もこれだけたくさんの予算を使って独自でもやっているわけです。その中で、やはり企画課を責めているわけでも、農林振興課を責めているわけでもありませんが、やはり横の連携というのが、せっかくいい事業をやっているのに取れていないと思うんです。

それで、すぐ次の日が私も都合がよかったから昼から早速「曾於市の市役所を知っていますか」と言ったら、知っているということで、打ち合わせをしまして、すぐ農林振興課に行って、担当が、国のほうも対象になるかもしれないということで、すぐ動いてはいただいています。その中で、やはりもし私がそこで声をたまたまかけなかったら、彼はこの事業を知らずに、何も受けずにこのまま農業をやっていた

のかなと思ったとき、もうちょっとそこを含めて耳が痛いかもしれませんが、横の連携を取って、やっぱりせっかく今農業をやっているんですよ、実際曾於市で。今市長もおっしゃった、そういう人らにやはりある事業は、ここに書いてある全ての事業ですよ、そういう機会があるところにはパンフレットそろえていかないと、せっかくの機会で曾於市のよさがわからないと思うんですけど、この点に対して市長としてどう考えていらっしゃるか伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市でもホームページでも具体的に農業を含めた移住される方に対する広報も詳しく出しております。またパンフレットも作りました。いいパンフレットを作りました。これも、私は以前森の学校でも見ました。今、今鶴議員が言われるその方についてはどの方かわかりませんが、その方に曾於市のいろんな取組の内容が伝わっていなかったというのは、私たち行政側の努力が足らなかったのかなというふうに思っておりますけど、引き続き横のつながり、森の学校とのつながりをいつも重視はしているんですけど、引き続き努力はしていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

本当、すばらしいそういう今度林業のほうもされるということで、勉強の場というのが曾於市にあるということで、本当に移住に対してはいいことだと思う。また、曾於市のほうでもそういう制度をまた国等も、いろいろこれからのことでもありますから、国の事業を受けられるかどうかは今条件が厳しくなっているとも聞いておりますので、最悪でも市の月10万円の支援は受けられるということで、彼もそういうのがあるということで喜んでおりましたけど、やはり、森の学校にそういうことを言うのもあれだけど、やはり就業されるんだったらこういうのもありますというのをどっかで教えてあげないと、パンフレットがあっても見ないのかどうかわかりませんが、結局、最高5年受けられるはずの補助を1月から就農されたということで、今年1年はもう閉められて、次4年です、最高。そうでなくても市のやつが2年もらえるんですけど、彼にとっては大きなマイナスになると思うんですけど、そこをそういうホームページなどにも書いてあるから、彼が気づかなかった自己責任ですけど、やはり曾於市にいろんな人呼び込むっちゃうのは、経営もしてかにかいから、率先して、企画ばっかしに任せるわけにもいかんですが、そういう対策を本当口で言うばかりじゃなくて、抜本的にやらないと、それでも曾於市で農業をやっているんですよ。そういう人たちに温かい手を伸べてやらないといけないんですけど、もう1回市長の決意のほどを伺います。

○市長（五位塚剛）

私もなるべく森の学校に顔を出すようにいたしております。森の学校の卒業生が

曾於市内で住みたいという方があれば、いろんな手立てを協力をいたしております。また地元の議員さんにも協力いただいて、家を探してもらったりとかいろいろしていただきました。基本的には、森の学校、曾於市とつながった方については、本当にこちらに来ていただけるのであれば、各課同じ気持ちになって、今後も引き続き支援をしていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

市長もいろんなことで全てを把握するわけにはいきませんが、市長はトップとして、そういう意思を強く持っていただくと、スムーズに進んでいくんじゃないかと思っています。あと、指導農業士として、昨年就農された方もやはり行ったらびっくりしましたが、やっぱり森の学校出て、奈良から来られたという方です。いろいろ農地のことを聞いたら、やはり地元の農業委員の方々に大変お世話になったということで、やはりそういうのはよかったなと私もつくづく思いまして、そういうバックアップ体制が、市のほうも担当の人がさっきの話ですけど、すぐ県のほうにも打ち合わせて、対応しますと言っていただいて、そういうのがわかればすぐ市の職員は動いていただくんですけど、それを企画ばかりに押し付けているわけじゃないんですけど、なんか横の連携を取って、やっていただくと非常にいいと思っています。その中で、先ほど市長が研修制度というところで、やはり森の学校を出られたということで、まずは30aぐらいのああいふ道の駅とかに出せる軟弱野菜から始められるということで、その中で、曾於市でも100万円を上限に3分の1のハウスの助成もありますよ。そういうのも利用して、資材のほうも、園芸資材もありますよっちゅうことで、そういうことだから、農林振興課に行ったら誰でも対応していただけますから、相談があったら、私でもいいし、役所に行っていただければ、すぐ対応していただけますかっちゅうアピールしておきましたので、ぜひそういう人たちを温かく、その中で、指導農業士として昨年から取り組んでいる方とここに行った場合に、「何か意見等はありませんか」と言ったときに、私たちは初めて奈良から来られたと言いました。曾於市に来て、実績がないのに、実績がないとその新規就農支援を受けられないということで、来たときに実績がないから機械等とかいろんなものに投資が要るから、お金がそのとき欲しかったということでありました。そうしたら、何かの機会に言っておきますということで、今後、実績がないのに渡すのも曾於市のほうでもリスクもあるんですけど、やはり、早めに市の新規就農支援のそういう10万円でもいただけると、それを農業のほうに投資できるという話でありましたので、できれば、研修生制度、そして、本当にその中でも国にもお願いして、市役所でやっていただいた後、最終的に今厳格になって、150万円の助成が結果的に受けられなかったということでした。しかしながら、曾於市の10

万円をいただいてありがたいということでありましたので、できればそういう単身の方も、前から言っていますけど、3年、めったにいないと思うんですよ。よそから来られて、3年ぐらい10万円、単身の場合、そして早めに1年目は取り組むっちゃうことで、そういう補助を出せるような体制に今後持っていけないかどうか、市長、伺います。

○市長（五位塚剛）

体制といたしましては、就農してからすぐもらう人と、ある程度固まってからもらう人と2通りがあると思うんです。そのことについては十分役所のほうと自分がどういうふうにしたいのかということがやっぱり確約ができないと、途中でやめて、本当お互いに嫌な気持ちになるといけませんので、そのあたりは、我々行政のほうも本気でやるかどうかというのも当然確認する必要があると思います。同時に志布志の農業公社なんかにする場合は、ある程度お金を自分の自己資金持った人でないと受付をしないという厳しいところもあるようですけど、私たちそこまでしておりませんが、やっぱり本人の意思が確実に、曾於市に来て農業をやりたいんだ、住んで何をやりたいかということがわかれば、いろんな形でのアドバイス、また支援ができると思いますので、前向きに支援をしていきたいと思います。

○8番（今鶴治信議員）

ぜひ、その心意気で取り組んでいただきたいと思います。

曾於高校総合支援対策事業について、アンケート等の結果を見て、この大学入学祝い金制度を廃止して、それぞれの個別のそういう課外活動、資格取得のために支援をされるということで、これはこれで英断だったと思っております。そこで、教育長に質問しますが、これまで800万円ぐらいのそういう大学祝い金制度でありましたが、今回、これから予算的なものもあるんですけど、こういう事業を新たに取り組むに当たって、どのぐらいの予算が詳細には難しいかもしれませんが、予定されとるかどうか伺います。

○教育長（瀬下 浩）

大学祝い金800万円ぐらいですけど、今度は、新しい事業でいくと500万円ぐらいと今予想しています。

○8番（今鶴治信議員）

大分半分ぐらい、結構やっぱりいろんな希望があるから、広くやったらやっぱりすべて利用された場合はそのぐらいかかるということですね。わかりました。

そこで、次の同じような質問を同僚の岩水さんも出していますので、多くは聞きませんが、曾於高校支援ということで、曾於高校だったら、確認ですが、これは曾於市民に限る制度なんですか。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

お答えいたします。

これにつきましては、曾於高校に新しい事業、2つの事業につきましては、曾於高校に通う生徒に、ですので、全て生徒にであります。今、今年度まで行っている事業の中で、曾於市民ではない曾於市外の方に支給していないものにつきましては、制服等の補助、これだけは曾於市民以外の方にはやっていませんが、そのほかにつきましては、全て曾於高校に通っている子だけにしているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

今それを聞いて、曾於高校、本当の総合支援だなと思いました。やはり曾於市民の子供たちだけと言ったら、曾於高校の全体の支援にはならないと思って、制服は別にして、曾於高校に通う方がいろんな資格を取られると助成するということで、市外の方もこれで500万円ということで、いい制度だというのが口コミで入試希望者も増える可能性があると思いますので、ぜひ、今後のことでしょうけど、そういうふうに取り組んでいただきたいと思います。その中で、先ほどの定住移住者の制度でありますけど、800万円というのでここで私が聞いたのは、その800万円を以前に質問しましたが、私などが神奈川県海老名市のように、そういうお金を曾於市に、大学、専門学校出て、曾於市に帰ってこられる、そういう子供たちのために、奨学金の一部免除に回したらどうかということもあってこの質問を出したところでしたが、これは、さっきの資格のほうに500万円かかるということで、仕方がないことでありますが、今後のこととしまして、今コロナで本当予算の厳しいところではありますが、移住対策としまして、以前も聞きましたけど、市長に伺いますけど、そういうことも含めて、やはり若い将来の曾於市を担う子供たちが帰ってきていただくために、そういうことも今後必要じゃないかと思いますが、市長として見解はどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

この間、曾於高校生を含めて、子供たちに何が支援ができるかということで、市の資金を借りた場合のその返済について、将来曾於市に帰ってきた子供については、その分は免除というか、そういうことはどうかということを中心に議論しました。今日は八木副市長がいませんけど、率先して八木副市長がそういうのを取り組んだほうがいいんじゃないかということをおっしゃったので、引き続きこの問題については、前向きに検討していきたいと思います。

○8番（今鶴治信議員）

今後のことでありますけど、前向きということ聞きまして、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（土屋健一）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時18分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○4番（岩水 豊議員）

4番、新生会の岩水豊です。議長の許可をいただきましたので質問いたします。

まず、1番目に、曾於高等学校総合支援対策事業について伺います。

今回、支援事業の条例の一部改正の議案が提出されております。その内容を含めてお伺いいたします。

①曾於高校の入学の現状について、過去3年間の各科・市内外ごとに報告してください。

②番目に、過去3年間の生徒数の状況について伺います。

③過去3年間、市内中学生の進学先を伺います。

④総合支援対策事業の一部見直しの経緯について伺います。

2番目に、災害復旧工事の現状について伺います。

2年連続で大きな災害が発生し、復旧に担当課を初め、建設業界で奮闘されていると思われますが、現状がどのようになっているかを含め、説明を求めます。

①令和元年度発生 of 災害復旧の進捗について伺います。

②番目に令和2年度発生 of 災害復旧の現状について伺います。

③番目、議場改修について伺います。

多くの議員が議場を本庁増設部分に移すことに反対しました。現状の議場の改修で対応することに賛成しています。マイクを初め、音響設備やパソコンが古く、議場の中継がいつできなくなるかもしれない状況であります。傍聴席にしてもしかりであります。早急な改修が必要であります。このような状況を踏まえ、今後の改修計画、時期についてどのように考えておられるか、伺います。誠意ある答弁を望みます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の2と3については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の1につ

いては、教育長に後から答弁させます。

2、災害復旧の現状についての①令和元年度発生の災害復旧工事の進捗について
お答えいたします。

耕地課分の国庫補助災害の繰越工事142件につきましては、11月末現在で111件が完成し、31件が未完成であります。未完成のうち27件は、令和2年度中に完成予定ですが、残りの4件は今年7月の梅雨前線豪雨により再度被災したため、令和2年度発生の災害復旧工事と同一施工となり、令和3年度への事故繰越をお願いすることになります。

建設課分については、令和元年度発生の公共土木施設災害の繰越工事35件のうち河川災害5件は全て完成しました。

道路災害28件については、22件が既に完成し、3件が12月完成、2件が3月完成を予定し、残り1件については、国との協議により工法変更が必要なため次年度への事故繰越をお願いすることになります。

中津橋の橋梁災害については、既に下部工が完成し、現在上部工に着手しており、3月に完成し開通する予定です。市単独災害については、隣接する災害復旧等の影響で着手できずに3月完成となる2件を除いて全て完成しています。

2の②令和2年発生の災害復旧工事の現状についてお答えいたします。

耕地課分の国庫補助災害118件の復旧工事については、9月28日から12月4日にかけて実施された国の災害査定が終わりましたので、12月から1月にかけての随時発注を行ってまいります。小規模な工事15件は3月までに完成見込みですが、それ以外の工事103件は令和3年度への繰越しをお願いすることになります。

建設課分の公共土木施設災害については、河川6件、道路19件の計25件が発生し、9月から10月の災害査定を受け、現在12月末の発注に向け準備しているところです。

市単独災害23件については、緊急を要した道路の応急工事2件は既に完成し、それ以外は3月末までに完成する見込みです。しかしながら、工期が確保できないため今年度内の完成が困難な箇所については、3月議会において次年度への繰越しをお願いすることになります。

3、議場改修についての①今後の改修計画、時期についてお答えいたします。

議場改修につきましては、現在のところその内容、時期については未定であります。

今後、議会側と協議しながら、改修の内容、時期を検討してまいります。

あとは教育長が答弁いたします。

○教育長（瀬下 浩）

それでは、1、曾於高等学校総合支援対策事業についての①過去3年間の各科市

内外ごとに曾於高校の入学の現状についてお答えします。

まず、文理科の入学者に平成30年度は市内が14人、市外が1人で合計15人、平成31年度は全員市内で17人、令和2年度は市内が22人、市外が5人で合計27人です。

次に、普通科の平成30年度は市内が26人、市外が6人、合計32人、31年度は市内が20人、市外が6人、合計26人、令和2年度は市内が17人、市外が4人で合計21人。

次に、畜産食農科の平成30年度は市内が25人、市外が14人で合計39人、平成31年度は市内が30人、市外が10人で合計40人、令和2年度は市内が20人、市外が16人で合計36人。

次に、機械電子科の平成30年度は市内が14人、市外が8人で合計22人、平成31年度は市内が30人、市外が10人で合計40人、令和2年度は市内が25人、市外が11人で合計36人。

最後に、商業科の平成30年度は市内が31人、市外が9人で合計40人、令和元年度は市内が28人、市外が6人で合計34人。令和2年度は市内が30人、市外が10人で合計40人でした。

1の②過去3年間の生徒数の状況について、お答えいたします。

曾於高校の過去3年間の4月時点での全生徒数の状況は、平成29年度は497人、平成30年度は470人、令和元年度は465人となっております。

1の③市内中学生の過去3年間の進学先について、進学者が5人以上の高校をお答えいたします。

平成29年度は、曾於高校へ110人、都城西高校に30人、都城高校に18人、尚志館高校に14人、志布志高校に10人、都城商業高校に7人、都城東高校に7人進学しています。

平成30年度は、曾於高校125人、都城高校に19人、都城西高校に17人、尚志館高校に11人、鹿屋中央高校に8人、都城商業高校に7人、都城工業高校に6人、志布志高校に5人進学しています。

令和元年度は、曾於高校に114人、尚志館高校に25人、都城西高校に22人、都城東高校に12人、都城高校に10人、志布志高校に5人、都城聖ドミニコ学園に5人進学しています。

1の④総合支援対策事業の一部見直しの経緯についてお答えいたします。

曾於高等学校総合支援対策事業につきましては、それぞれの補助事業の分析や、中学生とその保護者及び曾於高校生とその保護者へのアンケート調査を行い、定例教育委員会や外部評価委員会などで議論してきました。その結果、従来の卒業後の報奨型支援より、在学時の教育活動の支援策のほうがより効果的であると考え、曾於高校とも内容について数回協議を重ねてきました。

その後、市長、副市長、教育委員で構成する総合教育会議に、曾於高校の校長にも参加いただき、新たな支援内容について協議し、定例教育委員会で今回の条例案について審議、決定したところでございます。

以上でございます。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、2回目の質問に入ります。

曾於高等学校総合支援事業についてであります。まず、曾於高校の過去3年の児童生徒数を伺ったわけでありましたが、教育長、定数は幾らでしょうか。

○教育長（瀬下 浩）

全学科40人でございます。200人でございます。

○4番（岩水 豊議員）

200人ということだと思いますと、3学年で600名ということによろしいですね。600名の472名、130名の定数割れということになっております。130名から140名、だんだん生徒数が減ってきているように思われますが、今回の総合支援対策事業で、生徒数の増につながるとお考えでしょうか。お伺いいたします。

○教育長（瀬下 浩）

全ての合計の生徒数については、この3年間では減っています。というのが3年間の子供ですので、その前の学年、その前の学年の数も含んできますので、そういう関係で、見かけ上は減っているわけですが、この3年間の入学者だけでいきますと、平成30年度が合計で148人、そして令和元年度が157人、そして令和2年度が160人と少しずつ増えてきている状況でございます。

○4番（岩水 豊議員）

アンケートを実施されたということですが、具体的アンケートの中に、詳細までは結構です。大まかなところ、今回の見直しに係る部分についての説明を求めます。

○教育長（瀬下 浩）

概略的には、以前のアンケート調査というのが、本市が行っていたいろんな事業があります。その一つ一つについて、この事業が必要か、必要じゃないかというアンケートをしてきたわけです。そうした場合に、どれも必要という回答が出てきて、よくわからないという、効果があるのかどうかということで、今年見直しをしまして、進学する理由は何ですかと、項目を幾つか上げまして選んでもらう、あるいは高等学校への進学を決める際に重要視するものは何ですかということで、本市がやっている施策等たくさん上げまして、その中で順位づけをしてもらいました。そして、順位づけをしていったら、明らかに差が出てきまして、これは中学生も中学生の保護者も高校生のほうも高校生の保護者のほうも、例えば入学祝い金制度という

のが非常に低い値で、点数出してもほとんどあまり点数がないような状況になってしまっていて、点数が高いのは学校の学科やコースについて、選んだもの、あるいは学校の進学率、実績、あるいは卒業後の就職状況だとか、学校の偏差値だとか自宅からの距離だとか部活、あるいは魅力ある講座とか、いろんな講座上げてまして、そういったところが上位に上がってきまして、大学祝い金制度のほうはほとんど上がってこないというような状況で、これはもう効果はないのではないかというふうに判断したところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、ちょっと中身について伺いたいんですが、先ほど今鶴議員のほうからちょっと出たんですが、これは、曾於高校の支援と、曾於高校に通う曾於市内の子供の支援と、その辺のすみ分けが、今回大分変わってきているように感じます。規則のほうを見させていただいても、その辺の変わった部分について説明を求めます。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、今回は条例の改正ですので、改正前の分と比較してお答えいたしたいと思います。まず、改正前の補助事業でございますが、遠距離通学補助事業、それから制服等購入費補助事業、それから資格取得補助事業、それから夢チャレンジ支援事業、それから全国大会等出場支援事業、それから部活動支援事業、広報支援事業、そして大学等進学祝い金贈呈事業というのがございました。今回条例改正につきましては、まず、大学等進学祝い金贈呈事業は廃止というふうにしております。それから、資格取得補助事業、これは資格の内容をちょっと広げております。補助対象となる資格を広げていくということです。それから、夢チャレンジ支援事業、それから全国大会等出場支援事業、それから部活動支援事業、広報支援事業、これは全て一旦ひっくるめまして、曾於高校が重点的にやりたい学習活動や部活動等の事業に支援する事業というふうにして書いて、いわゆる学校の自由度を高めております。

それから、一番大きいのは、学習システムの支援事業を2本入れております。1つが、インターネットを利用した学習支援システムでございまして、これにつきましては、大手企業が全国展開しているものがございまして、高校のほうから、この事業者の紹介がありまして、曾於高校の場合、非常に学力優秀な子から、職業科もありますので、いろんな学習の幅があるということで、なかなか一人一人の生徒に重点的にできないということがありましたので、成績のいいほうとそうでないほうと両方とも見れるような支援システム、それから文理科がございまして、文理科に入ってくるお子さんたちは、大学を目指して入学してこられておりますので、これも衛星通信を使った、いわゆるインターネットを使った学習支援システム、こ

れを導入する、この2つが新規という形で今お願いしているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

通信講座等教科指導支援事業、規則のほう見てみますと、ちょっと表現的に曖昧な支給区分に見えてまいります。講座受講料のうち、その一部または全部を補助する、授業にかかる費用のうち、その一部または全部を補助するとなっておるんですけど、何かここはしっかりした決め事とかをあっさり全額とか、全部とかいうこの線引きというのはどこで持っているわけなんでしょうか。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

金額につきましては、全額補助という考えもありますし、あるいはやはり自分の特に資格取得補助は半額補助、例えば制服等につきましては3万円上限の補助となっておりますので、私どもとしましては、この学習支援システムにつきましては、全額でもいいのかなとは考えておりますけども、やはり本人の身につくものでありまして、例えば10分の1だったり、10分の8だったり、保護者負担も学校側として求める必要かなという形もありますので、ちょっと今ここは、学校と協議をしているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

見込み予算が約500万円、前年までが800万円ということであれば、300万円減らすのであれば、せつくなことですから、本当に曾於高校の支援を考えていくのであれば、800万円あれば、全額できるのであれば、してもいいんじゃないかなという、個人的には思って、はっきりした表現をされていないというのが議会としても、条例改正に伴う規則ですけど、はっきりした数字が出ないというのはどうも審査しづらいわけなんです。ですから、こういうところは明確にしていきたい。その中で、今回出てくる中で、附則のところで令和2年度に卒業するもので、曾於市内に住所を有する者と、卒業後引き続き4年制大学等に進学する場合には、この生徒に限っては、今年度卒業生に限っては、大学等進学祝い金を贈るということになっているようです。これはどういう意図があるのかを説明ください。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、お答えいたします。

まず、この学習支援システム等の導入につきましては、来年度からになりますので、今の3年生には恩恵というか、それがないところでございます。ですので、この大学進学祝い金につきましては、今年の今の3年生が卒業する、3年生までは何らかの形で予算化したほうがいいのかということで、附則に書いているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

今現在いる生徒さん方、1年生、2年生、3年生いるわけです。3年生には出すと。2年生、1年生は、この制度がある中で入学された生徒については、出さないということでしょうか。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

一応学校の学生募集の中にも、毎年続くというのは書いておりませんので、事業の見直しをすることがありますと書いております。今の1年生、2年生は来年度から行いたいと考えております学習支援システム、あるいは資格取得補助の拡大等を充実させることで考えておりますので、1年、2年生が大学入学祝い金はもう廃止したいと考えております。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、今出ている支援事業については、資格取得支援から始まります各該当の支援を含めて、これについては、市内外の、市内に住所を有する者ということは、条件としてはないと考えてよろしいですか。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

現在、今行われているので、市外の方について補助していないのは、制服等購入費補助事業、これにつきましては、市内の中学校だけになっております。来年度以降、改正後もこれにつきましては、一応市内の中学校限定で、そのほかのものにつきましては、曾於高校に通う市内外の生徒全てに補助したいと考えているところです。

○4番（岩水 豊議員）

ここでまたお伺いしたいんですが、今、曾於市内の中学生の卒業生のうち、3分の1強、曾於高校以外の学校にも行かれています。逆に、今度言いますと、曾於高校の令和2年度の入学生の市外の方が約3分の1ぐらいです。ですから、例えば曾於高校の支援ということであれば、大きく考えて、大きくというか、曾於高校支援ですから、ある意味一部の生徒には、制服が自己負担で、全額するという考えもありますし、この支援の仕方の中で、どうも矛盾を感じる部分もあります。ある意味曾於高校に通う子供には、市内の学校を卒業した曾於高校の生徒さん方には、購入費の2分の1を補助する。しかし、曾於高校以外の高校に自分の思いもあって、したい道もあり、他の学校をどうしても曾於高校にない学科であったり、内容であったりして、ほかを希望する高校生には、支援はないわけですね、その矛盾。

それと、曾於高校を支援するのであれば、曾於高校に通う、市外に通う生徒さん方、多数ではないです。ですから、そういう方たちへの支援をするとか、その辺がどうも中途半端なような気がします。高校に上がる子供たちに支援するのであれば、曾於高校に通う子供だけじゃなくて、進学を希望する子供たちにそういう制服の支

援とか、全体にするとかいう方法と、両方ともそういう矛盾を私は感じています。ですから、ここが前もそういう話したことがあったと思うんですけど、統一した形に見えないんです。教育長、どういう見解でしょうか。

○教育長（瀬下 浩）

この曾於高校支援策のこの事業というのは、恐らく3つの財部、末吉、岩川の3高校が統合して、市内で唯一の高校になったということで、ぜひ1つになった高校をずっと存続させていきたいと、そういう市民の願いのもとにこの事業も立ち上がってきたのかなと思うわけです。そうした場合に、やはり曾於高校に来てもらいたいと、生徒を。そのためには、多少、今制服だけが違いがありますけれども、ほかの部分にはほぼ一緒ということであれば、曾於高校に来てもらいたいという願いの中では、ほんのわずかな違いがあっても、私はいいのかなというふうに考えます。実際のところ、今や昔は、公立のほうが非常に倍率がどこも下がっております。なぜかというと、私立のほうが普通科系の学科もたくさん今備えておりまして、募集定員も増えているわけです。どっちかというところと奪い合いになっているような状況がございます。そういった中で、多少なりともちょっと差がついてはいますけれども、これで曾於高校に来ていただきたいという願いがちょっと込められているのかなというふうに感じているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

少し違うような気がするんですけど、教育長も、幾らかの矛盾を持っていらっしゃると思います。私は、曾於高校をもちろん定数割れをなくさないといけないんですよ。定数割れじゃあ困るんですよ。定数割れの学校は、近辺の学校と統廃合されるのは確実なことであります。それが常であります。ですから、市外からも呼び込むために、ほかと違うアピールポイントとして、今やっている部分プラス、全体が同じようにするというのも1つ考えるべきじゃないかなと思います。いかに魅力ある高校とするためには、何年たっても定数に届かない状況にある、定数割れがずっと続いております。増えていますと言われました。でもこれは明らかに定数が割れているんですよ。200という定数から言った場合、増えていますよと言われても、40名少ないんです。20%少ないんです。これは危機的状況だと私は思います。20%も少ないというのは。これがもう少し大きくなってくれば、また次の統廃合の問題に発展すると思います。いかがでしょう、そういう危機感というのはお持ちですか。

○教育長（瀬下 浩）

今、曾於高校もですけど、鹿児島県の公立高校全て、そういう危機感持っておりまして、理由はもちろん少子化で子供が減ってきているというのが大きいわけです。

けれども、それ以外に、先ほど言いましたように、私立高校が非常に枠が増えております。以前は実業系のものが多かったんですけど、今はどこも普通科系とかあるいは進学系のクラスを持っていまして、大分枠が広がっておって、かなりのとこに、毎年入試のあれが出ますと、鹿児島県の効率学校の入試倍率が今年も最低、最低を毎年更新しているような状況でございます。本市も、強いて言いますと、県全体の募集とそれから実際に入った生徒の充足率、昨年度が78%ぐらいです。曾於高校の場合は、昨年度80%でございます。だから県の充足率よりややちょっと高いわけですが、それでも定員割れ、要するに県全体でも定員割れだらけというのが実際の現状かなと思います。しかしながら、要するになかなか本校の場合には、5学科ありますけど、5学科がそれぞれ違った科ですので、地域の受け皿を残すという意味では、なかなかなくすということは難しいのかなと。志布志高校の場合が、前回定員学級減が起きました。学級減が起きましたけれども、学級減が起きましたけれども、競争率はやっぱり0.79倍というような状況です。都城の進学校も昨年度は普通科は0.6倍というような状況でございます。そういった中において、もちろん危機感を持ちながら、特に普通科と文理科につきましては、普通科系ですので、これが統合されて1学級になるんじゃないかと。そこにすごい危機感を持っております。ほかの学科は、この状況であるいは当分そういうことはないと思いますけれども、とにかく普通科、文理科が統合されて普通の学科になって、学級減にならないようにということに特にそこに注意を払いながら、努力をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

魅力ある高校を、公立高校を、県立高校を市が支援するというのも、ある意味矛盾する部分も十分考えられます。我々曾於市の人間とすれば、曾於市内に高校を残すと、3校統合して1校になったわけですので、是が非でも残したいという市民の声もあり、支援をしているわけであります。そのためには、市内外を問わず、生徒の募集、そして生徒に魅力ある学校としての、私はすごく魅力ある学校だと思います。生徒さん方と色々な機会に接する場があっても、すごく生き生きしていて、本当にいいと思っております。文理科だけでなく、農業系の畜産食農科、機械電子科等についてもすごく子供たちが、生徒たちが魅力的な活動しているということにいつも感心しております。ですから、できるだけこういう市内、市外というところの壁を取っていただいて、できるように、前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、次に……

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時01分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開き、岩水議員の一般質問を続行いたします。

○4番（岩水 豊議員）

曾於高校支援の件で、1つ言い忘れておりました。やっとこの進学祝い金と、どうも金で子供を釣るような事業というのは、非常に違和感がありましたけど、これを廃止されたということに関しましては、教育長の今度の提案について、非常に評価しております。今後、生徒全体にそれと市内全域の子供たちに同じような支援ができるような考え方というのでも検討していただければと思います。

それでは、災害復旧の現状についてということで、市長にお伺いいたします。

今年度の昨年度から今年度にかけて、2年連続の梅雨の豪雨災害による災害が発生しております。この今災害復旧の状況について、市長としてどのような見解を、復旧状況についてどのような見解をお持ちですか。

○市長（五位塚剛）

2年続けての大きな災害がありまして、また今年に関しては、激甚災害に指定していただきまして、また予算についても、確保していただきました。そういう意味で、昨年からのまず災害復旧を先に優先するという事で、市内の各業者の方々には、大変御協力いただいておりますけど、引き続き早く市民の生活が安定できるような形での早めの復旧を目指したいと思っております。

○4番（岩水 豊議員）

先だっの臨時会のときでしたか、専決処分をして、災害復旧ということで専決処分をされたと。私も、災害復旧については、迅速な対応と復旧というのが優先されるということで、できれば議会を開いたほうが臨時議会でも開くべきであるとは思いますが、時間的な猶予がない場合には、致し方ない部分もあるのかとは思っております。しかしながら、復旧がこれだけ1年以上かかる、被災してから、こんなもんなんだろうかと。もう少し現場の耕地課、建設課と林務等含めて、技術者の確保、それと支援というのが、以前も言ったんです、これについては。退職された技術職員の方々の支援を仰ぐ方法とか、それを取って迅速な対応を要望すると、要求すると言いました。しかし、この進み具合を見れば、いかんせんそこにやっぱり原因があるのではないかなと思えてなりません。ですから、現場で今頑張っている

技術者の職員の皆さん方、もう疲弊しているような状況ではないかと思っております。そのためにはやっぱり人的支援をするべきではないかと、そうすることで、発注業務が早くできるというふうに思いますが、以前もこういう要望をしたところですが、ここ最近そういう体制というのは幾らか変わった対応を取られたのかどうか伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

御指摘がありますように、災害がこんなに続きますと、特にまた大隅地域がたくさんの被害がありましたので、大隅の職員の方々には大変苦勞かけております。そういう意味では、元のOBの方にも、去年も含めて相当応援していただきました。また、末吉にはまた元のOBの方に今来ていただいて、支援をいただいております。それで、場合によっては、財部の職員を協力要請したりとか、いろんな形での配置もしておりますけど、現状の段階では、また技術員が不足という意味では、来年度以降の採用の中で、今年の採用の中にも技術員を採用を進めておりますので、すぐに対応できる部分もないかもしれんけど、場合によっては、現場で働いていた若い人であれば、即戦力になるんじゃないかなと思っておりますけど、少しずつ努力をしておるところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

どうも歯切れが悪い。9月28日から12月4日に国の災害査定を耕地課分、今年度査定を受けたと。でも発注は12月から、今から以降になると。もう少し、ここに技術職員がおれば、災害査定の業務をしながら、一步でも発注業務ができると思うんですよ。ですから、何らかの方法を取らにやいかん、これは。OBの職員の方々、技術職員の方々の応援をもらってもこういう状況であるのであれば、それは民間のコンサルとかの技術者の派遣をいただいて、国交省なんかも常時入っております。職員数が足りない、技術職員が足りない、そのために、常時年間契約で技術職を入れております。いろいろ権限はありますが、その中で現場の管理をしたりとかいう部分とか、職員の負担を減らして、そういう発注業務に当たれるようにしております。そういう努力、もうちょっと工夫できないもんですか、できるはずなんですよ。

○市長（五位塚剛）

今のところ、その国とか県とか、それは考えておりませんが、いろんな意味で、県の人たちにアドバイスをいただいたりとか、そういうのはいっぱいやっております。

（何ごとか言う者あり）

○4番（岩水 豊議員）

国土交通省も、大隅河川国道事務所を例えば例に取れば、国土交通事務所の鹿屋出張所とかあります。その出張所に行けば、3分の2は外部からの例えば測量会社、コンサル会社からの年間委託で受け入れている人たちが働いています。体制が整っているわけなんです。ですから、去年もこうであって、それが事故繰越までせざるを得ない状況が続く、またひょっとしたら今年発生したやつもちろん繰越になる部分がほとんどのような記載になっている。そしてそれがまた万が一でも事故繰越となるということになれば、事故繰越というのは、非常にやっぱり行政を担当する側としては、あまり不名誉なことだと思います。ですから、それを発生させないためには、そういうような支援を業務委託をする方法というのもしております。県もしております。ですから、市のほうもそういう今入れた技術職員が新人が戦力になるのは3年先、5年先だと思うんです。ですから、そのためにも、そういう専門のところの業務委託とかという方法等で対応はできないものかを伺っておるところです。いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

職員以外の民間のコンサルの方をまた県、国のOBの方を期間的に採用はできないかということでありました。全くそのことについては、議論したことはありません。また、職員のほうからもそのような要望はちょっと出ておりませんでした。必要であるかどうかということを含めて、検討はしてみたいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

必要なですよ。災害が、令和元年度についても、事故繰越が発生したりとか、1年たっても復旧が終わらない、1年半たち、発生から言やあ1年半たって、やつと8割、9割が終わるという現状は、これは誰も責められない。また今年の災害についても同じような状況が続く、これは、誰も責められない。責めるとすれば、市長の責任なんですよ。こういうことにならないように復旧が順調にいくような、例えば昨日も出ました、熊本地震の話が出ましたけど、大規模な災害、ああいう地震等における対応と比べれば、これは日常的な業務なんです。日常的な業務がこういうある意味体たらくまでとは言いませんが、こういう状態を放置するということは、これでいいという考えの中で運営されているというふうにしか思えないんですよ。強い言い方になりますが、ごめんなさいね、そこまで言いたくなると。できるだけ現場が早く復旧して、災害復旧が終わることを望んでおりますので、そのためには、今言うような方法とかいうのもできるはずなんですよ。国も県もやっておりますから、そういうふうにそういう業務委託を専門にした会社というのが鹿児島県内にもたくさんあります。そういうところに業務委託として出す方法というのも十分あります。そういう方法等も検討できないかと言っているところなんです。この状況で

よろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

事故繰越をしたことも報告しましたが、事故繰越しなければならない正当な理由があるから、事故繰越をお願いするんです。今、その技術員を、発注できる職員をどんどん増やしたからといって、場合によっては、業者の方々も今受けている仕事を完成させるのに非常に苦勞されております。そういう意味では年間を通してゆっくりと発注してもらえばそのほうが仕事がしやすいんだという、安心してできるんだという、これも建設業者の声でもあります。基本的には早く完成をして市民の生活を守るというのは、これは基本でありますので、それは努力をいたします。だから、外部から人をOBを呼んできたからといってすぐに完成できるもんじゃないというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

事故繰越がそれなりの理由があると、1つずついきます。それは、書いてあるとおり、今年の7月の災害で、再度被災して事故繰越になるということでもあります。極端に言えば、その災害までに、そこが完了をしておれば、今年の7月の豪雨による災害にもならなかったのではないかなというふうなうがった考えも出てくるわけです。ですから、やはりこういう事故繰越になるというのは、何らかの理由があるんですよ。早く済ませていなかったから事故繰越になったという理由があるんですよ。また被災したと、二次被災っちゃうか、したということです。ですから、こういうのを改善するというのが私は非常に必要だと思います。

ただし、もう一つ言われた、建設業者の皆さん方が平準化に発注というので、だからだと工事が出ていったほうがいいような言い方をされるけど、それはやはりまずは違いますよ。まずは、早く災害の場合には復旧する。工事は災害復旧だけではないわけですから、いろんな道路改良があつたりとかするわけありますので、そういう工事等について、平準化発注になるように対応するというところでやっていたいて、災害については、やはり一刻も早く復旧すると。また再度被災するようなことのないように、早くできる体制というのをもう少し研究させていただきたい。早く発注して、早く事務処理ができて、早く査定を受けて、早く設計して、早く発注できれば、早く終わるわけです。それは、その部分で時間がかかれば、だんだん後ろのほうにも時間がかかっていく、そうすると、後ろのほうで業者の方々には災害がいっぱいまとまってしまって、なかなか進まなくなってきた、工期延期願いが出るとかいう事態も発生するわけですよ。ですから、そして、最悪の場合、事故も発生したりしかねないということもあります。ですから、できるだけ早く発注できて、早く対応できる体制づくりというところで、もう少し検討していただきたいと思います。

ますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

災害がないときは、十分余裕をもって早く発注もできます。去年、今年、こういう形でやりながら進んできましたけども、この間もいろんな災害があって、職員の皆さんたちには相当頑張っていただきまして、ちゃんとした工事はしております。業者の方々にも、今回の災害も12月から発注しますけど、本当に業者の方々が受けてくれるかなという心配もしております。そういう状況の全体を見ながら、我々行政は事業を進めていきますけど、基本的には早く発注して早く完成させるのは、これは当たり前だというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

ですから、いいんですよ。感覚的に考えて、ただ、業者が受けてくれるんだろうとか、業者が忙しいんじゃないかと、では、業者の今の受注がどういうふうな状況だったかということも数字で把握した形で言わないと、説得力がないですよ。ただ漠然とした思いで言われても、現に一昨年、その前の災害等で、県の工事等も入札が執行できなかったという物件も鹿屋のほうでもたくさんあったようであります。それは承知の上での話です。ですけど、まずは、我々行政側が対応できる方法というのは、いかに早く発注するかということに持っていくということは必要じゃないかと思います。再度見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

私たちも、市内の建設業、土木業者の方々が今どんな仕事をされているかというのはよくわかっております。都城志布志道路の完成を3月までに目指すために相当頑張っておられます。そのほか、県の仕事も相当あります。本当にこの数年、この災害の仕事が非常に多くて、技術員、作業員を探すのに、確保するのに本当に苦労されております。そういう状況を見ながら、私たちもどこの業者がどのぐらいの仕事を持っているかというのは随分つかんでおります。しかし、今言われるように、災害については、早く予算を取って、早く査定をして、早く発注をするというのは基本であるというふうに思っております。このことについては、今後、市の職員、技術員も育てながら、また全ての3町の技術員をまとめる形で技術の能力を高め、合理化を進めながらやっていきたいなというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

やはり、技術職員の合理化、そして技術職員の配置の仕方、そして、今、2支所と本庁に分かれた技術職員の配置の中で、どうも動かしづらい部分もあったりすると思っております。ですから、支所再編の中で、本庁機能として、建設課等の技術職員の配置の考え方も変わってくるだろうと思えます。そうすれば、ある意味改善

される部分もある、もしくは逆の部分も発生する可能性というのもあると思っていますんですよ。ですから、こういうところを今、例えば1つの例です。ですから、私が言うような例、それとさっき言ったコンサルに委託させるとかいう方法も含めて、いろいろもうちょっと、現場の実情と踏まえて、より研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。一言でも結構です。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしましたように、民間のそういうOBの方を年間雇用してのそういうことが初めてお聞きしました。また担当課からもそんな話は一回も出ておりませんでした。1つの検討材料になると思っておりますので、今後検討させていただきたいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

早急の災害復旧を要望して、次の質問に入ります。

議場改修についてであります。議場改修については、現在のところ内容、時期については、未定であるという答弁であります。議会のほうから、議場改修についての予算要求というのが何年前から来ておりますか。

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございません。今手元に資料はないんですが、恐らく平成31年ですから令和元年度の予算では、音響設備の関係の改修の予算要求が出ていたと思います。

○4番（岩水 豊議員）

今回で3年目になると思うんです。3年ですよ、3年前から要求があったんです、改修の。今、向こうで使っているパソコンがあります。私も見てびっくりしました。今、庁舎内で使っているパソコンについては、3年から5年の間に随時更新していると思うんですけど、財政課ですか、総務課ですか、どうですか。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

庁舎内で使っているパソコンにつきましては、原則としては5年で更新しております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

今、そこで使っているパソコンは、WindowsのXPなんですよ。少なくとも15年以上前のOSが乗っていると思うんです。あり得ない、こういうのを行政が使うなんて。市長、それだけ議会は古いパソコンで、いつ壊れてもおかしくない状況でしているんですよ。WindowsのXPが2001年から出ております。2007年にVistaが出たから、その間ちょっと改修があったと思いますけど、それか

らWindows 7、8、10、やっと来ております。ですから、それ考えれば、ほかの業務で使っているパソコンは一応5年で更新しているわけです。こういう議会で議会中継をしたり、記録を取ったりする、議事録を取るためにも必要であるシステムが15年ぐらい前のパソコンだと、大丈夫でしょうか。早急に考えて、今ちょうど予算編成の時期であると思いますので、上げているところですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

この議場の問題については、私たちもいろいろ議論いたしました。ですから、今回の市庁舎の再編の中で、2階の多目的なところで、新しい議場としてなれば、そこに当然ながら音響設備も新しく入れる予定で考えておりましたが、ここでいいということでありましたので、これは検討しなきゃなりません。ただ、完全に今ストップしてしまえば、議会として成り立ちませんので、基本的には、新年度の予算編成の中で検討はしたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

議会のほうとしても、議会運営委員会で、システムの改修が入った場合に、議会側としての対応も必要だということで、これから3月までの間に議会運営委員会としても調査したりしたいという考えを持っているところですよ。ですから、現在のところは、その内容、時期について未定であると。この今、来年度予算にということであれば、ここの間の2人の間での答弁で出るようであれば、ここに堂々と書いてくださいよ。議会のシステムが壊れてしまうということになれば、大変な問題になるんですよ。いかがですか。早急な対応を希望しますが。

○市長（五位塚剛）

これについては、今、来年度の予算について、各課のやつを今集めて、予算編成に今入っております。まだ私のところとそういうことはしておりませんが、現状としては、今のこの考え方でありましたが、当然ながら先ほど言いましたように、当初の考えとはちょっと違ってきましたので、当然ながら検討したいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

職員の皆さん方、皆御存じだと思いますが、WindowsのXPなんて今頃使う人っちゃうのはもう全くいない。こういうようなシステムの中でやっていく大事な議会を記録を取っていくという、記録を取り、また情報を発信していく、インターネットをつないでいるというような、前代未聞といっているような状況だと思うんですよ。もうこれを早急に改善していく必要があると思います。どうしても来年度予算に確実にこれを上げると、計上するという約束はできませんか。

○市長（五位塚剛）

前代未聞と言われましたけど、現状としては動いているわけですから……

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

現状としては今動いているわけですから、これがストップしてしまえば大変なことになると思っております。当然ながら、今から財政課を含めて、担当課を含めて、議論していきたいと思います。まだ予算査定の状況の最終的決定になっておりませんので、先ほども言ったように、今の段階では未定でと言っただけであります。今後検討させていただきたいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

その動いているじゃないですかちゅう発言取り消してくださいよ。業務に使っているパソコンも、動いているけど5年たったら保守を考えて変えているんですよ。今動いてるじゃないという発言取り消してください。そんな失礼な。

○市長（五位塚剛）

現在は、正常に動いているから、動いているんですよと言っただけであります。

○4番（岩水 豊議員）

横暴な考えだと思います。職員の皆さん方が使っているパソコンも、しっかり考えて、壊れてからでは遅いから、事前に変えているんですよ。保守して、更新しているんですよ。壊れてから誰もしないですよ。壊れる前にするんですよ。ですから、壊れる前にしないといけないということを言っているんですよ。動いているからとかいうような発言ちゅうのは非常に不愉快なんです。本当に大事なことです。議会を、そういうような発言が出るということに関しては、議会を非常に軽視されているんじゃないかなと、横暴な考えではないかというふうに思います。

最後に、市長の許可をいただければなんですが、通告外で1つだけ要望があります。高病原性鳥インフルエンザ対策として、農家の皆さん方から要望がありました。消毒液、石灰等の追加配布、そして、ため池やダム等河川の定期監視等して、曾於市内に持ってこないためにも、先だつての本部会の立ち上げのときに、もう少し事の重大性を認識して、対応していただきたいと思いますが、答弁いただけるようであれば、答弁を頂戴したいと思います。

○市長（五位塚剛）

この前の対策会議でも、基本的なこの間の流れを報告いたしました。10月に全ての農家に消石灰を50体配布いたしました。今、県のほうから、消毒剤の配布があるということでございます。現状として、足らなくなるような状況だったら、予算がまだありますので、配布をしたいと思います。あと、また湖はないですけど、池とか、いろんな町があるところがありますので、それについては、この前答弁してい

ましたように、職員に調査をさせたいというふうに思います。

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月11日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

_____ . _____ . _____

散会 午後 3時31分

令和2年第4回曾於市議會定例会

令和2年12月11日

(第4日目)

令和 2 年第 4 回曾於市議会定例会会議録（第 4 号）

令和 2 年12月11日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第 4 号）

第 1 議案第91号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

第 2 議案第92号 曾於市自転車等の放置防止に関する条例の制定について

（以下 3 件一括議題）

第 3 議案第93号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

第 4 議案第94号 曾於市債権管理条例の一部改正について

第 5 議案第95号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

（以下 3 件一括議題）

第 6 議案第96号 曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

第 7 議案第97号 曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について

第 8 議案第98号 曾於市介護保険条例の一部改正について

第 9 議案第99号 曾於市営住宅条例の一部改正について

（以下 2 件一括議題）

第10 議案第100号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について

第11 議案第101号 曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第12 議案第102号 指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）

第13 議案第103号 指定管理者の指定について（花房峡憩いの森）

第14 議案第104号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

第15 議案第105号 令和 2 年度曾於市一般会計補正予算（第 9 号）について

（以下 3 件一括議題）

- 第16 議案第106号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第17 議案第107号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第108号 令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

（以下2件一括議題）

- 第19 議案第109号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第20 議案第110号 令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	渕合昌昭	6番	上村龍生
7番	宮迫勝	8番	今鶴治信	9番	九日克典
10番	伊地知厚仁	11番	原田賢一郎	12番	山田義盛
13番	大川内富男	14番	渡辺利治	15番	海野隆平
16番	久長登良男	17番	谷口義則	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	土屋健一		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市	長	五位塚剛	教	育	長	瀬下浩
副	市	長	大休寺拓夫	教育委員会総務課長	橋口真人	
総	務	課	長	今村浩次	社会教育課長	内山和浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳留弘	農林振興課長	富吉浩幸			
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商工観光課長	竹田正博			
企画課長	外山直英	畜産課長	野村伸一			
財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二			
税務課長	山中竜也	建設課長	新澤津順郎			
市民課長	岩元浩	水道課長	徳元一浩			
保健課長	櫻木孝一	会計管理者・会計課長	桐野重仁			

介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
大隅支所産業振興課長	高 野 和 夫		

開議 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第91号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

○議長（土屋健一）

日程第1、議案第91号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第91号は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第2 議案第92号 曾於市自転車等の放置防止に関する条例の制定について

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、議案第92号、曾於市自転車等の放置防止に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

質問項目がちょっと多いですので、答弁漏れのないように答弁をしてください。

まず、今回の条例は、条例制定についての提案であります。

質問の第1であります、市がどれだけ実態を把握しているかという立場での質問であります、まず質問の1つは、市内の自転車は大体市民が何台所有しているか、実態把握についてでございます。

2番目は、その中で、市内の放置された自転車は何台に上るか。どれだけ実態把握をしての条例提案であるかでございます。

3点目は、今回の条例制定、当然根拠となる法律がありますけれども、私の理解では平成5年度に、もう15年前に制定されているようではありますが、15年たった現在、

なぜ今の時期に提案かということでございます、これが質問の3点目。

それから、質問の4点目は、この条項の中で例えば3条、必要な施策を行うとありますけど、曾於市の場合は、どのような施策を考えての条例制定であるのか。

次に、同じく4条、4条の中で、防犯登録を受けなければならないとあります。この防犯登録は、法律上は何を根拠としての防犯登録であり、実際、曾於市で防犯登録を受けている自転車は何台に上るのか。先ほどと関係が若干ありますけども、の質問であります。

次に6条、6条では、自転車等の駐車場設置についての必要性も一応条文にあります。曾於市の駐車場設置の各施設の実態を市は把握しているのか、把握していたら、どれだけであるのかでございます。

次に8条、8条は、放置された自転車に対する禁止区域の指定の条項があります。曾於市の場合は、この禁止区域を設定する一応考えであるのか、議論がされているのか。もし予定していたら、どの地域が何か所ほど考えているのかでございます。

次に、9条以降については、放置された自転車の曾於市としての今後の取扱いが規定されております。規則でもうたわれております。1つは、放置された場合に、市が保管して、それでも引取りに来ない場合は売却するって。売却した場合は、一応費用として、例えば自転車は1,500円とか、あるいはそれ以外は2,000円を限度に、一応本人から経費代を差し引いた分を頂きたいという項目があります。

また、規則の中では、一応3日間を限度とか、あるいは7日間を限度とかいう日にちの設定もあります。ちょっと短い感じがするんですが、この点について、3日間、7日間と短い期間を決めた理由について答えてください。

最後に、この取扱いは、建設課の中で何係が対応することになるのか。

以上でございます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。

答弁をする前に、全ての数字が実態がつかめなかったのも、主でなかったのも十分ではありませんが、答弁させていただきたいと思います。

まず、市内の自転車の数でございますが、これについては、統計とかの調査されていないとでございます。今回調査する中で、県のほうとも相談をしたわけですが、曾於市の数は分からないということですが、県の1戸当たりの自転車の保有台数ということで、0.56台というのがありますので、それを曾於市に換算しますと、1万台近い自転車があるのではないかと予想されるところでございます。

それから、放置されている自転車ですが、これについても、全施設を調査するまでできなかったわけですが、建設課のほうに、公共施設等に放置

されている、連絡とかそういうものにつきましては、年に3件程度平均あるとでございます。

その3台等につきまして、毎年発生するたびに、担当のほうでは警察と協議を行いながら、その上で防犯登録がないとか、それから、それを含めて所有者を探し、引取りをお願いします。また、もしそういう引取りがない場合は、保管をしなければならないわけですが、そういう告示等についても、なかなか時間を費やして、そのたびに苦勞するというところでございましたので、今回、この条例をお願いしたとでございます。その上で、他市町村等の実態等を含めまして調査をし、それを参考に、今回条例を制定させていただいたとでございます。

その上で、第3条にあります防犯登録についてでございますが、これについては警察とも相談をしましたところ、防犯登録の数につきましても、警察のほうでも把握をしていないということでございます。

この防犯登録につきましては、県の警察のほうに登録をお願いしているわけですが、こういう自転車法によって義務づけられているわけですが、罰則規定がないということで、なかなか自転車の数も把握できないという状況でございます。

それでは、禁止区域につきましては、第8条になるわけでございますが、今回、建設課内でいろいろな協議を重ねてきたわけでございますが、現在、放置自転車どうしても支障を来す、あるいは交通の障害になるといったところは認められなかったということであります。

ただ、先ほど申しましたように、年に3台等が発生しますと、今後そういう影響があるということではありますが、今のところ指定することは考えていないとでございます。

それから、駐輪場の数ということになります。駐輪場につきましては、民間のほうの駐輪場につきましては、把握する時間がなかったところであり。おわびいたします。

公共施設の駐輪場につきましては、各課管理しているわけでございますが、65か所を管理しているとでございます。また、その上で、今後、駐輪場の計画につきましては、5か所計画があるとでございます。

それでは、この条例について、少し説明させていただきたいと思います。

11条につきましては、放置自転車の良好な環境を阻害された場合についての市の適切な場所への移動を指導するということになっております。そういうことで、併せて第2項で、期間を超えた撤去についても保管できるということになります。

先ほど言われました2日とか3日とか7日とかいう、そういう数字が出てくるわけでございますが、これについても建設課内で協議はしたとでございます。ただ、

実施してみないと分からないというところもございまして、他の市町村の条例を参考に、ほかの市町村の担当の話も聞きながら決めたところでございます。

それから、条例の14条の中の保管料の2,000円でございますが、これについては、撤去及び運搬、それから保管に要した費用が発生すれば請求するということで決めたところでございます。例えば保管に倉庫を使う、例えば運搬に民間の運搬車を使った場合に費用が発生した場合には、その費用を所有者から頂くということで決めたところでございます。

それから、担当につきましては、建設課内の計画係で担当するというように決めているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

答弁の全体の印象として、非常に実態把握が弱いですね。

これ市長にお聞きしますが、あらゆる条例というのは、やはり曾於市内の様々な内容について、非常にこのままでいけないって。こうした実態から見て、どうしても条例化が必要であるということで、具体的な実態も議会に報告しながら、議会の了解ももらう中で条例制定するというのが、これ基本原則でしょう。

これも名前のとおり放置された自転車の対策ですから、じゃあ、放置された自転車は何台と認められるのかって。実態が把握していないって。そもそもの出発点において、実態把握が極端に弱いと言えると思うんですよ。

だから、市長はやはりその辺りは指示して、本当に緊急に今回提案が必要だったのかどうか。まず、そうだったら、当然議会から質問が出るのは、これはごく自然のことですから、だから、市長が、あるいは副市長が、その辺りは指示して、そして実態を報告できるようにする上で提案するというのは、これ基本じゃないですか。その辺りが、ちょっと気持ちと隔たりがあると思うんですが、伺いたいと思っております。これ基本の基本ですよ、あらゆる分野で。

今すぐできた法律じゃなくて、もう15年たっているわけだから。毎年3台ほどの、一応放置事例があるって、これはこれとして考えなきゃいけないですけども、そのためにも、これは毎年続いているわけですから、3台前後というのは。だから、時間をかけて実態を調べる方法を議論しながら、そして時期を見て提案するって。提案すべきじゃないってことじゃ、さらさらないんですけどね。だから、それが非常に弱いと思うんですね。

2点目は、課長にも細かいこと聞いても、実態把握していないから、答弁ができないでしょうが、1点だけ、いわゆる放置された自転車を売却した場合は、経費といたしますか、として2,000円以内を徴収するってありますけども、これは法律上、

一種のある意味じゃ罰金に近い規定なんですけども、徴収は法律上できるんでしょうか。

先ほど、最初の答弁の項目の中で、警察としても罰則扱いができないために、対応が難しい点があるという答弁があったですね。やはり2,000円以内についても、法律上は一応できるんでしょうか、もしトラブルがあった場合に。

その点で、それは条例だけで一応罰則規定ができるのか。その背景となる、何かの罰則として徴収できる法律的な根拠があるのか。法律的な根拠があったら、その法律の条文も示していただきたいと思います。課長には、この1点だけの質問であります。

以上です。

○市長（五位塚剛）

条例を議会にお願いする場合は、やはり基礎的な資料はつくる必要があるというふうに思います。単純に考えても、中学生、高校生が自転車通学をしているわけですから、その数字等なんか出てくると思います。また、家庭においても、場合によっては、自治会の方々にお願いして、アンケートすれば数字出てくると思います。そういう努力が足らなかったというように思っております。今後は努力をしていきたいと思います。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

今回、議員のおっしゃるとおり、そういうところも議論したわけでございます。

その中で、他市町村を参考にしたところが多いわけでございますが、特に、先日も新聞のほうに載っておりましたが、鹿児島市の自転車の放置については相当苦労しているということで、担当者ともいろいろ話を聞かせていただいたわけでございますが、その中で、この費用についてのトラブルは確かにあるということでございます。多数の苦情の中でやはり、しかしながら、どうしてもそのお金を納めないというところで、そういう悪質な事案はなく、また訴訟等についても進展したことはないということでございます。

その中で対応といたしましては、条例の中にもありますが、そういう所有者への撤去のお願いをしながら、手順を踏んで撤去していくわけでございますので、いろいろな誠意を持って対応しながらいくということで、鹿児島市も行っているようにございます。

また、その費用を払わない場合、払っていただけない場合については、自転車を返還しないという、そういう対応も鹿児島市のほうでは取っているところでございます。

その中で、一番担当の方が話をされるについては、やはり放置自転車が得をするというようなものを対応するということが目的だということでございます。放置することによって、粗大ごみで出す手間、処分料等を払わないで済む、放置自転車だと、市のほうは片づけてもらえるという、そういった条例を守らない方が得をするというのを対策として、こういう自転車の条例が大切ではないかということを指導頂いたところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ここのも議会論議だから、やはり理詰めで質問をせざるを得ないんですよ、法的な根拠を含めて。ですから、2,000円以内となった場合に、この2,000円以内の考え方、定義ですよ、定義はどのような定義なんかという、突き詰めれば。これを罰則としての定義であつたら、では、その強制力はあるのかどうかという単純な質問なんですよ。

強制力があるとしたら、条例だけでは弱いんじゃないかって。その根拠となる法律があるんだつたら、法律の条文を示していただきたいという、そういう単純な質問なんですよ。かみ合った答弁をしてください。

現象面の鹿児島どうのこうのというのは、もう説明は不要なんですよ。それだと、何というか、現象面の質疑の論議になっちゃうから。議会審議の本来の目的から、ちょっと外れた論議になるから。あくまでも議会だと、やっぱり法律や条例の中身で議論しなければ、前に進みませんので。

ですから、繰り返しますが、この2,000円についても、どういった定義で基づいての2,000円の定義であるのか。そして、その定義は強制力がある定義なのか。強制力があるとしたら、その法律上の根拠となるのは、何という法律の条項になるのか。以上なんです。

○建設課長（新澤津順郎）

先ほども話をさせていただきましたが、この2,000円につきましては、撤去、保管、それから運搬等に費用が要した場合に、その所有者に請求をするということでございます。もし、そういう費用が発生しなかった場合は、請求はないということでございます。

これにつきましては、関係する法令につきましては、この条例で請求をするということになります。

以上です。

○議長（土屋健一）

許可します。

(何ごとか言う者あり)

○議長（土屋健一）

特別ですが、4回目許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

質問じゃなくって、これ委員会で十分審議していただきたいと思います。不十分な内容だから。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑ありませんか。

○14番（渡辺利治議員）

通告はしておりませんが、今日の今回出された条例、本来ならば、こういう条例がなくても、曾於市はきれいな町なんだよと、ほかの町村に自信を持って言えるような条例であって、別になくてもいい条例なんですけど、あえて今回提案されたから質問させていただきます。

先ほど市長と課長のほうから答弁がありました。全ては「自転車」と一くくりですよね。実際は、「自転車等」で出してあるから、「自転車等」で答えていただければならない。そして、台数に至っても、中学生や高校生が乗る自転車であるけど、「自転車等」だから、結局大人でも乗っている単車、原付自転車含まれているわけですから、その中の台数の把握はできるんですよ、税務課のほうで。

だから、その答えが出てこないといけない。に、プラスアルファの自転車は大まかだけど、0コンマ掛ける6、そのような数字で答えていただければ、これを提案した意味がないんですよ。

分かりますよね。「自転車等」で提案しているのに、「自転車」で答えているんですよ。市長、これいかがですか。市長のほうから。市長、答えて。

第2条の1と2でちゃんと分けてある、「自転車」と「自転車等」って。だったら、原付が要る。それに対して、原付に対するカウントは出てこない。説明は全て自転車でしょ。提案された以上は、そこを含めてしっかりと答えていかんと。

○建設課長（新澤津順郎）

申し訳ありません。原動機付自転車については、市の税務課のほうに確認をして台数を調べたところでございますが、その数字がちょっと見つかりませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○議長（土屋健一）

よろしいですか。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

先ほどの質問の中で、自転車はどのぐらいの数があるのかということをおっしゃったので、自転車を前提としてお答えいたしましたけど、この条例の提案は、いわゆる原付の自転車、原動機付の自転車ということも含まれておりますので、当然ながら今、担当課長が今言ったように、これについてはちゃんと市のほうに登録されておられますので、当然、数字がすぐ出てくると思います。

そういうことを含めて、やはり基本的な数字のつかみ方が、まだ弱かったというふうに思っております。今後は気をつけたいと思います。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○建設課長（新澤津順郎）

申し訳ありませんでした。原動機付自転車125cc以下ということになりますが、税務課のほうから聞いた数字によりますと、2,052台が登録されているところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

50cc以下が1,794台ということになります。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第92号は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

—————・—————

日程第3 議案第93号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第94号 曾於市債権管理条例の一部改正について

日程第5 議案第95号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、議案第93号、曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてから、日程第5、議案第95号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案の94号の曾於市債権管理条例の一部改正について、大きくは2点質問いたします。

まず、質問の第1点でありますけれども、この債権管理条例というのは、たしか3年前に条例制定がされて、これを担当する課は財政課だと理解いたしておりますが、質問の第1点でありますのは、この条例の対象となるのは、具体的には建設課サイドの住宅家賃と水道課サイドの水道料の徴収についての、この2つということと理解していいのかどうか、それ以外にもあるのかどうかの確認でございます。

2点目は、この条例改正の内容は、1つは延滞金の計算についての一応条例改正であろうかと思っております。

まず、質問の1点でありますけれども、改正された条例改正については、内容について、まず説明を頂きたいと考えております。事前に何回かお聞きしたんですけども、非常に分かりづらいというか、いう内容がありますので、お聞きをいたします。

基本的には、法律の上でも、あるいはそれを踏まえての条例上も、こうした延滞金が生じた場合は、一応条例上も具体的な数字でもって、言わば加算金額を含めた規定がされております。それを一つは現行の状況を示していただきたいと思います。

その上で、一方でこの間、法律を受けまして特例措置があります。今段階、その特例に基づいての延滞金の計算がされているかと思っております。特例上は現行ではどうなっているか、これが質問の2点目。

今回の条例改正、この特例部分の加算計算が変わってきているというふうを受け止めておりますけれども、そうであるのかどうか。それはどのように特例の加算の計算が違ってきているのか。まず、その2点の大きくは質問でございます。

次に、95条の国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

国民健康保険会計自体は、私が属する文厚委員会、保健課でありますけれども、税関係は税務課扱いでありますので、所管外でありますので質問をいたします。

まず、今回のこの条例改正、これも何回も読み直しても非常に分かりづらいという点が、税関係は特にありますけれども、この条例改正の主な内容について、一応説明をしていただきたいと思います。これが第1点。

それと、2回目以降の質問に関係がありますので、現段階での、条例を提案された現段階での曾於市の国民加入世帯と被保険者について答えていただきたいと思います。

その中、この条例改正に関係がありますので質問いたしますが細かく、加入世帯

と被保険者の中でまず第1点、年金だけの加入世帯の方は何名いるか。

それから、2番目に、年金と幾らか、例えば農業など仕事をして所得のある方の場合は、何名おられるか。

3点目は、そうではなくて、純粹にまだ年金受給者じゃなくって、例えば農家とか商業をされているとか、いわゆる現役世代、現役世代の方が何名いるのか。

最後に、今言った、1、2、3のそれ以外の方々は何名いるのか。それによって、この条例改正の当てはめ方が違うようでありますので、細かく聞いたわけでございます。当然、実態を把握していると思いますので、お答え願いたいと考えています。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、まず、債権条例の関係について御説明をさせていただきます。

まず、この債権条例の中で、公債権と私債権をうたっておりますが、この私債権の関係はどういうものがあるかということでございました。

先ほど議員から言われましたとおり、住宅使用料、それから水道料、こういったものがございます。まだほかにも、今の曾於市で行きますと、高齢者訪問の給食サービス事業の負担金、これも一応私債権となりますが、今そういったものもないところでございます。

それと、土地、建物、これの貸付けの普通財産の貸付料、これも該当になるんですが、今のところそういったものは該当しておりませんので、今現在、債権として残っておりますのは、先ほど言いました住宅使用料と水道料が主になっております。

それと、現行の利率、これについてでございます。

まず……。

（「現行の前、もともとの利率ですか」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

延滞金の利率としましては、本則で行きますと、1か月を経過するまでは7.3%というのがございます。7.3%、それ以降の1か月を超えた場合は、14.6%という延滞金がつくようになっておりますが、今は特別な関係、先ほど言われました特定の基準割合の数字を求めていますので、今現在は、1か月を経過するまでの延滞金の割合は、令和2年1月1日から令和2年12月31日まで、今年1年間ですけれども、2.6%、1か月を超えたときは8.9%という形になっております。

以上でございます。

○税務課長（山中竜也）

それではお答えいたします。

まず、今回の条例改正の主な内容ですけれども、こちらにつきましては、地方税

法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関連する規定を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、平成30年度の税制改正におきまして、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除が10万円引き上げられることとなったことから、今回改正につきまして、軽減判定時の所得判定基準を給与及び年金所得者1人当たり10万円を引き上げるものでございます。

あと、国保の今現在の加入世帯、年金だけ等の数字については、今手元にないところでございます。軽減世帯等につきましては、7割軽減の世帯が2,588件、5割軽減の世帯が1,119件、2割軽減の世帯が761件となっているところでございます。ほかの数字については、今手元にないところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案の94号について、2回目の質問に移ります。

私の、この間の課長との意見交換含めて理解では、もともとが住宅家賃とか水道料金とかいった、いわゆる使用料等の滞納については、いわゆる欠損処分ができなかった、過去は。できなかったために、この条例を制定して、そしてこれらを滞納の中で、どうしても徴収不能な件については、財政課で統括して、これを不納欠損を処理するようになった。そのための財産管理条例の制定であり、そのための統括する財政課の担当となったというふうに受けておりますけれども、間違いないのかどうか確認であります。これが第1点。

それから、今回の条例改正で、もう一回説明してください。今言われたように、特例で1か月までは2.6%、それから、それを超える場合は8.9%、これは本年度についてでありますよね。今回の条例改正で、どこの部分がどのように変わったのか、説明をしていただきたいと考えております。

それから、これを統括する、市長じゃなくても、副市長でもいいと思うんですけども、質問いたします。

私もいろいろ聞き取りをする中で、どうも組織としていかなものかという点があります。妙案は浮かばんとでありますけれども、例えば、家賃の使用料は建設課が日常的に一応徴収しております。それから、水道料金はもちろん水道課であります。

しかし、もちろん滞納を含めてですね、滞納含めて努力していますよ。それが最終的に、どうしても滞納について徴収が難しいとなったら、欠損扱いを、今言ったように、せざるを得ないって。そうすると、今度は担当課から財政課に担当を任すちいうか、いうことで、担当課が財政課になっていますよね。全く実務的なことは、

ただ1回もしていないんですよ、財政課は。

だから、そうした、やっぱり扱いしか考えられないのかどうか。以前、もちろん、条例制定段階で検討はされたと思うんですけど、私にも妙案はないんですよ、ないんですよ。

しかし、どうも腑に落ちん。財政課長なんか特にそうだと思うんですよ。残務処理だけをやるだけだから、数字上。ですから、まだ、よりましなやり方はないのかどうか、答弁をしてください。

次に、国保関係です。国保関係は、課長の説明では、例えば国保税の税額計算において、いわゆる所得の段階、所得の段階で言わば10万円を今後引き下げるといいますか、一方で、所得税計算では、10万円を引き上げるんですかね。その点が非常に分かりづらいんですけども。

結果として、今回の条例改正で曾於市全体としては、あるいは市民全体としては、1人残らず不利益とはならないのかどうか。まず、この質問が第1点であります。不利益となる方が出てこないかどうか、これが第1点。

それから、今度は、一方プラスとなる方々は、どういった方々がプラスとなるのか。これが第2点目であります。プラスとなる方々があつたら、金額はともあれ、予算まで考えていかなければいけないでしょ。それは考えた上でのことであるのかどうか。

それから、3点目の、さっき私が4つの部類で一応数字上、答弁してくださいって質問いたしましたけど、手持ちがないということで、これは事後でいいですので、私に報告してください。

以上ですが。

○副市長（大休寺拓夫）

各債権の担当といいますか、という話だったと思いますが、現在、言われたとおり、水道料については水道課、住宅使用料については建設課、税等につきましては税務課というふうになっております。

ただ、そういう債権についての整理とか、そういう考え方については、財政課のほうで統括はしておりますが……。

（「違いますよ」と言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

いやいや……。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

財政課のほうで、総債権については財政上のことは統括をしておりますけども、

それぞれの強制執行とかなっていきますと、税法にのっとって税務課、国保の場合も入りますけども。あと、そのほかのものについては民法になっていきますので、それぞれの担当課が民法上で請求をしていくということになっております。

ほかの市町村におきましては、例えばの話、いろんなそういう債権については、1つの課といいますか、グループといいますか、そういうところで集約をしているところも、ほかにはあるようでございますので、そういうものは今後参考にさせていただきたいと思います。

○財政課長（上鶴明人）

最初、議員のほうからありました質問についてでございます。

住宅使用料、それから水道料の不納欠損といいますか、債権の放棄という形になるんですが、今、住宅使用料、水道料につきましては、私債権という形になります。税法等とは全く違っておりますので、この債権については、本来、時効期間を過ぎても消滅しないということがございました。その意味合いから、この条例をつくりましたとき、条例等による放棄や免除、これを条例でうたうことによって、それを消滅することができることから、この債権管理条例ができたところでございます。

それと、先ほどの今回の条例改正の内容についてでございますが、条例改正につきましては、今回、地方税法等の一部改正に関する法律が施行されることになりまして、これまで用いていた「特例基準割合」、これを「延滞金の特例基準割合」という文言の修正。

それと、延滞金の割合が、今、ゼロ金利の状態が続いております。この特例基準割合を出すとき、延滞金の特例基準割合を出すときに、そのときに、数値的に短期の貸付約定金利、平均金利というのをを用いて算出するというようになっております。これに応じてゼロ金利の場合、0%を下回る場合が出てくるということがあることから、年0.1%の未満の割合であるときは、年0.1%の割合とすることということで、今回条例改正に載せたところでございます。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えいたします。

まず、この条例改正で不利益になる世帯は出ないのかということでしたが、こちらは、この条例改正は不利益になる世帯が出ないように、軽減判定等の基準を見直すものであります。したがって、不利益になる世帯はないところでございます。

それと、補正予算についてですが……。

（「その辺は、プラスとなるのはあるのかどうか。不利益はないけど、プラスとなるのが幾らかあるのかという質問です。恩恵を受ける分があるのかって」と言う者あり）

○税務課長（山中竜也）

今回の改正で、給与・年金所得の方につきましては全く同額となりますけれども、営業所得、給与・年金以外の所得の方につきましては、この基礎控除額が10万円上がる関係で、有利になる、税額が減る世帯が出てくるものでございます。

あと、補正予算につきましては、こちらにつきましては、令和3年の1月1日の所得に対してになりますので、以降の所得に対してになりますので、令和3年の当初予算で反映するものでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目であります。

まず、財政課長に質問いたします。

この条例が制定されてから、この間、特に住宅使用料と家賃の使用料について、そうしたいわゆる財政課のほうで不納欠損としたのが、何年度それぞれ何件あるのかどうか、答えていただきたいと思います。議会の報告あるって、やっているはずだってことでありますけども、一応整理してお答え願いたいと考えております。

2点目、関連いたしまして、元年度末の家賃と水道料金についての滞納額は幾らであるのか、この2点の質問であります。

あと、95条の国保についてでございます。課長が答弁がありましたけども、全体として不利益となる方はどなたもいないということで確認いたします。

一方、プラスになる方は、私が4分類した中での、例えば農業だけ、あるいは商売だけされている方が、所得控除額が10万円上がるために、幾らかプラスじゃないかということでありましたけども、これらを含めたそれぞれの被保険者の中での割合、何名いるのかについては、後ほど一応報告してください。課長、いいですね。ですね。答えていただきたいと思います。課長からの答弁はよろしいです。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

申し訳ございません。今、手元のほうに資料としましては、31年分と令和元年分しかありませんので、その数字でお答えさせていただきます。

30年度分になりますね。平成30年度分のほうが、住宅使用料が2件の9万8,300円、水道料が4件の1万750円の、合計6件の10万9,050円というのがございます。

そして、令和元年度につきましては、2年の今年の4月の1日に報告させていただいた分でございますが、住宅使用料が11件、水道料が5件の、合わせて16件で151万4,440円という形になっております。

（「滞納額ですが、何人とかのそれぞれ」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

申し訳ございません、滞納額につきましては、おのおのの主管課のほうで答えさせていただきます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第96号 曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第97号 曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について

日程第8 議案第98号 曾於市介護保険条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第6、議案第96号、曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてから、日程第8、議案第98号、曾於市介護保険条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○8番（今鶴治信議員）

私は、議案第97号、曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について、福祉課長に質問いたします。

今回の条例を改正された場合、影響額は幾らぐらいになるか伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えいたしたいと思います。

今回の条例の一部改正における影響額は幾らかということでございますが、令和3年4月1日以降の診療分から、県内の医療機関等における現物支給方式の対象を、住民税非課税世帯の未就学児から、今回、住民税非課税世帯の高校生までが拡充されることに伴いまして、今回条例をお願いしたところでございますが、曾於市におきましては、現在、高校卒業相当年齢までの医療費については、全額助成を行っているところでございます。

今回の改正において、住民税非課税世帯の高校生までが対象となっておりますの

で、今年度の実績から試算しますと、未就学児を除く18歳までの市の持ち出し分が、今年度でいたしますと、5,126万円程度になるというふうな計算をしているところでございますが、そのうち18歳までの非課税世帯分が133万9,000円程度になるというふうに、今推測しているところでございます。

これに伴いまして、県のほうの補助が2分の1でございますので、市の負担軽減額につきましては、今年度に置き換えますと、66万9,000円程度になるんじゃないかなろうかというふうに、今試算をしているところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

曾於市で、これまで高校生卒業前までの助成を独自にやっていたわけですが、今回、今課長の説明のように、県のほうが高校生まで現物支給を拡大したということで、金額は今分かりましたけど、対象の世帯というか人数としましては、利用された人の数だと思いますけど、どのぐらい曾於市に、もし医療機関にかかれた場合に、何世帯が今回でいらっしゃるのか伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

一応今回対象となる18歳までの人数につきましては、現在、未就学の対象者が1,369人ございます。それと、今回18歳まで未就学を除く人数が2,808人になるんじゃないかなろうかというふうに、現在なんですけど、人数でございます。そのうちの非課税世帯が160人と、未就学児を抜いた場合は、18歳以下の方々については、非課税世帯の人数が160人になるというふうに考えているところでございます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第99号 曾於市営住宅条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第9、議案第99号、曾於市営住宅条例の一部改正についてを議題いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第99号は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第100号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について

日程第11 議案第101号 曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第10、議案第100号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について及び日程第11、議案第101号、曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第102号 指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）

○議長（土屋健一）

次に、日程第12、議案第102号、指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第102号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第103号 指定管理者の指定について（花房峡憩いの森）

○議長（土屋健一）

次に、日程第13、議案第103号、指定管理者の指定について（花房峡憩いの森）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

何項目かの質問をいたします。今回は、この森林組合のほうに非公募で、今後5年間の指定管理をしたいということでの提案であります。

質問の第1点であります。森林組合のこの間の花房憩いの森についての指定管理は、通算で一応何年やっているのでしょうか、この質問であります。

2点目は、今回のこの指定管理料は、毎年1,270万円からの5年間でございますけれども、この指定管理料の考え方について示してください。

あわせて、第3点目、この間の指定管理料について報告してください。

さらに、平成29年度から元年度までの3か年分だけでよろしいですけども、花房憩いの森の利用状況、また、今申し上げた指定管理料を含む毎年の収支状況について、収入を含めて答えていただきたいと思います。と思っております。

4番目は、森林組合の職員の、花房憩いの森についての配置状況、あるいは管理について、時間等を含めて答えてください。

次に、これまで指定管理関係で毎年質問して、一定の前進は見られてんですけども、今後この指定管理について議会で議決された以降、市としては、条例見ますと、速やかに一応指定管理を受ける団体に通知を行うとなっております。それを受けて、これまでの八木副市長の答弁では、私の強い再三の指摘要望もありまして、今回の場合は、森林組合といわゆる仮契約を結ぶことになるわけでありまして、この仮契約の時期は速やかにということで理解していいのかどうか。その内容についても答えていただきたいと思います。と考えております。

取扱いについても、この条例上、文言がありませんけども、一応文言としては、仮契約ということで言葉上は理解していいのかどうかの質問でございます。

最後に、今後の課題等について、課題もいっぱい、花房憩いの場合はあろうかと

思っていますが、課題については、どう市としては考えているかでございます。

以上です。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

まず最初の、森林組合の指定管理ですが、今回で2回目が終わるということで、今10年目でございます。

それから、指定管理料につきましては、1,270万円でございます。

（「その考え方」と言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

考え方としましては、今までの実績を勘案しまして、1,270万円ということで運営ができているということで、黒字も出ていますので運営ができているということで、1,270万円を考えております。

それから、平成29年からの3か年の利用状況でございます。

29年度が、入場者数が1万2,621人、それから利用料が290万7,000円、指定管理料が1,270万円で、合計で収支が1,560万780円となっております。

それから、平成30年でございます。入場者数が1万1,348人で、利用料が266万9,610円、指定管理料が1,270万円で、合計で収支が1,536万9,610円です。

それから、元年度が、入場者数が1万2,294人で、利用料が313万7,260円、指定管理料が1,270万円で、収支の合計で1,583万7,260円となっております。

それから、仮契約の件でございますが……。

（「その前に職員の……」と言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

すみません、失礼しました。職員につきましては、常時3名体制で管理をさせていただいております。

（「時間」と言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

時間は、8時半から5時まででございます。

それから、仮契約の件でございますが……。

（「期間までなんですか。時間の期間ですが」と言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

期間は、年末、通常の年末の休みを除いて開けております。

それから、仮契約でございますが、今回、債務負担を起こしての補正をお願いしておりますので、その債務負担行為のほうで仮契約のほうが大丈夫じゃないかなと思っております。

（「仮契約という表現でいいのかと言ったんです」と言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

そっちのほうは、財政課の課長のほうにお願いしたいと思います。

それから、課題等についてでございますが、やはり平成30年度までジョギング大会をしておりましたが、やはり多いときは250名ぐらいの参加者がおりましたが、年々少なくなりまして、一番直近の平成30年度は120人程度ということで、やはり行事がマンネリ化をしてきたというようなことでありまして、令和2年度はそれに代わるものということで、花房峡憩いの森感謝祭というのを計画しておりましたが、コロナの関係で中止ということになりました。

以上でございます。

○財政課長（上鶴明人）

先ほど議員からありました、仮契約をするのか、しないのかということについてのお答えいたします。

今回、この花房峡憩いの森につきましては、指定管理の選定委員会を10月21日に実施しております。その結果、候補者として選定しております。その後、市長の決裁等を受けまして、10月10日に森林組合のほうに通知を出しております。それに基づきまして、今回、このように議案として、また債務負担行為として予算書にも出しているところでございます。

ただ、この候補者として選定をした期間から、4月1日からとなりますので、その間が相当長うございます。通常、この間に基本協定を締結するんですが、基本協定につきましては、細部に至っての協定を行うために、やはりその間、大分時間を要しますので、それを補完するために、候補者として選定をした10月1日で、一応こちらとしては覚書の締結をお願いしております。

これにつきましては、指定管理の基本協定までの間について、要するに、指定の取消し、そういったことが生じたときにできるような形で覚書を締結しておりますが、森林組合との覚書につきましては、11月の19日に覚書を締結しております。

ですので、今回基本協定を締結するまでの間は、この覚書において事務を進めていきますが、当然、今回議案として上げております。議決をされた後に、基本協定の本格的な協議となるところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目であります。

ただいま財政課長が答弁がありましたように、一応覚書という捉え方でいいですね。

これは、池田市政の時代から五位塚市政になってからも、ずっとこの間、繰り返し取り上げて、空白期間が年明けて来年の4月1日まで書類ってことで、やはり公的な協定になりますので、何らかの仮契約は必要ではないかということで、再三取り上げての現段階での覚書ということでございます。十分ではないかもしれませんが、私はこれで、ないよりはいいというか、行政としては、という点で了解いたします。

質問の第1点でありますけども、後ほどの提案を含めて104条を含めて、まず、これは財政課長ですね、今、曾於市が指定管理団体が幾つあるでしょうか。

2点目、その中で、いわゆる公募じゃなくて、非公募が何件で、公募が何件なんでしょうか。これが2点目。

非公募が非常に多くなっております。本来公募すべきなのも非公募になっております。今回提案も非公募であります。これ市長に質問いたしますが、結果的に非公募になりますと、今回の花房峡憩いの森もそうありますけども、随意契約に形としてはならざるを得ない側面があります。最初の十数年前の指定管理ができたそもそもの目的というか、大分離れているような感じが一面ではないわけではないと思っております。このままでいいのか、やむを得ないのか。随意契約とやっぱり違いが、もちろんあることはあるんですけども、ほとんど変わらんのではないかという感じもいたします。

例えば、よく挙げておりますけども、指定管理じゃなくても、委託契約でも1億円近い、学校給食センターについては毎年シダックスに委託契約しておりますよね。

ですから、それとこの随意契約的な今回の指定管理とどこが違うのかという点がありますけども、もっともっと深い研究が必要ではないかと思っておりますが、市長でも副市長でもいいですけども、現段階での考え方を答えていただきたいと考えています。また、今後はまた考え方が若干変わってきても致し方ないと思っております。

次に、担当課長に1点だけ質問いたしますが、毎年の利用者について、1万人を超えています。1万1,000人とか2,000人とか。これだけの利用者があるんでしょうか。私も何回か年間足を運んでおるんですけど、1万人ということは、単純計算で1日300名からでしょう。100名のときだったら、次の日が、あるいは別なときに、500名とか来ることになりますよ。ですね。特に冬は少ないから。

この数字はどっから来ている数字でしょうか。この1点だけ、ちょっと疑問なんですけど、お答え願いたいと考えております。

もっと、この利用者これだけあったら、使用料金がもっと多いと思うんですけどね。その辺りは実際どうなんでしょうか。収入が多いと思うんですけども。お答え

願いたいと考えております。

○市長（五位塚剛）

指定管理の在り方について述べたいと思います。

もともと行政のほうで管理していた施設について、入札を含めて、この間公募する形でのことをやってまいりました。その中で定着して、団体が市民のために有効的に管理ができるということが、実績ができたところについては、公募じゃなくて、随意契約的なもので、今しているところもあります。

多くの施設が、やはり利益を生み出していくというのは非常に難しい状況がありまして、当然ながら、私たち行政のほうでは、施設の管理、建物の補修を含めて、やっぱり修繕料が相当発生してきております。

そういう意味では、この間頑張っていたいただいた方々とよく話し合いながら、指定管理をお願いしていきますけど、今後、公募的なものができる施設ができた場合は、そういうこともまた引き続き検討はしていきたいと思います。

あとは担当課長から答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

議員のほうからありました、今現在における指定管理の施設数、それから非公募の施設数でございますが、令和2年4月1日現在、指定管理の施設数が19施設ございます。そのうちの非公募の施設管理数は12施設となっております。

（「残りは公募ですか」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

残りは公募になります。

以上です。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

この入場者数は何に基づいてのことかということですが、これにつきましては、毎月、森林組合のほうで、利用状況の報告書を出しております。これによりますと、多分、夏場のキャンプ等で家族連れ等も多いと思います。年間で割りますと、1日当たり三十数名、40名程度というようなことですので、その程度かなと思っております。

以上です。

○議長（土屋健一）

徳峰議員に申し上げます。質疑では、疑問点だけしか述べることはできませんので、申し添えます。

また、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんので、申し添え

ます。

○19番（徳峰一成議員）

先ほどの質問で1回目の今後課題、課題について、もう一回答弁してくださいと思います。

できてからも、これはもう二十数年、30年はたっているかどうか分かりませんが、老朽化を含めて今後の課題等について、せつかくの施設でありますので、これをずっと恒常的に使ってもらうためには、市のほうでそうした長期的な視野に立った取組が大事でありますけども、その点での今後の修繕を含めた課題等について、もう一回答弁してください。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

課題でございますが、先ほど述べましたように、年々というか、そういうイベント等についてもマンネリ化をしてきているというようなことであります。観光協会ともタイアップをいたしまして、散策ツアーなり駒打ち体験なり、そういうので、また人数を増やしていきたいと思っております。

それから、あと老朽化の問題であります。随時というか、ここ5年間のうち大きな修繕というのは、ブローの修繕をしているぐらいでありまして、今後またそういうのが出てくるかもしれませんので、年次的に計画をしながら改修等していきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋健一）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○8番（今鶴治信議員）

先に徳峰議員が、ほとんど私の質問事項は出されましたので、以前、この件地元でありますので質問したときに、バーベキュー等のことを取り組んだら利用者が増えているという市長の答弁がございましたけど、そういう感じで夏場の利用者が、その後、先ほど1万2,000人で増えているという感じでありましたけど、そういう点はどうであるのか。

それと、施設の老朽化も、今、徳峰さんが答えられましたけど、以前、大きな修理ということで、屋根の雨漏りで大きな予算を伴いましたけど、先ほど課長の話では、今のところそういうのはないということでありましたけど、もう一度そこを確認します。

それと、漏電による火災だったと思うんですけど、そこの施設が火災になったとございましたけど、やはり夏場に集中した利用ということで、メンテナンス等で

そういう、今後火事になるおそれはないのか、その点はどう取り組んでいらっしゃるのか伺います。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

夏場につきましては、今、森林組合のほうが一バーベキューの貸出し等もしております。夏場のキャンプ等ではたくさん使っていただいているようでございます。

それから、昨年でしたか、夏場にやはりバンガローのほう暑いというようなことで、クーラーを取付けをいたしまして、今年もそのおかげで人数が増えているようでございます。

漏電等の火災の件ですが、これにつきましては、森林組合のほうで十分巡回等していただいて、そういうのが出ないように指導しているところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

私の地元の方が今、管理作業していただいて、非常にいつ行っても、落ち葉等もきれいに清掃されて、地元の方、また訪れる方からも、非常に評判がいいことを聞いているもので、うれしいことではありますが、その方がもともと大工さんということで、軽微なことはベンチ等々も修理していただくんですけど、森林組合の指定管理料というのは固定なんですけど、その方が2人前ぐらい一生懸命やっていたら、やんじゃないかと思うんですけど、いずれこの人が退職された場合は、もっと人件費等も発生するんじゃないかと思うんですけど、その辺のことは今現状は大丈夫なんですけど、森林組合等との打合せはどうなっているか伺います。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。

ただいま議員おっしゃったとおり、神宮寺さんですか、大変よく管理をしていただいて、いつ行ってもきれいにしていただいております。おっしゃったとおり、大工さんということで、椅子をつくっていただいたり、ほとんどの業務は、神宮寺さんのほうがしていただいておりますが、辞めてからというか、後継者については、まだ森林組合とは話をしていないところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

最後に1点。私もたまに訪れるんですけど、時期的に桜の咲く時期に行ったことがないんですけど、以前、憩いの森開園何周年かで、私たちもだったけど、桜を植林したんですけど、何か地元でも桜がきれいだという話はあんまり聞いていないんですけど、その後、桜はどうなっているんですかね。

だから、そういう桜がもうちょっと継続的に、せっかくあそこの山林を伐採されましたので、植林していけば、先ほどのジョギング大会がマンネリ化と言われたけど、桜祭り等々とかも、いろいろイベントもできると思うんですけど、その点も、もしこの指定管理料は固定でありますので、森林組合等とも話し合って、そういうのにも予算をつけていただきたいと思うんですけど、桜はその後どうなっているのか伺います。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。

桜につきましては、管理をしていただきまして、咲いてはおりますが、やはり宣伝不足というか、そういうのであまり知られておりませんが、そこ辺りも今後、そういう桜の植栽なり、またそういうのをば広めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（土屋健一）

以上で、通告による質疑は終わりました、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第103号は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第104号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

○議長（土屋健一）

次に、日程第14、議案第104号、指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松ノ下いずみ議員の退席を求めます。

（松ノ下いずみ議員 退場）

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

先ほどの議案第103号と重なりますので、必要最小限2点、2項目だけ質問いたします。

まず、質問の第1点は、この3年間の施設の毎年の利用状況、収支状況について答えていただきたいと思っております。あと、指定管理料を含めて。

次に、今後のこの施設の課題についても答えていただきたいと考えております。
この2点です。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

利用状況と収支でございます。3年間なんですけど、まだ令和2年度は終わっておりませんので、平成30年度と元年度を御説明いたします。

入場者数は1万……。

（「ちょっと待ってください。3年間、過去3年と言ったから、29、30、元年ですね。さっきの花房もそうだったから」と言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

失礼しました。

（何ごとか言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

失礼しました。29年は直営でございました。入場者数が1万1,370人で、利用料金が176万1,130円、その他の収入が19万1,529円、合計で195万2,669円でございます。

それから、30年度でございます。入場者数が1万199人で、利用料が210万5,420円、その他で、これ、もくもく館の利用でございますが、168万9,221円、合計で1,184万4,641円でございます。

令和元年度で……。

（「すみません、指定管理料含めてと言ったでしょ」と言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

失礼しました。平成30年度が指定管理料は805万円で含めまして、利用料その他を含めまして、1,184万4,641円でございます。

令和元年度でございます。入場者数が9,111人で、指定管理料が805万円、それから、利用料が247万6,150円、その他が145万7,081円で、合計の1,198万3,231円となっております。

それから、課題でございますが、どうしても夏場にお客さんが多いということで、夏場の収入はあるんですが、冬場と年間を通しての来客数が少ないということで、今後、ミニ動物園なり、そういうのも計画したいというようなこともありました。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

2回目でございます。

私も何回か自主的に足を運んでんですけども、冬場の利用だけではなくて、施設

を含めて、まだ大川原峡全体の周回コースといいますか、以前、たしか山田議員も質問した、提案を含めてあったんですけども、この辺りの周回コースを含めての課題等はないのかどうか、1点の整備を含めて。もちろん、一番は道路事情でありますけども、その辺りを含めての課題だったんです。議論されていたら答弁してください。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

大川原峡全体というか、一番の問題というのは、やはり吉村先生の土地ですかね、そこがまだ売却というか、そういうのに至っておりませんので、そこが合意に至れば、その土地を買収して、いろんなものに使えるのかなと思っております。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第104号は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

松ノ下いずみ議員の入場を許可いたします。

（松ノ下いずみ議員 入場）

日程第15 議案第105号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第15、議案第105号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

簡潔に質問いたします。

まず、第1点は、9ページ、歳入の財調の基金繰入れが、1億6,170万2,000円になっております。このことで基金残高幾らか。

第2点目は、毎回質問いたしておりますが、元年度末の基金残高が26億円か27億円ということで、現段階でも一応想定していいのかどうか、見通しとして。これが第1点。

それから、第2点目は、通告要旨では10ページということでありますけども、歳出では125ページ、建設課サイドの排水路整備事業の負担金が250万円であります。

質問の1点は、都城志布志地区の道路の負担金であります、負担金の考え方、計算基礎について。それと、法律上の根拠について教えてください。場所についても、ちょっと詳しく説明してください。今朝も通ったんですけども、どの辺りかなというのを想定できますけど、確信ができません。

それから、2点目は、一応通告要旨にはないんですが、125ページの中で、建設課の櫓上からの残土処分の整備工事ということで、今回323万7,000円が追加されておりますが、この場所と内容についても、一応説明してください。

次に、102ページについて、この実態について有害鳥獣については、この間、同僚議員の何名かからも詳しく説明がありましたので、2点だけ重ならない程度で質問いたします。

私は、課長にも個人的にも先日申し上げたんですけども、毎年いわゆる有害鳥獣といますか、イノシシを中心として増えてきておりますが、どれだけ増えてきて、現段階では、曾於市内でどれだけ実態が、どういった実態にあるのか、誰一人として課長を含めて分かる形では、まだ把握はされていないんですよ。口頭での説明はあっても、非常に行政的でないといいますか、だから、今後もやはり予算は増えるでしょうから、そのマップを含めて、やはりつくって、お互い理解を含めて、あるいは猟友会を含めた関係の方々も含めて、実態の共通の認識を共有すべきだと思うんですよ。非常に非生産的というか、非科学的な点がありますので。

ですから、その辺りはやはりもっと科学的な根拠も続く、文書等での実態把握も続く議論が、これは市にとっても大事なことじゃないかと思っておりますので、その点での考え方を聞かせていただきたいと思います。

それから、ちなみに関連いたしまして、過去3年間、30年度、元年度、これ本年度でいいですから、本年度の今回の補正を含めた歳出額は幾らになっているか、以上、2点であります。

次に、109ページのふるさと給付金2,399万円であります。今年の歳入歳出、それから取組の現状と特徴を報告してください。

次に、121ページの4,148万9,000円、耕地課サイドの災害復旧費についてでございます。おとといの岩水議員との質問にも関連いたしますけども、これは今年のいつの何月何日頃の時点の災害復旧費を、この12月議会に提案したのでございましょうか。これが、質問の第1点。

それから、第2点目は、こうした大々しい災害について、なぜ今の段階での予算計上なのか。9月議会には対応できなかったのかどうか。さんごじゅうごたって

からの予算提案でありますけども、その辺りについて答えていただきたいと思います。

今、予算計上したら、年明けて来年からの予算執行になるでしょう。だから、しかも身近な問題じゃないですか。一般財源が全額対応でありますので。ですから、もっと一般論として、早めに予算提案をすべきじゃないでしょうか。そして、予算執行をすべきだと思うんですが、教えてください。

次に、127ページの危険廃屋の解体撤去の480万円でございます。95件を111件に増やすということでございますが、質問の第1点、これも平成30年度、元年度、そして、2年度の補助件数と補助額について答えていただきたいと思いますと考えております。

この中で、特に本年度の取組の特徴、今の段階で補正予算が計上されたということは、ちょっとあるかもしれませんが、記憶にないんです。その点について答えていただきたいと思いますと考えております。

もし分類されていたら、規模別に分類して、例えば解体費用が100万円かかったのが何件で、200万円、あるいは300万円で分類されていたら答えていただきたいと思いますと考えております。

曾於市のこれまでの事例を見ますと、100万円、200万円、せいぜい二百数十万円までは多いんですけども、しかし、300万円を超える解体については補助額が少ないということで、なかなか曾於市内を見ましても、大きな家屋については残っております。その辺りもありますので、分類がされていたら答えていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、まず9ページの財政調整基金の繰入れについて、それに関連してお答えいたします。

財政調整基金の繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整として、1億6,170万2,000円計上しておるところでございます。

令和元年度末の基金残高が27億8,540万2,000円であり、当初予算から今回の補正予算9号までの繰入金を19億9,148万1,000円、同じく今回の9号までの積立金を5億3,309万1,000円計上しておりますので、現段階での令和2年度末の基金残高見込額は、13億2,701万2,000円としているところでございます。

財政調整基金につきましては、基本的な考え方ですけども、災害復旧、その他特別な財政事情において不足が生じたときの財源でございます。

今後、積立金等につきましては、3月の補正予算、それから専決処分によります繰戻しによる繰入金の減額、または積立金を予定をしているところでございますが、

先ほどありました25億円から26億円という設定額についてどうかということでございました。

（「25じゃない、26から27。細かいけども。26から27」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

26億円から27億円。申し訳ございません。それについてですが、今現在、年度途中でございます。そして、今回の災害、2年続きでの災害でございました。これに多額の一般財源を要しているところでございます。

今回、補正予算にも計上しておりますが、また、コロナ関係の関連事業費、これについても、現在のところでは、今、国も動いておりますし、市としても、いろいろな面で検討しているところでございますので、明確な答えはできないところでございますが、現在の推移で行きますと、やはり今の希望的私の観測でしかないんですが、やはり25億円から、今言われた26億円から27億円という、この27億円というのは、交付金の関係で大分変わってくると思います。

特に特別交付税、そういったもので変わってくると思いますが、先ほど議員が言われた26億円から27億円ですけども、一応そこを目標として、これから経常的な経費、そういったものも詰めながら、落とせるものは落として、翌年度に回せるものは、もう今の段階では無理なんですけども、そういった経常的経費を詰めながら、翌年度の財源を確保しながら、財政調整基金に少しでも積み戻し、それから繰戻しができるような形で行いたいと考えているところでございます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、建設課分についてお答えいたします。

10ページの排水路整備事業の負担金250万円の事業内容についてでございますが、これにつきましては、議員もおっしゃったとおり、都城志布志道路流末用排水路整備負担金の起債の250万円でございます。

歳出については、125ページの都市計画総務費の中の流末排水路工事の宮崎県営事業の負担金でございます。これにつきましては、宮崎県都城土木事務所が発注し、施工をし、今年度完成予定になっている橋野地区の排水路改修事業でございます。

当初予算で、宮崎県への工事負担金として2,215万円をお願いしたところでございますが、今回、本排水路の流末工事、樋門等の工事でございますが、それと大淀川の護岸工事の取付け部の工事に矢板工事等は必要となり、また併せまして、地下からの多量の湧水が発生したということで、施工方法の変更により、仮設工事等の変更増となったところでございます。

以上のことから、曾於市の負担金271万5,000円が不足するため、今回、補正予算をお願いしたところでございます。場所につきましては、橋野の今回整備をしております。

ますが、県境付近の流末排水でございます。

この負担金につきまして、負担割合が、宮崎県が74%、曾於市が26%ということで負担割合を決定しているところでございます。これにつきましては、都城志布志道路の流末の工事を今回協議をする中で、宮崎県が計画する排水路の断面と、その排水路につきましては、市のほうでもその地区が冠水し、防災上の観点から、排水路整備を計画していたわけでございますが、宮崎県が計画をする断面と、市が計画する断面の差といいますか、その工事費の差額を曾於市が負担するというところで、26%の負担となっているところでございます。

それから、憶上の残土処分地の整備工事でございますが、これにつきましては、県道垂水南之郷線と、同じく県道の末吉二之方見帰線の交差する交差点から、見帰のほうに200m行ったところの山林を買収しておりますが、そこを埋立て工事を行っているところでございます。建経常任委員会等におかれましては、現地調査をさせていただいたところでございます。

現在、土砂が下流に流出する災害が発生したため、今後、それを計画的に整備するということであります。この埋立てにつきましては、今後、都城志布志道路の工事がなくなった後につきましては、市の発注工事等の残土処分地として計画しているところでございます。

それから、127ページの危険廃屋解体撤去工事の状況でございますが、本年度の補助金につきましては、95件2,850万円の当初予算をお願いしたわけでございますが、11月末現在で既に106件2,875万6,000円の申請があるところでございます。今回、昨年度までの実績を勘案し、16件分480万円の補助金を補正予算でお願いするものであります。

この3年間の実績でございますが、平成29年度は83件、30年度が96件、元年度が103件の申請があったところでございます。

それから、この工事費の分類ということになりますが、細かくなりますが、50万円未満が2件、50万円から100万円が29件、100万円から150万円が40件、150万円から200万円が4件、それ以上が4件ということで、現在、79件が既に補助金を交付しているところでございます。それが今の内訳でございます。

この増加している原因ということになりますが、これにつきましては、建設課等でも原因を調べるために、昨年度、空き家の調査を全市で行ったところでございます。その結果で行きますと、空き家原因といたしましては、曾於市内の空き家数が急激に増加したこと、それから補助金等について、市報、ホームページ、パンフレット等により、市民が補助金制度を分かっていたということでもあります。

あわせて、市内における解体工事がいろんなところで見るようになって、景観、

その他危険な状態の解消をするために、市民の意識が高まったのが原因ではないか
と思っているところでございます。

以上です。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

イノシシ等の実態把握でございますが、現在のところ捕獲隊の方々が、そういう
イノシシ等を捕獲したところをメッシュの地図上に落としておりますので、今後は
そういう図面を小さな図面に置き換えまして、捕獲隊と情報の共有をしていきたい
と思っております。

それから、過去3年間の金額でございます。これにつきましては、捕獲の補助金
でございます。平成29年度が778万5,500円、それから平成30年度が1,039万1,100円、
令和元年度が721万8,200円となっておりますが、これにつきましては……。

（「今年度は補正を含めて」と言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

本年度につきましては、1,456万9,100円を見込んでいるところでございます。

以上です。

○商工観光課長（竹田正博）

それでは、私のほうは、109ページ、思いやりふるさと寄附金についてござい
ます。

御質問に、歳入歳出含めてということでございましたので、当初予算の歳入が18
億円、今回の補正では、その歳入の部分は変わっておりません。歳出につしまし
ては、当初で28億139万7,000円を計上いたしておりました。今回、2,399万円の増
額をお願いするということで、トータルで28億2,538万7,000円と。この中から、18
億円は基金という形で積み立てますので、いわゆる経費といたしましては、10億
2,538万7,000円を予定しているところでございます。

今年度の取組の特徴状況でございます。思いやりふるさと寄附金につきましては、
主に4つのポータルサイトが中心で取り組んでおります。このポータルサイトのい
わゆる広告料の割合がそれぞれ違いまして、昨年を参考に当初予算を見込むわけ
ですけれども、この見込みが金額に変更が生じてまいりました。そういったことから、
今回広告料の増額補正を2,399万円お願いするものでございます。

また、今年度の状況につきましては、11月末の時点で寄附金額が10億9,300万円
でございます。昨年対比でしますと、1.3倍ということになっておりますが、1件
当たりの寄附金額単価が平均で1万7,600円というふうになっております。これが
昨年からしますと、1件当たり2,700円ほど単価が減少している状況でございます。

結果的に申しますと、寄附件数は1.5倍で推移をしておりますけれども、寄附金額の伸びが若干鈍化しているというのが、今年度の特徴でございます。

以上です。

○大隅支所産業振興課長（高野和夫）

それでは、121ページでございますが、お答え申し上げます。

まず、いつ頃の災害かということでございますが、7月の豪雨でございます。

それと、なぜ今頃になったのかということでございますが、災害が発生しまして、地権者の方が現地を見に行くのが遅くなり、また、市のほうへ連絡が来るのが遅れたので、今回お願いするところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

産業振興課長の話では、市民の方々が報告が遅れたということですね。それだったら、致し方ないですね。

絞って、もう一、二点だけ質問いたします。

まず、建設課関係が中心なんですけど、1つは125ページの都城志布志間の負担金、課長から説明がありましたけども、2回目の繰り返しの質問ですが、算定についての考え方、全体の中で26%分を曾於市が一応負担するということは、これは別に法律上含めた、明確な根拠はないわけですね。その確認であります。

そもそも論から言いまして、通常はやはり法令、法律あるいは条令に基づく歳出を事業課だけじゃなくて、曾於市全体の歳出については計上するというのが、これ基本原則でしょ、行政の場合は。

この負担金については、そうした基本件数から、言わば例外的に外れた形での法律上は、負担割合の一応出し方ということで解釈していいのかどうか、確認でございます。

それから、同じく125ページの櫛上の残土処理については、確認であります、これは県が行っている志布志間の道路についての残土処理でしょうか。それを曾於市のほうが、処分については、市の予算を出して、一応計上しているという理解でいいのでしょうか。本来だったら、そうであるならば、県がやはり負担すべき支出ではないかと思うんですけども、私が理解が間違っていたら、その訂正を含めて答えていただきたいと思います。思っております。

それから、127ページの危険廃屋の解体撤去補助、池田市政当時にこれは出された施策ですけども、私は現在でも、最も曾於市の場合、現状に適した、言わばよい制度だと思っております、これは。

今後、高齢化が進む中で、ますますこうした廃屋が増えてくるって、それに一定、

市が補助金を出してやるというのは、最もすばらしいといいますか、制度の一つだと思っております。定着しているからこそ、課長も説明がありましたように、予算が補正予算で増えているって、これはいいことであります。いいことであります。

そこで、市長に1点だけ質問いたしますが、課長答弁にもありましたように、その中で解体撤去費が少ない家屋について、この補助が集中していますよね。例えば200万円以上かかるのは、僅か79件の中で4件であります、課長答弁では。つまり200万円を超えますと、ましてや300万円を超えると、全体がお金がかかるということで、市の補助はありがたいけども、しかし、30万円ですか上限が、では対応できないということで、そのまま曾於市全体を見ますと、そうした大きな家屋といいますか、が残っております。

ですから、この補助要件も30万円一律じゃなくって、そろそろ撤去費用がかかるについては、プラスアルファの上乗せをして、曾於市全体の古い解体すべき部分については、住民が望むならば、柔軟に対応していくやり方を検討し直すべきじゃないかと思っておりますが、そのことを含めて、これは市長に質問いたします。

以上、絞っての質問であります。

○市長（五位塚剛）

市内の古くなった建物について、もう住むことができなくなった建物の解体が非常に進んできております。そういう意味では、解体業者の仕事量も増えておりまして、非常にいいことだと思っております。

その解体費用の補助について、私たちも内部検討をしておりますので、今後できるかできないか等含めて、また業者の方々、また市民の解体される人たちの意見も聞きながら、今後また検討させていただきたいと思います。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは説明いたします。

都城志布志道路排水路整備事業の負担金についてでございますが、これにつきましては、都城志布志道路の排水路整備に関する基本協定書ということで、宮崎県知事、それから都城市長、それから曾於市長で協定を締結した上で、この負担割合を決めているところでございます。

この負担割合の26%につきましては……。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

26です。につきましては、先ほど申しましたように、曾於市が計画していた排水路整備でございますので、その断面の大きさといいますか、計画断面によって、宮崎県が計画する分と曾於市が計画する分の差を曾於市が負担をするというところで、

26%の負担が生じたところでございます。

それから、この櫛の残土処分地の設置した経緯でございますが、これにつきましては、今、産廃処理ということで、工事で発生する発生土につきましては、今、有料で処分をするということに、県のほうから指導は来るわけでございますが、曾於市のほうにも、そういった残土処分地が必要ではないかというところを検討したところでございます。

その中で、都城志布志道路の残土処分地も必要ではないかというところで、県と協議をしながら、一応決めるときには、市の残土処分地と都城志布志道路の処分地をいろいろ検討する中で、今の場所を設置したところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

通告外で申し訳ありませんが、ただいまの地元のことで、1点だけ伺います。

櫛上の残土処理の処分地、以前は市長の説明では、工業団地、また住宅分譲にもなるんじゃないかということで、私も地元で花見等で、大分いいことだと言って説明したところでありますが、いろいろ聞いたところによりますと、ただ埋め立てというだけで、残土処理としてはいいんでしょうけど、あそこにそういう建物とか、何か建設できる場所であるのは可能であるかどうか伺います。

○建設課長（新澤津順郎）

この件につきましては、以前も議会の中でも、いろいろ指導頂いたところでございます。その中で、この埋立地につきましては、埋立てが完了するまでに相当な期間が要するというところであります。

また、埋立てをして、すぐに建物を建てるには、例えば沈下等の心配があるということで、簡単にはそういった建物は建てられないんじゃないかというところでございます。

しかしながら、将来的には、都城志布志道路の末吉インターに近い場所で、いろいろな工業団地とまでいかないかもしれませんが、そういったものに活用できる土地ではないかと思っているところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

もう一点だけ、すごく段差があって、大体埋め立てる土砂が、シラスが主だと思わんですが、将来的どのぐらいまで土が、工事の説明によりますと、3月28日ぐ

らいで完了予定というのも報道でありました。

残土がどのぐらいまで埋め立てられるのか、またその後の大雨等による土砂崩壊等の処置は、ちゃんと最後までやられるのかどうか、その点だけ、ついて質問いたします。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおり、災害等の発生する心配、確かにあるところでございます。

前回、建設経済常任委員会の委員の方々にも現場見てもらったところでございますが、土砂が先日の7月豪雨でも、一部流出したところでございます。それらの土砂を流出等の災害を防止するために、今回、補正予算をお願いし、土留め等の工事、それから調整池等の設置をして、防災に対応していきたいと思っているところでございます。

また、この埋立てについては、先ほど申しましたが、相当数の期間が要するわけでございますが、これからまた、こうした災害防止、それから埋立て用の工事等について、また予算をお願いすることになると思います。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第105号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

—————・—————

日程第16 議案第106号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について

日程第17 議案第107号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について

日程第18 議案第108号 令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）に
ついて

○議長（土屋健一）

次に、日程第16、議案第106号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてから、日程第18、議案第108号、令和2年度曾於市介護保険

特別会計補正予算（第４号）についてまでの以上３件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案３件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————・—————・—————

日程第19 議案第109号 令和２年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第20 議案第110号 令和２年度曾於市水道事業会計補正予算（第４号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第19、議案第109号、令和２年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第３号）について及び日程第20、議案第110号、令和２年度曾於市水道事業会計補正予算（第４号）についてまでの２件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案２件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12月22日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

—————・—————・—————

散会 午後 零時 11 分

令和2年第4回曾於市議會定例会

令和2年12月22日

(第5日目)

令和2年第4回曾於市議会定例会会議録（第5号）

令和2年12月22日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

- 第1 議案第91号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について

（総務常任委員長報告）

- 第2 議案第92号 曾於市自転車等の放置防止に関する条例の制定について

（建設経済常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第3 議案第93号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

- 第4 議案第94号 曾於市債権管理条例の一部改正について

- 第5 議案第95号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

（総務常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第6 議案第96号 曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

- 第7 議案第97号 曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について

- 第8 議案第98号 曾於市介護保険条例の一部改正について

（文教厚生常任委員長報告）

- 第9 議案第99号 曾於市営住宅条例の一部改正について

（建設経済常任委員長報告）

（以下2件一括議題）

- 第10 議案第100号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について

- 第11 議案第101号 曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

（文教厚生常任委員長報告）

- 第12 議案第102号 指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）

（文教厚生常任委員長報告）

第13 議案第103号 指定管理者の指定について（花房峡憩いの森）
（建設経済常任委員長報告）

第14 議案第104号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）
（建設経済常任委員長報告）

第15 議案第105号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

第16 議案第106号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

第17 議案第107号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

第18 議案第108号 令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下2件一括議題）

第19 議案第109号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について

第20 議案第110号 令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について
（総務常任委員長・建設経済常任委員長報告）

第21 議案第111号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について

第22 閉会中の継続調査申出について

第23 議員派遣の件

追加
（第5号の2）

第1 議員辞職の件

（第5号の3）

第2 文教厚生常任委員会委員長の互選

第3 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

第4 高校跡地利活用調査特別委員会委員の補充選任について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1 番	重 久 昌 樹	2 番	松ノ下 いずみ	3 番	鈴 木 栄 一
4 番	岩 水 豊	5 番	渕 合 昌 昭	6 番	上 村 龍 生
7 番	宮 迫 勝	8 番	今 鶴 治 信	9 番	九 日 克 典
10 番	伊地知 厚 仁	11 番	原 田 賢一郎	12 番	山 田 義 盛
13 番	大川内 富 男	14 番	渡 辺 利 治	15 番	海 野 隆 平
16 番	久 長 登良男	17 番	谷 口 義 則	18 番	迫 杉 雄
19 番	徳 峰 一 成	20 番	土 屋 健 一		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 梅 木 康
主 任 富 田 洋 一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (26名)

市 長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	内 山 和 浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳 留 弘	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	畜 産 課 長	野 村 伸 一
企 画 課 長	外 山 直 英	耕 地 課 長	小 松 勇 二
財 政 課 長	上 鶴 明 人	建 設 課 長	新澤津 順 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	水 道 課 長	徳 元 一 浩
市 民 課 長	岩 元 浩	会計管理者・会計課長	桐 野 重 仁
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一		
財部支所産業振興課長	笠 野 満		

開議 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。

皆様、御承知のとおり、農林振興課長の富吉浩幸氏が、12月17日突然御逝去されました。

ここで、故富吉浩幸氏に、哀悼の意を表するために黙祷をささげたいと存じます。

皆様、御起立をお願いいたします。

黙祷。

（起立・黙祷）

○議長（土屋健一）

お直りください。御着席をお願いいたします。

（着席）

○議長（土屋健一）

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第91号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

○議長（土屋健一）

日程第1、議案第91号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

議案第91号については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案6件を12月14日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第91号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について。

本案は、大島農業共済事務組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合規約を改正するものです。

なお、本案に対する質疑、意見等はありませんでした。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原

案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第91号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第92号 曾於市自転車等の放置防止に関する条例の制定について

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、議案第92号、曾於市自転車等の放置防止に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第92号については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案6件を12月14日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

1、議案第92号、曾於市自転車等の放置防止に関する条例の制定について。

本案は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律が昭和55年に制定されていましたが、本市において近年放置自転車が発生するようになり、公共の場所及び自転車等駐車場における自転車等の放置の防止等に関

し必要な事項を定めることが必要となったため制定するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

1点質問いたします。

先日の議案提案で、この条例を提案するに当たって、実際、曾於市内の自転車等の放置状況がどうであるか質問いたしましたが、実態把握についての十分な答弁が得られませんでした。

また、市長答弁では、実態把握は必要で大事なことであるとの答弁がありましたけれども、委員会審議の中で、この実態把握について、今後生きた条例にするためには、まず市は実態把握を行った上で、各条例の項目に盛られた内容を実行していくべきじゃないかと思うんですが、そのあたりで、実態把握等の今後の取組の課題について議論がされていたら報告してください。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

現状についての質疑がありまして、毎年3件ほどの放置自転車があり対応に苦慮しているということが、現在放置自転車として取り扱ってる件数としての実態としては、年に3件ほどということでありました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第92号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求

めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第93号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第94号 曾於市債権管理条例の一部改正について

日程第5 議案第95号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、議案第93号、曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてから日程第5、議案第95号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第93号、曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、関係する総務省令の題名が変更されたことから、条例中で引用するこの省令の題名を改正するものです。

曾於市内で、これまでこの条例の対象となり課税免除した実績についての質疑に対し、平成23年度に内村工業団地内で操業を開始した企業の平成24年から平成26年までの3年間、対象となる土地、家屋及び構築部分の償却資産に対して課税免除を行ったとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第94号、曾於市債権管理条例の一部改正について。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年1月1日から施行されることに伴い、曾於市債権管理条例を改正するものです。

私債権放棄の報告についての質疑に対し、3月末に各課から私債権の滞納等について報告があったものを債権整理委員会で審査し、4月1日付の文書で市議会議長に通知、それ以降一番早い市議会全員協議会に報告しているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第95号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、軽減判定時の所得判定基準を、給与及び年金所得者1人当たり10万円引き上げる改正が主なものです。

納税者が不利益を被る改正ではないかとの質疑に対し、不利益になるものではないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の94号の曾於市債権管理条例の一部改正について、1点だけ委員長に伺います。

先日の議案提案時でも言って質疑いたしましたけれども、委員長報告にも若干報告がありますように、これは、建設課の水道料、あるいは建設課の家賃、あるいは水道課の水道料等について、一応滞納が続いた場合に、結果的に財政課のほうで債権整理委員会というのを設置して、毎年審査して、事後4月に議会に通知するというシステムになっております。

で、この在り方も1つの在り方だと思うんですけども、最良の在り方であるのか、今後の曾於市の状況も考えた場合、そのあたりについて議論がもしなされていたら、この在り方のシステムの流れの問題です、議論がされてたら報告してください。なかったらよろしいですけども、これ1点です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいまの徳峰議員の質問に答弁する前に、文書の議案第94号の3段目の「私債権」が私ごとの「私」になってますんで、これを「市」に訂正と、「3月末からの私債権」のここも私の「私」になってますんで、「市」に訂正をお願いいたします。

徳峰議員の質問にお答えします。

（何ごとか言う者あり）

○総務常任委員長（今鶴治信）

債権放棄に対するシステムはどうなっているかという質問でございましたが、先ほど委員長報告で述べたように市債権整理委員会で、どうしてもその支払い能力があるかどうか、特に死亡されている方々がおられたりして、やむを得なしという場合に限り、この債権放棄をしているという報告でありました。

それで、先ほど言ったように、各課より滞納の分を3月末に出していただいて、それを財政課が取りまとめ、債権整理委員会にかけて、どうしてもやむなしという場合に限って私債権放棄をするという報告でありました。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

私の質問というのは、1つの方法として、それを否定するわけではないんですよ。
（何ごとか言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

いいですかね。否定するわけではないんですけども、それが、最良であるかどうか……

（何ごとか言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

いいですか。

（「はい」と言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

そのやり方が最良であるかということについての議論がされていたかという質問なんです。

例えば、先日も議案提案で質問いたしましたけれども、最も大本の市税とか国民健康保険税、これは税務課のほうで、一応一括して、いわゆる欠損扱いを含めて昔から行っております。

で、この市債権条例というのは、だからこの合併後できた新たな条例でありまして、これを建設課あるいは水道課を含めて、またぐ形で財政課のほうで、言わば事務的な取扱いをやっていると、これも1つの方法論であると思うんですよ。

これも単純な見方として、税務課に倣って水道料は水道課で、あるいは家賃は建設課で、実務を担当しているわけですから、年間を通してですね、で、一番この実態の把握ができていて、このいわゆる滞納についても、ですから各課ごとに行うことを含めて、それは条例上も不可能なのかを含めて議論がされていたかの単純な質問なんですよ。なかったらなかったでいいんですけどね。

今後の曾於市のありようを含めて、やはり将来的な展望から考えるべきじゃないかと思うんです。そういった点からの質問なんです。なかったらなかったでいいんです。

○総務常任委員長（今鶴治信）

先ほどの訂正につきまして、また訂正を。

（笑声）

○総務常任委員長（今鶴治信）

何度もすみません。今確認したところ、私ごとの「私債権」でいいということでありましたので、本当何度も失礼しました。元のままで大丈夫だそうです。失礼しました。

ただいまの徳峰議員の質問に対してお答えいたします。

それぞれの所管の課で、債権放棄についても十二分にやるのが妥当ではないかという意見で……

（何ごとか言う者あり）

○総務常任委員長（今鶴治信）

そういう意見でありましたが、そういう意見は、特になかったところであります。以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第93号、曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第93号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号、曾於市債権管理条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第94号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第95号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第96号 曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第97号 曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について

日程第8 議案第98号 曾於市介護保険条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第6、議案第96号、曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてから日程第8、議案第98号、曾於市介護保険条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案10件を12月14日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第96号、曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、延滞金に関する規定が改正され、特例基準割合が延滞金特例基準割合に名称が変更され、延滞金の額の計算において加算した割合が0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合となることから条例を改正するものです。

本市で対象者がいるかとの質疑に対し、対象者はいないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第97号、曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について。

本案は、鹿児島県乳幼児医療助成事業費交付要綱が改正されることに伴い、県内の医療機関等における現物給付方式の対象を住民税非課税世帯の未就学児から高校生まで拡充されることに伴い、関連する規定を改正するものです。

市内の対象者数と予算の増減についての質疑に対し、18歳になる3月31日までの未就学者を除く対象者が160名で、県が2分の1補助することから、市の負担減が約66万9,000円程度になるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第98号、曾於市介護保険条例の一部改正について。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、延滞金に関する規定が改正され、特例基準割合が延滞金特例基準割合に名称が変更され、延滞金の額の計算において加算した割合が0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合となることから条例を改正するものです。

本市で対象者がいるかとの質疑に対し、対象者はいないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第96号、曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第96号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号、曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

私は、本議案には賛成いたします。

ただ、委員会審議の中でも明確になった点ではありますが、もともと曾於市は五位塚市政になってから高校3年生相当時までは、医療費は、非課税、課税世帯を含めて全員無料でございます。

この点は、率直に私も評価いたしております。

例えば、本年度の場合も1億80万円の市の予算措置を行っております。

で、この一方で、鹿児島県もこれまで、一応子供の医療費については、これまでは就学前まで、特に5歳、6歳児は非課税世帯を対象として2分の1補助を行っていたのを、今回の条例改正の中で、県条例に基づきまして、高校3年生相当時までの非課税世帯160名に絞っての一応現物支給、医療費の補助でございます。

これは、一步前進であります。委員長報告にもありますように対象者が非常に

少ない。全体の中の僅かに6%なんです。100名中6名。ですから、予算的にも市にとって、これまでの予算が減額される分が約66万9,000円という委員長報告であります。

ですから、今後の大きな課題として、非常に鹿児島県の場合は進んだ県に比べて弱いので、私たちは県に対して、これを非課税世帯じゃなくて、対象となる子供全員に、しかも第2点目は、現物支給じゃなくて、つまり立替払い制度をなくして、全員に窓口で無料となる、これは宮崎県がそうありますが、で、特に曾於市の場合は、都城などにかかる御家庭が多いので、この大きな今後の取組が必要じゃないかと、ささやかでありますけれども、その一歩として賛成はいたします。

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第97号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号、曾於市介護保険条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第98号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第99号 曾於市営住宅条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第9、議案第99号、曾於市営住宅条例の一部改正についてを議題いたします。

議案第99号については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第99号、曾於市営住宅条例の一部改正について。

本案は、桜ヶ丘団地建て替えにより1棟4戸を廃止し、条例別表を改正するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第99号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第100号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について

日程第11 議案第101号 曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第10、議案第100号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について及び日程第11、議案第101号、曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。

議案2件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第100号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について。

本案は、条例施行後3年を目途として支援内容の見直しを行う附則に基づき、卒業生への大学進学祝い金を廃止して、在校生への支援を充実させるため条例を改正するものです。

改正により、通信講座受講料補助事業、教科指導支援事業、笑顔輝き夢かなう事業を新設し、オンライン講座受講の支援、部活動や全国大会出場等の支援を行い、学力と全国レベルの各種部活の向上に力を入れたいとの説明がありました。

曾於高校の市外の生徒数についての質疑に対し、3割程度が市外の生徒であり、新入生で46名が市外からの生徒であるとの答弁がありました。

また、事業の目的は何であるのか明確にしないと焦点がぼやけてくる。この事業の基本はしっかりとすべきではないかとの質疑に対し、定員割れにならず今後も曾於高校を継続させるための支援事業であるとの答弁がありました。

委員より、高校支援策はあくまでも曾於高校への支援であるので、曾於高校への進学希望者を増やすため、市外の生徒を含めた支援を行うべきではないかとの強い意見が出されました。さらに、大学進学祝い金について、今回の改正で廃止されるが、今年度の卒業生までは、これまで同様に支給すべきではないかとの意見が出されました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第101号、曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案は、末吉中央公民館の建て替え事業により、新たに建設される末吉中央公民館の設置及び管理に関する規定を追加するものです。

使用料設定の計算基礎についての質疑に対し、土地・建物の時価評価額、年間維持費、過疎債償還分等をそれぞれ考慮して算出した結果、これまでとあまり変わら

ない使用料になったとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○８番（今鶴治信議員）

１点だけ質問いたします。議案第100号の曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について質問いたします。

この中で、改正により新たに、通信講座とかいろいろ書いてありますけど、この中でちょっと具体的でないので、笑顔輝き夢かなう事業というのが新設されてございますが、どういう事業であるか質疑があったらお教えいただきたいと思います。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

この笑顔輝き夢かなう事業についての議論があったところです。

内容的には、これまでのいろいろな支援事業をこの笑顔輝き夢かなう事業にまとめて、これまでと同じような支援をするというような説明でございました。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

制服助成とかありましたが、具体的にはそういうことでしょうか。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

はい、そのとおりです。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

まず、議案第100号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

議案第100号の曾於高校の支援についての条例改正については、賛成をいたしま

す。

委員会の質疑の中でも質問したんですが、例えば本年度の予算的には、曾於高校の支援は全体で1,600万円を超えております。

これは、当局の答弁では、鹿児島県内でも曾於市が一番金額的にも支援額が大きいんじゃないかといった答弁であります。そうした大変恵まれた、また大事にしたい予算と予算項目であります。

そうした中で、今回教育委員会のほうで条例を見直したことについては、教育長や担当課長をはじめとした関係者の努力には、率直に敬意を表したいと思っております。

ただ、問題なのは、課題となるのが今後祝い金に代わる約数百万円も充てたいという委員会審議での答弁でありましたけれども、今後これをいかに活用していくか、これは教育委員会のやはり今後の取組にもかかっているかと思っております。

幸い、条例ではなく、要綱の中で、毎年、検証・見直しができる形でしてありますので、今後新たな取組についても、ぜひ検証を重ねて、一步ずつであっても立派な内容に仕上げていただきたいと考えております。

以上で賛成討論といたします。

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第100号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号、曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第101号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第102号 指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）

○議長（土屋健一）

次に、日程第12、議案第102号、指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）を議題といたします。

議案第102号については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第102号、指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）。

本案は、そお生きいき健康センターの管理を、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、鹿児島市武2丁目4番1号、株式会社メルヘンスポーツに指定するものです。

指定管理料が毎年増加している理由についての質疑に対し、人件費の最低賃金の改正や新型コロナウイルス感染症等により施設使用料が計画を下回った際の補填の必要な事態に備えるため、余裕を持った指定管理料を算定しているとの答弁がありました。また、応募のあった2団体の選考過程と選考内容についての質疑に対し、14項目の審査基準を設け、8人の委員による表決により指定管理候補者を決定したとの答弁がありました。

委員より、他の施設の指定管理料は上がっていないのに、ここだけが値上がりしているのは不公平ではないかとの強い意見が出されました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○8番（今鶴治信議員）

ただいまの生きいき健康センターの指定管理について、委員長に質問をいたします。

委員長報告でもありましたけど、人件費の最低賃金の改正、新型コロナウイルスの感染症による施設使用料等の計画を下回った際の補填ということでありましたが、委員長報告にありますように、これから次の指定管理もありますけど、どこも同じ状況であります。

その中で、この生きいき健康センターだけが、特別にこういう、毎年50万円ずつ予算が増えていくわけでありますけど、委員長の中でも強く意見があったということでありましたけれど、ほかの指定管理のところでそういうのはあるんですけど、実際には、トレーニング室なんか利用者が増えてるという旨報告がありましたけど、そこら辺が今大分減ってるかどうか、そういう質疑はなかったか伺います。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

その辺の議論は、たくさん出たところです。

で、コロナの影響で利用者が減ってるという報告は受けております。

それ以外は、この報告にあったとおり、ここだけなぜ上がるのかという強い意見があったというのは報告のとおりです。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

委員会でそういう意見が出たということで、私も本当同じ意見であります。

どこも大変なのは、分かっているんですけど、ほいで、財部の温泉が利用者が減ってるということで補正で対応してましたけど、そういう対応でもいいんじゃないかと思うんですよ。そういう意見は出てなかったか伺います。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

補正等の意見は、別段なかったところです。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の102号のそお生きいき健康センターの指定管理の指定については、賛成をいたします。

委員長報告とただいまの質疑にもありましたけども、この施設については、今回も向こう5年間、指定管理料を一定額人件費等を加味して上げております。

私は、これは自然な当然の流れだと受け止めております。

問題は、後ほどの議案がそうになってない点に尽きるかと思います。

そういった点で、これは前提とした使用料の、指定管理料の毎年の若干の引上げについては、これは当然のことだと受け止めております。

で、1つは、委員会審議の中でも強く申し上げたんですけども、これまでの指定管理が公募制が、大分少なくなりまして、まだ、公募の中でも、どっちみち、公募に参加しても、これまでの既存の団体、業者が一応落札するであろうということで、もう公募数が少なくなっている、そうした中で、今回のこのそお生きいきセンターについてはですね、幸いと言いますか、ありがたいことに、2者が参加いたしております。ですから、これをやはり、指定管理のそもそも論ですね、もともと、この目的、競争性を発揮するという点からいいますとですね、これをやはり大事にすべきではないか。ですから、入札にせっきく参加した初めての参加団体でありますけども、この業者にも丁寧に、なぜこの落札ができなかったのか、応募していただいたけども。これはやはり、当局のほうで丁寧な透明性のある、やはり説明と結果についての公報について文書で示すべきではないかと。これは、礼儀じゃないかということですね、あえて申し上げたんですけども、これをぜひ今後の教訓、参考にさせていただきたいと思っております。

基本的には、内容的には問題がないですので賛成であります。

○議長（土屋健一）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

○14番（渡辺利治議員）

この指定管理者の指定については賛成の立場で討論させていただきます。

中身につきましては、この新型コロナウイルス感染症等により、施設使用料が定額を下回った際の補填の必要、これを事前に備えるため、余裕を持った指定管理料を算定しているとの答弁ということでございます。ですから、これを踏まえて、今後、指定管理者が指定管理しているところはいっぱいありますから、それに対して、執行部のほうから、議案が出ました際には十分これを考慮してくるものだろうと思ひまして、この案に対しては賛成の立場で討論いたします。

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第102号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案102号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第103号 指定管理者の指定について（花房峡憩いの森）

○議長（土屋健一）

次に、日程第13、議案第103号、指定管理者の指定について（花房峡憩いの森）を議題といたします。

議案第103号については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第103号、指定管理者の指定について（花房峡憩いの森）。

本案は、花房峡憩いの森を曾於市森林組合に令和3年4月1日から令和8年3月31日まで指定管理者として指定するものです。

管理体制、イベントについての質疑に対し、3名体制で管理し、キノコの原木オーナー制度などに取り組み集客をしたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

2点質問いたします。

先日の議案提案時でも質問いたしましたけども、当然この施設についてもですね、今後の利用者を増やしていく立場からのですね、やはり大事な指定管理ではないかと思っており、もちろん入札の中でもですね、それに関わる、参加業者のですね、一定今後の考え方を一応どういった立場で取り組むかについてですね、一定報告を受ける内容があります。

質問であります、市としては、今後向こう5年間ですね、この花房峡憩いの森についての利用者を増やす立場での基本的な方針、あるいは、今後の計画についてですね、一応、プランといたしますか、方針と計画を持っているのか、また、そうした点での議論がもしされていたら報告していただきたいと思っています。これが第1点。

それから、第2点目は、さっきのこの生きいき健康センターの指定管理料にも関わる問題であり、また後ほどのこの清流の森大川原峡の指定管理にも関わる問題である指定管理料でございます。

ただいまも質疑がありましたように生きいき健康センターは毎年、今後向こう5年間ですね、50万ずつ人件費等を加味して、配慮して、一応増額になっており、私はこれがごく自然で当たり前じゃないかと思っておりますが、一方、この花房峡憩いの森等についてはですね、一律の指定管理料でありまして、憩いの森も毎年1,270万円、相対的な金額はですね、生きいき健康センターが7,650万円、一方、花房峡憩いの場合も6,350万円と、そう変わらない大きな指定管理料であります、こと毎年のこの指定管理料が増額になっておりません。これは、私、基本的にはおかしいんじゃないかと思うんですね。同じ人が働いているわけですから。これは、後ほどの大川原もそうでありますけれども。

ですから、今回はやむを得ないとして、今後ですね、金額はともかくとしてですね、人員体制も違いますので一定やはり配慮した上で、さらに利用者を増やす方向で指定管理団体が努力、頑張ってもらおうというやり方がいいんじゃないかと思うんですが、そのあたりでもし議論がされていたら、報告をしてください。まあ、されてなかったら、もう当局、十分今日の質疑の中で聞いておりますので今後に生かしていただきたいと思っております。

以上です。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

市といたしましても、花房峡憩いの森については、集客増に向けての取組として、サポートする形で原木オーナー制度とかですね、こういうの取り組んでいくということが出ておりました。

指定管理料の毎年の増額については、森林組合との協議の中で、これでいいという——指定管理者側からこれでいいということであったと説明を受けております。

○19番（徳峰一成議員）

結果的にはこれでいいと言いましても、恐らく森林組合としてもですね、例えば生きいき健康センターの場合、毎年増額になっていますよってことは、御存じなか

ったんじゃないかって想像せざるを得ないんですよね。ですから、そのあたりについてはですね、今後の、先ほど申し上げたように当局にも課題じゃないかと言えます。答弁はよろしいです。今後に生かしていただきたいものです。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第103号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第104号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

○議長（土屋健一）

次に、日程第14、議案第104号、指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松ノ下いずみ議員の退席を求めます。

（松ノ下いずみ議員 退場）

○議長（土屋健一）

本案については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第104号、指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）。

本案は、清流の森大川原峡を財部北校区公民館に令和3年4月1日から令和8年

3月31日まで指定管理者として指定するものです。

集客に向けた計画はあるかとの質疑に対し、冬場の集客にミニ動物園等を計画したいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

本議案には賛成をいたします。

繰り返しますけど、指定管理料については今後の課題として受け止めていただきたい。

そもそも指定管理料——管理制度ができたのがですね、法律に基づきましての、合併後のことであります。ですから、これまでも幾つかについては改善を求めてまいりました。

例えば、この公募による入札の場合に100点満点の採点の中で指定管理料が相対割合として非常に少ない、2割から3割を引き上げるよう、あるいは、例えば、公民館など従来委託で行っていたのを指定管理、指定管理はなじまないじゃないかということで元に戻すやり方、あるいは5年間というのを債務負担行為を取らないのおかしいんじゃないかということで、債務負担行為の設置、さらに議決後の、年明けて、新年度の4月1日までの、いわゆる空白期間も仮契約等を結ぶべきではないかということで、覚書での締結、そして今後の新たな課題としてですね、やっぱり指定管理制度についても5年間——金額はともかくとしてやはり人件費等を含めて、一定加味する形で、引き上げるべきじゃないかという課題があろうかと思っております。

当局としても、これを受け止めまして、一步ずつでもこの制度をより前進させていただきたいと思っております。

一応賛成であります。

○議長（土屋健一）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第104号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

松ノ下いずみ議員の入場を許可します。

(松ノ下いずみ議員 入場)

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時00分
再開 午前11時09分
—————・—————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————・—————

日程第15 議案第105号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第15、議案第105号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第105号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について所管分。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

各課共通の内容として、新型コロナウイルス感染症による事業の中止・縮小に伴う予算減額が主なものです。

財政課関係では、新型コロナウイルス感染症関係で、新たに市独自の追加支援事業を行う場合はどの基金が使えるかとの質疑に対し、財政調整基金、まちづくり基金等であるとの答弁がありました。

市民課関係では、クリーンセンターの燃料費434万7,000円の減額の理由は何かとの質疑に対し、A重油を基幹改良工事前は月3万ℓほど使用していたが、基幹改良により新しい焼却炉になってからは月6,000ℓほどで済むようになったことと、A重油価格を当初予算では1ℓ当たり90円で予算計上していたが、現在1ℓ当たり50円から55円程度で契約していることによるものであるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第105号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について所管分。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

各課共通の内容として、新型コロナウイルス感染症による事業の中止・縮小のため減額補正がありました。

福祉事務所関係では、指定寄附金15万円について、歳出科目はどこかとの質疑に対し、高齢者訪問給食サービスへ充当したとの答弁がありました。

また、障害福祉サービス費の訓練等給付費4,540万円の支出についての質疑に対し、毎年、障害者就労継続支援サービス（B型）が増加傾向にあり、今回増額補正をするものであるとの答弁がありました。

介護福祉課関係では、コロナ禍で介護関連施設の運営状況が厳しい施設はないかとの質疑に対し、グループホーム南之郷（みなみのさと）が介護職員不足により12月から休止中であるとの答弁がありました。

保健課関係では、発熱外来診療体制整備支援事業補助金についての質疑に対し、これまでは発熱患者の相談を志布志保健所の帰国者・接触者相談センターで担ってきたが、11月からかかりつけ医で相談・受診・検査できるようになったことから、発熱外来診療を行う医療機関を支援するため、プレハブ、マスク、フェイスシールド等のレンタル・購入費用の補助を行い、上限が50万円であるとの答弁がありました。

委員より、医療機関の意見を聞いた上で、病院側の立場に立った補助も必要ではないかとの意見が出されました。

教育委員会総務課関係では、校長住宅車庫等修理についての質疑に対し、今回は台風10号の影響により修繕料の補正をしたところであるが、他の教職員住宅も今後は年次計画により水回り・内装関係から順次改修を進めたいとの答弁がありました。

学校教育課関係では、新型コロナウイルス感染症による中止・縮小のため、校長や教頭等の各種研修会、陸上記録会、合同音楽会が開催できなかったことによる減額補正であるとの説明がありました。

社会教育課分では、大隅総合運動公園体育館照明設備修繕についての質疑に対し、吉井淳二記念大賞展が末吉総合体育館の耐震工事中で使えないため、大隅総合運動公園体育館を使用することに伴う照明設備修繕であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第105号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について所管分。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果について報告します。

各課共通の内容として、新型コロナウイルス感染症による事業中止や縮小による減額補正がありました。

商工観光課関係では、思いやりふるさと寄附金推進事業の状況についての質疑に対し、11月末で寄附金額が10億円を超えているとの答弁がありました。

農林振興課関係では、有害鳥獣等駆除被害防止事業について全額一般財源であるかとの質疑に対し、国庫補助は371万2,000円であり、他は一般財源であるとの答弁がありました。

耕地課関係では、災害関連の追加補正が主なものであるとの説明がありました。

委員より、現年発生農地・農業用施設災害復旧については、早急な復旧工事を望むとの意見がありました。

建設課関係では、危険廃屋解体撤去補助金については、空き家等の適切な管理等に関する条例により、所有者は周辺に悪影響を及ぼすおそれのある空き家において解体等の必要な措置を取る必要があります。

この解体等の危険回避措置に対する補助事業を市報、ホームページ、パンフレット等の広報効果により申請件数が増えたため、補助金の追加をするものであるとの説明がありました。

委員より、現年発生公共土木施設災害復旧については、早急な復旧工事を望むとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、総務常任委員長に財政について1点質問いたします。

委員長報告の中でも、例えば今後コロナ対策については、どのような財源を使うかで、財政調整基金とまちづくり基金で考えたいという報告がありましたけれども、広く言いまして、この財政調整基金の現在と今後の在り方について議論があったら報告してください。

これまでの議会質疑で明らかになったように、新年度の予算編成の時期でありまして、新年度は市税収入が1億4,700万円ほど本年度に比べて減額になるのじゃないとか、あるいは、国民健康保険も新年度は、私への答弁では3億円、後ほどの委員長の国保会計への委員会審議の答弁では3億3,000万円ですね、一応、財源不足ということで、これまでの答弁の経過から見て新年度は全額一般財源からの繰入れになりそうではありますが、これらを含めて、今後の財政調整基金を含めた財政状況の現段階での、あるいは新年度に向けての在り方がもし議論が深められてたら報告していただきたいと思っています。なかったらよろしいです。

それから、建経委員長に2点質問いたします。

1つは、ただいま報告がありました有害鳥獣についてでございます。

先日の議案提案でも富吉課長に質問いたしました。委員会審議でも、富吉課長最後の委員会審議の出席だったと思うんですが。

まず1点は、数字的な確認でありますけれども、ただいまの委員長報告の中で、この有害鳥獣に対しての予算措置の中で、国庫補助が371万2,000円という報告でございましたけれども、今回のこの545万2,000円は、説明書にありますように全額一般財源であるということで記載がされております。

確認であります、この国庫補助の371万2,000円は、これまでの一応補正減額が1,427万8,000円でありますので、この中の371万2,000円ということで確認してよろしいのか、答弁をしてください。これが第1点。

それから、関連いたしまして有害鳥獣ですね、先日の議案提案でも当局に質問いたしましたけれども、やはりこれだけこの、毎年イノシシを中心とした、いわゆる有害鳥獣についての被害が広がる中で、全体的なこの取組の中で1つ1つの項目ご

との取組も取り組んでいく、そして検証すべきじゃないか。そういったマップを含めて、全体を捉える中で行うべきじゃないかということでの、先日も質問に対する前向きな答弁がありましたけれども、もしこのことで議論が深められてたら報告してください。

3点目、関連いたしまして、どこの南九州の市町村も、特に農村地域においては、いわゆる有害鳥獣について苦勞しているようでありますけれども、委員会審議の中で、どこか1つ、2つでも本市の今後の取組として参考あるいは教訓としていきたい点がもし議論が深められてたらその市町村等についても報告してください。

以上、3項目であります。

次に、大きな2点目の災害復旧費でございます。

今回の補正予算で、耕地課サイドの4,148万9,000円が新たに追加計上されておりました、耕地関連がこれで災害復旧費が14億1,978万円であります。これらを含めた土木全体の本年度の現段階での災害復旧費は18億7,009万円であります。

質問であります、これまでも特に前年度は本年度へのこの災害関連の明許繰越しが非常に大きな金額となっていたために、本年度の一般会計も膨れ上がっておりますが、今回のこの本年度のこの約18億円余の災害復旧費の中で、新年度へも繰越しせざるを得ないという点がもし議論されていたら報告をしてください。これが第1点であります。

第2点では、同じく災害復旧費以外でも建経関係では、農村水産業費が現段階で23億6,000万円、商工費が現段階で34億5,000万円、土木費関係が現段階で29億9,000万円と多額の予算計上がされておりますが、この中で今回のこの審議の中で、翌年度への明許繰越しのどれだけそれぞれ繰越しをせざるを得ないか議論が深められていたら報告してください。なかったらよろしいですけれども。

以上です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいま、徳峰議員より質問がございました。

財政調整基金につきましては、令和元年が8億1,000万円程度の災害関係の予算取崩しがあった、それでまた令和2年も7億3,000万円ほど災害関係で、年度途中で予想してなかったこういう災害、また今年は特にコロナ関係の国庫の補助もあったんですが、市の持ち出しもあったということで、非常に財政調整基金を取崩したということでありました。

その中で、今後、特別交付税等の金額もまだ決定してませんので、財政調整基金を26億円から27億円ほどは積み戻し、積立てをしたいという答弁がございました。

以上です。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

有害鳥獣等駆除被害防止事業につきましては、徳峰議員の言われるとおり1,427万8,000円の中に国庫補助が含まれているものと承知しております。

災害復旧については、全て年度内に完成するわけではないということで、繰越しがあるというのは先日の私の一般質問に対する答弁でも出たとおりでしたので、委員会ではそれ以上の議論はなされておられません。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

有害鳥獣被害防止の今後の取組については、今回はあくまでも有害鳥獣の捕獲数が増えたものということで、取組としても大分、予算が上がった分だけ取組が進んでいるという見方をしております。

それ以上、議論はありませんでした。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に1点だけ質問いたします。

ただいまのこの新年度の段階で、つまり来年の3月を注視した段階での財政調整基金については、先日の議案審議の中でも担当課長から答弁がありまして、受け止めて承知いたしておりますが、私は、やはり今後の曾於市の財政運営というのは、基本的には旧時代に戻って財政調整基金を中心とならざるを得ないと受け止めております。基本的には。ですから、来年の3月段階でなくて来年以降を含めて、財政調整基金の基本的な市の考え方がただされていたら報告してくださいということだったんです。なかったらよろしんですけれども。それほど財政調整基金は、私は今後のかじ取りにとっても柱とすべき大事な基金であると受け止めているためのその立場からの質問であります。

○総務常任委員長（今鶴治信）

徳峰議員よりもありましたが、そのようなことを財政課のほうでも念頭に置いて、そういう積み戻し、繰戻しがあった場合は、ほかの基金に優先して財政調整基金の積立てを目指しているという答弁があったところであります。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

文厚委員長に質問いたします。

私の地元のことでありましたので、グループホーム南之郷が介護職員不足で12月

から休止中であるという説明でございましたが、これまでも利用されていらっしゃる利用者がおられたんですけど、その方々はほかの施設に移られたのか、どうされているのか、質疑にあったらお答えください。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

コロナ禍の影響のために、介護職員が離職者が多いと、運営が難しいということでありました。

入所者につきましては、それぞれほかの施設に移してあるという議論があったところですよ。

○8番（今鶴治信議員）

コロナ禍でどこも、医療関係もそうだと思うんですけど、職員不足ということでありますが、休止中という説明でございましたが、今後こういうことで介護職員等の採用等があった場合、また再開する予定があるのか、このままもうグループホームとしては、事業としてはもう撤退されるか、そういう質疑があったらお答えください。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

そういうことについての質疑等はなかったところですよ。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第105号を採決いたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第106号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について

日程第17 議案第107号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について

日程第18 議案第108号 令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）に
ついて

○議長（土屋健一）

次に、日程第16、議案第106号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてから日程第18、議案第108号、令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第106号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。

本案は、一般被保険者の高額療養費の追加等によるものが主なものです。

国保会計の全体の見通しについての質疑に対し、来年度は基金繰入れなし・税収の自然減等により約3億3,000万円程度の財源不足が予測される厳しい状況であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第107号、令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。

本案は、後期高齢者医療保険料の追加等によるものが主なものです。

後期高齢者医療特別会計は、国保会計より1人当たりの医療費が高くなっている、本年度の医療費の伸びはどうかとの質疑に対し、令和元年度とあまり変わらないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第108号、令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

本案は、介護保険システム改修委託料の追加等が主なものです。

来年度の予算編成についての質疑に対し、現在の給付費の伸び率（今年度3.43%

増)から計算すると、現状の保険料では1億3,000万円程度の財源不足が見込まれるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

国民健康保険特別会計補正予算について、質問いたします。

先ほど、徳峰議員からもありましたけど、税収の自然減等によって、3億3,000万円程度の財源不足が予想されるということですが、これを埋めるためには法定外繰入れ、または保険税の値上げとかしかないと思うんですけど、その点に対しては、法定外繰入れで全て対応するかどうか、委員会で質疑があったかどうかをお伺いします。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

委員会の中で、財源不足の議論はありましたが、今後のことについては、今質問のとおり、法定外繰入れか、保険料値上げしかないということで、具体的な来年度編成への言及はなかったところです。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は、1件ずつ行います。

まず、議案第106号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第106号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求め

ます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第106号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第107号、令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第107号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号、令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の108号の介護保険特別会計の補正予算には賛成いたします。

委員長報告にもありますように、また委員会審議でも質問したんですが、介護保険会計も国保会計と同様に、かつてない今財政状況の厳しさでありまして、この新年度予算編成の中で、約1億3,000万円ほど財源不足が見込まれる。本会議答弁でもありましたけども。

これに対して、どうするか。基本的には国民健康保険会計は、一般質問の本会議答弁でありましたが、一応新年度も値上げを行わず、一般会計の繰入れということにならざるを得ないかと理解いたしておりますが、この介護保険会計については、この新年度から第8期の介護保険計画を策定して、それも通じての初年度であります。3か年事業でありますけども、このままで、私は、委員会質疑の中の感觸

として、当局の、この財源不足をこの介護保険計画の中で保険料の実質値上げで対応しかねないなという感触を受けました。課長ですからそれ以上の答弁はできないわけでありますけども、ですから、この点は十分、市長をはじめとしたトップとしては、考えていただきたいと思います。と思っています。

以上をもって、討論といたします。

○議長（土屋健一）

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第108号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第109号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第20 議案第110号 令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第19、議案第109号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について及び日程第20、議案第110号、令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの2件を一括議題といたします。

議案2件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第109号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について。

今回の補正は、繰越金確定によるもので、歳入で繰入金を111万1,000円減額し、繰越金を111万1,000円追加するものです。

なお、本案に対する質疑、意見等はありませんでした。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第110号、令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について。

本案は、老朽化による漏水等で修繕が増えたことにより不足が生じ、収益的支出の修繕費を追加するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は、1件ずつ行います。

まず、議案第109号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号、令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）につい

て、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第110号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第21 議案第111号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第21、議案第111号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第21、議案第111号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1,512万1,000円を追加し、総額を350億1,644万円とするものであります。

それでは、予算の概要を説明いたしますので、一般会計補正予算に関する説明書の8ページをお開きください。

今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症対策として、低所得のひとり親世帯へ臨時特別給付金事業の継続であり、歳入については、国庫支出金で母子家庭等対策総合支援事業費補助金を1,512万1,000円追加しています。

歳出については9ページをお開きください。

国の新型コロナウイルス感染症対策として、低所得のひとり親世帯へ臨時特別給付金の再支給により、児童福祉費のひとり親世帯臨時特別給付金支給事業を1,512万1,000円追加しております。

以上で、日程第21、議案第111号を説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

3項目、まずは質問いたします。

今回の、いわゆる、このひとり親への支給については、これまでの国の2回目の支給となります。

曾於市の場合は、これまで2つありました。1つは、市単独の1人2万円の支給で516名。これは全額国の給付金を使っの1,032万円、7月末まで基本的には終わるといった当時の答弁でありました。数字が間違っていたら、担当課長のほうで正していただきたいと思います。

それから、2つ目は、国の全額、いわゆる特別トンネルによる特別給付金で1人5万円、2人目以降3万円加算の、全体で841人、3,190万円だったと理解いたしております。

そして、今回提案正されましたのが、2回目の国の給付金事業でありまして、既存の残った予算に加えて、今回の1,507万円を加えての総額2,469万円で対象者が581名、1人当たり5万円にプラス3万円を加算するんですけども、ただ内容的には1回目と比べて対象者が少ない。今回は581名であります。前回はたしか841名でございます。ですから結果的にも金額が少なく、2,469万円のトータル的な予算計上じゃないかと思っております。

質問の第1点であります、なぜ前回と違って今回は対象者を狭める形で、しかも予算額が少なくなったのか。1回目の第1波当時よりも今のほうが規模が非常に広く、また深刻でございますけども、なぜこのように狭めたのかを含めて内容説明ができれば説明をしてください。これが第1点であります。

第2点目は、当然のことながらこれは年末までに、12月末までに対象者に支給すべきでございます。県内の市町村を見ましても、議会も開会中でありましてけれども、それでは対応できないということで、専決処分を行って12月までに一応届けたいという取組を行っている市町村もあります。

曾於市の場合も当然、本日の議決を経てからの準備、取組じゃなくて、これまでも福祉事務所のほうで準備は万端なく整っている、やっているといます。質問の第2点目は、12月末までに一人残らず対象者は届けるという形で一応理解していいのかどうかの確認の質問であります。これが第2点目。

それから、3点目は市長に質問いたしますが、1回目の7月までの給付金を使っ

た市単独の2万円も、金額は非常に少なかったんですけども、これも今回の提案に倣って私は2回目の市の独自の支援を行うべきじゃないかと思っておりますが、市長の考え方を聞きたいと思っております。

以上、3点でございます。

○市長（五位塚剛）

お答えいたします。

基本的には、今の曾於市民のコロナに対する実態調査というのをやっぱりすべきだと思っております。そのために、今の状況を今調査中であります。この中で、必要であるならばまた検討したいと思えます。

2点目の、年度末まで全部支給できるのかということではありますが、前回いたしました資料等は全部出来上がっておりますし、あとはそのための準備もしておりますので、支給はもうできるというふうに思っております。

あとは担当課長から答弁させます。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えいたします。

まず初めに、当初ひとり親家庭等の臨時特別給付金というのを6月議会をお願いしまして、1人当たり2万円支給をしたところでございますが、この金額については、先ほど議員が申されました1,032万円ということで、支払いをしているところでございます。

それと、今回狭めた、支払いの給付の範囲を狭めたのかということでございますが……

（「849万2,000円のほうですね」と言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

はい。

今回人数が減ったということの理由でございますが、当初、先般8月に既に給付をしておりますが、このときの国の制度の関係で、国は2本立てで8月は実施をしたところでございます。

8月にも説明いたしました、基本分と追加分という2本立てでやっております。基本分については、児童1人につき5万円、2人目以降が3万円の追加ということで、1つ基本分というのをつくっております。

それと、あと追加分ということで、これにつきましては、1世帯につき5万円ということで、別枠でほかに5万円を給付をするということでございましたので、その人数等を全て合計いたしまして841人という8月の給付でございました。

今回の提案でございますが、今回国につきましては、前回の8月に給付した分の

基本分、児童1人につき5万円、2人目以降3万円という、ここの部分だけの再支給ということでございましたので、今回お願いする分につきましては363世帯、人数が581人という形で人数が少なくなったところでございます。

国の制度でございますので、今回、国につきましては基本の分だけ再支給をすることということでございましたので、今回支給分については2,469万円分をお願いをしているところでございます。

（「課長、12月いっぱいに届けることができるか」と言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

先ほど、市長が申したように、今回については、一応8月にデータがございますので、この方々については年内中に給付を終えたいというふうに思っているところです。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問、大きく2点質問いたします。

1回目は、今、課長、市長から答弁がありましたように、市単独を含めて支給しておりまして、市としても理解も頂いているんですが、実施要項が、これは条例じゃなくて実施要項が一応定められております。課長、そうですね。

この実施要項をいろいろ見ますと、今回になじまないというか、合わない項目が幾つかあります。

例えば2点だけ申し上げておきます。

1つは、前回の実施要項は、一応申請期間が年明けて来年の3月末までとなっております。ただいま答弁がありましたように、今年の8月でもう実際終わっておりますが、今回の提案されたのはどうなのか、来年の3月末でいいのかどうか、これが第1点。

あるいは、特に私が合わないと思ったのは、この8条の2項の中で、やむを得ない場合を除いて——これ。申請期間だから違いますね——第3条の2項の1の中で、5万円については1回限り支給するという項目があります。1回限りですね。で、今回2回目でありますので、ですから、実施要項を直さなきゃいけないんですが、これを含めて、ほかにも、この、調整しなければ——実施要項を、訂正しなければならない点があるかと思っております。その点で質問であります。これは訂正されたんですか。訂正されたんだったら、当然、議案と一緒に議会にも訂正した内容を出さないといけないと思うんです。タブレットの中にも入ってないですね。ですから、質問であります。これは何月何日で、一応、現状に合う形で訂正したのかです。何月何日時点で。そして、当然、終わってからでもやむを得ないで

すけども、タブレットに入れるなり、議員に、この今回の提案に即した実施要項を出すべきだと思っております。これ、第1点。

それから、第2点目でありますけれども、この市単独の2万円については、実態調査を踏まえて、必要ならば実施したいという答弁であります。さきの私の一般質問でも、この問題を含めて、今のコロナの状況、市民のこの問題に対する受け止め方の状況を見た場合は、コロナ対策を真正面に据えて、必要な項目を実態調査の上で研究・検討されて、これを速やかに臨時議会を開いてまでも追加予算をすべきじゃないかと質問したところ、市長も、最終的には、臨時議会を開いてまで行いたいという前向きな答弁だったんです。ですからその点は、もう12月はやむを得ないとして、中身はともかくとして、臨時議会は年を明けていつ頃を予定して、そして逆算方式で実態調査もしなければいけないと思うんです。実態調査を終わってから予算を組んで、そして議会という、通常だったらそれでいいんだけど、事コロナ問題については、そうした積立て方式じゃなくって逆算方式でやっていくべきだということで、市長としては、臨時議会は何年の何月をめどに一応開きたいとコロナ問題では考えておられるか。

以上、2点です。

○市長（五位塚剛）

実態調査については、農家の状況、また商売されている人たちの状況、また一般の方々の状況といろいろありますので、今、それはいろいろ聞き取りもして、まだ、私たちも現地に出向いております。その中で必要とあるならば検討はしますが、まだ具体的にいつ臨時議会を開くとか、そういうことは決めておりません。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

お答えしたいと思います。

まず、この期限につきましては、一応当初、今回、実施要綱を、曾於市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要項というのを、令和2年6月23日に告示で出したところでございますが、この中で期限については、令和3年2月28日という期限を設けているところでございます。

それと、今回の提案に対しまして変更をかけないといけない部分ですが、今、変更をかけているところでございますが、今回については、基本給付の部分に再支給分を含むという形で提案をしているところでございます。これによりまして、今回、5万円を1回に限るというふうになっておりますが、再支給を含むという形をお願いをしたいということで、実施要項のほうを変えてあるところでございます。

なお、今回、この実施要項につきまして議員の皆様方にお示ししていないということで、誠に申し訳ないと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

まだ実施要項は変えていないんですか。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

要項は、本日、議決後に告示をしたいと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども、まず課長から質問いたします。

この関係する条例、今回の場合は補正予算と同時並行して、やはり要項等は制定したり、あるいは改正すべきだと思うんです。で、議決後、要項をとというのは、これは基本的におかしいでしょ。逆立ちといいますか。ですからこれは、昔から、旧町時代から、くどく、私、本会議で申し上げてるんです。やはり、関連する条例とか予算を、いわば補充するのが要項等でありますので。ですから、これ、もうワンセットでありますので、当然、議会に、あるいは議員に議案を提案すると同時に並行してやるべきだと。議会議決後というのは、これはおかしいでしょ。ですからこれは、今回はやむを得ないとして、そのように——これはほかの要項等も同じですけども、対応していただき、それを市長、あるいは副市長のほうで指示していただきたいと思うんです。特に副市長はその責任者でありますので——課長等に対して、今後の取組に生かしていただきたいと思っております。

それから、この臨時議会をいつまで開くか定めてないということでございますけれども、これも私は受け止めが弱いんじゃないかって。連日、全国の、特にコロナがすごいところは、どんどんどんどん、この市、あるいは県単独の予算を追加計上しております。連日のように新聞出てます、マスコミ。ですから、もっとその、緊迫感を持って——内容は検討されるとして、その実施がいつかについては、おおよそのめどを一応念頭に入れながら、陣頭指揮を、市長も副市長も執るべきじゃないかと思っております。

3回目でありますけど、再度、市長の決意を含めた考え等を聞かせていただきたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

申し訳ないですけど、予算についての答弁はいたしますけど、その一般質問的な答弁については、お答えはできません。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第111号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第111号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第111号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第22 閉会中の継続調査申出について

○議長（土屋健一）

次に、日程第22、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長、高校跡地利活用調査特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

_____・_____・_____

日程第23 議員派遣の件

○議長（土屋健一）

次に、日程第23、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第167条の規定により、次期定例会まで、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

ここで、しばらく休憩いたしまして全員協議会を開催いたしますので、議員控室にお集まり願います。

休憩 午後 零時 03分

再開 午後 零時 08分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

上村龍生議員から、議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。上村龍生議員の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、上村龍生議員の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 議員辞職の件

○議長（土屋健一）

追加日程第1、議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、上村龍生議員の退場を求めます。

〔上村龍生議員 退場〕

○議長（土屋健一）

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（持留光一）

朗読いたします。

日付は、令和２年12月22日付でございます。

曾於市議会議長土屋健一殿。

曾於市議會議員上村龍生。

辞職願。

今般、一身上の都合により、令和２年12月22日をもって議員を辞職したいから許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（土屋健一）

お諮りいたします。上村龍生議員の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、上村龍生議員の議員辞職を許可することに決しました。

上村龍生議員の入場を許可します。

〔上村龍生議員 入場〕

○議長（土屋健一）

上村龍生議員に申し上げます。議員辞職は許可されましたのでお知らせいたします。

ここで、追加日程配付のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 零時 14 分

再開 午後 零時 15 分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第２ 文教厚生常任委員会委員長の互選

上村龍生議員の辞職に伴い、文教厚生常任委員会の委員長が不在となりました。また、曾於地区介護保険組合議會議員、高校跡地利活用調査特別委員会委員に欠員が生じております。

お諮りいたします。文教厚生常任委員会委員長の互選、曾於地区介護保険組合議會議員の選挙及び高校跡地利活用調査特別委員会委員の補充選任についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、文教厚生常任委員会委員長の互選、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙及び高校跡地利活用調査特別委員会委員の補充選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

次に、追加日程第2、文教厚生常任委員会委員長の互選を議題といたします。

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会していただき、委員会条例第9条第2項の規定により、委員長の互選をしていただきます。

ここで、文教厚生常任委員会開会のため、しばらく休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 零時17分

再開 午後 零時27分
—————・—————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に、文教厚生常任委員会から、互選結果について報告がありましたのでお知らせいたします。文教厚生常任委員会委員長に淵合昌昭議員。文教厚生常任委員会副委員長に松ノ下いずみ議員。

以上のとおりであります。

追加日程第3 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（土屋健一）

次に、追加日程第3、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を議題といたします。

曾於地区介護保険組合議会議員は、組合規約第5条第1項により、2人を曾於市議会議員の中から選挙することになっておりますが、このうち議員1人に欠員が生じております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名推選については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

曾於地区介護保険組合議会議員の議員に松ノ下いずみ議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました松ノ下いずみ議員を
当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました松ノ下いずみ議員が
曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました松ノ下いずみ議員が議場におられますので、会議規則第
32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

_____・_____・_____

追加日程第4 高校跡地利活用調査特別委員会委員の補充選任について

○議長（土屋健一）

次に、追加日程第4、高校跡地利活用調査特別委員会委員の補充選任についてを
議題といたします。

お諮りいたします。ただいま委員1人に欠員が生じております高校跡地利活用調
査特別委員会委員の補充選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、
九日克典議員を指名いたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、本件については、ただいま指名いたしました
とあり特別委員会委員に選任することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

今回の12月の定例議会におきまして提案いたしました予算並びに条例の改正含め
て、全て認めていただきました。執行に当たりましては、一日も早く執行できるよ
うに進めてまいりたいと思えます。

いろいろと大変お世話になりました。ありがとうございます。

○議長（土屋健一）

以上をもちまして、令和2年第4回曾於市議会定例会を閉会いたします。

_____・_____・_____

閉会 午後 零時30分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 9 1 号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 3 号	曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 4 号	曾於市債権管理条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 5 号	曾於市国民健康保険税条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 1 0 5 号	令和 2 年度曾於市一般会計補正予算（第 9 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 1 0 9 号	令和 2 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）について	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 9 6 号	曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 7 号	曾於市子ども医療費助成金支給条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 8 号	曾於市介護保険条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 1 0 0 号	曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 1 0 1 号	曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 1 0 2 号	指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）	全会一致 可 決
議 案 第 1 0 5 号	令和 2 年度曾於市一般会計補正予算（第 9 号）について（所管分）	全会一致 原案可決

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第106号	令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)について	全会一致 原案可決
議 案 第107号	令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)について	全会一致 原案可決
議 案 第108号	令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算(第 4号)について	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第92号	曾於市自転車等の放置防止に関する条例の制定につ いて	全会一致 原案可決
議 案 第99号	曾於市営住宅条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第103号	指定管理者の指定について(花房峡憩いの森)	全会一致 可 決
議 案 第104号	指定管理者の指定について(清流の森大川原峡)	全会一致 可 決
議 案 第105号	令和2年度曾於市一般会計補正予算(第9号)につ いて(所管分)	全会一致 原案可決
議 案 第110号	令和2年度曾於市水道事業会計補正予算(第4号) について	全会一致 原案可決